

国際引退移住における公的支援と自助・互助活動の新局面：在チェンマイ日本人引退移住者を事例として

西村, 菜穂子 / NISHIMURA, Nahoko

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

239

(発行年 / Year)

2022-09-15

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第551号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2022-09-15

(学位名 / Degree Name)

博士(公共政策学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025867>

法政大学審査学位論文

国際引退移住における公的支援と自助・互助活動の新局面

－在チェンマイ日本人引退移住者を事例として－

西村 菜穂子

目次

第1章 序論.....	1
第1節 研究の背景.....	1
1-1-1. 引退後の新たな選択肢「国際引退移住」.....	1
1-1-2. 問題意識.....	1
第2節 研究目的・研究方法.....	2
1-2-1. 研究目的.....	2
1-2-2. 研究方法.....	5
第3節 本論文の構成.....	13
1-3-1. 本論文の構成.....	13
第2章 調査対象地の概要.....	15
第1節 タイ王国の概要.....	15
2-1-1. 混迷するタイの政治情勢.....	15
2-1-2. アジアの中継地タイ.....	17
第2節 チェンマイの概要.....	19
2-2-1. 古都チェンマイ.....	19
2-2-2. 日本におけるチェンマイのイメージ.....	21
第3章 先行研究から考察する IRM.....	22
第1節 イギリス人の IRM.....	22
3-1-1. 太陽を求めた IRM.....	22
3-1-2. シェンゲン協定下の EU 圏内 IRM.....	26
3-1-3. EU 圏内 IRM と社会保障の互換性.....	27
第2節 アメリカ人の IRM.....	29
3-2-1. 引退後のアメリカ国内移住.....	29
3-2-2. アメリカ人の IRM.....	30
第3節 日本人の IRM.....	33
3-3-1. IRM の長期化・定住化.....	34
3-3-2. 理想と現実 日本人が IRM を実践する国.....	37
3-3-3. ライフスタイル移住.....	39
3-3-4. 先行研究における国際引退移住の呼称.....	40
第4章 法制度から考察する IRM の特徴.....	43
第1節 社会保障制度から考察する IRM.....	43

4-1-1.	医療保障制度	43
4-1-2.	海外年金送金制度	46
4-1-3.	介護保険制度	48
第2節	在留届から考察する IRM	50
4-2-1.	在留届と在留邦人	50
4-2-2.	永住と長期滞在	52
4-2-3.	職業・年齢別在留邦人の構成	54
第3節	住民基本台帳から考察する IRM	56
4-3-1.	住民基本台帳法	56
4-3-2.	海外転出届	57
第4節	IRMs の課税対応と情報共有のための自助・互助活動	59
4-4-1.	IRMs の年金に対する所得税	59
4-4-2.	IRMs と住民税	65
4-4-3.	国民であることと住民であること、生活の本拠の乖離	68
第5章	日本人による IRM の展開	74
第1節	日本人 IRMs の誕生	74
5-1-1.	シルバー・コロンビア計画	74
5-1-2.	LONG STAY PLAN90 への方向転換	80
5-1-3.	ロングステイ財団の誕生	82
第2節	IRM 受け入れ国の誘致政策	84
5-2-1.	IRM 受け入れ国の査証制度	84
5-2-2.	IRM 受け入れ国に求めるもの	92
5-2-3.	どの国を選択するか	94
第3節	タイの IRM 誘致政策	97
5-3-1.	タイ観光庁によるロングステイ誘致政策	97
5-3-2.	タイの査証制度	98
5-3-3.	タイの永住権	105
5-3-4.	タイの住宅登録制度	107
第6章	チェンマイ邦人社会への IRMs 参入	111
第1節	IRMs のチェンマイ集住化	111
6-1-1.	在留邦人集住地域チェンマイの特徴	111
6-1-2.	チェンマイと在留邦人	113
6-1-3.	チェンマイ移住の決定要素	118

6-1-4.	日本を離れる理由	121
第2節	在チェンマイ IRMs の階層分化	123
6-2-1.	QOL 型 IRM	123
6-2-2.	Exodus 型 IRM	126
6-2-3.	IRMs の階層分化	128
第3節	在チェンマイ IRMs が直面する新たな問題	129
6-3-1.	高齢者基本法施策の届かない海外生活	129
6-3-2.	在外公館のできること・できないこと	130
6-3-3.	タイ政府による外国人に対する人権アプローチ	133
第7章	在チェンマイ IRMs を取り巻く公的制度と自助活動	138
第1節	制度にアクセスするための自助活動	138
7-1-1.	年金へのアクセス	138
7-1-2.	医療制度へのアクセス	141
7-1-3.	自助による年金送金制度・医療制度へのアクセスの利便性	141
第2節	問題を克服するための自助活動	143
7-2-1.	自助による介護への挑戦	143
7-2-2.	言葉の壁の克服	146
7-2-3.	貧窮から脱却するための自助 生活保護へのアクセス	150
7-2-4.	帰国のための自助	151
第3節	IRMs のジレンマ	152
7-3-1.	自己責任の壁	152
7-3-2.	家族の個人化	157
7-3-3.	自助努力の限界点	157
第8章	在チェンマイ邦人 IRMs による互助活動の実践	160
第1節	在チェンマイ邦人親睦団体	160
8-1-1.	チェンマイ日本人会と邦人子女教育	160
8-1-2.	IRMs の参入と実利的要請	161
第2節	IRMs 当事者団体の活動	162
8-2-1.	IRMs による当事者団体誕生	162
8-2-2.	小規模グループの互助活動	164
8-2-3.	タイ人介護スタッフ雇用による越境介護	166
第3節	互助活動の限界点	168
8-3-1.	高齢者施設とボランティアグループによる帰国支援	168

8-3-2. 終活 死後に関わる諸手続き	173
8-3-3. 互助活動の限界点	175
第9章 IRMにおける公的支援と自助・互助活動の新局面	181
第1節 IRMsにおける危機管理	181
9-1-1. Covid-19 感染症拡大と在タイ邦人	181
9-1-2. 職域接種のない IRMs に対する日タイ政府の対応	189
第2節 自助の限界を乗り越えるために	192
9-2-1. 現地タイ人による支援	192
9-2-2. 家族による支援 越境介護の可能性	194
第3節 帰国後の支援体制	196
9-3-1. IRMs に対する公的支援拡大の可能性	196
9-3-2. 帰国後の支援体制	199
第10章 結論	201
第1節 日本人の IRM はどのように変容しつつあるのか	203
第2節 新たな問題に対する日タイ政府の政策的・制度的対応と限界	204
第3節 新たな問題を克服するための自発的な自助・互助活動の組織化	205
第4節 政策提言および今後の課題	206
【注】	209
【参考文献】	215
謝辞	239

第1章 序論

第1節 研究の背景

1-1-1. 引退後の新たな選択肢「国際引退移住」

我が国の高齢化率¹は、2021年には29.1%に達し、過去最高となった(総務省統計局「統計トピックス No.129」)。WHOや国連では高齢社会を3段階に分類し、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を越えた社会を「高齢社会」、21%を越えた社会を「超高齢社会」と定義している。日本が高齢化社会から高齢社会へと移行する過程で、1985年に高齢化率が10%を超えながらも、高齢者世帯所得平均が上昇を辿っていた1986年、通商産業省(現：経済産業省)が提唱した「シルバー・コロンビア計画」(以下、SC計画、と記す。)は、日本人による国際引退移住促進・支援政策の嚆矢となった。

定年を迎えても健康で、経済的にも安定を維持していて、これまで職業人として培った経験や技術を持ち、日本の高度成長期を支え働き続ける制約から解放された引退後に、海外へ移住し豊かに過ごす高齢者の出現は、欧米先進諸国ではすでに見られた「国際引退移住」が日本でも始まったことを意味するものであった。「国際引退移住」(International Retirement Migration(以下、IRM、と記す。))とは、その先進事例となったイギリスの移民研究者であるKingら(1998)が提唱した用語であり、引退を重要な契機とする国境を越える人口移動を指す。

SC計画は、その後、経済的に恵まれた高齢者の移住を国の政策として支援することに対する社会的な批判を受け、引退者の「余暇」の充実に強調点を転換することによって、IRMを推進する法人の名称も「海外滞在型余暇研究会」ならびに「海外滞在型余暇フォーラム」、「余暇開発センター」、「海外滞在型余暇協議会」と変遷を辿り、現在は「一般財団法人ロングステイ財団」(以下、ロングステイ財団、と記す。)が日本人による海外余暇活動の普及・啓発活動の支援に取り組んでいる。その結果、日本人による引退後の海外生活は、新たな「ライフスタイル移住」の一つとなり、2000年以降は増加傾向にある。ロングステイ財団による日本のロングステイ推定人口調査によると、1992年調査開始当初のロングステイ推定人口約90万人に対して2019年は約164万人であり、約1.8倍に増加している。そのなかで、急速な高齢化を反映して、高齢者の数も増加しているのである。

1-1-2. 問題意識

日本の高齢化率が1994年高齢社会へ、2007年超高齢社会へと上昇し、日本人によるIRMに関心が高まる一方で、IRM実践者(以下、IRMs、と記す。)の中には、加齢による健康悪化から介護が必要となっても現地に留まり、嵩む医療費による貧窮化や孤独死問題が顕在

するという新たな局面を迎えている。とりわけ日本人 IRMs 集住地域では、彼らの介護・貧窮化・孤独死に対する日本人会や各種邦人親睦団体、現地の邦人担当行政である外務省の対応が喫緊課題となっている。

このように、現在の IRMs は、SC 計画以降想定されてきたような引退後に豊かな第二の人生を過ごす余裕のある人ばかりではなくなり、余裕があるとはいえない人も増えつつあって、すでに IRMs として一括りにとらえることができない階層分化が進んでいるように見受けられる。そのことは、SC 計画が提唱されてから約 40 年経つなかで、日本からの IRM がどのように変容してきたかを明らかにすることを通して実証されねばならないだろう。また、新たな局面を迎えた IRM に対する日本および IRM 受け入れ国政府双方の政策的・制度的な対応に、どのような新たな問題や課題が起こっているのかも明らかにする必要があるだろう。さらに、政策的・制度的に対応しきれない問題や課題に対して IRMs 当事者自らあるいは IRMs 同士はどのように自分で解決しようとしたり(自助)、互いに協力し支援し合って解決しようとしているのか(互助)、その実情も日本人 IRMs の生活の現場から検証されねばならないだろう。

第 2 節 研究目的・研究方法

1-2-1. 研究目的

本論文で事例研究の対象とするタイは、前節で述べた日本人 IRMs の新局面が最も顕著に認められる国である。なぜなら、IRMs の高齢化が最も進んでいて、必ずしも経済的に恵まれておらず生活上もしくは生死に関わるさまざまな問題に直面していると推察できる層が増えていると見られるからである。とはいえ、タイも広大な国であり、同じ国内でも日本人 IRMs の生活実態は多様性に富んでいる。

高齢化については、タイ北部に位置するチェンマイ県(以下、チェンマイ、と記す。)における 65 歳以上の在留邦人の割合は約 37.7%で、明らかに他の国・地域の日本人 IRMs より高齢化が進んでいる。

経済的な階層性については、単純労働者や無職など職業別構成で「その他」のカテゴリーに相当する割合が約 62.8%を占めている。その大半が豊かな資産や資金力を持つ「富裕層」とは考えられないから、その中には、年金以外にはこれといった生計手段がなく、健康上の問題を抱えて医療費の負担が急に大きくなり、家族の死などを契機に日本への帰国を考えたとしても経済的な事情などにより躊躇せざるをえない層がかなりの部分を占めていると想定される(図 1-1.)。

このように、チェンマイの日本人 IRMs は、他の国・地域の IRMs にくらべて、高齢化とそれにとまなう主に経済条件における階層分化が最も顕著に認められるのであり、その意

味で本研究の事例とするのに最適な条件をそなえているといえよう。したがって、本研究では、タイの中でも最も多くの日本人 IRMs が集住していて、階層分化もかなり明確に認められるチェンマイに在留する日本人 IRMs に焦点を絞ることにする。実際、在留邦人数に対する 65 歳以上邦人の割合が最も高い在外公館はチェンマイである。

そこで本研究は、チェンマイの日本人 IRMs を事例として、SC 計画以後およそ 40 年の間に日本人 IRMs と彼らを取り巻くチェンマイの邦人社会がどのような変化を経て現在に至っているのか、特に、SC 計画当初とは異なる階層分化がどのように進んで、それとともに現在のチェンマイの日本人 IRMs はどのような新たな問題に直面しているのか、そこから浮かび上がってくる高齢化とともに介護や貧窮化といった課題にどのように対処しているのか、特に公的支援の限界に直面した際に、邦人社会や IRMs 同士の間でどのような自助・互助活動が見られるのかを実証的に解明することを目的とする。このような目的に向かって、本研究では以下の 3 つのリサーチクエスチョンを設定した。

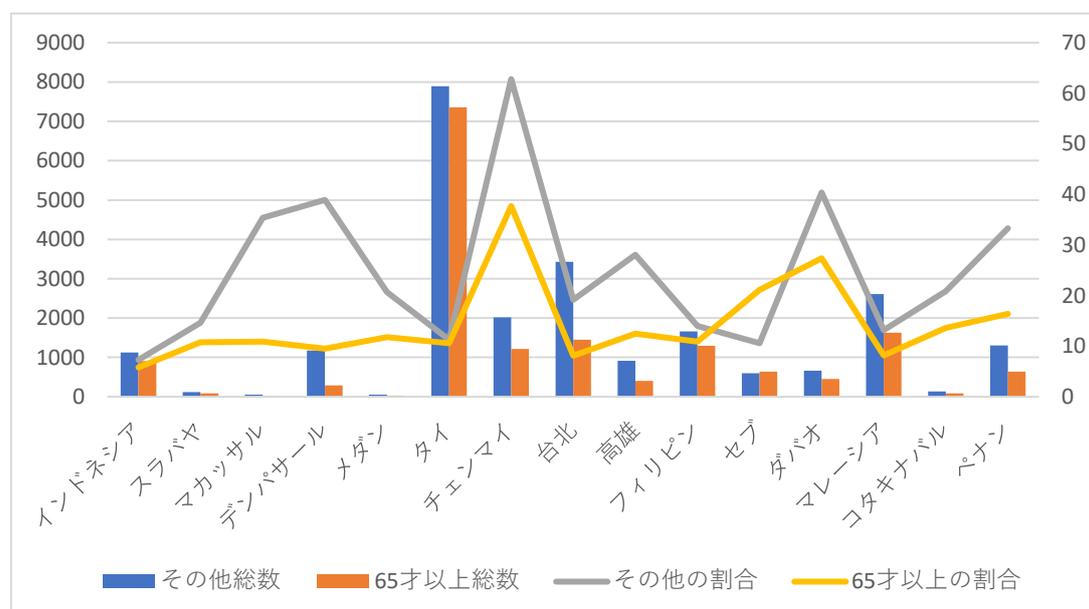
第 1 のリサーチクエスチョンは、IRM は SC 計画以降、約 40 年経つなかでどのように変容しつつあるのか、である。SC 計画では当初 IRM の移住先として欧米の先進国を推奨する傾向が見られたが、その後次第にチェンマイをはじめ東南アジアに向かう傾向が強まり、現在では東南アジアが日本人 IRM の主流となっている。そこで本研究では、IRMs が選択する移住国はいつから何を理由に変容したのか、また、IRMs が移住国に求める条件にどのような変化があるのかを検討する。IRM の変容は行き先だけではない。IRMs の階層にも変化が生じている。SC 計画が提案された当初は、元来経済的に余裕のある高齢者に対する海外移住支援事業としての位置づけに重きが置かれていたが、現在の IRMs には余裕のある高齢者ばかりではなく、介護・貧窮化問題を抱える必ずしも余裕があるとはいえない人々も少なからず混在している。このような階層分化は日本を離れる時から生じているのか、あるいは移住先で何らかの事情により階層分化が生じたのか、さらに 2 階層の狭間にはどのような人々がいるのかにも着目し、SC 計画以降の IRM の変容を明らかにする。

第 2 のリサーチクエスチョンは、IRM に対する日タイ両政府の政策的対応や公的支援にどのような変化と新たな問題が起こっているのか、である。SC 計画初期からしばらくの間、在留邦人担当行政機関である在外公館は、企業関係者が主流となる邦人社会に対応していたが、その後経済状況の変化やそれとともに企業の駐在員の減少などにより、邦人社会における企業関係者の比率は低下し、それに代わって就労を目的としない IRMs の新たな参加と増加によって、IRMs が邦人社会の主流となる構成に変化している。このような邦人社会構成層の変化によって、在外公館はこれまでの企業関係者を主とした政策・制度では対応しきれない問題に直面しつつあると考えられるのであり、実際にどのような問題が起こっているのかを明らかにしなければならない。特に、日本政府は在留邦人に対応する海外年金送

金制度や海外療養費還付制度を実施しているが、IRMsには、これらの制度が生活支援につながっているのかどうかは詳細に検証すべきであろう。一方、IRM 受け入れ国であるタイ政府は、IRM 誘致策として一定条件を満たす IRM に対応する査証発給制度を整備している。この制度を利用することによりチェンマイへの IRM が可能となるが、IRMs の変容はタイ政府 IRM 誘致政策にどのような影響を及ぼしているのか、IRM 誘致国家として、必ずしも富裕とはいえない IRMs に対する支援策を、新たな要求や必要に応じてどこまで整備しているのか、また、それらの支援は妥当なものといえるのかも検討し、IRM の変容によって日本およびタイ政府双方の制度的・政策的な対応にどのような新たな問題が起こっているのかを明らかにする。

第3のリサーチクエスチョンは、IRM をめぐる社会的・経済的環境条件が著しく変容しつつある中で、当事者である IRMs は、どのように問題解決をはかろうとしているか、である。いかに政府間の公的支援が整備されたとしても、そこには限界がある。いかなる社会集団の中でも、それを補うために自ら、あるいは同じ境遇にある者同士で協力して問題を解決しようとする自発的な自助・互助活動が生まれるであろう。実際に IRMs の中でどのような新しい自助・互助活動が出現しているのか、その実態を実証的に明らかにする。

図 1-1. 東南アジア内在外公館別「65 歳以上」および職業別在留邦人区分「その他」の在留邦人数
(左軸単位: 人、右軸単位: %)



出典：外務省『海外在留邦人数統計調査 平成 30 年版』を基に筆者作成

以上 3 つのリサーチクエスチョンに主として現地調査の結果に依拠して応答しようとする本研究の事例として在チェンマイ IRMs を抽出する理由は、すでに述べたように、在チェンマイ邦人総数²3,221 人に対する 65 歳以上のチェンマイ在留邦人の割合が約 37.7%(1,215 人)であり、東南アジアにおける在外公館年齢別在留邦人数の中で最も高く、就業人口の中で非就労者と見なすことができる「その他」の割合は約 62.8%(2,022 人)であることから、チェンマイは高齢者と非就労者が確実に多数集住しているからである。また、会員数 100 人以上の邦人団体が 3 つあり、そのうち 2 つは IRMs 当事者により形成されていることから、本研究の問題関心である健康悪化や貧窮化に陥った IRMs と彼らを取り巻く邦人社会の取り組みを考察するのに適切だと考えられるからである。さらに IRMs 同士の助け合いの有無や、日本人会に代表されるような旧来より存続する邦人団体と、新たに設立された IRMs 当事者団体それぞれの役割機能や会員の実利的要請が比較できるためでもある。

1-2-2. 研究方法

本研究は、先行研究をはじめ日タイ政府省庁およびロングステイ財団、入国管理局、観光庁、チェンマイ県の資料分析と、1997 年から 2015 年まで筆者自身がチェンマイに在留した 18 年間に培った日本人社会におけるさまざまな経験と人的交流をベースにして、2018 年 8 月から 2021 年 5 月にかけて 5 回にわたりって実施したタイでの現地調査、日本国内で実施した元 IRMs である帰国者、および短期間の海外移住と国内滞在を繰り返す季節移動型 IRMs に対するインタビュー調査に基づく成果である。

本研究は三つの社会的な調査・研究方法に依拠している。ひとつは、資料分析である。SC 計画提唱後から今日に至る IRM と邦人社会の変容については、主として資料分析によって歴史的に考察を進める。

二つ目は、参与観察である。IRMs 当事者と現地の邦人社会が直面する新たな問題を解決するために、どのような新しいアクションを起こしているのかについては、実際に IRMs や彼らがコミットしている関連団体、新旧の邦人団体などの活動現場やイベントなどに足しげく参加し、参与観察を行った。

三つめは、インタビュー調査である。この方法は、すべての現地調査と日本での調査でも採用されているが、インタビューの対象者の抽出やその進め方には、参与観察と切り離せない部分が多い。なぜなら、筆者自身がチェンマイに在留時に通訳業に携わっていたことから、一在留邦人として現地の調査対象集団の中で生活を営んでいた「能動的参与観察者」と呼べる手法を用いたことになり、その過程でインタビューを実施することができたからである。現地では対面調査を主として実施したが、コロナ禍以降は臨機応変にオンライン・インタビ

ューも実施した。インタビューの手法は、ほぼ全面的に非構造化インタビューによるものである。

2018年8~9月の第一次調査では、在チェンマイ日本人 IRMs の F 氏および在チェンマイスイス人 IRMs の S 氏の協力の下で、スノーボールサンプリング法にて IRMs に対するライフストーリーインタビュー調査を実施した。また、IRMs の集住がみられるアパートの家主やコンドミニアムのマネージャーなど、IRMs と関わりのある地元の住民に対するインタビュー調査を実施した。

第二次調査は 2019年8~9月および11月に実施し、第一次調査から続く IRMs 個人に対するインタビュー調査と並行して、邦人団体の会合や催事に参加しながら、IRMs 同士の互助による支援に着目し、各種団体メンバーに対するインタビュー調査を実施した。また、地元で IRMs を受け入れる介護施設や IRMs を顧客とする旅行会社、タイ式マッサージ施設など、IRMs とつながりのある施設でのインタビュー調査を実施した。

2020年3月と2021年4~5月の第三次調査は、タマサート大学学生 Cookie 氏の協力の下で Covid-19 パンデミック下におけるタイ政府の対応に関する資料を入手した。また、IRMs の生活および帰国の是非、ワクチン接種に対する要望について、Covid-19 パンデミック下にあることから主に非対面通信媒介によるインタビュー調査を実施した。現地調査終了後も、メールや Line 等の通信を媒介したインタビュー調査を継続的に実施した。タイでのインタビュー調査は、全対象者に対して2回以上実施し、日本国内でのインタビューも対面、または対面と通信の組み合わせで2回以上実施した。

表 1-1.本研究調査対象者の概要

項目	IRMs			IRMsの家族、支援者	
	日本人	スウェーデン人	スイス人	タイ人	日本人
人数	44	1	2	8	1
性別	女16,男29	男1	男2	女7,男1	女1
年齢	50代~88才	80代	30代,60代	30代~61才	30代
調査地	チェンマイと日本（対面と通信媒介混合）		チェンマイ（対面のみ）	チェンマイ（対面と通信媒介混合）	チェンマイ（対面のみ）
調査時期	2018年8月~2021年5月				

* 調査対象者の年齢は初回インタビュー調査時の年齢である。

筆者作成

表 1-2. タイ国内現地インタビュー調査の対象者

NO.	氏名	年代・年齢	世帯構成	性別	国籍	在住県
1	A	70代	単身	男	日本	CNX
2	B	夫 70代	同居	男	日本	CNX
3	C	妻 60代		女	日本	CNX
4	D	60代	同居	男	日本	CNX
5	E	70代	単身	男	日本	CNX
6	F	70代	同居	男	日本	CNX
7	G	70代	同居	男	日本	北タイ
8	H	70代	単身	女	日本	CNX
9	I	60代	単身	女	日本	CNX
10	J	70代	同居	男	日本	北タイ
11	K	30代	同居	女	日本	CNX
12	L	70代	同居	女	日本	CNX
13	M	80代	単身	男	日本	CNX
14	L	80代	単身	男	日本	CNX
15	N	70代	同居	女	日本	CNX
16	O	60代	同居	女	日本	CNX
17	P	70代	同居	男	日本	CNX
18	Q	70代	同居	女	日本	CNX
19	R	70代	同居	男	日本	CNX
20	S	70代	同居	男	スイス	CNX
21	T	70代	同居	男	日本	CNX
22	U	70代	単身	男	日本	CNX
23	V	70代	単身	男	日本	CNX
24	W	30代	単身	女	タイ	CNX
25	X	80代	単身	男	スウェーデン	CNX
26	Y	30代	同居	女	タイ	CNX
27	Z	30代	同居	男	スイス	CNX
28	a	61	同居	男	タイ	CNX
29	b	46	同居	女	タイ	CNX
30	c	51	単身	女	タイ	BKK

31	d	60代	単身	女	日本	CNX
32	e	60代	単身	女	日本	CNX
33	f	70代	単身	男	日本	CNX
34	g	70代	同居	男	日本	CNX
35	h	70代	同居	男	日本	CNX
36	i	50代	同居	女	タイ	CNX
37	J	50代	同居	女	タイ	CNX
38	k	60代	単身	女	日本	CNX
39	l	60代	同居	女	日本	CNX
40	o	70代	単身	男	日本	CNX
41	p	60代	単身	女	日本	CNX
42	q	70代	同居	男	日本	CNX
43	r	50代	同居	女	日本	BKK

* 全対象者に対して2回以上のインタビューを実施

* 在住県表記の CNX はチェンマイ、BKK はバンコク、北タイは在チェンマイ日本国領事館が管轄するタイ北部9県のうちチェンマイ県以外の在住を意味する。

筆者作成

表 1-3.日本国内でのインタビュー調査の対象者

No.	氏名	年代・年齢	世帯構成	性別	居住県	国籍	今後の予定
44	s	62歳	単身	男	東京	日本	Covid-19 終焉後来タイに予定
45	t	72歳	単身	男	東京	日本	Covid-19 終焉後に来タイ予定
46	u	71歳	単身	男	神奈川	日本	年に数回日タイ往復予定
47	v	60代	同居	男	東京	日本	日本をベースに来タイ予定
48	w	73歳	同居	男	東京	日本	日本をベースに来タイ予定
49	x	88歳	同居	男	神奈川	日本	日本 (IRM は卒業した)

* 全対象者に対して2回以上のインタビューを実施

筆者作成

表 1-4.非対面通信を媒介したタイでのインタビュー調査の対象者

No.	氏名	年代・年齢	世帯構成	性別	国籍	居住県
50	y	50代	単身	女	日本	CNX
51	Z	76歳	単身	男	日本	北タイ
52	i	44歳	同居	女	タイ	BKK
53	ii	70代	単身	男	日本	CNX
54	iii	70代	単身	男	日本	CNX
55	iv	夫 70代	同居	男	日本	CNX
56	v	妻 60代		女	日本	CNX

*全対象者に対して2回以上のインタビューを実施

*在住県表記の CNX はチェンマイ、BKK はバンコク、北タイは在チェンマイ日本国領事館が管轄するタイ北部9県のうちチェンマイ県以外の在住を意味する。

筆者作成

表 1-5.調査対象団体

名称	設立年度	会員数	目的	入会条件
チェンマイ日本人会	1980	334名 (2019年11月時点)	①会員相互の健全な親睦と信頼関係を築く 出会いの場とする、②タイ国内の暮らしや福祉についての知識並びに経験や意見交換の推進の場とする、③会員の子女である青少年の適切な学習の場を提供する、④日・タイ両国の親睦を促進する活動の場とする、⑤文化・交流活動を推進する場とする	①チェンマイ県および近隣県に住む20歳以上の人、②ノン・イミグランドVISAを持つ人、③先んじて在チェンマイ日本総領事館に在留届を提出した人
A会	2002	134名 (2020年3月時点)	チェンマイあるいはその近郊に在留・ロングステイされている日本人およびその家族の相互親睦を図り、チェンマイに関する正しい情報を提供し、地域社会との交流を目的とする	入会希望者のチェンマイ在住期間は問わず、在住場所も限定していない。入会申込書と写真2枚を世話人に提出し、後日世話人との面談がある
B会	2009	135名 (2021年10月時点)	会員相互が抱える問題について、気楽に話し合い、協力して解決に導く相互扶助	①入会届を提出し、入会金と年会費を納付すること、②タイ国に定住しようとしている人で、定住している人達とも、タイ国の人達とも仲良くなりたく願っている人
C会	2012	2021年解散	在チェンマイ日本人の相互福祉とお世話になっているタイに対する社会貢献	
D会	2017	有志	急を要する支援を必要とする高齢者、中でも孤立者の救済	
E会	2014	2018年解散	医療・介護・保険・リビングウィル・遺族年金等適切なアドバイスをする環境づくり	
北部タイ日系企業連絡協議会	1990	65社(2018年10月現在)	会員企業間の情報交換と相互親睦	ランブーン県北部地域工業団地およびその近郊にチェンマイ県に所属する日系企業で三役会および月例会で承認を受けた企業

筆者作成

表 1-6.調査対象高齢者施設 Dok Kaew Garden 概要

設立年	2009 年
運営	Presbyterian Church of Thailand. (タイ長老派教会)
対象者	タイ人および外国人 (国籍および宗教に関係なく入居可)
場所	68-69 หมู่ 8 ตำบลป่าแคด อำเภอเมือง จังหวัดเชียงใหม่ 50100
施設	元ハンセン氏病施設であったマッキーン病院に併設。面積約 350 ライ (約 560.000 m ² 、東京ドーム 20 個分)。健常者用 10 室、障がい者用 15 室

筆者作成

これら参与観察で収集した聞き取りデータを分析する際に、本研究では Boyatzis (1998) が提案した Thematic Analysis(以下、TA 法、と記す。)を、土屋 (2016) が解釈・解説した方法に従って分析を行った。TA 法とは、定性型データ内の意味(「テーマ」)のパターンを特定し、コード化を進め、概念となる主題を見出していく方法である。

先行研究でよく用いられる質的分析方法には、内容分析(Berelson:1952)やグラウンデッド・セオリー(Strauss&Corbin:1998)、KJ 法(川喜田:1967)、修正版グランデッド・セオリー・アプローチ(木下:2003)などがあるが、TA 法は調査を 1 回だけ行う研究でも、同じ研究協力者を継続して追跡し、複数回調査を行う横断研究でも用いることができることと、がっちりとした枠組みやこうしなくてはいけないという方法論があるわけではなく柔軟であるが、コーディングや分析の厳密性には確固たるものがあることが特徴である(土屋 2016: ii、15)。TA 法には既存の理論あるいは先行研究結果を基盤にして、質的データを分析する「演繹分析方法」と、生データからテーマを作成する「帰納的分析方法」、先ず帰納的分析を行い、生成されたテーマを既存の理論に用いて再分析あるいは解釈する「ハイブリッドアプローチ」がある(土屋 2016:16)。本研究では参与観察にて同じ研究協力者である IRMs を継続して追跡したことと、5 回の現地調査では、調査対象者 1 人に対して 2 回以上のインタビュー調査を実施していることから、TA 法の特徴に合致した。よって TA 法によるデータ分析を試み、生データからテーマを作成する帰納的分析方法を実施した。

本研究では、IRMs の健康管理や経済力維持に関連する自分自身の取り組みと互助や支援活動を中心に、共通するテーマの枠組み開発から取り組んでいる。枠組み開発には、Hall ら (2021) の提唱した、IRMs が実践する国境内および国境を越えて社会的、経済的、法的資源を組み合わせて接続し、健康とケアの課題に対処するためのブリコラージュの視点を採用した(Hall, et al.:2021)。

ブリコラージュとはフランス語で「器用仕事」などと訳されるが、Lévi-Strauss³が“La pensée sauvage:1962”(=大橋保夫訳 1976『野生の思考』)の中で論じた思考の中での知のあり方である。ブリコラージュはエンジニアリングの思考である設計や計画性に基づく知とは対照的な知のあり方を指し、問題への対応に際し、手持ちの道具や資源を本来の使用法とは異なる形で必要に応じて器用に活用することを意味する(相澤 2018:154-155)のものであり、近年は医療や介護現場で活かされることがある。

相澤(2018)は、医療過疎地域で療養場所がないという困難を克服するために、終末期にある入院適用外の患者の担当医が、制度の許容範囲で制度設計当時の目的とははずれた特養施設のショートステイを転用することにより療養場所を得た事例から、制度のブリコラージュ的な活用による創造的克服の実態を挙げている(相澤 2018:147-169)。介護の理論化・標準化を設定するために、エンジニアリングの思考となる科学性と論理性が求められていた介護現場にブリコラージュの考え方を取り入れたのは三好(2001)である。高齢者の健康悪化や介護問題は、介護保険の時代に突然現れた事象ではなく、これまでも誰もが年を重ね高齢者となりながらも社会生活を共にしてきた。エンジニアリングの知では解決できない高齢者の健康悪化により次々と起こる課題に対して、これまでの経験で取得した生きる知恵である資源を、形を変えて高齢者でも対応できるようにする知を活用することは、介護のブリコラージュであると三好は捉えている(三好 2001:37-49)。

チェンマイで新たに起きている IRMs の介護・貧窮化問題に対して、日タイ政府の政策的・制度的な設計や計画性に基づく知では解決しきれない部分を、IRMs 当事者および在チェンマイ邦人社会はどのような資源の組み合わせや創造的動員をブリコラージュすることによって解決に向かおうとしているのだろうか。

近年ブリコラージュ概念は移民研究分野に適用され、ブリコラージュするために越境移動を含み資源がどのように利用されているかが論究されている。Phillimore ら(2018,2019)は、多様な地域の移民が「創造的動員、使用、再利用」において、特定の健康上の懸念に対処するための複数の知識やアイデア、材料、ネットワークを含む幅広い資源をどのように使用するかを理解するために、「健康管理ブリコラージュ」という用語を用いた(Phillimore et al.:2018.2019)。Hall ら(2021)はこの分析を拡張し、移民が地域、世界、医療およびケアシステムに対して資源を接続する方法を「越境(国境を越えた)ブリコラージュ」として概念化できることを示唆している。

Hall ら(2021)は IRMs の健康管理に関わる創造的な資源活動として、公的または民間部門内の正式な医療システムに、すでに組み込まれた手続きでアクセスする「システム内ブリコラージュ」と、システム内に組み込まれた手続きでアクセスできなかった健康ケアサービ

スに対して、しなやかに資源を追加しアクセス可能にする「システムへの追加ブリコラージュ」の2つの主要なタイプのブリコラージュに準拠することを明らかにした。

本研究では、Hallら(2021)の2つのブリコラージュを基に、TA法に従い在チェンマイ邦人 IRMs 聞き取りデータが持つ「テーマ」のパターンを特定し、コード化を進め、概念となる主題を分類し、IRMs 自ら「直接アクセスする(できる)」活動と、自ら直接既存のシステムにアクセスできないが、それを補うための「資源を追加(媒介)してアクセスする(できる)」活動に大別した。これらをさらに拡張して、直接あるいは資源との組み合わせによる2つの活動形態を、現地チェンマイで完結する「現地の資源によるアクセス」と、日本あるいは第三国との移動による資源と組み合わせでアクセスする「資源の越境によるアクセス」を追加した4つの軸を基に分析した。

IRMs の健康管理ブリコラージュは、既存するシステムに自ら直接アクセスする、あるいは既存システムに直接アクセスできない場合には、周囲にある手持ちの資源を追加(使用)してアクセスすることを成立させているが、IRMs の介護・貧窮化問題発生においては、既存するシステムにアクセスできない、あるいはできなくなったことを意味することになる。よって、IRMs の介護・貧窮化問題時はどのシステムにアクセスできないのか、どのような資源が使用できないのか、あるいは使用できなくなったのか、解決に向かうためには、現地あるいは越境(帰国を含む)のどちらで何を資源として使用することが可能であるかを検証する。

第3節 本論文の構成

1-3-1. 本論文の構成

本論文の目的は、IRMs は SC 計画以降、約40年が経つなかでどのように変容しつつあるのか、IRM の変容によって日本およびタイ政府双方の政策的・制度的な対応にどのような新たな問題が起こっているのか、この公的支援でカバーしきれない新たな問題を自発的に克服しようとする自発的な自助互助活動の組織化の実態を実証研究によって明らかにすることである。

そのためにまず IRM の概要および日本人の IRM の特徴を先行研究から歴史的に整理し、次に日本政府の IRM 支援政策および IRMs 受け入れ国側の受け入れ政策の変容を概観し、現地での参与観察および在チェンマイ IRMs に対するインタビュー調査の分析から、IRMs 自らが新たに起きた問題に対して解決に向かうための自助・互助活動の組織化とその実態について議論を展開し、結論を導いたものである。

具体的には、第2章でまず、調査対象国タイおよび対象地域チェンマイの概要ならびに日タイ関係を歴史的に整理する。

第3章では本論文の導入部に当たり、IRMの先進的位置づけであるイギリスからスペイン沿岸地域への移住およびアメリカから中南米への移住、日本人によるIRMの国際比較から、先行研究における日本人のIRMの特徴を検討する。

第4章では、IRMに対する社会保障制度および在留届記載事項、住民基本台帳法から法制度におけるIRMを検討し、さらにIRMsの課税対応からIRMsの特徴を明らかにする。

第5章は、シルバー・コロンビア計画から現在に至る、日本のIRM支援策の変容を歴史的に整理するとともに、IRM受け入れ主要国側のIRM誘致政策を比較検討する。さらに、タイの査証制度ならびに永住権、住宅登録制度から、タイ政府によるIRM誘致政策の特徴を考察する。

第6章では、チェンマイへのIRMsの集住化を現地調査と照合し歴史的に検討しつつ、IRMsの変容を分析し、IRMsの変容によって新たに生じた問題を明らかにする。また、IRMsの変容により生じた新たな問題に対する日タイ政府の対応ならびにその限界を分析する。

第7章では、新たに生じた問題を克服するためのIRMsの自助活動を、現地調査データより分析し、自助が立ち行かなくなったIRMsの抱える問題と自助の限界点を考察する。

第8章は、新たな問題に自ら解決しようとするIRMsの自発的な互助活動の組織化の実態を明らかにするとともに、互助活動の限界点を検討する。

最後に第9章では、自助努力で成立するIRMでも自分の力で対応しきれないCovid-19ワクチン接種アクセスに着目し、職域接種のないIRMsに対する日タイ政府による公的支援であるワクチン接種事業の取り組みを考察する。

終章は序章で提示した問題を振り返り、在チェンマイ邦人IRMsの新たな問題について多面的な分析より、本論文のまとめと解決に向かうための方向性を提言し、さらに今後の研究課題を述べる。

第2章 調査対象地の概要

本章では、本研究で調査対象としたタイおよびチェンマイの概要を考察する。

第1節 タイ王国の概要

本節では、調査対象国タイの概要およびアジアの中継地タイと日本の関係を整理する。

2-1-1. 混迷するタイの政治情勢

タイの国土はインドシナ半島の中央部とマレー半島の北部からなり、その大半は熱帯に属する。日本より直線にして約 4,600km、首都バンコクまで飛行機で約 6 時間の距離に位置する。面積は約 514,000 km²で日本の約 1.41 倍であり、ミャンマー、ラオス、カンボジア、マレーシアと国境が接している。1939 年それまで暹羅(シヤム)と呼ばれていた国名が「タイ王国(The Kingdom of Thailand)」に改められた(タイ国政府観光庁 HP.)。

人口は 2021 年 1 月時点 66,171,439 人であり、日本の総人口の半分ほどに相当する。首都バンコク特別区(以下、バンコク、と記す。)の人口は 5,527,994 人、バンコクおよびバンコクに隣接する 5 県(ノンタブリー県、サムットプラカーン県、パトゥムターニー県、サムットサコーン県、ナコーンパトム県)で構成する「バンコク首都圏」の人口は 10,872,100 人(タイ総人口の約 16.4%)である。国民の約 93.5%が仏教を信仰し、イスラム教徒が約 4.2%、キリスト教徒は約 1%である(สำนักงานสถิติแห่งชาติ(タイ国家統計局) HP.ขนาดและโครงสร้างของประชากรตามอายุและเพศ (性年齢別人口規模・構造))。民族的にはタイ族が約 85%を占め、中華系が約 10%、他にモーン・クメール系、マレー系、ラオス系、インド系および山岳部にそれぞれの文化を持った少数民族がいる(สำนักงานสถิติแห่งชาติ(タイ国家統計局) HP.ศาสนา(宗教))。

通貨はバーツ(以下、THB、と記す。)で補助通貨にサタン(1B=100 サタン)がある。2022 年 2 月 17 日時点の THB.1=約 3.57 円である(Bank of Thailand HP.)。

タイは立憲君主国家であり、2016 年 10 月マハー・ワチラロンコン・プラワチラクラーオチャオユーファ国王陛下(ラーマ 10 世王)が即位した。タイ内閣は首相によって指名され、国王によって公認を受けた国務大臣(รัฐมนตรี)によって構成される。2014 年 8 月タイ国王より第 37 代首相としてプラユット・ジャンオーチャーが任命された。中央行政組織は、1 府 19 省からなり、各省庁には国務大臣および一部省庁に副大臣が任命されている。地方行政組織は 1 都 76 県(バンコク特別区と中央部 25 県、北部 17 県、東北部 20 県、南部 14 県)である。公用語はタイ語であるが、地方により方言があり、山岳民族は独自の言語を使用する。国民議会(รัฐสภา)は両院制で、上院の元老院(วุฒิสภา250 議席⁵)と下院の人民代表院(สภาผู้แทนราษฎร 500 議席)で構成されている(日本貿易振興機構 JETRO HP.外務省 HP.「タイ王国」)。

2000年以降のタイ内政を概観すると、まず2001年2月にタイ愛国党創設者でチェンマイ県出身の中国系タイ人タックシン・チナワット⁶による新政権誕生が挙げられる(柿崎2007:253-256)。タックシンによる経済政策の成果により、2005年2月の総選挙ではタイ愛国党が圧勝した(柿崎2007:253-263、末廣2009:144-174)が、2006年1月タックシン一族の不正蓄財疑惑に対する、反タックシン運動が拡大し、2月には民主市民連合(People's Alliance for Democracy.以下、PAD、と記す。)が結成され、PADによる集会の規模は一時10万人余りとなった(末廣2009:180-185、高橋2015:184)。タックシンは国会の解散および総選挙により一時首相の座を離れたが、再び暫定首相として復帰することに批判が高まり、軍内でも反タックシン派が勢力を争う事態のなかで、タックシンが国連総会のためタイを離れていた9月19日に軍事クーデターが起こった(柿崎2007:265-266、小林2010:71)。10月1日暫定憲法が公布され、陸軍総司令官であったスラユット・チュラーノンが首相に指名された(末廣2009:188、小林2010:81-82)。

2007年12月総選挙により、サマック・ストラウエート内閣が成立すると、2008年2月28日元首相タックシンが帰国した。PADは反タックシン運動を再開し、8月26日サマックの退陣を求める大規模活動を行い、首相府などを占拠した(末廣2009:204-207、小林2010:176,218)。これに対してタックシン支持派の反独裁民主戦線(United Front of Democracy Against Dictatorship.以下、UDD、と記す。)らはPADに対抗した(末廣2009:208)。9月9日憲法裁判所の判決によりサマックは失職し、副首相であったソムチャーイ・ウォンサワットが就任したが、その所信表明演説が行われる10月7日PADは前夜より国会を包囲し議員の入構を阻止した。警察はデモ隊に催涙弾を撃ち、衝突は死者2人、負傷者400人以上の惨事となった。PADは11月25日スワンナプーム国際空港を占拠する過激行動を起こしたが、12月2日憲法裁判所が与党3党(国民の力党・国民党・中道主義党)に解党およびソムチャーイらに失職を命じたことで終結した(末廣2009:209-211、小林2010:230-231)。その後、民主党のアピシット・ウェーチャチーワが首相に就任したが、UDDがアピシットの所信表明を妨害し(末廣2009:212-214)、2009年初めからたびたび大規模な反政府集会が開催された(高橋2015:210)。

2011年8月タックシンの妹であるインラック・チナワットが首相に就任した。2013年11月タックシンの恩赦を可能とする法案の強行採決に民主党は猛反発し、また反タックシン派以外にも相次ぎ非難声明を出し、反政府デモは勢いを強めた。12月9日インラックは即時解散・総選挙を発表したがデモは止まらず、25万人が首相府周辺に集結した(高橋2015:301-302,317-318)。

2014年1月13日「バンコク封鎖(Bangkok Shutdown)」と称して、デモ隊が都心部の主要7か所の交差点を占拠した。2月2日に総選挙が強行されたが、各地のデモ隊の妨害など

により有名無実なものであり、憲法裁判所は 3 月 21 日総選挙を無効と判断した(高橋 2015:320-321,326-334)。5 月 7 日インラックは政府高官人事の違憲判決により失職し、ニワットタムロン・ブンソンバイサンが首相代行に就任したが、5 月 22 日国軍が再びクーデターを起こし、軍が全権を掌握し暫定政権を立てた 8 月に最高権力者である陸軍司令官プラユット・チャンオチャが首相に就いた(高橋 2015:336-391)。

2016 年 10 月 13 日ラーマ 9 世(在位 70 年)が 88 歳で死去し、その後ワチラーロンコーンがラーマ 10 世(在位 2016 年-)として新国王に即位した。2017 年 4 月に新憲法が公布され、2019 年 3 月の総選挙を経てプラユットが継続して首相に就き、7 月に新政権が発足した(船津・今泉 2018:284-292)。

タイ国政府観光局やタイ国際航空では สยามเมืองยิ้ม(微笑みの国)をキャッチフレーズに観光客誘致に取り組んでいるが、近年のタイ政治状況には混迷がある。豊かな第二の人生を過ごすためのタイ移住には微笑みと混迷が共存する。

2-1-2. アジアの中継地タイ

タイの主要産業は、労働人口約 37,862,000 人のうち約 32%(約 12,168,000 人)を占める農業であるが、GDP に農業が占める割合は 8.1%に留まる。一方で、製造業は労働人口のうち約 16.5%(約 6,259,000 人)であるが、GDP の約 31.1%を占める。

表 2-1. 経済活動別タイ GDP の推移 (単位: Millions of THB)

名目 \ 年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
農業	1,137,252	1,310,673	1,421,602	1,462,283	1,334,795	1,219,420	1,236,981	1,302,041	1,339,566	1,374,987
製造業	4,012,004	3,987,898	4,273,733	4,420,724	4,526,819	4,592,338	4,791,853	5,029,209	5,278,188	5,258,973
サービス業	5,658,886	6,008,336	6,662,009	7,032,152	7,368,692	7,931,720	8,561,503	9,157,414	9,750,957	10,264,126
GDP	10,808,142	11,306,907	12,357,344	12,915,159	13,230,306	13,743,478	14,590,337	15,488,664	16,368,711	16,898,086

出典：สำนักงานสถิติแห่งชาติ (タイ国家統計局)HP. สถาบันวิจัยประชากรชาติ ผลิตภัณฑ์มวลรวมในประเทศ(国民経済部門国内総生産)より引用

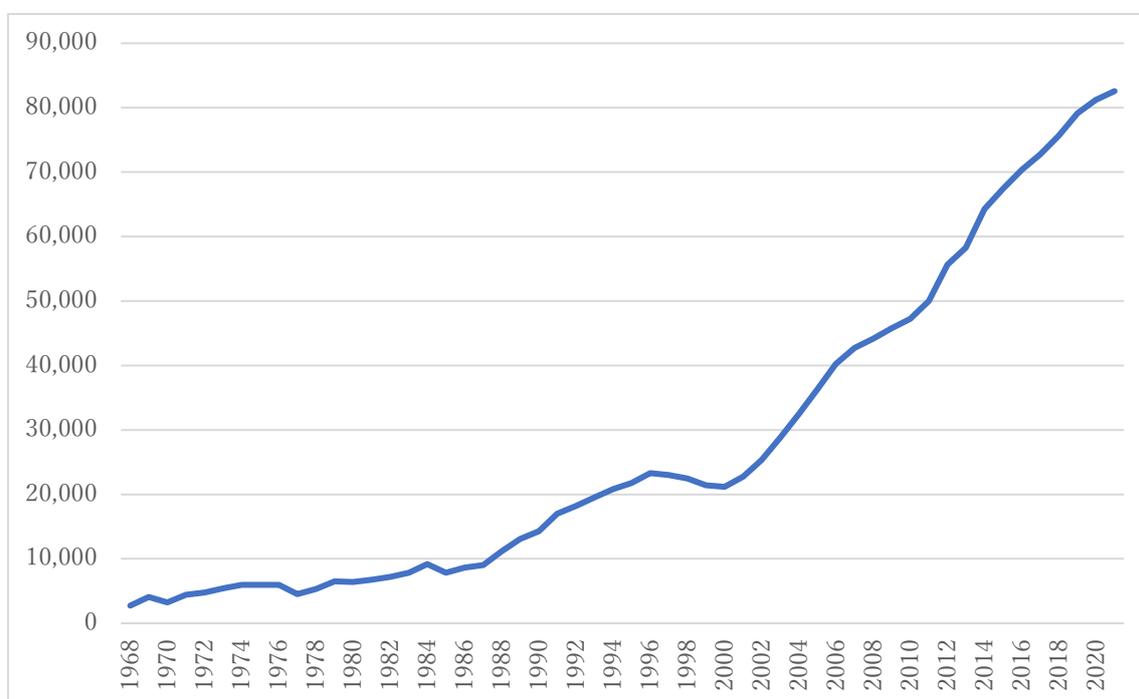
タイ工業省管轄公社の การนิคมอุตสาหกรรมแห่งประเทศไทย กนอ.(タイ工業団地公社)は、15 県に 47 の工業団地を所有している。公社の工業団地には工場用地の他に道路、排水路、廃水処理施設、洪水防止システム、電気、水道、電話などのインフラが整備されている。また、工場運営に必要な郵便局、銀行、ショッピングセンター、ガソリンスタンド、そして労働者の宿舎も整っている(การนิคมอุตสาหกรรมแห่งประเทศไทย กนอHP.)。インフラが整備され、アジアの中継地となる立地条件のタイに日系企業は 5,856 社進出している。そのうち最も多い業種は製造業の 2,344

社であり、日系企業の約半数を占める(日本貿易振興機構 JETRO 海外調査部バンコク事務所「タイ日系企業進出動向調査 2020 年」)。

在タイ邦人を職業別に考察すると、2017(平成 29)年 10 月 1 日時点の在タイ邦人総数 72,754 人のうち「民間企業関係者」は 53,646 人であり、在タイ邦人総数の約 74%を占める。非就労者である「その他」は 9,914 人であり在タイ邦人総数の約 14%である。在タイ邦人総数から考察する限りでは、IRMs の割合は決して高くない。在タイ邦人社会は企業関係者が主流といえる。

図 2-1.在タイ邦人数推移

(単位：人)



出典：外務省『海外在留邦人数調査統計 平成 30 年版』より引用

2000 年以降のタイ政治の混乱は、在タイ邦人数の増加に対して大きな影響を及ぼしてはいないが、1998 年から 2000 年まで在タイ邦人総数の減少が見られた。ここには、1997 年 7 月よりタイを震源としてアジア各国に伝播した自国通貨の大幅な下落および経済危機を及ぼした「アジア通貨危機」(公益財団法人国際通貨研究所 HP.)の影響が考えられる。

2021 年 10 月 1 日時点の在タイ邦人数は 82,574 人である(外務省 HP.「海外在留邦人数調査統計」)。コロナ禍の影響で東南アジア各国の在留邦人数の減少がみられるなかで、在タイ邦人数は前年度と比較して 1.7%増加している。

ロングステイ財団調査によるロングステイ希望滞在国調査において、タイは常に上位に挙げられており(一般財団法人ロングステイ財団:2019)、1997年のアジア通貨危機、クーデターによる政情不安や洪水被害など、さまざまなデメリットを抱えていたにもかかわらず、その順位に変動はなかった。

タイが日本人のIRMに人気の高い理由として、タイ国政府観光庁は①日本からの直行便が多い⁷⁾(日本各地よりタイへのフライトは週100便を越える)、②物価が安い、③合掌と笑顔の国民性、④冬の寒さのない気候、⑤豊富な食文化、⑥タイ古式マッサージやゴルフ、トレッキング、など多彩なアクティビティがあることを挙げている(タイ国政府観光庁HP.)。

タイでは近年混迷した政治状況が続いているが、在タイ邦人総数に対して直接的な影響は見られない。一方で、経済情勢が企業関係者主流の在留邦人総数に経済状況が与える影響は大きく、経済回復に向かうまで在タイ邦人総数の減少傾向が見られた。

第2節 チェンマイの概要

本節では、調査対象地チェンマイの概要および日本におけるチェンマイのイメージを整理する。

2-2-1. 古都チェンマイ

バンコクより北方約720kmに位置するチェンマイは、「北方の薔薇」と称される美しい古都である(สำนักงานจังหวัดเชียงใหม่(チェンマイ県)HP、タイ国政府観光庁HP.)。

人口は1,779,254人であり、県別人口統計ではタイ東部のウボンラチャタニー県(1,868,519人)、コンケン県(1,790,863人)に次いでタイで3番目に人口が多い(สำนักงานสถิติแห่งชาติ(タイ国家統計局)HP.)。面積は約20,107km²でタイ東北のナコーンラーチャシーマー県(約20,494km²)に次いで2番目に大きい。西にメーホンソン県、東にチェンライ県、ランパン県、南にターク県、北はミャンマーとの国境シャン州と隣接している都市である。行政はอำเภอ(アンプー)と呼ばれる25郡に分かれており、郡の下位に位置するตำบล(タムボン：町に相当する)が204、その下にหมู่บ้าน(ムーバーン；村に相当する)が2,066ある。

2020年チェンマイ県のGPP⁸⁾はTHB237,701百万であり、1人当たりのGPPはTHB131,987、その内訳は農業が22.2%、製造業9.5%、貿易・サービス業12.5%、ホテル・レストラン6.9%、その他48.9%である。

製造業が主流であるタイで、チェンマイは主要産業以外の「その他」のGPP割合が最も大きく約半数を占める。主な農業生産物は米をはじめオレンジ、ロンガン、ライチー、ニンニク、玉ねぎ、らっきょうである(สำนักงานจังหวัดเชียงใหม่(チェンマイ県)HP.)。

チェンマイは、タイ最高峰ドイ・インタノンをはじめとする山々が重なる緑豊かな山岳地帯となっており、特に乾季(11月～1月)は平野部より過ごしやすいことから、避暑地として外国人のみならずタイ人にも人気がある。

表 2-2.2021 年バンコクおよびチェンマイの月別気温 (単位：℃)

都市名	平均温度	年間平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
チェンマイ	最低気温	10.8	10.8	15.3	19	20.9	22.6	24	23.7	23.2	22.9	21.5	17.9	12.6
	最高気温	42.2	34.4	35.6	42.2	42	40.2	38.7	37.7	36.3	36.6	34.8	34	33.2
バンコク	最低気温	18.3	23.5	23.9	24	24.9	24.4	24.4	24.7	23.8	24.7	22.6	23.1	18.3
	最高気温	39.6	37	38.1	39.6	38.9	39	38	37.5	38.3	37.2	35.2	36.8	35.5

出典：สำนักงานสถิติแห่งชาติ(タイ国家統計局)HP.สถิติอุณหภูมิ เป็นรายจังหวัด จำนวนตามสถานีตรวจอากาศ เป็นรายเดือน พ.ศ. 2564(2021 年地域および月別平均気温統計)より引用

2019 年チェンマイ県訪問観光客総数は 11,165,860 人(タイ人 7,691,453 人、外国人 3,474,407 人)であり、観光総収入は、首都バンコク、リゾート地パタヤを擁するチョンブリー県、プーケット県に続いて高く、THB110,670.33 百万(タイ人 THB 67231.49 百万、外国人 THB43438.84 百万)である。

チョンブリーやプーケットの観光客数の 50%以上が外国人であり、外国人による観光収入が 80%以上であることに對し、チェンマイの外国人観光客の割合は 31%、観光収入は 39.3%であり、タイ人の貢献度が高いことがチェンマイの特徴である(สำนักงานสถิติแห่งชาติ(タイ国家統計局)HP.การท่องเที่ยวในประเทศไทย(県別国内観光の概要))。チェンマイの魅力は気候ばかりではない。現地タイ人の国内旅行先としてチェンマイが選ばれる魅力の一つに歴史背景がある。

ตำนานพื้นเมืองเชียงใหม่ฉบับเชียงใหม่ 700ปี(『チェンマイ 700 年記』)によると、チェンマイは、1899 年チュラロンコーン王(จุฬาลงกรณ์ ราเม 5 世)によって暹羅王国(当時のタイ)内務省の下位行政組織、郡(アムプー)として支配権に置かれるまでは、現王朝であるチャックリー王朝とは別系統であるラーンナー王国の支配地域であった。

1296 年 4 月 12 日古来より長い交易ルートのひとつであった雲南とチャオプラヤー平原を結ぶ中継地点に位置し、ピン川に沿った標高 400m ほどの高原地帯に、ラーンナー王国初代王メンラーイ(พญามังราย⁹)は首都をチェンマイに定めた。チェンマイは、タイ語で「新しい都」を意味する。

メンラーイ王は、スコータイのラムカムヘーン王、パヤオのガム・ムアン王の 3 国王による友好同盟を締結したことにより、チェンマイはラーンナー王国の首都のみならず、この地で育まれたラーンナー文化の中核的役割を担い、タイ北部の中心地となった。また、メンラーイ王は宗教的指導者でもあり、ワット・チェン・マンやワット・プラチャオ・メンラーイ

などの寺院を建立した。街のいたるところに由緒ある寺院が点在する街並みは、「ラーンナー文化」と呼ばれる。金箔の施された優美なタイ寺院と異なり、美術や工芸にビルマ様式を受け入れつつ土着の様式と混合して、厳かな雰囲気醸し出すタイ北部独自の文化が育まれている(สถาบันราชภัฏเชียงใหม่(チェンマイ・ラジャバート研究所):1995)。

約 120 の寺院がひしめき合うチェンマイには、ラーンナー王国時代の首都中心部(旧市内)を保護していた要塞の壁と、首都へのアクセスを提供していた 4 つの正門は今も保持されている。

また、2015 年 6 月 30 日時点のチェンマイ県には少数民族 401,947 人が 21 地区に居住し、山岳民族および高地住民団体が 9 団体ある。独自の文化を持つ数多くの山岳民族の存在は、チェンマイの独特の多様性を高めている(สำนักงานจังหวัดเชียงใหม่(チェンマイ県)HP.)。

2-2-2. 日本におけるチェンマイのイメージ

チェンマイ県では、チェンマイ観光客の形態を①文化・伝統観光、②長期滞在、③ヘルスツーリズム、④教育ツーリズム、⑤これらを複合した形態、と分析している(สำนักงานจังหวัดเชียงใหม่(チェンマイ県)HP.)。落ち着いた風情のあるチェンマイは、日本人から「タイの京都」と呼ばれることもあり、長期滞在先としても人気を集めている。

タイ北方の一都市に過ぎなかったチェンマイに対して日本人が注目したきっかけの一つが、「玉本チェンマイハーレム事件¹⁰」である。良くも悪くも日本人がチェンマイを知るきっかけとして最も大きく貢献した日本人は、玉本敏雄といえる。

タイの中でもチェンマイ県が IRMs に好まれる理由として①首都バンコクや海辺のリゾート地パタヤ、プーケットと比較して物価が安い、②周囲を 1,000 メートル級の山に囲まれ、海拔約 300 メートルの高地にあるため、涼しくて過ごしやすい、③田園風景が疲れを癒やす、④地方であっても医療施設が充実している、⑤首都バンコクと比較すると交通渋滞が少ない、などがある一方で、これら表面上に現れているチェンマイの長所を挙げたフォーマルな理由ばかりではなく、「玉本さんのように、若い女性が交際してくれるかもしれない」という期待を内包した、インフォーマルな理由による移住もある。

第3章 先行研究から考察する IRM

IRM は世界のすべての国で見られる事象ではなく局域的な人口移動であり、それを反映して、IRM に関連する先行研究も欧米諸国に偏在している。特にイギリス人とアメリカ人の IRM に関する研究が多い。本章では、IRM 自体が早期に始まったがゆえに移民研究の中でも IRM が世界に先駆けて新たな研究テーマとして位置づけられたイギリス人のスペイン沿岸地域を主な移住先とする IRM の先行研究、アメリカ人のヨーロッパ的なスケールから見れば IRM に近似した州をまたぐ遠距離移住や中南米への IRM に関する先行研究、および日本人の IRM をめぐる先行研究を整理し、各国の IRMs の移住目的や受け入れ国・受け入れ地域の誘致政策の展開を国際比較することから、先行研究における日本人の IRM の特徴を明らかにする。

第1節 イギリス人の IRM

本節では、イギリス人の IRM の歴史的経緯およびシェンゲン協定下の移動、EU 圏内移住者に対する社会保障の互換性から、その特徴を整理する。

3-1-1. 太陽を求めた IRM

2017 年 EU 圏内におけるイギリス人移住者の最も多い国はスペインであり、フランス、ドイツと続く。年齢別に考察すると、50~64 歳の移住者の割合が最も大きく、全体の約 27.9% を占める。次いで 30~49 歳が約 27.2%、65 歳以上が約 26.4%である。

移住国別に移住者の年齢構成を考察すると、65 歳以上の移住者が最も多い国はスペインとポルトガルである。スペインでは移住者総数の約 40.7%、ポルトガルでは約 38.7%を占めることから、65 歳以上のイギリス人の IRM が欧州南部に存在することがわかる(表 3-1.)。

表 3-1.年齢別イギリス人の EU 圏内移住者数 (単位：人)

	総数	0~14 歳	15~29 歳	30~49 歳	50~64 歳	65 歳以上
EU 圏内総数	784,900	59,100	85,300	213,300	219,300	207,100
スペイン	293,500	16,000	23,000	59,000	76,000	119,400
フランス	152,900	20,100	14,600	41,400	47,400	29,300
ドイツ	96,500	5,200	16,300	32,200	27,900	14,900
オランダ	45,300	3,500	8,600	17,100	11,300	4,700
イタリア	27,200	1,600	2,100	8,600	9,300	5,600
キプロス	24,000	1,800	2,000	4,900	8,000	7,400
ベルギー	22,800	2,800	3,700	7,100	6,000	3,200
ポルトガル	19,400	1,000	1,500	3,700	5,600	7,500
ギリシャ	16,000	800	1,200	4,800	6,000	3,100
スウェーデン	19,900	1,100	3,100	9,200	4,100	2,300
デンマーク	17,600	1,200	3,200	6,600	4,300	2,300

* 推定値 100 で四捨五入

出典：Eurostat HP. "European Labor Force Survey (EU LFS) 2017, except" より引用

IRM は、Champion¹¹と King(1993)により、近年の新たな移住傾向の一形態として挙げられた。Champion らは新たな国際移住の形態を、①経済プロセス(主に経済再編および需要と供給双方の柔軟性)、②社会人口統計学的プロセス(特に欧州の高齢化)、③政治的変化(民主主義の回復と東欧の移住制限解除による難民流出)に分類し、高齢化を要因とする国際移住の増加を予測した。

国土が広く風光明媚で温暖な環境を求めている場合、当時の引退移住スタイルとしては、たとえばイギリス人の南海岸沿いの町への移住や、パリジャンの南仏移住に代表されるような、日当たりが良く暖かい地域あるいは魅力的な農村地域など、伝統的な引退移住は国内が主流であったが、コスタ・デル・ソルやカナリア諸島、アルガルヴェ、トスカーナのキャンティ地区などの特定の地域は、より暖かい気候と快適かつ風光明媚な環境を求める北ヨーロッパからの引退移民にとって人気があり、彼らが人生の後半を生きる場所として一般化されてきた。

特にスペインとポルトガルの沿岸と島のリゾートの場合、高齢者移民は近隣に多くのサービス(店舗、医療やレジャー施設)を備える複合住宅に集住する傾向がある。ここへの引退移住者は"swallows(ツバメ)"移民、即ち「渡り鳥的季節移民」であり、外国の老人ホームと

出身国に1年を分けて居住するケースや、北の寒さを逃れるために冬は南に移動し、暑さを避けるために夏は北に戻るケースもある(Champion & King1993:54-55)。伝統的な引退移住は国内に留まっていたが、新たな移住傾向であるIRMは恒久的なものではなく、避寒を目的とする一時的季節移動として一般化した。

Championら(1993)によると、当時IRM関連研究は事実上行われておらず、比較的新しい回遊現象であり、IRMの主な特徴として一般的な観察からの解明に留まっていたが、後にKingら¹²(1998)は、イギリスから南欧地中海沿岸4地域¹³へのIRMを焦点にイギリス人IRMs1,066名に対する質問紙調査を実施し、イギリス人IRMsの年齢および引退前の職業、教育水準、目的地選択理由、移動前の移動国との関係、滞在期間を実証的に分析した。

Kingら(1998)によると、北ヨーロッパ地域では1960-70年代からイギリス人、ドイツ人による引退後の地中海沿岸地域への移住が見られ、1980年代より増加傾向がある(King et al.1998:115)。伝統的なIRMはイギリス、ドイツ、オランダ、北欧諸国からスペイン、南仏、イタリア、マルタ、キルギスへ太陽を求めた移住であるが、牧歌的な生活を求めたプロヴァンス地方やトスカーナへの移住もあり、今日に至る代表的なIRMはスペインのコスタ・デル・ソル地域やカナリア諸島、マジョルカ島での定住化である。

北から南への移住傾向が顕著であるが、フランスのIRMは子どもや孫の近くに移住する特徴が見られる(King et al.1998:116)。

欧州におけるIRM活発化の背景にはEUの存在が指摘できるが、北米・カナダは国土が広大であり国内移動の枠内に収まることから、IRMへの注目度が相対的に小さく押さえられており、IRMは欧州内での局域的な移動であった。IRM研究が人口移動・老年学・ツーリズムとしての側面を持つことを浮き彫りにしたものであるが、現代のIRMは欧州内に特化した移動ではない。欧州以外の先進国の引退者が、発展途上国に移動する形態もある。Kingらの研究は、EU圏退職者の人口移動を焦点としている。

Williamsら(2000)は、戦後1960~70年代にベースが敷かれ今日に至る地中海沿岸リゾートへのホリデーパッケージ大量マーケティングにより、大陸の南岸に何百万人も北ヨーロッパ人を誘導した観光の一形態としてIRMに着目し、IRMsを国籍離脱者、定住者、季節移住者、帰住者、旅行者のカテゴリーに大別した。また、IRMのスタイルの中には、すでにIRMを実践しているパイオニア的旧友を訪問し、新たなIRMsが生まれるVFR¹⁴(visiting friends and relatives')が確立されている(Williams et al.2000:38-39,46)ことを挙げている。

Zasadaら(2010)によると、スペインのアリカンテ地域のイギリス人IRMsは都市部出身者が大半を占め、彼らは都会的な生活と良好な自然環境の双方が叶う地域を求めている(Zasada, et al.2010:125-141)。地中海地域への移住は、その典型例といえよう。

スペインへのイギリス人 IRM 関連研究は、移住の理由または健康で積極的な一部の退職者による退職後のライフスタイルに焦点を当てる傾向にある一方で、在スペイン IRMs の高齢化は、自立生活のための個人の資源が減少するにつれて、課題をもたらす可能性があることを指摘したのは Hall ら(2016)である。スペインでは、家族が高齢者ケアの主要な提供者であり続けている。また、成人した子どもは高齢の親に対する法的義務を担い、高齢者ケアを含む社会的ケアサービスのレベルが比較的 low、スペインとイギリスのケアにおける文化的相違は、スペインの脆弱な高齢者の脆弱性のレベルを高める可能性がある(Hall et al.2016:567)。スペインに移住したイギリス人 IRMs の中には、加齢によるケア支援が必要な人が見られ、IRM には脆弱性と傷つきやすさの 2 つの側面が窺える(Hall, et al.2016:562-578)。引退後の限られた固定収入は為替変動に左右され、一部の IRMs には貧窮化が見られる。彼らはイギリス福祉政策の責任下を離れているにもかかわらず、移住先でも保障から抜け落ちていくことがある。今後はこのような支援体制の隙間に陥った人に対するイギリスとスペイン両政府による対応策が必要である(Hall, et al.2016:581-582)。

イギリス人 IRMs は太陽を求めた比較的裕福な富裕層に限定されたものではなく、一部に貧窮化がみられ、IRMs に富裕層と貧困層の階層分化が生じている。日本人 IRMs も引退後の豊かな第二の人生を過ごす余裕のある人ばかりではなく、余裕があるとはいえない人も増えつつある。本研究の調査対象国であるタイは、法的義務は少なくともスペインと同じく、家族が高齢者ケアの主要な提供者であるが、タイ人スタッフを雇用することにより介護サポートを受けつつ夫婦でお互いが支え合う生活や、自分の親と移住する介護移住がみられる。

Gustafson ら(2017)は、スカンジナビア圏からアリカンテ地域への移住者のスペイン語習得過程に着目した。スカンジナビア圏からの移住者には、生活の質を向上させるための手段とした IRM の動機がある(Gustafson et al.2017:69)。しかし、多くの移住者は、生活に必要な現地語習得を試みるが非常に困難であり、日常生活は母語と英語使用に限定される(Gustafson et al.2017:74-75)。移住国で使用されている日常言語の習得が IRM を成功に導くカギとなる。

欧州の IRM は近年突然始まったことではなく、1960~70 年代より太陽や生活の質向上を求めた移住が存在した。SC 計画による日本人の IRM と比較すると 20~30 年早く IRM が誕生していたことになる。IRM の移住タイプは欧州すべてに共通するものではなく、フランス人の IRM は子どもや孫の近くへの移住傾向がある。突発的な病気や事故の対応は、同居あるいは近くに家族がいることにより迅速な支援を受けられる。IRMs の世帯構成で同居者がいることは安全、安心要素の一つといえる。

生活の質の向上を求めるには、EU 圏内の移住であっても英語使用に留まらず、現地の公用語使用が重要視されている。言葉の壁は IRMs に限定されるものではないが、移住先の国で使用される言語が、自分が使用できる言語と異なる場合、言葉の壁を乗り越えることが課題といえる。

太陽を求める富裕層の引退後の海外移住であった欧州の IRM は、近年では加齢による身体機能低下から、ケアを必要としても十分享受できない IRMs の格差や、EU 社会保障の限界も窺える。日本の IRMs 集住地域と同様に、イギリス人の IRMs も十分なケアを受けることのできる人とできない人の格差が生じている。一方で、健康悪化は IRM 特有の事象ではない。加齢により生じる経済格差も IRM や高齢者に限定されるものではない。

IRMs の格差は移住前からすでに生じていたのか、あるいは移住している過程のなかで生じたものなのかを明らかにし、支援の必要な IRMs が、国内に住む人と同等に使用できない移住国の制度との隙間には、どのようなものがあるのかを検証する必要がある。

3-1-2. シェンゲン協定下の EU 圏内 IRM

Božić(2006)によると、欧州の IRM は超国家 EU 圏内でのシェンゲン協定による国境審査が撤廃された加盟国内の自由な移動の保障された範囲が焦点となっており、国境を越えることの完全性を軽視する傾向にある(Božić2006:1416)。国境を越えることの完全性とは何を意味するものであり、シェンゲン協定は IRM にどのような影響を及ぼすのだろうか。

1985 年 6 月ルクセンブルクのシェンゲンで、ルクセンブルクとベルギー、オランダ、フランス、西ドイツの 5 カ国が、車両が停止せずに国境を越えることを可能にして、国境地域の住民が固定されたチェックポイントから国境を越える自由を保障し、査証政策の調和を含む、署名国間の国境検問を徐々に廃止することを目的に、共通する国境管理の段階的な撤廃に合意締結し「シェンゲン協定(the Schengen Agreement)」を交わした。1990 年には、具体的に域内の出入国管理の廃止に向けて、どのような施策が必要かを定めた「シェンゲン実施協定(the Convention implementing the Schengen Agreement)」が調印され、一般的には 1985 年の締結文書と 1990 年新たに補則を定めた実施協定を併せてシェンゲン協定と呼ばれている(澤田 1991:95)。

1985 年協定締結当時のシェンゲン協定は欧州共同体(EC)法制度の枠外であったが、1999 年アムステルダム条約(1997 年調印)により、シェンゲン協定関連規則は EU 法制度に組み入れられた(国際政治統合研究会他 2000:124-230)。

2021 年現在¹⁵シェンゲン協定加盟国は 26 カ国であり、具体的には EU 加盟国 27 カ国のうち 22 カ国と、非加盟国 4 カ国(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス)において、出入国管理のない空間が形成されている。EU 加盟国のなかで、キプロス、ブ

ルガリア、ルーマニア、クロアチアは未実施¹⁶である。イギリスとアイルランドは、国境を越える犯罪対策などの条項には合意しているが、人の自由移動に関する条項の適用除外(オプトアウト)の措置を受けている。

シェンゲン協定により加盟国領域内では自由移動が設定されたが、シェンゲン領域は EU 圏と一致するものではない。また、シェンゲン協定領域では加盟国民のみが移動の自由を享受するのではなく、加盟国外の国籍を持つ人の移動でも、出入国審査は最初に入国する国と最後に出国する国のみで行い、シェンゲン協定領域内の数カ国を移動する場合に入国審査はない¹⁷。また、シェンゲン協定では、EU 市民による EU 圏内の移動においては、原則としてパスポートの必要はない(EUR Lex HP. “The Schengen area and cooperation”)。

欧州諸国の国境管理は、EU・シェンゲン協定加盟国と、第三国と呼ばれるそれ以外の国々の2つのカテゴリーに大別している。第三国とは、シェンゲン協定非加盟国であり、かつ、EU 圏外の国を指す。第三国は、所定の条件を満たせばシェンゲン協定加盟国の査証を必要としない国と、査証取得が必要な国で構成されている。

このように、EU 市民による EU 圏内の IRM の大きな特徴は、国境審査が撤廃された移動の自由が保障されていることである。

3-1-3. EU 圏内 IRM と社会保障の互換性

日本の公的医療制度は医療ニーズに対処するための規範的対応であるが、公的医療システムは普遍的にどの国あるいはどこの住民であっても利用可能なものではない。EU 圏内で移動した IRM は健康悪化等で医療が必要となった場合、どの国がどのように対処するのだろうか。

スペインに移住したイギリス人 IRMs は、イギリス国民としてイギリス各州より年金を受け取り、EU 市民権を通じてスペインの公的医療を無料にする権利がある(Hall:2021)。この権利は、「EU の社会保障の適用調整に関する規制(Regulation on the coordination of social security system)」の基本原則に準拠している。

EU では各加盟国が社会保障の内容や要件を定めている。一方で、EU は移動の自由を基本原則の一つとしている。そのために EU 市民が他の国に移動(就労・居住・旅行)した際に、社会保障による保護を失わないよう、2004 年に社会保障の適用に関する規則を制定し(2010 年 5 月改正)、加盟国に一律に直接適用される法的ルールを設けている。

このルールの基本原則とは①subject to only 1 country's social security laws at a time(一の国¹⁸による社会保障制度の適用)、②equal treatment or non-discrimination(平等取り扱い)、③EU mobile citizens(域内の移動実績の考慮)、④exportability(受給権の持ち運び可)である。

EU 市民の IRMs が EU 圏内に移住した場合、年金受給権のポータビリティが認められる

ことから、EU 圏内のどこに居住していても受け取ることができる。医療は現物給付と現金給付があり、現物支給に該当する介護保障は、IRM 先の居住国にて支給を受ける。一方で、現金給付に該当する医療費は、保険料を納付した国からその国のルールの下で支給を受ける(欧州連合日本政府代表部 HP. 「EU における社会保障の適用調整について」)。

イギリスの国民保険サービスである National Health Service (略称 NHS)は、税金を資源とする運営が敷かれており、加入者は自己負担なく医師の診察を受けることができる(Hall et al.2021:1-18)。IRM の中には、自国の公的医療提供にアクセスするために、彼らの越国籍市民権を創造的に利用することによって対応したケースもある。このような枠組みは法的に認められており、イギリス人 IRMs にとっては、イギリスの居住地を保持しスペインの欧州健康保険証(EHIC)を使用しながら、計画的な治療のためにイギリスに戻る(無料の緊急医療にアクセスするため)こととなる。イギリスの居住地を維持するためには、イギリスに住所を維持するか、息子や娘、友人の住所を使用して関与する(Hall et al.2016:580)。

イギリス人 IRMs の中には、医療にアクセスするために居住権を保持し、一時帰国する人もいれば、健康とケアの課題に対するより永続的な解決策として、帰国を選択する人もいる。この背景にはイギリスの介護保障が「コミュニティケア法」に基づき、地方自治体がそれぞれの行政区域内において、支援を必要とする者に対して社会サービスを提供する責任を担っていることがある(Hall et al.2016:583-584)。

2020 年 1 月イギリスは EU を離脱し 2020 年 12 月 31 日に移行期間を終了した。離脱協定は、スペインに合法的に居住するイギリス人 IRMs に対する既存の福祉権を保証しているが、2021 年にイギリスが EU から完全に離脱した後に、新たな移民に対して同じ権利が継続されるかどうかはまだ不明である(Hall et al.2021:15)。イギリス人 IRMs にとって EU 離脱は、現在付与されている居住権と福祉権が削除された場合、退職者が東南アジアのような代替目的地に引き寄せられ、EU 圏外の IRMs と同じように市民権の及ばない条件下で暮らす可能性がある。

1986 年 SC 計画の提唱により広がりはじめた日本の IRM と比較すると、イギリス人の IRM は日本より 20 年以上長い歴史がある。欧州の IRM 先行研究では、EU の原則と輸出可能な社会保障が前提となっている。移住国の滞在許可を得ることで成立する日本の IRM に対して EU 市民の IRM は、移動の自由が保障された制度のなかでの移動が主流である。日本の IRM は海外年金送金制度を利用することで、イギリス人 IRMs と同様に年金受給権のポータビリティが整備されている。イギリス人 IRMs は現物支給に該当する介護保障を EU 圏内居住国で支給を受けることに対し、日本人 IRMs は海外で介護保険を使用することはできない。EU 圏内のイギリス人 NHS 加入者は、EU 圏内で自己負担なく医師の診察を受けることができることに対して、日本の国民健康保険加入者は、国民健康保険法第 54 条

の規定による療養費が、「海外療養費還付制度」によって海外でも日本の国民健康保険が利用できる。NHS が自己負担なく受診できることに対して、海外医療費還付制度は現地で全額自己負担した後に、日本の行政機関での申請することにより還付される。

第2節 アメリカ人の IRM

本節では、アメリカ人引退者のアメリカ国内移住および中南米への IRM に着目し、その特徴を整理する。

3-2-1. 引退後のアメリカ国内移住

2017 年 United Van Lines¹⁹の National Movers Study によると、アメリカ人の国内退職移住数の最も多い州はフロリダ州である(United Van Lines Co. Ltd. HP.)。

フロリダがアメリカ人退職者を引き付ける理由には、フロリダの気候をはじめ退職者をターゲットに建設された不動産や、退職者の所得が州税から免除されることなどがある。フロリダの生活費は全国平均を下回り、白い砂浜や手頃な価格の生活と包括的な退職コミュニティが手に入ることから引退移住に適した場所であり、フロリダ州は退職者誘致政策を整備している(My FRS Online HP.)。

アメリカ本土最南端に位置するフロリダ州マイアミビーチは、1914 年 Colins Bridge²⁰が建設され本土と結ばれると、Fisher²¹の推進によりアメリカ北部に住む富裕層の避寒地・冬の別荘として高級ホテルやゴルフコース造成などが整備され、1920 年代のフロリダ不動産ブームが始まった(Ballinger:1936)。

現在アメリカの国家歴史登録財として登録されているアール・デコ様式²²建築物も、この時期より建設が始まった。1926 年のハリケーン被害や 1929 年より始まった大恐慌による不況下のマイアミでは、パン・アメリカン航空がクリッパーと呼ばれる国際便を運航させ、マイアミを「アメリカ大陸への入り口」として宣伝した(Miami Beach Historical Association HP.)。

1936 年 Fodor²³による旅と観光情報雑誌「Fodor's」が、1937~41 年にはアメリカではじめての国内旅行ガイドブックとなる「American Guide Series」が刊行された。いずれも第二期ニューディール政策下の Emergency Relief Appropriation Act of 1935 (1935 年の緊急援助歳出法) で編成された Federal Writers' Project(連邦作家プロジェクト。以後 FWP²⁴、と記す。)による文化政策である(Adams et al:1995)。FWP によるガイドブックもマイアミに人を呼び寄せる吸引力を発揮した。これらの宣伝効果によってフロリダは新たな観光収入を見込み、より土地の安価なコリンズアベニューとオーシャンドライブに沿って、近代的な小規模ホテルを建設したのは、恐慌下にマイアミへ移住したユダヤ人グループである

(Miami Beach City HP.)。この建物ブームは、マイアミが不況下から脱却することに役立った。

1942~45年のマイアミは第二次世界大戦で重要な役割を担うことになった。アメリカ陸軍空軍技術訓練司令部は、軍事訓練基地本部としてマイアミにある300以上のホテルとアパートを引き継いだ。アメリカ陸軍空軍士官の約4分の1および兵士の約5分の1がこの基地で訓練を受けた。戦後、マイアミビーチのホテルやアパートは徐々に民間に返還され、不動産の売買も活性化しはじめた。一部の退役兵士はGI法²⁵を利用して家族とマイアミに移住し不動産を取得した。休暇のたびに毎年マイアミへ戻ってくる兵士もいた。軍役引退後に戻ってくる兵士もいた。退役軍人は戦後のフロリダの経済活性化に大きな影響を与えた(The Official Travel and Tourism Site of Greater Miami & Miami Beach HP.)。

第二次世界大戦後、州間高速道路システムの開発により、遠距離移動行楽客や移住がはるかにアクセスしやすくなった。州間退職移民の特徴の一つは、全国からの移民が少数の州に集中していることである。60歳以上の州間移民の60%近くは50州のうち、わずか10州に集中しており、1960年以降4回にわたる国勢調査のすべてにおいて、フロリダ州は60歳以上の州間移民全体の約4分の1を集めている(Longino et.al.2005:538-9)。

一方で、退職後のアメリカ人国内移住者数を概観すると、2019~20年アメリカ人による退職後の国内移住者の割合は全体のわずか約1.3%である(United States Census Bureau HP."Current Population Survey, Annual Social and Economic Supplement"1999-2020)。退職者の大半は、州内移住もしくは既存の家に住み続けている。

3-2-2. アメリカ人のIRM

米誌"International Living"²⁶では、アメリカ人とカナダ人引退者を対象にIRM希望国を、査証取得の難易度をはじめ居住施設医療施設の利便性、気候、生活費などから総合的に調査し、毎年1月に順位を発表している。2021年はコスタリカを筆頭にパナマ、メキシコ、コロンビアと続いた(表3-2.)。

表 3-2. アメリカ・カナダ人 IRMs による IRM 希望国 (単位: 100 点を満点とする評価点)

順位	国名	査証	気候	医療	生活費	住居	特典	発展度	統治	娯楽	最終スコア
1	コスタリカ	86	80	97	84	74	88	92	80	92	85.2
2	パナマ	97	80	88	83	80	96	76	82	80	84.4
3	メキシコ	88	86	90	87	86	78	86	68	94	83.5
4	コロンビア	88	87	96	89	77	78	86	79	82	83.3
5	ポルトガル	64	88	95	84	87	86	88	79	87	83.2
6	エクアドル	87	87	81	93	84	95	75	70	84	83.0
7	マレーシア	82	62	90	91	75	64	92	82	82	79.8
8	フランス	68	82	84	69	65	75	96	80	74	76.4
9	マルタ	86	63	79	68	66	76	81	75	90	76.0
10	ベトナム	60	60	84	99	72	60	70	82	85	75.5

出典: International Living HP. "World Ranking :The Best Places to Live in 2021" より引用

アメリカ人およびカナダ人の IRM 希望国のうち、総合的に最も高い評価を得た国はコスタリカである。コスタリカでは在留資格を取得すると、月収の約 7~11%を Caja Costarricense de Seguro Social Healthcare System に納めることで、外国人も公的保険に加入できる(ecu11 HP.Caja Costarricense de Seguro Social)。

査証が取得しやすいことで評価を得たのはパナマである。パナマは一定以上の年金受給者に与えられる永住権があり、豊富なシニア割引制度²⁷である「ペンションプログラム」を外国人でも使用できる(Immigrate to Panama HP.)。一方で、インフラなどの発展度に対する評価は低い。

現地社会の友好度や快適さ、文化に対する適応のしやすさ、豊富な観光資源、コミュニティを総合的に評価する「娯楽」部門で最も評価が高かったのはメキシコである。Sunil ら(2007)は、メキシコのハリスコ州チャパラ湖地域のアメリカ人 IRMs211 人に対してメキシコへの移住の決定要因およびメキシコでの生活の質、文化適応、個人のアイデンティティ、財政的なセキュリティ、ヘルスケアの側面に関する半構造化アンケートを実施し、メキシコへ移住した主な 4 つの理由として、①経済事情、②自然環境、③コミュニティの友好的感覚、④生活の質の向上、を抽出している。メキシコの大規模な外国人コミュニティでは同好会やイベントが運営されており、新しい仲間を作る場として機能している。また、アメリカと隣接することから、日頃から使い慣れた食材や家電が容易に入手できる(Sunil et

al.2007:489-510)。一方で、IRM を楽しむための安定、かつ安全な環境を含む「政治」に対する評価は低い。

コロンビアはIRM 希望国の4位に位置する。WHOによる世界191カ国の医療制度ランキングでは、コロンビアは22位であり、カナダの30位、アメリカの37位より高い評価を得ている。ラテンアメリカの経済誌“América Economía”による2021年ラテンアメリカ11カ国61病院のランキングでは、TOP10の病院のうち5つはコロンビアにある。また、コロンビアにはJCI²⁸国際合同委員会の認定施設が5施設ある。さらに、コロンビア入国管理局にて査証を登録するとCédula(身分証明書)が発行され、Cédulaを取得すると年金に対する12.5%の保険料でコロンビアの公的保険制度EPS(Entidades Promotoras de Salud)に加入でき、現地の人々と同等の治療を受けることができる(GOV.CO. HP. Consulta EPS)。

欧州ではポルトガルが気候で高評価を得ている。ポルトガル最南端に位置する大西洋に面したアルガルヴェは、太陽を求めた北欧からのIRMを引き寄せるエリアである。夏の間は高温でありながらも乾燥していて凌ぎやすく、カリフォルニアより日照時間が長い。また11月~3月の短期間にしか降雨がみられない。年間を通して最高気温は15~31℃であり、冬も0℃以下にならない(Visit Algarve Portugal HP.)。一方で、非EU市民がポルトガルへのIRMのための査証を取得する場合はEU圏内で有効な民間医療保険への加入や、ポルトガルでの生活をカバーする十分な資産能力の証明が必要となり(Serviço De Estrangeiros e Fronteiras HP.)EU圏内のIRMと比較すると不利である。

65歳以上で退職移住する場合の特典が最も有利なのはエクアドルである。エクアドル憲法第36条、第37条、第38条は、65歳以上の男女に対する特定の権利と保護を明記している。具体的には、国内の公共および民間交通機関の50%割引、公園入場料90%割引、映画を含むすべての文化・スポーツイベントチケット50%割引、電気代と水道料金の割引、無料の国内固定電話サービス、月額\$92.64までの12%のIVA(付加価値)税の払い戻しなどがあり、外国人住民もエクアドル国民と同じ権利を享受することができる(Libro Metodológico del Instituto Nacional de Estadística y Censos:2015)。エクアドルのクエンカ²⁹は、アメリカ人ベビーブーマー³⁰世代の退職後の移住先として注目されている。アメリカ人のクエンカへのIRMは、目減りする収入を安価な生活費で賄い経済力を再生する移住動機がある。アメリカでは中間層に属する彼らは、エクアドルへのIRMにより、以前より豊かな階層での生活が実現できる(Hayes2015:279)。

アジアではマレーシアがIRM希望国として7位に選ばれている。マレーシア憲法第152条ではマレー語を公用語に定めているが、英語は依然として国の貿易産業部門の言語に位置するため、マレーシア政府は特に観光や国際貿易において、他の国際言語を習得するよう国民に奨励している(Malaysia Government. HP.)。多言語が共存する国家であり、公用語で

あるマレー語に英語が併用されることから、英語話者の移住では言語の壁は軽減される。また、道路や公共交通機関などインフラ設備の発達が高く評価されている。

フランスはアメリカ人の IRM 希望国として、便利な生活が期待できることから発展度の評価は高い。一方で、査証取得の難しさや、住居を含む生活費が高額となることから査証および生活費の評価は低い。

マルタはバスシステムが広範囲を網羅しており、車がなくても便利な生活ができる。古代史を体感しながら石畳の通りを散歩することや、ダイビング、ハイキング、ボート、ブドウ畑や村の探検など、豊富な観光資源が評価されている(マルタ観光局 HP.)。

移住希望国の中でも生活費の安さで最も高い評価を得たのはベトナムである。年金の範囲内でも”living rich (豊かな生活)”に近づけることが評価されている(International Living HP.” Vietnam (Cost of Living)”)。

イギリス人が医療保障の互換がある EU 圏内の国へ移住することに対し、アメリカ人の IRM は、移住国の公的医療保険に加入できるかどうか移住先選択基準のひとつであり、公的医療保険に加入できる国への移住傾向がある。また、以前より豊かな階層での生活の実現を目的に、北の先進国から南の発展途上国へ移動して、目減りする収入を安価な生活費で賄うため(Hayes2015:279)に、自然環境やコミュニティの友好的感触、より良い生活を楽しむ手段(Sunil et al2007:497-504)を満たす、中南米が主流となっている。

アメリカでは高齢者および障がい者を対象とした社会保障プログラムのなかに、公的医療保険「メディケア」が整備されている。原則として、アメリカ合衆国に合法的に5年以上居住している65歳以上のすべての人が給付の対象となる(Medicare Gov HP. 日本貿易振興機構 JETRO ニューヨーク事務所海外調査部:2021)が、日本の海外療養費還付制度に相当する整備がないため海外では使用できない。また、太陽を求めたイギリス人の IRM に対して International Living の調査結果では、アメリカ人 IRMs の移住国の気候に対する評価にはばらつきがあり、評価点も他の項目と比較すると低く抑えられている。

このように、アメリカ人の国内退職移住はフロリダ州への移住が最も多い。また、アメリカ人の IRM が移住先を選択するときには、外国人に対する公的保険加入制度が整備された IRM 誘致国や、移住前より豊かな階層での生活が可能国への移住傾向がある。

第3節 日本人の IRM

本節では、日本人の IRM 関連研究を整理し、日本人の IRMs が目指す国および IRMs の目的から、日本人の IRM の特徴を検討する。

3-3-1. IRM の長期化・定住化

久保・石川(2004)は、日本の先行研究ではほとんど存在しないとみなされてきた国際引退移動に着目し、日本人 IRMs の目的地選択と移動形態を、雑誌・アンケート調査・インタビューから分析した。久保らによると、日本人 IRMs の目的地の選択には、快適な自然環境と安い生活費、社会生活での生きがい、情報収集や移動先との国の結びつき、日本の家族形態などが重要である。また、日本人 IRMs が移動を決めてから実践に至るまでは平均 2.5 年であるが、移動国での滞在期間が短く、帰国を前提としている人が多い。日本人による IRM は永久移動から季節移動、一時的移動などがあり、快適な自然環境と安い生活費の環境・経済要因に加え、社会生活の生きがいを求めた移動である。その裏には、冠婚葬祭など地域社会との繋がりに対する煩わしさや、引退後に生きがいを得づらい日本がある(久保・石川 2004:74-87)。

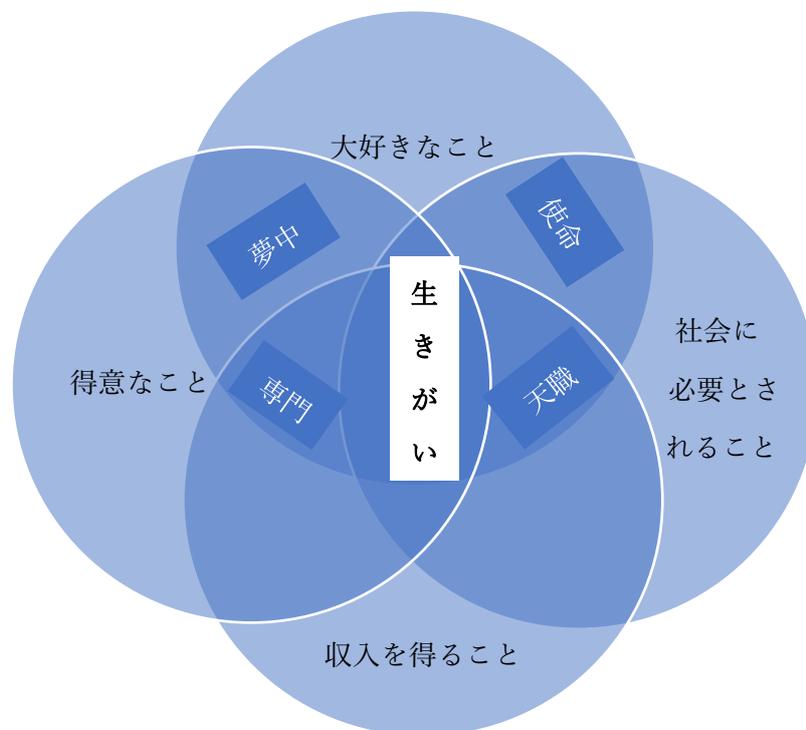
日本人の IRM には、物価の安さや引退後の充実した人生の実現など、移住国に引き寄せられる Pull factor と、日本での経済的不安や地域社会で生じる閉塞感によって居住国から押し出される Push factor がみえる。

久保ら(2004)が指摘する、社会生活での「生きがい」を求める IRM とは具体的にどのようなものだろうか。

García と Miralles(2016)によると、日本語の「生きがい」に最も近い言葉は、フランス語の *raison d'être*(存在意義)である(García et al.2016:10)。“*raison d'être*”に近い英語表現として“*purpose*(目的)”があるが、*raison d'être* と *purpose* の異なる点は、目指すべき到達点である「目的」が遠くに設定されていることに対して、「存在意義」は自分がそのものを身近に感じることによって、日々生きていることの喜びや充足感を得ることにある。

Winn(2014)による生きがいの構造分析(図 3-1.)においては、生きがいには 4 つの要素があり、これら要素の相互作用によって生きがいが構成されている。IRM は、自分が夢中になれることや専門性を活かせる国、自分の天職や使命感が必要とされる国へ生きがいを求めた移住ケースもあると考えられる。

図 3-1.Winn(2014)による生きがいの構造分析



出典：Winn, Marc. HP. The View Inside Me “What is your IKIGAI? May 14, 2014” より引用(筆者和訳)

小野(2012)は、在マレーシア日本人 IRM が「生きがい」を求めた老後の「余暇活動」から医療や介護といった「ケア」を含む多様な目的に広がりつつあることから、IRM が経済活動を行わない「非労働力の移動」であるだけでなく、家事労働、医療や介護の面で「労働力を必要とする人の移動」があることを明らかにしている(小野 2012:253-267)。イギリス人の IRM だけではなく、日本人の IRM も「ケア」という新しいスタイルが生まれ、移動国での滞在期間が短く帰国前提であった日本人の IRM が、一時的な余暇滞在のみならず定住化・長期化の傾向を帯びたことになる。

河原(2010)は、在チェンマイ日本人ロングステイヤーで構成する「A 会」を考察し、ロングステイヤーが加齢に伴い、これまで有効であった現地社会への適応が立ち行かなくなることや、今後のタイ政府ロングステイヤー受け入れ可否、ロングステイヤーを生み出す日本の高齢者問題を危惧している。また、現地語が不自由であり、個人が現地社会との関係を構

築する術を持たないことを指摘し、経済的問題など性質が異なる個人の集合団体として行動することの困難さを挙げている(河原 2010:52-53)。A 会構成員は、経済状況によって階層分化がみられることがわかる。チェンマイでは河原(2010)の危惧が現実となり、IRMsの介護・貧窮化問題に直面している。健康状態や経済状態の異なる個人が集う団体活動の難しさを乗り越えるためには、どのような取り組みが有効なのだろうか。

伊藤(2016)はチェンマイの日本人コミュニティの分節化を指摘している。チェンマイでは主たる邦人団体構成層が①現地駐在員とその家族、②所属を離れた引退者、③タイ人パートナーと生活する日本人など、各団体がそれぞれの特徴を備えながら機能しているが、伊藤(2016)は、いずれにも属さない最多の存在「サイレント・マジョリティ」の増加を予測し、移住者を引き寄せるタイの魅力に対して、高齢者にとって必ずしも住みよいとは言えない日本の実情から、IRMsの健康悪化や貧窮化問題は移住先での問題のみならず国内問題に帰することを挙げている(伊藤 2016:1-19)。在チェンマイ邦人にとってコミュニティとは何を指すものなのだろうか。

Bauman(2001)は現代的コミュニティの源泉を、同じ意見をもち、同じ行動をとる同一性のコミュニティである「美的コミュニティ」と、個人の生活とは切っても切れないリスクであるところの錯誤や不運について、全てのメンバーがコミュニティから保証を受ける権利を持つ「倫理的コミュニティ」に分類し、2つのコミュニティがもつ概念を「温かく、信用と安全があり、互いの善意が期待できる場所であるというファンタジーの世界」と、「現実のコミュニティ」と捉え、2つの差異が広がりつつあることを指摘している(Bauman2001=奥井訳 2017:7-37)。チェンマイの邦人コミュニティは、居心地がよく快適で温かい場所としての機能を果たすことのみを目的としているのだろうか。あるいは、倫理的なコミュニティとして機能するのだろうか。Bauman(2001)によると、「コミュニティの一員である」という特権には、支払うべき対価があり、その対価は自由という通貨で支払われ、ここでの通貨には「自律性」、「自己主張の権利」、「ありのままの自分である権利」などがある。安心と自由は、ともに等しく貴重かつ熱望される価値である(Bauman2001=奥井訳 2017:12)。チェンマイの邦人コミュニティの一員であるために支払うべき対価とは何を指し、コミュニティに属さない理由は、自由を保持するためなのだろうか。

近年は在留邦人同士の情報ネットワークを媒介せずとも、インターネットや現地フリーペーパーなどから地域に関する自分に必要な情報を自分で入手することができる(吉井 2018:31-35)。必要な情報を得て必要最低限の生活ができれば良いために、邦人コミュニティに積極的に参加する必要性を感じない人や、在留届未届のまま移動を常態化させる人もいる。その結果、行政(在外公館)サービス対象者としての在留邦人を正確に把握できない事態が生じることがある(梶田・丹野・樋口 2005:240-258)。必要最低限の生活を自力で継続

することが困難となり、病気や困窮化が生じたときに、これまで現地社会で知られていなかった「顔の見えない定住者」をはじめて知ることとなる。

Bauman(2001)は「現実のコミュニティ」の製造法では、安心と自由の間の矛盾が目に見えるほど大きくなって、修復が難しくなる問題を指摘し、コミュニティの課題として①権利上の個人の運命を事実上の個人の能力に作り替えるのに必要な資源の平等化、②個人的な無力や不幸に対する集団的な保障構造の2点を挙げている(Bauman2001=奥井訳2017:8-12)。

先行研究における日本人のIRMの特徴としては、初期のIRMは帰国を前提とした短期間の余暇が主流であったことから、受け入れ国のIRM受け入れ体制については言及されていない。その後、IRMの目的は、短期間の余暇からケアまで広がり、定住化・長期化の可能性を帯びたものへと変容しつつあるが、アメリカ人のIRMが移住国の公的医療保険加入を前提に移住国を選択する傾向があることに対して、日本人のIRMにはその傾向が見られない。また、IRMsの言葉の問題が取り上げられているが、言葉の壁はIRMに限定されるものではない。本研究では、タイのIRM受け入れ政策をはじめタイの公的保険に対するIRMの加入可否や、企業関係者とは異なるIRMsならではの言葉の壁を克服するための取り組みを検討する必要がある。

チェンマイの日本人IRMsの特徴は、定住化による加齢とIRMsの増加によって邦人コミュニティの分節化が起これ、IRMsによる当事者団体が形成されていることである。また、イギリス人のIRMに見られた経済格差は、経済状況など性質の異なる個人の集合体である邦人団体の中にもある。本研究の調査対象者は、潤沢な預貯金に恵まれたIRMsと、年金収入に頼るIRMsの2つの階層がみられる。また、移住後の生活の中で、加齢による健康悪化や、医療費が嵩むことにより、これまでの生活が立ち行かなくなるIRMsがいる。IRMsの階層分化は移住前からの経済格差のみならず、移住後の健康悪化や嵩む医療費を要因として生じる場合がある。

3-3-2. 理想と現実 日本人がIRMを実践する国

ロングステイ財団では1992年より「海外ロングステイ希望国・地域調査」を実施している(表3-3.)。1992年の初回調査結果では、ロングステイ希望国上位は欧米圏で占められており、先進国へのロングステイが集中していた。イギリス人の太陽を求めた南欧移住や、アメリカ人の中南米移住に対して、日本人のロングステイ希望国は必ずしも温暖あるいは常夏が絶対条件ではなく、ある程度金銭的な余裕をもって、自らが描く理想を実現させる場所となる欧米およびオーストラリア、ニュージーランドが希望国に選ばれていた。

2000年の調査結果では、ハワイに代わりオーストラリアが1位に選ばれ、マレーシアがアジアの国の中ではじめてIRM希望国10位にランクインしたが、欧米主流に変化はない。

欧米主流であったロングステイ希望国の構成に変化が見えはじめたのは2004年からである。2004年の調査では、マレーシアが2位に、タイが5位、フィリピン10位と東南アジア3国がランクインした。2006年にはマレーシアが1位となり、現在に至るまでマレーシアが日本人のロングステイ希望国のトップに位置している。この背景には、マレーシア政府による積極的な日本人 IRMs 誘致活動と、2005年オーストラリアの退職者に対応する査証が廃止³¹されたことがある。また、同年よりインドネシアが選出された。

2011年にはタイが2位に上昇し、新たに台湾とシンガポールが選出された。2011年以降はマレーシア、タイ、ハワイが上位3カ国であり、現在まで不動となっている。2019年にはベトナムがランク入りして、現在ロングステイ希望国トップ10のうち、7カ国はアジア圏であり、東南アジアから6カ国が選ばれている。

これまでの日本人ロングステイ希望国を概観すると3つの変化が見える。まず、距離の変化である。日本人のロングステイ希望国は、遠距離の欧米から近距離東南アジアへと変化した。次に、日本と生活費が同等、あるいはそれ以上である先進国から、日本より生活費を抑えることが可能となる東南アジアへの変化である。最後に気候条件である。四季のある欧米から、年間を通じて温暖な気候が見込まれる東南アジアへと、日本人のロングステイ希望国は変化した。

表 3-3. ロングステイ希望国・地域 2019

年	順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1992		ハワイ	カナダ	オーストラリア	米国西海岸	ニュージーランド	スイス	イギリス	フランス	スペイン	米国東海岸
2000		オーストラリア	ハワイ	ニュージーランド	カナダ	スペイン	イギリス	スイス	イタリア	米国西海岸	マレーシア
2004		オーストラリア	マレーシア	ハワイ	カナダ	タイ	スペイン	米国本土	イギリス	ニュージーランド	フィリピン
2005		オーストラリア	マレーシア	ハワイ	ニュージーランド	タイ	カナダ	スペイン	イギリス	米国本土	フィリピン/フランス
2006		マレーシア	オーストラリア	タイ	ニュージーランド	ハワイ	カナダ	スペイン	インドネシア	イギリス	米国本土
2007		マレーシア	オーストラリア	タイ	ハワイ	ニュージーランド	カナダ	フィリピン	インドネシア	スペイン	米国本土
2008		マレーシア	オーストラリア	ハワイ	タイ	ニュージーランド	カナダ	スペイン	インドネシア	フィリピン	米国本土
2009		マレーシア	ハワイ	オーストラリア	タイ	ニュージーランド	カナダ	フィリピン	インドネシア	スペイン	米国本土
2010		マレーシア	ハワイ	タイ	オーストラリア	カナダ	ニュージーランド	フィリピン	スペイン	インドネシア	スイス
2011		マレーシア	タイ	ハワイ	オーストラリア	カナダ	ニュージーランド	インドネシア	フィリピン	台湾	シンガポール
2012		マレーシア	タイ	ハワイ	オーストラリア	ニュージーランド	カナダ	フィリピン	シンガポール	インドネシア	台湾
2013		マレーシア	タイ	ハワイ	オーストラリア	ニュージーランド	フィリピン	シンガポール	米国本土	カナダ	インドネシア
2014		マレーシア	タイ	ハワイ	オーストラリア	カナダ	ニュージーランド	シンガポール	米国本土	フィリピン	インドネシア
2015		マレーシア	タイ	ハワイ	オーストラリア	フィリピン	ニュージーランド	カナダ	シンガポール	台湾	インドネシア
2016		マレーシア	タイ	ハワイ	台湾	フィリピン	オーストラリア	カナダ	シンガポール	インドネシア	ニュージーランド
2017		マレーシア	タイ	ハワイ	台湾	フィリピン	オーストラリア	米国本土	シンガポール	カナダ	ニュージーランド
2018		マレーシア	タイ	ハワイ	フィリピン	オーストラリア	台湾	カナダ	インドネシア	シンガポール	米国本土
2019		マレーシア	タイ	ハワイ	フィリピン	台湾	オーストラリア	インドネシア	ベトナム	シンガポール	カナダ

出典：一般財団法人ロングステイ財団『ロングステイ統計調査 2020「ロングステイ希望国・地域 2019」』より引用

3-3-3. ライフスタイル移住

企業関係者主流の邦人社会に新たに参入した IRMs は、移住目的が「労働」である企業関係者に対して、労働を目的としない移住である。伝統的な国際移住の説明としては、より高い収入を得るために、移民を出身国から離れさせる Push factors(去る理由)と、受け入れ国に引き寄せる Pull factors(移住する理由)で成立する Push-Pull 理論や、移民自身によって展開される社会的ネットワーク論が用いられ、労働対価の低い発展途上国から高収入が期待される先進国への移動や、先に移動を定着させた移民労働者が家族を呼び寄せることによる、移動連鎖ネットワークが主軸となっていた。

現代における労働を目的としない特定の移住形態に着目したのは、フランス南西部ロット県の農村にライフスタイル移住しているイギリス人の研究で知られ、ライフスタイル移住研究の先端にある社会学者 Benson (2009)である。

Benson(2009)はライフスタイル移住を「仕事や政治的避難のような伝統的に挙げられてきた理由のためではなく、主に生活の質として広く語られる理由に駆りたてられた移住」と定義している(Benson et al.2009:123)。また、Benson(2009)は、ライフスタイル移民を「定住目的地でのより充実した生活に動機づけられた比較的裕福な個人の移動」であり、「移住の決定にまぎれもなく寄与する他の要因(たとえば経済的)以上に、(豊かな生活の)文化的要素によって選択される」ものと捉えている(Benson2011:7,12、Benson et al. 2009:621)。

一方で、IRMs は比較的裕福な個人の移動であるライフスタイル移住ばかりではなく、裕福とはいえない人や、介護・貧窮化に陥った人などライフスタイル移住に合致しない人もいる。

藤田(2008)は、就労および就学等を目的とする必然的な移住以外にも、若者が仕事を辞めて理想のライフスタイルや自己実現を求めた移住のような蓋然的理由による移住形態があることを指摘している(藤田 2008:12)。若者の移住であれば、仕事を辞めて得た時間を海外で過ごし、再就職など次のステージに向かうまでの余暇活動と捉えることができる。若者のライフスタイル移住は再就労の可能性があることに対し、IRM は引退後の移住であり再就職を前提とする余暇活動ではない。

吉原(2017)は、インドネシアのバリ島日本人社会ネットワークを調査し、就労目的以外のライフスタイル移民の移動を「選べる移動」と「選べない移動」の2つの形態から、ライフスタイル移住の光と影をあぶり出している。吉原が述べるリタイアメント層移住者の陰に見えるものは、①日本で描けない老後の生活をバリ島で実現させるために移住したが、現地インフレによる物価高の影響で生活苦に陥る人がいること、②日本で居場所を失い、日本に回帰する退路を断ち切っているリタイアメント層は帰国困難に陥ること、③今後「棄民化」

されたリタイアメント層が「内」と「外」から増加することへの危惧、である(吉原他 2017:210-212)。

バリ島へのIRMは、より充実した生活に動機づけられたライフスタイル移住といえるが、比較的裕福な個人の移動であるはずのライフスタイル移民のなかには生活苦に陥った移民がおり、バリ島のIRMsには階層分化が見られる。若者であれば、現地雇用による労働収入を得ることで経済力再生のチャンスがあるが、労働を目的としないIRMsにとって、現地での生活苦から脱却するための手段は帰国となる。バリ島で、より充実した生活を目指すIRMの移住の決定要因には、経済的要因以上に文化的要素が寄与するライフスタイル移住ばかりではなく、文化的要素と現地の物価の安さを見込んだ経済的要因の比重が同等、あるいは経済的要因が文化的要素以上に寄与するケースがある。

現地で経済再生が立ち行かなくなった人の選択肢は帰国となるが、彼らの帰国を阻むものが帰国後の日本の居場所である。家や家族が日本に居る人は、日本への回帰する退路があるが、生活苦に陥りながらも日本に居場所がないバリ島のIRMsは現地に留まり続けている。

吉原(2017)は、バリ島で生活苦に陥りながらも帰国困難となるIRMsの増加と共に、すでに日本で生活が苦しいリタイアメント層による日本からバリ島へのIRMsの増加を危惧している。

移住目的地での、より充実した生活という文化的要素に動機づけられていたIRMは、文化的要素以上に経済的要因が移住決定に寄与する移住も包摂したものとなり、比較的裕福な個人の移動から、生活苦に陥った裕福とはいえない個人も含む構成へと変容しつつある。また、帰国困難なIRMsには、移住先で生活苦に陥った人と、すでに日本で生活が苦しい状態があり、日本への退路を断ち切っている人がいる。

そこで本研究では、在チェンマイIRMsの移住決定要素およびIRMs構成層の変化、IRMsの経済格差が生じた時期、帰国へのアクセスに配慮しつつ、SC計画以降のIRMの変容を検討する。

3-3-4. 先行研究における国際引退移住の呼称

先行研究におけるIRM表記には複数の呼称がある。ロングステイ財団では”LONG STAY”および「ロングステイ」という言葉を商標登録している。

タイでは、日本と同様に「ロングステイ(Long Stay)」という用語が使用され、“Long Stay(英語表記)”や“ล่องสเตย์(タイ文字による外来語表記)”と表記される。また、ロングステイは、観光形態のひとつと認識されており、“Long Stay”と“Long Stay Tourism”を一様に、「การท่องเที่ยว(観光)พำนักระยะยาว(長期滞在)」をあてていることから、タイではロングステイを長期滞在観光と位

置づけている(Sutpratana2017:17)。IRM は観光の一形態といえるのだろうか。また、「長期滞在」の「長期」とは、どれぐらいの期間を指すものなのだろうか。

Urry ら(1990=加太訳 2015)は、観光と表現する最低限の共通特質として①余暇である、②制度化され組織化された労働の対象物である、③そこで必然的にもなう住まいや労働のある場所への空間移動がある、という 3 点を挙げている。IRM は制度化され組織化された労働から解放された引退後の移動であり、余暇を終えた後の空間移動に必然性はない。よって IRM は観光と表現する最低限の共通特質を満たすものとはいえない。

また、長期滞在の定義については組織によって期間や目的、活動などの内容が異なる。長期滞在を移動の領域に含めるか、または観光の領域に含めるかは研究者、組織、マスメディアそれぞれが強調する目的によって議論が分かれている。

日本とタイにおける多くの組織は「ロングステイ」の型は移住や永住ではなく、いつか日本に帰ると定義しているが、実際には 5 年、10 年、20 年いる人も少なくない。仮に、5 年以上ロングステイをする実態を考えると、ロングステイとは観光の型とは言い難い。また、10 年を超えてロングステイする実態は長期滞在といえるのか、または移住や永住というべきなのかは曖昧であり、どちらと断定することはできない(Sutpratana2017:17)。実際には、いつか日本に帰ると思っている IRMs もいれば、終の棲家と決めている IRMs、帰るつもりでも遂には息を引き取るまで帰らなかった、あるいは帰れなかった IRMs、帰らないつもりでいたが帰国した IRMs もいる。

IRM は、この他にも日本語で「退職移住」、「退職後移住」、「引退移住」、「リタイアメント移住」などの表現があるが、これらは海外移住のみならず国内移住にも使用する表現である。また、退職は労働契約の終了を意味するが、IRM のなかには自営業を営んでいたが、自ら引退を決断して移住した人もいる。よって、本研究では King らの提唱した「引退ならびに退職を重要な契機とする移動の中でも、特に国境を越える国際移住」を IRM と記し、IRM を実践する移住者を IRMs とする。

本章では、イギリス人の IRM およびアメリカ人の IRM、日本人の IRM を国際比較することにより、先行研究における日本人の IRMs の特徴を検討した結果、次の 3 点が明らかになった。

まず、イギリス人の IRM は、温暖な地中海沿岸地域への移住が主流となっており、移住先も EU 圏内であるために、社会保障の一部に互換性がある。

次に、アメリカ人の IRM は、中南米のなかでも、外国人に対する公的保険加入制度が整い、なおかつ、高齢者特典を備えた国への移住傾向がある。

3 つめに、移住国での滞在期間が短く、帰国を前提とする欧米への短期滞在傾向にあった日本人の IRM は、SC 計画当初に想定されていたような、目的地でのより充実した生活に

動機づけられた比較的裕福な個人の移動に始まったが、近年 IRM 誘致政策を整備する東南アジアへの移住が主流となった。物価の安い東南アジアへの IRM は、これまでの裕福な人ばかりではなく、裕福とはいえない人の移住も可能となり、安い物価と査証制度による IRMs の長期化・定住化を誘導するものへと変容した。

日本人の IRM をイギリス人およびアメリカ人の IRM と比較すると、イギリス人の IRM が、査証を必要としない EU 圏内での移住が主流であることに対して、日本人の IRM は査証を必要とする東南アジアの IRM 誘致国への移住が主流である。また、イギリス人の IRM は EU 圏内で社会保障の一部に互換性がある国へ、アメリカ人の IRM が公的医療保険加入に門戸が開かれた中南米への移住が主流であることに対して、日本人の東南アジアへの IRM は、国民健康保険の「海外療養費還付制度」あるいは民間保険加入で対応していることが挙げられる。

第4章 法制度から考察する IRM の特徴

東南アジアへの移住が主流となった日本の IRM は、物価の安さと IRM に対応する査証制度により、IRMs の長期化・定住傾向がみられる。本章では、長期化する現地の生活のなかで、IRM に対応する社会保障制度は IRMs の生活支援に繋がっているのかを検討するために、日本を離れたことによって行政に届出義務の生じる在留届制度ならびに住民基本台帳、さらにチェンマイ IRMs の国内と異なる課税対応より、法制度から考察する在チェンマイ IRMs の特徴およびこれら複雑な法制度に関する情報収集のための IRMs の自助・互助活動を明らかにする。

第1節 社会保障制度から考察する IRM

本節では、医療保障制度および海外年金送金制度、介護保険制度から IRM に対する公的支援制度の特徴を検討する。

4-1-1. 医療保障制度

医療保障制度は IRM に限定されたものではないが、就労者が企業や所属先の職域医療保険加入による保障があることにに対し、IRMs は日本の公的医療保険である国民健康保険あるいは民間保険への加入によって、その保障を受ける。

医療費は高齢化にともない増加傾向にある。日本の人口1人当たりの医療費は、65歳未満が19万1,900円であることにに対し、65歳以上は75万4,200円であり(厚生労働省 HP. 「令和元(2019)年国民医療費の概況」)、65歳未満の約2.6倍となる。高齢化による医療費増加は IRM のみならず高齢者共通の課題であるが、IRMs が移住先で公的医療保障に繋がるための手段は国内と異なる。

日本の国民健康保険制度には、被保険者に医療サービスを提供する現物給付と、出産時や死亡時などに支給される手当金や、現物給付が難しいときの立て替え払いに対して、直接手当金を給付する現金給付(医療給付)がある。現物給付のできない海外で治療を受けた場合の立て替え払いに対する、海外での医療費を保障する制度が「海外療養費還付制度」であり、海外療養費(海外において受けた療養等、以下「海外療養」と記す。)に係る費用にとは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条の規定により支給される療養費を指す。

2001(平成13)年1月より、海外渡航中の治療が保険給付の対象となり、一定の条件を満たせば、病気やケガで海外の医療機関で治療を受けた場合に帰国後に申請すると、支払った医療費の一部が還付される。海外療養費還付制度による支給範囲は、当該治療が日本国内で保険適用になっている医療行為のみとされている。たとえば保険の利かない診療や差額ペ

ッド代、美容整形、高価な歯科材料や歯列矯正は対象外となる。海外療養費の支給額は、日本国内での同様の病気や怪我をして国民健康保険で治療を受けた場合を基準にして決定する。支給額算定には、支給決定日の外国為替換算率が用いられる。

国民健康保険被保険者が負担した療養の費用に対する還付制度であり、やむを得ない事情で海外での医療費が全額負担となったときに、後から市町村に申し出て自己負担割合分を除いた負担分が給付される。給付方法は、原則として事業主である地方自治体および特別区を経由して行われるため、海外への医療費送金が行われない(昭和56年2月25日保険発10号、庁保険発2号)。よって、日本の国民健康保険加入者はタイで直接使用できないが、「海外療養費還付制度」によって保障を受けることができる。

海外療養費の還付申請には、診療内容明細書および領収明細書、診療内容明細書、領収明細書の日本語訳、医療機関に治療費を支払った領収書、世帯主名義の口座が確認できるものが必要である(国民健康保険ガイド HP。「海外で治療を受けたとき(海外療養費)」)。

日本の国民健康保険法では、被保険者を都道府県の区域内に住所を有する者(国民健康保険法第5条)と定めており、住民基本台帳をもつ IRMs は該当するが、住民基本台帳を持たない IRMs に加入権はない。日本に住民登録のない IRMs は、タイの公的保険加入または民間保険加入あるいは自費で賄う必要がある。調査対象者のうち日本人 IRMs は44人であるが、そのうち約半数の23人は国民健康保険被保険者である。国民健康保険法では被保険者を「都道府県の区域内に住所を有する者」と定めている(国民健康保険法第5条)ことから、ここでの IRMs 国民健康保険加入者23人は、日本の住民基本台帳がある IRMs でもある。

タイの医療保障制度は公務員医療給付制度(CSMBS)および被雇用者社会保険制度(SSS)、国民医療保障制度(UC)からなり、これら3つの保障制度でほぼタイ全国民がカバーされている。外国人であっても民間企業で勤務するものは被雇用者社会保険制度(SSS)への加入が義務付けられている(表4-1.)。

表 4-1. タイの医療保障制度

制度名	公務員医療制度 (CSMBS)	社会保障制度の傷病等 (SSS)	国民医療保険制度 (UC)
概要	勅令	社会保障法	国民医療保険法
運営主体	財務局中央会計局	労働省社会保障事務局	国民医療保険事務局
被保険者資格	政府勤務公務員（福利厚生）。退職後も適用	強制加入:15-59 歳の民間被用者、任意加入は農民や自営業者、退職者、失業者	社会保障制度が適用されない農民や自営業者
給付対象	加入者本人とその家族	加入者本人のみ	加入者本人のみ
納付の種類	現物給付	現物給付と現金給付	現物給付
本人負担割合	公立病院では通常本人負担なし。私立病院入院時は本人負担が生じる。登録公立病院以外での受診は償還払い。	一定の限度額を超えるまでは本人負担なし（出産等は本人負担が生じるが、別途出産給付あり）。	1 回の外来や入院につき TB30 負担。（低所得者層は無料で受診可）
財源	保険料	負担なし	労使折半。
	公費負担	税財源	社会保障制度の 2.75% 政府負担

出典：กรมบัญชีกลาง（タイ王国財務省中央会計局）、สำนักงานประกันสังคม（労働省社会保障事務局）、สำนักงานหลักประกันสุขภาพแห่งชาติ（国民医療保障局）HP.を基に筆者作成。

被雇用者ではない IRMs の場合は、タイ国内にコンドミニアムなどを自分の名義で所有し、住宅登録証がある場合あるいは家主(世帯主)の同意を得て住宅登録証を所持している場合は、住宅登録証に付与された เลขประจำตัวประชาชน(レークプラジャムトゥアプラチャーチョン:ID 番号)によって、UC 保険証が送付される。筆者は住宅登録証に付与された個人番号によって UC 保険証が自宅に送付された。UC はあらかじめ指定された病院でのみ利用できる。筆者が利用する病院と UC で指定された病院は異なるため、UC を利用したことはない。筆者が UC に指定されている病院は、一般受け付けと異なる棟に UC 専用の受け付けがあり、常時長蛇の列を成している。筆者を除き、調査対象者の中に UC 加入者はいなかった。一般的にタイ国内に住宅登録証のない外国人は、民間保険に加入することになる。

現地の民間保険のなかには、高齢者でも加入可能なものが用意されているが、保障内容は年齢や健康状態に応じて判断される。調査対象者の民間医療保険加入に関する情報は、現地の銀行傘下の保険会社が運営するものを、なじみの銀行員を通じて加入するケースや、タイ人配偶者を持つ日本人 IRMs より、高齢者でも加入可能な保険情報を入手しているケースがあった。これらの保険³²加入以外にも、クレジットカードに付帯する保険を利用する IRMs もいるが、クレジットカードに付帯されている海外旅行保険は、クレジットカードを所持しているだけで自動的に付帯される「自動付帯」と、出国までの公共交通機関の代金や旅行代金の支払いにクレジットカードを利用したことを条件に付帯される「利用付帯」の 2 つのタイプがある。また、治療については、1 件の治療あたりの限度額や治療期間が設定されている場合がある。

筆者はチェンマイで、火傷の治療のためクレジットカードの自動付帯保険を利用したが、治療保障期間が近づいた際に、保険会社より治癒の確認と、治療期間が過ぎた後は、今回の火傷に対する治療に関しては保険が使えなくなる旨の連絡があった。クレジットカードの海外旅行保険の詳細な保障内容および保障期間は、各クレジットカード会社およびカードのカテゴリーにより異なる。

IRMs が加入できる民間保険関連情報は、IRMs 自らの加入経験や、タイ人配偶者からの情報を共有することで、IRMs は民間保険加入を検討している。また、自分の持つクレジットカードの海外旅行保険に関する補償範囲や補償期間、付帯の種類も同様に、IRMs は情報を共有しながら、自分の持つクレジットカードの補償範囲を確認し、クレジットカードで補えない医療保障の対策を検討している。

4-1-2. 海外年金送金制度

日本人の IRMs は日本での最終居住地を管轄する年金事務所に必要書類を提出することにより、海外指定口座での年金受給ができるが、海外口座へ年金の振り込みを希望する場合は、日本国内居住者と届書が異なる。海外居住者への年金の支払は、外国送金の方法に基づき行われるため、「年金の支払を受ける者に関する事項」の提出が必要となる。また、滞在国内が租税条約を締結している場合は、「租税条約に関する届出書」を提出することにより、所得税法上で非居住者に課せられる所得税が免除される(日本年金機構 HP.「海外居住で現況届を提出される方、海外へ住所を移される方、海外居住で引っ越しされる方、海外居住者で海外の口座へ年金の振り込みを希望される方の手続き」)。

2022 年 6 月 1 日時点の日本の租税条約締結国は 149 カ国あるが、そのうち「日本において年金から源泉徴収される所得税が免除される年金に関わる租税条約適用国³³」は、2022 年 1 月時点で 71 カ国である(表 4-2.)。

表 4-2.「租税条約に関する届出書」を提出することで、日本において年金から源泉徴収される所得税が免除される国(令和 4 年 1 月時点)

1	アイルランド	37	スロベニア
2	アゼルバイジャン	38	セルビア
3	アメリカ	39	タジキスタン
4	アルメニア	40	チェコ
5	イギリス	41	中国
6	イスラエル	42	チリ
7	イタリア	43	トルクメニスタン
8	インド	44	トルコ
9	インドネシア	45	ニュージーランド
10	ウクライナ	46	ノルウェー
11	ウズベキスタン	47	パキスタン
12	ウルグアイ	48	バハマ
13	エクアドル	49	バミューダ
14	エジプト	50	ハンガリー
15	エストニア	51	バングラデシュ
16	オーストラリア	52	フィジー
17	オーストリア	53	フィリピン
18	オマーン	54	フィンランド
19	オランダ	55	ブラジル
20	カザフスタン	56	フランス
21	カタール	57	ブルガリア
22	韓国	58	ブルネイ
23	キルギス	59	ベトナム
24	クウェート	60	ベラルーシ
25	クロアチア	61	ペルー
26	ケイマン諸島	62	ポーランド
27	サウジアラビア	63	ポルトガル
28	ザンビア	64	香港
29	ジャージー	65	マレーシア
30	ジャマイカ	66	メキシコ
31	ジョージア	67	モルドバ
32	シンガポール	68	ラトビア
33	スイス	69	リトアニア
34	スペイン	70	ルーマニア
35	スリランカ	71	ルクセンブルク
36	スロバキア		

タイは含まれていない



注) 中国には、マカオは含まない。また、アメリカには、プエルトリコ、バージン諸島、グアム、サイパン、マリアナ諸島、その他属地、準州は含まない。

出典：日本年金機構 HP.「租税条約締結国一覧」より引用

タイと日本は二重課税の回避・脱税の防止のために、租税条約を締結している(財務省 HP. 「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイ国との間の条約 略称：タイとの租税(所得)条約」。以下、日タイ租税条約、と記す)。日タイ租税条約はタイ国内法に優先し、法人所得税、個人所得税が対象となる(日本貿易振興 JETRO HP.タイ「二国間租税条約」)。

日タイ租税条約における租税条約の項目は、不動産に係る所得(第 6 条)、企業又は恒久的施設の利得(第 7 条)、航空機に係る所得(第 8 条)、特殊関係企業に係る利得(第 9 条)、配当(第 10 条)、利子(第 11 条)、使用料(第 12 条)、譲渡利益(第 13 条)、人的役務の提供に対する報酬(第 14 条)、役員報酬(第 15 条)、芸能人等の所得(第 16 条)、公務遂行に関わる報酬(第 17 条)、教授・教員等の所得(第 18 条)、学生・事業修習者への送金等(第 19 条)であり、年金は含まれていない。

日タイ租税条約には、租税条約の項目に年金がないことから、チェンマイ IRMs の日本の年金収入に対して日本の所得税法が適用され、日本で所得税が源泉徴収される。

4-1-3. 介護保険制度

日本政府は高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、1997 年介護保険法を成立し、介護を社会で支え合い、老後の不安を軽減するために介護保険制度を 2000 年に創設した。

介護保険制度では、高齢化や核家族化の進行や介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的に、単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするということを超えて、高齢者の自立を支援することを理念としている。また、介護保険利用者の選択により、多様な主体から保険医療サービスや福祉サービスを総合的に受けられる制度であり、給付と負担の関係が明確な社会保険方式を基本としている(厚生労働省 HP. 「介護保険制度の概要」)。

介護保険制度の保険者は、国民に最も身近な行政単位である市町村(特別区を含む。以下同じ。)とされており(介護保険法第 3 条)、被保険者は①65 歳以上の者(第 1 号被保険者)、②40～64 歳の医療保険加入者(第 2 号被保険者)である(介護保険法第 9、10 条)。

市町村の区域内に住所を有するに至ったため、第一号被保険者(法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)の資格を取得した者は、14 日以内に、個人番号と、資格取得年月日とその理由、世帯主の氏名を記載した届書を、市町村に提出しなければならない(介護保険法第 23 条)、被保険者は保険者の管轄行政市町村の住民基本台帳を持つものである。よって介護保険被保険者の年齢に達していても、海外転出届の届出により日本の住民基本台帳を抹消している IRMs は、被保険者に該当しない。

要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない(介護保険法第 27 条)。日本に住民基本台帳を持つ IRMs 介護保険被保険者の場合は、介護認定が日本国内の管轄行政による調査で決定されることから、住民基本台帳のある市区町村に戻らない限り利用できないことになる。IRMs が要介護認定を受けた場合の保険給付は、被保険者の要介護状態に関する保険給付(以下「介護給付」という。)と、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として条例で定めるものであり(介護保険法第 18 条)、具体的には①居宅介護サービス費の支給、②特例居宅介護サービス費の支給、③地域密着型介護サービス費の支給、④特例地域密着型介護サービス費の支給、⑤居宅介護福祉用具購入費の支給、⑥居宅介護住宅改修費の支給、⑦居宅介護サービス計画費の支給、⑧特例居宅介護サービス計画費の支給、⑨施設介護サービス費の支給、⑩特例施設介護サービス費の支給、⑪の 1.高額介護サービス費の支給、⑪の 2.高額医療合算介護サービス費の支給、⑫特定入所者介護サービス費の支給、⑬特例特定入所者介護サービス費の支給、である(介護保険法第 41 条)。

市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち、居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護および特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する(介護保険法第 41 条)。介護保険制度における居宅介護サービス費用は、都道府県知事の指定する事業者が要介護認定者に行うサービスに対して支給されるものであり、都道府県知事の指定外である海外での介護費用は自己負担となる。

調査対象者日本人 IRMs44 人のうち半数の 23 人は介護保険被保険者であり、介護保険法では被保険者を「都道府県の区域内に住所を有する者」と定めている(介護保険法第 9 条)ことから、日本の住民基本台帳がある IRMs でもある。

タイには介護保険が存在しない。基本的には家族介護が原則だが、その一方で核家族化と高齢化は着実に進行しており、介護の社会化のニーズは顕在化している(河森 2016:43-53)。

タイは 2016 年タイ政府による全国的なパイロットプログラム(Development of a Public Health LTC System for Dependent Older People in LTC Subdistricts)を開始した(Asian Development Bank:2020)。プログラムの目的は、要介護高齢者の生活の質の向上を目指す

ための在宅またはコミュニティによるケア体制を整備することである。地域の医療システムと連携しながら基礎自治体(Sub-district Administrative Organization/ Municipality)に高齢者介護事業の管理責任が委ねられており、国民医療保障事務局(NHSO: National Health Security Office)が予算を支出する「タムボン介護基金」を活用することにより、研修を受けた住民がケアギバーとして高齢者介護にあっている(มูลนิธิสถาบันวิจัยและพัฒนาผู้สูงอายุ (高齢者開発研究所)HP.)。IRMs がチェンマイで介護を必要とする場合は、民間サービスを利用することになる。

このように、日本に住民基本台帳を持つ IRMs は国民健康保険被保険者であることにに対し、日本に住民基本台帳のない IRMs は国民健康保険加入権がない。また、海外年金送金制度を利用することで、IRMs は海外でも年金を直接受け取ることができるが、租税条約の項目に年金が含まれている場合は、日本での所得税納税が免除されることにに対し、日タイ租税条約の項目には年金が含まれていないため、日本の年金収入に対して、日本の所得税法が適用され、日本で所得税が源泉徴収される。介護保険制度は、要介護認定者が都道府県知事の指定する居宅サービス事業者が行うサービスに対して、居宅介護サービス費用が支給されるものであり、海外での介護費用は自己負担となる。

第2節 在留届から考察する IRM

本節では、在留届の在留区分および職業区分、年齢構成から、IRM の特徴を検討する。

4-2-1. 在留届と在留邦人

旅券法第 16 条によると、旅券³⁴の名義人で外国に住所又は居所を定めて三月以上滞在するものは、外務省令で定めるところにより、当該地域に係る領事館の領事官に届け出なければならない。また、旅券法施行規則第 12 条では、①法第 16 条の規定による届出は、旅券の名義人が外国に住所又は居所を定めて三月以上滞在しようとするときは、遅滞なく、当該住所又は居所を管轄する領事官(当該住所又は居所を管轄する領事官がない場合には、最寄りの領事官)に別記第 14 号様式による在留届一通を提出しなければならない、②前項の届出をした者は、住所、居所その他の届出事項に変更を生じたときは、遅滞なく、また当該届出をした領事官の管轄区域を去るときは、事前に、その旨を当該領事官に届け出なければならない、③前二項の届出は、世帯ごとに行うことができる、としている。

旅券法第 16 条で定められている「在留届」とは、世帯単位で届け出るものであり、在留届の筆頭者³⁵は「本人」、同居家族がいる場合は「同居家族」とされる。在留届の届出をした在外公館管轄地域で生活する邦人が、事件や事故、災害などに巻き込まれた場合、在外公館では速やかに邦人の安否を確認し必要な援護を行うが、その際に威力を発揮するのが在留

届である。在留届が未届の場合は、その人が管轄地域に居住していることを当該公館は知ることはできず、在留届未届者の安否確認や留守宅などへの連絡を行うことができない。また、在留届の届出をした後に転居または同居人の移動など、在留届記載事項に変更がある場合や、帰国する場合にも在留届記載事項の変更を届出しなければ、いざという時の連絡が困難になる。

在留届の届出をすると、在外公館より現地での生活に必要な最新情報がメール配信される。たとえば Covid-19 パンデミックに関連して、現地当局が新たな防疫措置や水際対策を発表すると、在外公館より現地情報の和訳メールが配信される。大使館・総領事館領事窓口サービスでは在留邦人に対して、在留国で生活する上で欠かせない様々な手続事務を行う。また、事件や事故に巻き込まれた場合には、在留届の記載情報を頼りに迅速な支援が受けられる。

在留届の届出状況から IRMs を考察すると、①3 か月以上当該地に滞在することを理由に在留届を届出した IRMs、②3 か月未満の滞在であることを理由に在留届の届出義務の生じない在留届未届の IRMs、③3 か月以上しているが在留届未届の IRMs に分類できる。

引退後の非就労者である IRMs の場合は、就労者の企業や学生の教育機関など所属組織に代わって、ネットワークを繋げる場所としての機能を持つものが在外公館であり、在外公館の名簿となるものが在留届である。

在留届の届出義務のない 3 か月未満の海外居住者や旅行者に対応する整備として、外務省は 2014 年 7 月より海外旅行登録「たびレジ」を開始した。たびレジとは、在留届の届出義務のない 3 か月未満の海外渡航者を対象として、登録者に対する海外安全情報を配信するシステムである。たびレジ登録により、滞在先の緊急情報や安全情報をメールで受け取ることができる。たびレジサービス開始の背景には、2013 年 1 月のアルジェリア人質事件³⁶がある。この事件を教訓に、在留届の届出義務がない 3 か月未満の短期渡航者に対して、渡航情報などの提供や緊急事態発生時の対応に活用できるたびレジサービスが開始された。

調査対象者日本人 45 人のうち 34 人が在留届を届出している。在留届未届 11 人は、1 回の渡航が 3 か月未満であることを理由として未届であった。在留届未届の 11 人のうち「たびレジ」登録者は 2 人であり、調査対象者の「たびレジ」普及度は低い。

在留届を届出した人の届出した理由は、旅券法に定められた義務であることが前提だが、在留届を届出することによってタイの運転免許証取得のための「運転免許証抜粋証明」の申請ができることや、10 年以上在留届を継続している「在留証明」の発行により、日本に一時帰国した際に、JR の Japan Rail Pass が申請できる利点を挙げている。

4-2-2. 永住と長期滞在

外務省では昭和 43 年より毎年 10 月 1 日時点の在留邦人数調査統計を公表している。在留邦人数は、在留届を基礎資料とするものであり、在留届の届出義務のない在留期間 3 か月未満の短期滞在者は含まれない。また、外務省では在留届を届出・変更していない邦人が多数いることを想定し、日本人会や邦人研究者、留学生が在籍する大学、研究機関、各種学校に調査票を配布しているが、在留邦人数調査統計による在留邦人数と現地の実態は必ずしも一致するものではない。

在留邦人とは、海外に 3 か月以上在留している在留届を届出した日本国籍を有する人であり、「永住者」と「長期滞在外者」に区分される。「永住者」は、(原則として)当該在留国等より永住権を認められており、生活の本拠をわが国から海外へ移した邦人であり、「長期滞在外者」は、3 か月以上の海外在留者のうち、海外での生活は一時的なもので、いずれわが国に戻るつもりの方を指す(外務省『海外在留邦人数調査統計』平成 30 年版)。

2021(令和 3)年 10 月 1 日時点の在留邦人数総数は 1,344,900 人であり、前年度より 12,824 人(約 0.9%)減少した。このうち長期滞在外者は 807,238 人であり、前年度より約 2.5%(20,678 人)減少した。永住者は 537,662 人であり、前年度より約 1.5%(7,854 人)増加した(外務省 HP「2021(令和 3)年海外在留邦人数調査統計」)。ここには Covid-19 パンデミックの影響がみられ、世界各地域で長期滞在外者が減少しているが、長期滞在外者が減少したことに対して永住者は増加している。

「永住者」は、永住の意思はないが、長期滞在が可能な他の資格がないために、やむを得ず永住権を取得した場合や、在留国の人との婚姻により永住権を取得したが、いずれ日本に帰るので永住する意思はないといった場合には、本人からの届出を優先し、「長期滞在外者」に分類する場合がある。また、在留国等に永住権制度がない場合であっても、婚姻などにより永住の意思を持って生活の本拠(住所)を日本から海外に移し、かつ、在留届に「永住」と届出があった者については、対象に含まれる(外務省『海外在留邦人数調査統計』平成 30 年版)。

1968(昭和 43)年在留邦人数調査統計開始当初の「永住」の定義は①当該在留国より永住権が認められているもの(永住の意思はあっても永住権を有しないものを除く)、②日本人の子であっても日本国籍を留保していないものは含まない、③自己の意思により外国国籍を取得したものは、たとえ国籍紛失届を届出していなくても外国籍取得により自動的に日本国籍を喪失しているため、これには含まない、④二重国籍であっても日本国籍を有する者はこれに含まれる、とされており、永住の基準は永住権と国籍により判断されていた。当該国での在留邦人当事者の家族関係や、やむを得ず長期滞在のために永住権を取得した邦人

人の意思が、永住であるか長期滞在であるかに反映することとなったのは、2006(平成 18)年以降である。

1968(昭和 43)年調査開始当初「長期滞在」は、3 か月以上の滞在者で永住者でない邦人、と定義されていた。1982(昭和 57)年の調査では、在留邦人の区分について、「大まかには、在留国に骨を埋めるつもりで生活の本拠をその国へ移した人々(永住者)と、在留国での生活は一時的なものでいずれわが国に戻るつもりの人々(長期滞在者)」、との説明が加わった。永住者と長期滞在者の概念として「在留国に骨を埋める」ことと「帰国前提」であることが明示されたのである。1995(平成 7)年本調査では「在留国に骨を埋める」が抹消され、永住と長期滞在の判断基準は、現行の「生活の本拠を在留国に移した人」と「いずれわが国に戻る人」となった。

「生活の本拠」の意味するものが、生活の実態となる日常生活の拠点であるのならば、長期滞在者の中には、永住権を持っていなくても、生活の本拠を在留国に移している人もいる。永住権がなくても、在留国の査証更新を繰り返す結果として、在留国に住んでいることが常態化し、「いずれわが国に戻る人」と区分されていても、死ぬまで日本に戻らない人もいる。このように、統計上では在留邦人を「永住」、「長期滞在」と区分しても、その実態は統計区分と必ずしも合致しないことがある。いつか日本に帰るとされていても、帰国の時期は当事者の判断に委ねられている。帰らない(帰国しない)ことに罰則はない。

チェンマイの IRMs を在留区分で大別すると、IRMs 以外の在留邦人と同様に、まず「永住」と「長期滞在」に分類できる。ここではタイ永住権の有無のみで区分するのではなく、①タイの永住権を持っていることを理由に永住者として在留届を届出、②タイの永住権はあるが、いつかは日本に帰る意思があることを理由に、長期滞在者として在留届を届出、③タイの永住権は持っていないが、タイ人と家族関係があることから、在留届の区分を永住として届出、④タイの永住権を持っておらず、タイ人との家族関係もない長期滞在として在留届を届出、の 4 つに区分できる。

調査対象者のうち在留届を届出している 34 人の在留区分は長期滞在者が 33 人であり、永住者は 1 人であった。ここでの在留区分永住者の IRMs は、タイ人との婚姻関係はあるがタイの永住権は所持していない。タイの永住権を持っていなくても、家族関係による申請者の意思が反映されたケースである。なお、調査対象者の中にタイ永住権を持つ人はいなかった。

4-2-3. 職業・年齢別在留邦人の構成

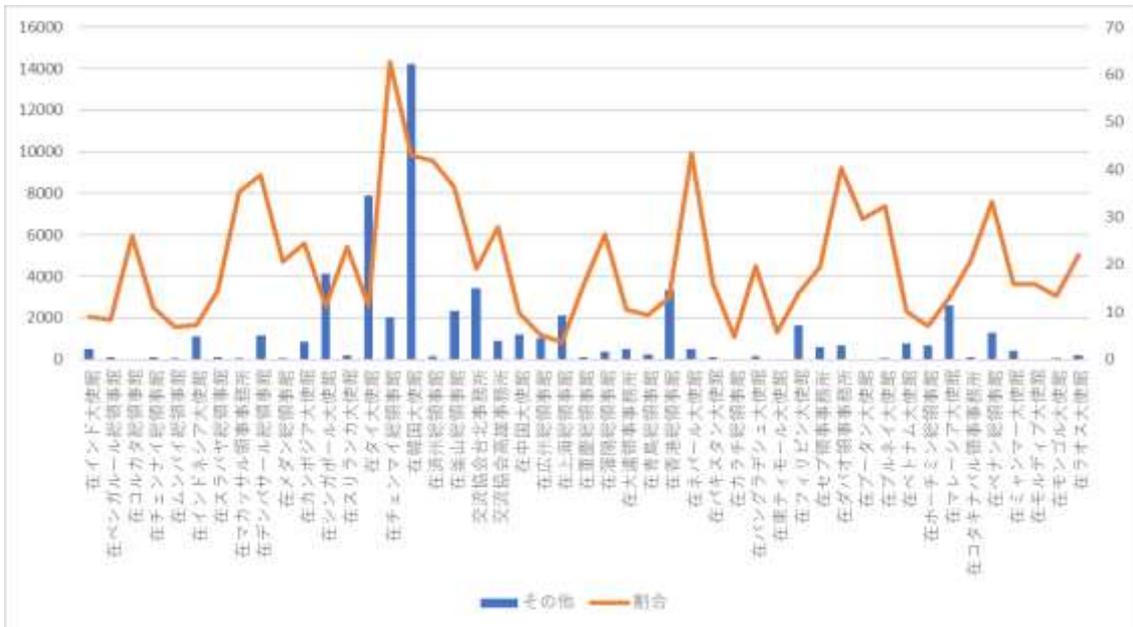
「長期滞在者」は職業別に区分されており、①民間企業関係者、②報道関係者、③自由業関係者、④留学生・研究者・教師、⑤政府関係機関職員、⑥その他、で構成されている。非就労者である IRMs は「その他」に該当することになる。

2018(平成 30)年の海外在留邦人数調査統計によると、平成 29 年 10 月 1 日時点の職業別在留邦人長期滞在者のうち最も多いのは「民間企業関係者」であり、「留学生・研究者・教師」、「その他」と続く。「民間企業関係者」は、1997 年のアジア通貨危機や 2008 年のリーマンショックなど、経済情勢と比例して若干の減少や経済回復までの横ばい状態が見られるが、「その他」に経済状況の影響はみられない。IRM 誘致国が IRMs を誘致する理由の一つに、経済状態に左右されることが少なく、比較的安定した増加を見込めることが考えられる。

アジア通貨危機以前の 1996 年と 2018 年の職業別長期滞在者割合を比較すると、民間企業関係者と留学生・研究者・教師、政府関係機関職員の割合は減少したことに対し、その他と自由業関係者の割合は増加しており、特に「その他」の占める割合は 10%以上増加している。

平成 29 年 10 月 1 日時点のアジアの在留邦人長期滞在者総数のうち「その他」の占める割合は約 20.2%である。また、アジアの在留邦人長期滞在者総数に対する「その他」の割合が最も高いのは在チェンマイ総領事館管轄地域の約 62.8%である。「その他」の総数が最も多いのは在韓国大使館管轄地域の 14,216 人³⁷であるが、ここには極めて限定的ではあるが、在外同胞の帰還制度 F-4VISA での滞在者が含まれている。帰還制度を除く「その他」での滞在は、東南アジアのチェンマイ、ダバオ、デンパサール、マカッサル、ペナンに集住している(図 4-1.)。

図 4-1.アジア内日本国在外公館別在留邦人区分長期滞在「その他」総数と、長期滞在者総数
に対する「その他」の割合 (左軸単位:人、右軸単位:%)



出典：外務省『海外在留邦人数調査統計 平成30年版』を基に筆者作成

年齢別に在留邦人「長期滞在者」総数を考察すると、40代の割合が最も大きい。地域年齢別に考察すると、大洋州と中米、東欧・旧ソ連、中東、アフリカ、南極の主たる構成層は30代であり、アジアと北米、西欧の主たる構成層は40代である。南米は60代が最も多く、次いで70代である。

表 4-3.地域年齢別在留邦人数 (単位:人)

地域	年齢	100歳以上	90代	80代	70代	60代	50代	40代	30代	20代	10代	0-9歳
アジア		4	364	2,139	12,910	34,117	66,799	93,591	63,293	31,730	47,056	41,273
大洋州		23	153	672	1,884	4,386	9,859	21,504	27,581	24,843	15,851	16,723
北米		49	2,133	8,283	18,679	35,706	66,049	104,136	84,681	68,969	60,814	46,737
中米		2	50	198	485	948	1,946	3,001	3,077	1,627	1,371	1,536
南米		143	2,398	8,385	14,063	16,505	7,090	9,077	7,830	5,360	4,120	3,789
西欧		6	141	1,014	5,411	11,896	23,166	48,928	43,906	26,770	25,148	30,663
東欧・旧ソ連		0	2	27	131	425	1,197	2,195	2,241	1,655	1,091	1,286
中東		0	2	12	104	536	1,388	2,509	2,517	1,056	1,323	1,608
アフリカ		0	0	13	120	523	987	1,526	1,587	1,139	741	955
南極		0	0	0	0	0	5	7	17	4	0	0
合計		227	5243	20,743	53,787	105,042	178,486	286,474	236,730	163,153	157,515	144,570

出典：外務省『海外在留邦人数調査統計 平成30年版』を基に筆者作成

全世界の在留邦人総数に対する 65 歳以上の占める割合は約 9.85%であり、全世界の在留邦人から考察すると高齢化はみられないが、チェンマイやダバオ、デンパサールなど、一部の地域では高齢化が加速している(図 1-1.)。

タイ人を除く調査対象者 48 人の年齢構成で最も多いのは 70 代 28 人であり、調査対象者の約 58.3%である。次いで 60 代 12 人(25%)、80 代 4 人(約 8.3%)、30 代と 50 代が各 2 人(ともに約 4.2%)である(表 1-2.,表 1-3.,表 1-4.,P7-9 参照)。また、30 代の 2 人(日本人とスイス人各 1 人)は IRMs の親と同居する IRMs 支援者の立場である。調査対象者のうち、在留届を届出している 34 人の在留区分は長期滞在が 33 人であり、永住は 1 人であった。また、長期滞在者を職業別に区分すると、「その他」31 人、自由業関係者 1 人、教師 1 人である。

第3節 住民基本台帳から考察する IRM

本節では、IRMs をめぐる制度の特徴を住民基本台帳および海外転出届から検討する。

4-3-1. 住民基本台帳法

日本の住民基本台帳法(以下、「住基法」と記す。)では、日本の市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的(住基法第 1 条)として、住民基本台帳制度を定めている。日本の住民基本台帳(住民票)には氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当、選挙人名簿への登録など各種行政サービスの基礎となっている。

住民としての地位の変更に関する届出は、法律上の義務であり、正当な理由がなく届出をしない場合は、5 万円以下の過料に処されることがある(住基法第 52 条の 2)。

住民としての地位の変更のうち「転入」とは、新たに市町村の区域内に住所を定めることを指し(住基法第 22 条)、転居は、同一市区町村区域内において住所を変更することである(住基法第 23 条)。また、転出は、新たに別な市区町村へ住所を変更することを指す(住基法第 24 条)。

同一市区町村内での転居は、住民基本台帳のある市区町村に、転居した日から 14 日以内に、転居届を届け出なければならない(住基法第 23 条)。他の市区町村に転出・転入される

場合は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない(住基法第 24 条)。

転出先が海外の場合は、海外転出届の届け出が必要となる。調査対象者日本人 IRMs44 人のうち約半数の 23 人は日本に住民基本台帳を持っている。

4-3-2. 海外転出届

日本から海外に転出する人で、概ね 1 年以上の一定期間海外に滞在する予定の人は、「海外転出届³⁸」を届出ることとされている(住民票ガイド HP.「1971 年 3 月 31 日付自治振第 128 号通知「住民基本台帳法の審議応答について」問 9」)。届出期間は、国外へ出国する日の概ね 14 日前から出国日まで³⁹である。転出届は国内での転出届と同一であるが、転出後の住居を一時的にホテル等に宿泊しながら現地で決めるケースがあるため、転出先住所は国名を記載する(港区役所区民課、逗子市役所戸籍住民課⁴⁰)。海外転出届の届出により、住民基本台帳が抹消され日本の住民ではなくなる。

住民が担う義務のひとつに住民税の納税がある。個人住民税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日であり(地方税法第 39 条、318 条)、1 月 1 日に日本の市町村(都道府県)に住所を有する者に対し、当該住所地団体が課税する(総務省 HP.「個人住民税」)。日本の市区町村(都道府県)に住所を有する住民税の納税義務者とは、1 月 1 日において、市町村にある住民基本台帳に記録されている者である(地方税法 24 条 1 項、294 条 1 項)。

タイは住民税が導入されていないことから、在チェンマイ IRMs にタイの住民税納税義務はない。日本に住民基本台帳を持つチェンマイの IRMs は、日本の地方税法が適用され、日本の年金収入に対して日本の住民税が源泉徴収される。

海外転出届の届出により、日本の住民基本台帳を抹消した場合の国民年金は強制加入被保険者ではなくなり任意加入となる(日本年金機構 HP.「国民年金の任意加入の手続き」)。国民健康保険の加入者は、その市区町村に住民基本台帳を持つ人が、加入意思の有無にかかわらず、住んでいる市区町村の国民健康保険に加入するものであり(厚生労働省 HP.「国民健康保険の加入・脱退について」)、住民基本台帳を抹消する場合は、国民健康保険被保険者ではなくなり、医療費は全額自己負担となる(外務省 HP.「海外在住者と日本の医療保険、年金」)。

平成 27 年 10 月導入されたマイナンバー制度は、住民基本台帳を持つ人に一人一つの番号が公布されるものであり、海外転出届提出により住民登録を抹消した人のマイナンバーカードは失効する(地方公共団体情報システム機構 HP.「マイナンバーカード総合サイト」)。また、日本の銀行は国内居住者を対象としたサービスであり、海外転出により非居住者となる場合は、原則として⁴¹口座の解約が基本となる。

海外転出届を届出した者が日本に一時帰国した場合は、どこの住民となるのだろうか。一時帰国者とは、国外に生活の本拠があり、一定期間、都内のホテル等に滞在した後、生活の本拠のある国外に出国する予定である者を指す(東京都生活文化局 HP.)。一時帰国者が再度住民として登録できるかどうかは、自治体ごとに対応が異なっているのが現状である。

日本から国外に転出する場合の転出届の届出は「概ね一年以上」の海外滞在との目安があるが、国外から日本に転入する場合は居住期間に明確な規定はない。管轄する自治体によって、3週間以上を日本で滞在しなければ住民登録ができないケースや、転入時に居住期間を確認する、などその対応はさまざまである。

たとえば、神奈川県逗子市では一時帰国者の転入届に関わる質問に対して、国外転出後一時的に帰国した場合で、再び国外へ戻るような場合には、主たる居所が国外であり国外に住所があるものとして扱うので、原則として転入届出があっても住民登録を受け付けることは難しい、と回答している(逗子市 HP.)。沖縄県宜野湾市では、一時帰国者の転入届と国民健康保険加入相談に対して、国民健康保険加入条件には、住民基本台帳を登録し、生活の拠点を本市とし引き続き定住する予定・意志があることが必要であり、「一時帰国(一カ月程度滞在)」には、継続して本市に住む予定がないものとして、滞在期間中の国民健康保険への加入は難しい、と回答している(宜野湾市 HP.)。

他にも、①数週間だけの滞在で日本に住民票を戻すことを拒否するわけではなく、逆に半年以上日本にいても、本人が日本に拠点を移していないと主張するのであれば、住民票を日本に戻す必要はない、②一時帰国であっても、生活の本拠が日本にある場合であれば、転入届の届出は可能、③日本の実家など、その場所に「生活の本拠(拠点)」を移す場合には、住民票をその場所に移す(転入する)ことができる、など各人の事情や本人の意思に沿う判断をする自治体もある。

表 4-4.海外転出に関わる行政手続き一覧

時期	届出の種類	届出の管轄機関	届出対象となる期間
出国前	①海外転出届の届出→住民登録抹消	出国前の市区	概ね1年以上海外に滞在
	②届出なし→住民登録を置いたまま出国	町村窓口	1年未満の海外滞在
在留国に入国後	③在留届届出	居住地を管轄する在外公館	3か月以上の滞在
	④在留届未届		3か月未満の滞在
一時帰国	⑤、①該当者の転入届提出による住民登録	帰国後の市区町村窓口	概ね1年以上日本に滞在
	⑥1年未満の短期帰国である①の該当者		転入届の受理、不受理は各自治体の判断による
	⑦、②該当者→住民登録を置いたまま一時帰国		

筆者作成

海外転出に関わる行政手続きから IRMs を考察すると、IRMs は日本に住民基本台帳を保持したままの人と、海外転出届を提出したことによって日本の住民基本台帳を抹消した人に大別できる。また、在留届手続きから考察すると、IRMs は①在留届提出義務のある人のうち、在留届を届出済みの人、②在留届の届出義務はあるが、在留届を届出していない人、③在留届の届出義務はないが、「たびレジ」に登録している人、④在留届の届出義務はなく、「たびレジ」も登録していない人、に類別できる。ここでの注意点は、②と④の IRMs は当該地の在外公館にとって、見えない・知らない存在となっていることである。

これら住民登録と在留届を組み合わせると①日本に住民基本台帳があり、在留届を届出済み、②日本住民基本台帳はあるが、在留届未届、③海外転出届により日本の住民基本台帳を抹消したが、在留届を届出済み、④海外転出届により日本の住民基本台帳を抹消し、在留届未届、に分類できる。①と②の IRMs は日本に一時帰国した場合、日本の住民登録地域を管轄する自治体のサービスを受けることができる。③と④は自治体のサービスを受けるためには転入届が必要となるが、どのぐらいの期間日本にいたのであれば転入届が受理され住民基本台帳に登録されるのか、に明確な定義がないため、一時帰国者の住民登録の判断は自治体の判断に準拠しているのが現状である。

調査対象者日本人 IRMs44 人のうち約半数の 21 人は海外転出届を提出したことにより、日本の住民基本台帳を抹消している。21 人のうち移住当初に海外転出届を提出した人は 10 人であり、11 人はチェンマイへ移住した後の一時帰国中に海外転出届を提出した。海外転出届を提出した理由は、概ね一年以上の海外移住であることだけではなく、住民税納税や介護保険料の支払いを回避するため、などを挙げている。

第4節 IRMs の課税対応と情報共有のための自助・互助活動

本節では、IRMs の年金に対する所得税および住民税に対する課税制度とその複雑さに日本人 IRMs がどのように対応しているかを現地調査に基づいて明らかにし、その中から IRMs の特徴を検討し、法令に関する複雑な知識や情報を共有するための自助・互助活動が浮かび上がっていることを述べる。

4-4-1. IRMs の年金に対する所得税

労働を目的としない IRMs にとって生活の源泉となるものは、潤沢な資産・資金がある者以外は、主として年金である。本調査対象者においても、預貯金に恵まれた IRMs と、年金収入に頼る IRMs の 2 つのタイプが見られた。調査対象者の約半数は必ずしも潤沢な資金に恵まれているわけではなく、年金に対する課税負担を軽減する方向で対応している。資産・資金的に恵まれている IRMs は、法令通りに納税しても特段の不利益はない。一方で、

チェンマイの調査で対象としたおよそ半数にあたる IRMs のように、年金以外に所得がない人たちは、当然のことながら、法令の範囲内で、可能な限り年金に対する所得税や住民税を、いわば合法的に回避しようとしている。

所得のある人に課される所得税は、所得税法により納税義務者、課税所得の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続、源泉徴収に関する事項並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項が定められている(所得税法第 1 条)。所得税法では、個人納税義務者のうち、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人を「居住者」、居住者以外の個人を「非居住者」と定めている(所得税法第 2 条)。

所得税法の「住所」は、「個人の生活の本拠」であり、生活の本拠かどうかは「客観的事実によって判定する」ことになる。したがって、「住所」は、その人の生活の中心がどこかで判定され、「居所」は、「その人の生活の本拠ではないが、その人が現実に居住している場所」とされる(国税庁 HP.タックスアンサーNo.2875)。その人の住所がどこにあるかを判定する場合は、職業などを基に「住所の推定」を行う(所得税法施行令第 14 条、第 15 条)。

所得税法では、IRMs の生活の本拠は客観的事実によって「居住者」あるいは「非居住者」と判定されることになる。居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人であり(所得税法 2 条 1 項 3 号)、居住者か非居住者かの判定に際して、住民基本台帳の有無は問われず、直接的に関与するものではない。

居住者は、所得税法に従い所得税を納める義務があり、非居住者は所得税法第 161 条第 1 項(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得を有するとき、所得税を納める義務がある(所得税法第 5 条)。また、非居住者に対して、国内において源泉徴収の対象となる国内源泉所得の支払をする者は、その支払の際、所得税および復興特別所得税を源泉徴収し、納付する義務がある(所得税法第 164 条、第 165 条)。

「国内源泉所得」とは、①非居住者が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該非居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設と当該非居住者の事業場等(当該非居住者の事業に係る事業場その他これに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該恒久的施設以外のものをいう。次項及び次条第二項において同じ。)との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得(当該恒久的施設の譲渡により生ずる所得を含む。)、②国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得(第八号から第十六号までに該当するものを除く。)、③国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの、④民法第六百六十七条第一項(組合契約)に規定する組合契約(これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この号において同じ。)に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益で当該組合契約に基づいて配分を受ける

もののうち政令で定めるもの、⑤国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物の譲渡による対価(政令で定めるものを除く。)、⑥国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価、⑦国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利若しくは採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の規定による採石権の貸付け(地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。)、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の規定による租鉱権の設定又は居住者若しくは内国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価、⑧第二十三条第一項(利子所得)に規定する利子等のうち次に掲げるもの、イ.日本国の国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子、ロ.外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るもの、ハ.国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この編において「営業所」という。)に預け入れられた預貯金の利子、ニ.国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託の収益の分配、⑨第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等のうち次に掲げるもの、イ.内国法人から受ける第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息、ロ.国内にある営業所に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)又は特定受益証券発行信託の収益の分配、⑩国内において業務を行う者に対する貸付金(これに準ずるものを含む。)で当該業務に係るものの利子(政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。)、⑪国内において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの、イ.工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価、ロ.著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)の使用料又はその譲渡による対価、ハ.機械、装置その他政令で定める用具の使用料、⑫次に掲げる給与、報酬又は年金、イ.俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う勤務その他の人的役務の提供(内国法人の役員として国外において行う勤務その他の政令で定める人的役務の提供を含む。)に基因するもの、ロ.第三十五条第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等(政令で定めるものを除く。)、ハ.第三十条第一項(退職所得)に規定する退職手当等のうちその支払を受ける者が居住者であつた期間に行つた勤務その他の人的役務の提供(内国法人の役員として非居住者であつた期間に行つた勤務その他の政令で定める人的役務の提供を含む。)に基因するもの、⑬国内において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの、⑭国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業

法第二条第三項(定義)に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金(第二百九条第二号(源泉徴収を要しない年金)に掲げる年金に該当するものを除く。)で第十二号ロに該当するもの以外のもの(年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。)、⑮次に掲げる給付補填金、利息、利益又は差益、イ.第一百七十四条第三号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる給付補填金のうち国内にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの、ロ.第一百七十四条第四号に掲げる給付補填金のうち国内にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に係るもの、ハ.第一百七十四条第五号に掲げる利息のうち国内にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの、ニ.第一百七十四条第六号に掲げる利益のうち国内にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの、ホ.第一百七十四条第七号に掲げる差益のうち国内にある営業所が受け入れた預貯金に係るもの、ヘ.第一百七十四条第八号に掲げる差益のうち国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの、である(所得税法第 161 条第 1 項)。

公的年金は所得税法第 161 条第 1 項⑫のロ.で国内源泉所得に規定されている。非居住者の国内源泉所得の範囲は、日本国内で稼得した「国内源泉所得」のみが課税対象とされており⁴²、居住者期間に行った勤務等に基因する公的年金は課税対象となる(国税庁 HP.タックスアンサーNo.2878)ことを根拠としている。

所得税法上の非居住者が、日本で納税した所得税に対して、居住国においても課税を受ける二重課税の回避を目的に締結されるものが、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と相手国との間の条約」であり、通常は租税条約と略称が使用される。

所得税法第 162 条では、租税条約において国内源泉所得につき前条の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける者については、同条の規定にかかわらず、国内源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。この場合において、その租税条約が同条第一項第六号から第十六号までの規定に代わつて国内源泉所得を定めているときは、この法律中これらの号に規定する事項に関する部分の適用については、その租税条約により国内源泉所得とされたものをもつてこれに対応するこれらの号に掲げる国内源泉所得とみなすものとしている。

非居住者である IRMs が海外で年金を受け取る場合は、「租税条約に関する届出書」を提出することで、日本において年金から源泉徴収される所得税が免除される租税条約を締結している国では、所得税法上で非居住者に課せられる所得税が免除される(日本年金機構

HP,海外居住で現況届を提出される方、海外へ住所を移される方、海外居住で引っ越しされる方、海外居住者で海外の口座へ年金の振り込みを希望される方の手続き)。

日本と租税条約が締結されている国は 149 カ国あるが、そのうち租税条約に年金が含まれている締結国は 71 カ国である。たとえ日本と租税条約を締結している国でも、租税条約の項目に含まれていないものは二重課税となるケースがある。

J さん(70 代男性)は、「年金に関する所得税については数年前、タイの税務署が我々のような年金生活者より所得税を徴収しようとしたことがあり、その時いろいろ勉強した。日本の居住者、非居住者にかかわらず、日本で年金が出ると同時に所得税が控除される。日本または居住国のいずれかで所得税を払えば、一方の国では免除される。租税条約に関する届出とはこれをいうものと思う。ただ、日本とタイの間には年金に関する租税条約がないため、タイではタイの銀行口座に振り込まれた年金に課税できる余地がある。これで一時、在タイ邦人年金受給者で大騒ぎになった。何人かの邦人やファラン(註:タイ語で「白人」の意)宅に税務の査察が入り、わずかだが所得税を徴収されたファランがいた。僕もそうだけど、僕の周りには直接タイの銀行口座に年金を振り込んでいる邦人はいない。邦人は日本で年金に関する所得税を徴収され、タイでは取られていないという状況だ。これは居住、非居住を問わず」と語っている。

また、A さん(70 代男性)は、海外年金送金制度を利用して、タイの銀行口座で日本の年金を受け取ると、タイで 15%所得税が加算されるので、年金受取金額が減ってしまうから利用しづらいことを語っている。

J さんの語る「日本の居住者、非居住者にかかわらず、日本で年金が出ると同時に所得税が控除される」とは、非居住者である J さんに対する国内源泉所得の範囲が、日本国内で稼得した「国内源泉所得」であり、J さんが居住者期間に行った勤務等に基因する公的年金が課税対象となることである(所得税法第 164 条、第 165 条)。

また、J さんの「日本とタイとの間には年金に関する租税条約がない」の語りは、日タイ租税条約の項目が、不動産に係る所得、企業又は恒久的施設の利得、航空機に係る所得、特殊関係企業に係る利得、配当、利子、使用料、譲渡利益、人的役務の提供に対する報酬、役員の報酬、芸能人等の所得、公務遂行に関わる報酬、教授・教員等の所得、学生・事業修習者への送金等(日タイ租税条約第 6-19 条)であり、年金に関する項目がないことである。

これらの項目に規定のないものに関しては、当該一方の締結国においてのみ租税を課することができる(日タイ租税条約第 20 条 1.)。J さんの語る「日本または居住国のいずれかで所得税を払えば、一方の国では免除される」ことは、日本で年金を受け取ることで、日本においてのみ所得税を納めることにある 20 条の 1 を根拠とするものである。

また、Jさんの語る「タイの銀行口座に振り込まれた年金に対する課税の余地」や、Aさんの語る「海外年金送金制度を利用して、タイの銀行口座で日本の年金を受け取ると、タイで15%所得税が加算される」とは、「第20条1の規定にかかわらず、一方の締結国の居住者の所得のうち、他方の締結国内において生じるものであって、全各条に規定のないものに対しては、当該他方の締結国において租税を課することができる(日タイ租税条約第20条3)」ことにある。

日タイ租税条約に項目のないものに関する納税は、タイの歳入法(ประมวลรัษฎากร)に従うことになる。タイ歳入法で定めるタイの居住者とは、暦年中のタイの滞在日数合計が180日以上滞在する者すべてを指す(ประมวลรัษฎากร มาตรา 41(歳入法第41条)⁴³)。タイの居住者は、タイに源泉のある現金所得に対して、それがどこで支払われたものであれ、所得税の納税義務があることと、源泉が海外にある場合も、タイに持ち込まれた所得については同様であり、個人所得税に対する税率は、純年間所得に対して0~35%の累進課税となる(ประมวลรัษฎากร บัญชีอัตราภาษีเงินได้(タイ歳入法「所得税率勘定」)、日本貿易振興機構 JETRO HP.「個人所得税」、Somboon2019:1-15)。

表 4-5.個人所得税に対するタイの税率

課税所得	税率	最大課税額	最大累計税額
0~150,000バーツ	免税(2008年以降)		
150,000超~300,000バーツ	5%	7,500バーツ	7,500バーツ
300,000超~500,000バーツ	10%	20,000バーツ	27,500バーツ
500,000超~750,000バーツ	15%	37,500バーツ	65,000バーツ
750,000超~1,000,000バーツ	20%	50,000バーツ	115,000バーツ
1,000,000超~2,000,000バーツ	25%	250,000バーツ	365,000バーツ
2,000,000超~5,000,000バーツ	30%	900,000バーツ	1,265,000バーツ
5,000,000超バーツ	35%		

出典：日本貿易振興機構 JETRO HP.「個人所得税」より引用

Aさんの語る「海外年金送金制度によりタイで直接年金を受け取った場合15%課税される」とは、暦年中のタイの滞在日数合計が180日以上滞在するタイ歳入法での居住者に該当するAさんが、海外年金送金制度を利用してタイの銀行口座で直接年金を受け取った場合に、源泉が日本にある年金であってもタイに持ち込まれた所得として納税義務があり、年金収入金額 THB500,000 超~THB750,000 に対する15%の税率のことである。

AさんとJさんは、年金に対する所得税が日本とタイで二重課税される余地を防ぐために、日本の口座で年金を受け取っている。

このように、IRMsが海外年金送金制度を利用する場合は、「日本において年金から源泉徴収される所得税が免除される年金に関わる租税条約適用国」71カ国のIRMsであれば、日本での年金から源泉徴収される所得税が免除されるが、タイのように租税条約が締結されていても、年金が項目に含まれていない場合は、日本で年金から源泉徴収された所得税が、タイでも課税対象となり得る。調査対象者のうち海外年金送金制度を利用して、タイで日本の年金を受け取っているIRMsはいなかった。

企業関係者の場合は、所属企業や会社が課税対応の手続きをすることに對して、IRMsは自分で判断し、自ら手続きをする。日タイ租税条約の項目に含まれる企業関係者の労働所得と、租税条約の項目にない年金収入に対する課税対応は異なり、年金に対する課税対応は極めて複雑である。

企業の法人税および企業関係者の労働所得に対する課税情報は、在外公館や商工会議所を通じて入手できるが、法令に関する複雑な知識や情報をIRMsが個人的に習得し対応することは極めて困難である。IRMsの年金に対する複雑な課税情報は、当事者自ら学び得た情報や経験知の共有に頼ることになる。

Jさんのように、非居住者の年金に関する課税情報を独学で学んだIRMsは、自分が得た知識をIRMsの友人同士で共有し合いながら、日本とタイの課税状況を理解する。Aさんも、海外年金送金制度を利用してタイで年金を受け取ると課税対象となることを、IRMs同士で情報共有している。また、ブログ等を通じてタイでの年金に関する情報を発信するIRMsから情報入手するIRMsや、チェンマイIRMs当事者団体による年金に関する学習会、団体内に設置されたなんでも相談室での個別対応、メール相談、会報を通じて、IRMsは年金に関連する課税情報を入手している⁴⁴。

チェンマイに住む年金受給者であり、実際に課税対応している当事者でなければ理解しづらい複雑な課税知識の共有は、まさに互助の一形態といえる。

4-4-2. IRMsと住民税

現在日本の住民基本台帳を持つIRMsのBさん(70代男性)、Cさん(60代女性)夫婦は、次回帰国したときに海外転出届の届出を検討している。その理由は「住んでいないのに住民税を払ったり、チェンマイで使えない介護保険を少ない年金から納めることは苦しい。周りの日本人も同じことを考えている。病気になったり、介護が必要になったときには、帰国して改めて日本の住民となる」という。

タイには住民税は導入されていないことから、IRMs はタイの住民税納税義務はない。日本に住民基本台帳のある IRMs は、住民税納税義務者に該当するため、日本の年金収入から住民税が源泉徴収される。

地方自治法では市町村の区域に住所を有する者は、当該市町村およびこれを包括する都道府県の住民と定め、住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うものとしている(地方自治法第 10 条第 1 項)。

住民が負う義務のひとつが納税義務であり、住民税の納税義務者とは、その地に住所を有する個人である。また、その地に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう⁴⁵(地方税法第 24 条 2、第 294 条 2、地方税法の施行に関する取扱いについて 第 2 章 5,6)。

個人住民税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日であり(地方税法第 39 条、318 条)、所得に応じた負担を求める「所得割」と、所得にかかわらず定額の負担を求める「均等割」がある。所得割の税率は、前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの所得で算定される(地方税法第 32 条、第 313 条、総務省 HP.「個人住民税」)。

住民税は、前年の所得に対して 1 月 1 日時点の住所地で課税されることになる。また、住民税納税は、12 月の年末調整で決定した税額をもとに、翌年の 6 月から 5 月までの 1 年にかけて毎月分割払いする。よって住民税は、所得があった年に納税するのではなく、その翌年に納付するという後払いの仕組みである。具体的には、1 月 1 日~12 月 31 日までの所得に対する税額が決定し、翌年の 1 月 1 日時点で住所のある自治体に、その年の 6 月から翌年 5 月まで毎月納付することになる。

割賦年度の初日の属する 1 月 1 日に住民基本台帳に記録されていること、および前年度の年金収入を根拠として、B さん C さんは住民税を納税している。

海外転出届の提出を検討している B さんと C さんが、仮に 1 月 1 日時点で住民基本台帳を抹消している場合は、翌年の 6 月より課税対象とならず、住民税は発生しないことになる。前年中に一定金額以上年金収入のあった B さんと C さんが、たとえば 3 月に住民基本台帳を抹消した場合は、今年度の住民税が課税され、今年 6 月に納税通知書と納付書が送付される。すでに納税通知書が送付された後に国外転出される場合には、①出国前に全額納付する、②国内に口座を開設して口座振替の手続きを行う、③納税管理人を定めて納付を委任することになる。

市町村は、納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による老齢

を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢六十五歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認めるものその他の政令で定めるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第三百二十一条の三第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この節において同じ。)の二分の一に相当する額(当該額に百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が百円未満であるときは百円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に特別徴収対象年金所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないこと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる(地方税法第 321 条 7 項 2)。

BさんとCさんは年金収入による所得に応じた負担を求める「所得割」と「均等割」を住民税として、公的年金からの特別徴収によって納税していることになる。

個人の市町村民税の非課税範囲は、①生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、②障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。)、③この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない(地方税法第 295 条)としている。

日本に住民基本台帳を持つ IRMs であっても年金収入金額が当該市町村で定める金額以下であれば非課税となるが、調査対象者のうち住民基本台帳を持つ IRMs23 人の年金収入は、当該市区町村の定める金額以上あり、生活の本拠がチェンマイであっても海外転出届を提出せず住民基本台帳に記録されていることを根拠として、住民税納税義務者に該当し、住民税を納税している。

しかし、所定のタイミングで日本の住民登録を抹消すれば、日本の居住地への住民税納税を免れることができる。また、タイにはもともと住民税の制度がないため、納税義務もない。実際に、BさんとCさんは、日本の住民登録を抹消するため、帰国のタイミングを目下検討中である。

このように、IRMs の場合には、所得税と住民税いずれについても法令通りに納税するか、所定の手続きを取って納税を回避するかという、大きく二つの選択肢があることになる。当然のことながら、年金以外に特段の所得のない IRMs は、後者を選択する傾向があり、今回の調査でも、調査対象者のおよそ半数は、そのような選択をしたり、その可能性を検討していることがわかった。ただし、後者を選択するためには、複雑な法令に関するかなり専門的な知識や経験を要するため、多くの IRMs にとっては、そのような専門的な知見や情報を専門家や他の IRMs から提供を受け共有し合うことが必要となる。そこに、IRMs の間の互助や共助の必要性が浮かび上がってくる。

4-4-3. 国民であることと住民であること、生活の本拠の乖離

日本人が海外に転出する際に、行政上の手続きにおける基準軸となるものに「生活の本拠(拠点)」と「滞在期間」がある。

民法第 22 条では、各人の生活の本拠をその人の住所としており、ここでは「生活の本拠」が住所となる。「生活の本拠(拠点)」は、その人の事情で異なり、何を根拠として生活の拠点と見做すかについては、学説上の解釈においても明確なものではなく、主観と客観の微妙な狭間に存在している。つまり、ある程度の客観的な根拠があれば、本人の主張を誰も否定することはできない。

過去の判例においても、「住所は、反対の解釈をすべき特段の事由がない以上、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実態を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である(最高裁判所第二小法廷平成 23 年 2 月 18 日集民第 236 号 71 頁)」とされている。よって「生活の本拠」は、その人の生活に最も関係の深い全生活の中心を指し、その地が住所となるが、「生活の本拠(拠点)」とみなされる条件や期間などの定義は定められていない。このことにより、自治体ごと客観的判断に対する対応が異なるケースが生じている。

また、納税義務者としての所得税法上の居住者と、地方税法上の住民に対する判断の基準も合致するものではない。

日本の所得税法では、居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人であり(所得税法 2 条 1 項 3 号)居住者か非居住者かの判定に際して、住民基本台帳の有無は直接的に関与しない。一方で、日本の市区町村(都道府県)に住所を有する住民税の納税義務者とは、1 月 1 日において、市町村にある住民基本台帳に記録されている者(地方税法 24 条 1 項、294 条 1 項)であり、所得税法上の居住者非居住者は関与しない。従って、住民基本台帳を持ったまま 1 年以上海外へ移住した場合は、所得税法上では非居

住者になるが、1月1日時点で住民基本台帳に記録があり前年度に一定以上の所得がある場合は住民税の納税義務者となる。逆に、1年未満の海外移住の場合に管轄自治体に海外転出届を提出して住民基本台帳を抹消しても、所得税法上は居住者である。納税義務者としてのIRMsは、所得税法上は客観的事実によって居住者、非居住者と判断されるが、地方税法上は市町村にある住民基本台帳の記録に基づいて判断される。

個人住民税での住所は、原則として住民基本台帳に記録されている住所を基本として認定されるが、地方自治体の取り扱いはずしも一律ではない。

地方自治体では、海外転出届を未提出のまま1月1日時点で日本に住民基本台帳があり、前年度の所得金額が一定以上ある人は住民税納税義務者となる(富里市 HP.,出雲市 HP.,板橋区 HP.)取り扱いもあれば、海外転出届を未提出のまま割賦期日をまたいで、1年以上海外で居住していることが証明できた場合、課税を取り消すことが可能としているが、ワーキング・ホリデー制度で⁴⁶海外へ出国した場合を事例に、査証の区分が観光VISAの一種であり、その間の海外滞在は「居住」ではなく「旅行」とみなし、割賦期日において1年以上の予定で出国中であっても、出国前の市区町村に住所があるものとして取り扱われ課税する(品川区 HP.)自治体もある。「生活の本拠」の捉え方には住民票を根拠とする自治体と、査証の区分により居住か旅行かの判断を根拠とする自治体があることがわかる。

住民税だけではなく、国民健康保険、介護保険で扱いは異なる。国民健康保険被保険者は、都道府県の区域内に住所を有する者である(国民健康保険法第5条)ことから、海外に滞在する場合でも、住民基本台帳があれば被保険者として扱うことになるものの、「海外出張者の住所は、出張期間が1年以上にわたる場合を除き、原則として家族の居住地にある(「住民基本台帳法の質疑応答について」(1971年3月31日付自治振第128号通知))」ことにより、転出届を提出せず海外に出国し継続的に1年間以上滞在している場合には、証拠書類とともに届出をすることで当該期間に関して国民健康保険の被保険者資格を喪失させ、保険料に関しても賦課を取り消す措置を行うことができる(新・地方自治ニュース 2017 No.1.(2017年4月10日))としている。ここで根拠とされたものは就労(海外出張)を理由として1年以上にわたり生活の本拠が海外にあったことを証明する証拠書類の届出である。

介護保険については、所管する厚生労働省から長期間にわたり海外に滞在する者の取り扱いが明示されておらず、介護保険法には海外に居住していた期間の被保険者資格喪失の遡及措置に関する規定がなく、海外に居住する者でも被保険者資格を有するとの判断がされている。

住民税、国民健康保険、介護保険で扱いが異なることに加え、介護保険については明確な規定がないことから、地方自治体によってその措置も異なる実態にある。

A 自治体の場合、パスポートの記録で確認できる海外滞在期間については、①国民健康保険料と、②住民税は納める必要がないものの、③介護保険料については国民健康保険等とは異なり、海外滞在期間中でも支払わなければならないとの措置を行っている。

B 市は帰国後、出国時に遡って転出届を提出し、改めて転入届を提出し認められれば、その間の保険料は賦課しない。

C 市は、地方自治体の規則により「1年以上国外に居住している者の保険料を減額、免除する」規定を設けており、パスポート等で1年間に一度も帰国していないことが確認できれば、保険料を免除する措置をとっている。

D 市は介護保険の被保険者資格を住民基本台帳と連動させていることから、帰国後、遡って住民基本台帳法上の転出手続きを行い認められれば、その間の保険料は賦課しない。

E 市は海外に居住している場合の減免規定がないため、賦課が原則、など地方自治体によって取り扱いが異なる結果となっている(新・地方自治ニュース 2017 No.1.(2017年4月10日))。

調査対象者のうち日本に住民基本台帳をもつ IRMs23 人のなかで、日本に帰国した際に、住民税の課税取り消しや国民健康保険、介護保険の免除を申請した人はいない。彼らが日本に住民基本台帳を維持する理由は1年のうち一度は日本に帰国することを前提として海外転出届の届出義務がないことと、一時帰国の際の転入届の難しさを回避し、一時帰国中の怪我や病気に対処するために国民健康保険加入者であることを維持することにある。

一時帰国したときの転入届受理の難しさを挙げたのは、日本に住民基本台帳をもたない g さん(70代男性)である。g さんは「帰国中に病気や怪我したら困るから、一時帰国したらすぐ N 市に転入届を提出し住民となり、タイに戻る前に海外転出届の提出を繰り返していたが、N 市職員が良い顔をしない、嫌がる」という。

海外転出届提出後に、一時帰国した場合の地方自治体の転入届の対応は、①再び国外へ戻るような場合には主たる居所が国外であり国外に住所があるものとして扱うので、原則として転入届出があっても住民登録を受け付けることは難しい、②一時帰国者の転入届は生活の拠点を本市とし、引き続き定住する予定・意思があることが必要であり、「一時帰国(一カ月程度滞在)」には、継続して本市に住む予定がないものと判断する、③数週間だけの滞在で日本に住民票を戻すことを拒否するわけではなく、逆に半年以上日本にいても、本人が日本に拠点を移していないと主張するのであれば、住民票を日本に戻す必要はない、④一時帰国であっても、生活の本拠が日本にある場合であれば、転入届提出は可能、⑤日本の実家など、その場所に「生活の本拠(拠点)」を移す場合には、住民票をその場所に移す(転入する)ことができる、などがある。一時帰国時の転入届に対する対応は、自治体ごとに異なるのが現状である。

一時帰国中の拠点を管轄する自治体の転入届の対応を、IRMs は自ら調べたり、自分が得た情報を IRMs 同士で共有し情報交換をしながら、帰国中の転入届が受理されるか、また、どれぐらいの期間帰国することで受理されるか、帰国中に国民健康保険加入できるかどうかを検討している。

さらに「住民」であるかないかの判断基準の一つとして新たに現れたものが、2020年4月20日 Covid-19 感染拡大下に対する緊急経済閣議における、特別定額給付金(以下、給付金、と記す。)決定と、その給付対象の範囲である。

給付金の給付対象は、基準日となる2020(令和2)年4月27日において、住民基本台帳に記録されている者、とされた。ここでは海外転居届を届出済みの在留邦人は、住民基本台帳に記録されていないことから、日本国民であっても給付対象者に該当しない。また、住民基本台帳に記録されている人であっても、給付手続きは日本国内であり、パンデミック下で海外に足止めされ帰国がままならない状況であった。

「日本の国益と尊厳を護る会」⁴⁷は、海外在住の邦人から「私たちは捨てられたのか」、
「日本国内の外国人には給付があるのに、同じ同胞なのに海外にいるというだけで給付がないのは日本国民としておかしいんじゃないか」などの意見が寄せられたことから、岸田政調会長(当時)に在留邦人に対する給付を提言した。安倍首相(当時)は、一律10万円給付の方針を発表した記者会見では、「国民の皆様と共に乗り越えていく。その思いで、全国全ての国民の皆様を対象に、一律に1人当たり10万円の給付を行う」と述べたが「全国全ての国民」に海外在住の日本人は含まれていない。

仮に給付対象者に在留邦人を含める場合の基礎資料としては、一見在留届が浮かぶが、在留届を届出済みの在留邦人には、日本に住民基本台帳がある人、または住民基本台帳を抹消した人が混在している。在留届を基礎資料とすると、日本と海外の2重支払いが生じる可能性がある。

海外に移住した IRMs がどこの住民であるかは、概ね1年を目安に「海外転出届」を提出したか、あるいは住民基本台帳に登録したまま海外に移住しているかに分かれる。また移住国でも在留届の届出済みの邦人と未提出の邦人に分かれる。在留届はすべての在留邦人を網羅するものではなく、日本の住民基本台帳と連携するシステムは存在しない。テロや新興感染症に対する迅速な対応が見込めることから、在留邦人の実態を把握するためのシステム構築は、課題の一つといえよう。

このように、日本の社会保障制度を海外で利用する場合は、住民基本台帳を持つ人が利用できるものに「国民年金制度」と「国民健康保険制度」、Covid-19 パンデミック下の「特別定額給付金制度」があり、住民基本台帳を持っていない人が利用できるものは「国民年金制度」のみとなる。また、住民基本台帳を持っていても、地方自治体の管轄地域に住む人を対

象とする「介護保険制度」と「生活保護制度」は海外で利用できず、国民であることと住民であることの乖離がある。

調査対象者日本人 IRMs44 人のうち約半数の 23 人は日本に住民基本台帳を持っていることから、国民健康保険被保険者であり、特別定額給付金給付対象でもある。一方で、彼らの生活に最も関係の深い全生活の中心である「生活の本拠」はチェンマイである。彼らは住民基本台帳を根拠として、海外療養費還付制度が利用でき、特別定額給付金の申請をした。

海外転出届を提出した調査対象者 IRMs21 人は、概ね 1 年以上海外に住む「生活の本拠」を根拠に住民基本台帳を抹消し、国民健康保険に加入することはできない。また、特別定額給付金の給付対象者に該当しない。IRMs44 人のなかにも国民であることと住民であることの乖離が生じている。

表 4-6. 社会保障制度の海外利用可否

制度	住民基本台帳		利用条件
	あり	なし	
国民年金制度	利用可	利用可	所定の届書書類を日本年金機構に提出
国民健康保険制度	利用可	不可	治療費支払日の翌日より 2 年以内に、住民基本台帳管轄市町村窓口で海外療養費還付申請
介護保険制度	不可	不可	帰国して住民基本台帳管轄市町村窓口申請
生活保護制度	不可	不可	帰国して住民基本台帳管轄市町村窓口申請
特別定額給付金制度	利用可	不可	2020 (令和 2) 年 4 月 27 日において、住民基本台帳に記録されている人

筆者作成

IRMs の課税対応には、所得税・住民税いづれについても、法令通りに納税するか、所定の手続きを取って納税を回避するかという、大きく二つの選択肢がある。

資産・資金的に恵まれている IRMs、つまり、SC 計画で当初想定されていたような IRMs には、法令通りに納税しても特段の不利益はない。

一方、チェンマイの調査で対象としたおよそ半数にあたる IRMs のように、年金以外には所得がない人たちは、当然のことながら、法令の範囲内で、可能な限り年金に対する所得税や住民税を、いわば合法的に回避しようとしている。しかし、そのために法令に関する複雑な知識や情報を IRMs が個人的に習得し対応することは極めて困難である。それを補うために、そのような IRMs の実利的要請に応じて、さまざまな情報提供と情報共有をはかり、さ

らには具体的な手続きをサポートする IRMs 当事者団体やセミナーなどのイベントが日タイ両国で行われている。

本章では、IRMs の日タイ両国の税制対応の実態に関する今回の調査によって得られた知見を通して、次の 2 点を明確にすることができた。一つ目には、IRMs の階層分化は、税制への対応にかなりはっきりと反映されていることである。次に、調査対象者のほぼ半数にあたる日本からの公的年金以外には特段の所得のない IRMs は、合法的に納税を回避するために、複雑な税制に関する情報提供・情報共有をはかり手続きのサポートを行うために、さまざまな互助活動を展開していることが明らかになった。

第5章 日本人による IRM の展開

IRMsの間では、現地での生活の長期化・定住が進むなかで、自らの生活支援に繋がる法制度にアクセスするために、複雑な法制度に関する情報提供・情報共有をはかるための、さまざまな互助活動を展開している地域がすでにある。本章では、IRM 送り出し国である日本の IRM 促進・支援政策の展開および IRM 受け入れ国側の IRM 誘致政策を歴史的に整理し、SC 計画以降、約 40 年が経つなかで、日本人が IRM を希望する国、移住国を選ぶ条件がどのように変化しつつあるのかを検討する。また、なぜタイが IRM の目的地に選ばれるのかを、タイの IRM 誘致政策、ならびに IRM に対応する査証制度から検討し、SC 計画以降の日本の IRM の変容を、IRM 受け入れ国側の誘致政策にも配慮しながら明らかにする。

第1節 日本人 IRMs の誕生

本節では、シルバー・コロンビア計画よりロングステイ財団に至るまでの IRM の変遷を、歴史的に整理する。

5-1-1. シルバー・コロンビア計画

WHO や国連では高齢社会を 3 段階に分類し、高齢化率が 7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」と定義している。

1950 年は人口の 5%に満たなかった日本の高齢化率は、1970 年に「高齢化社会」となり、1994 年には「高齢社会」、2007 年に「超高齢化社会」を迎えた。日本の高齢化率は世界で最も高く、主要先進国のなかでも最速の高齢化率上昇を経験している。

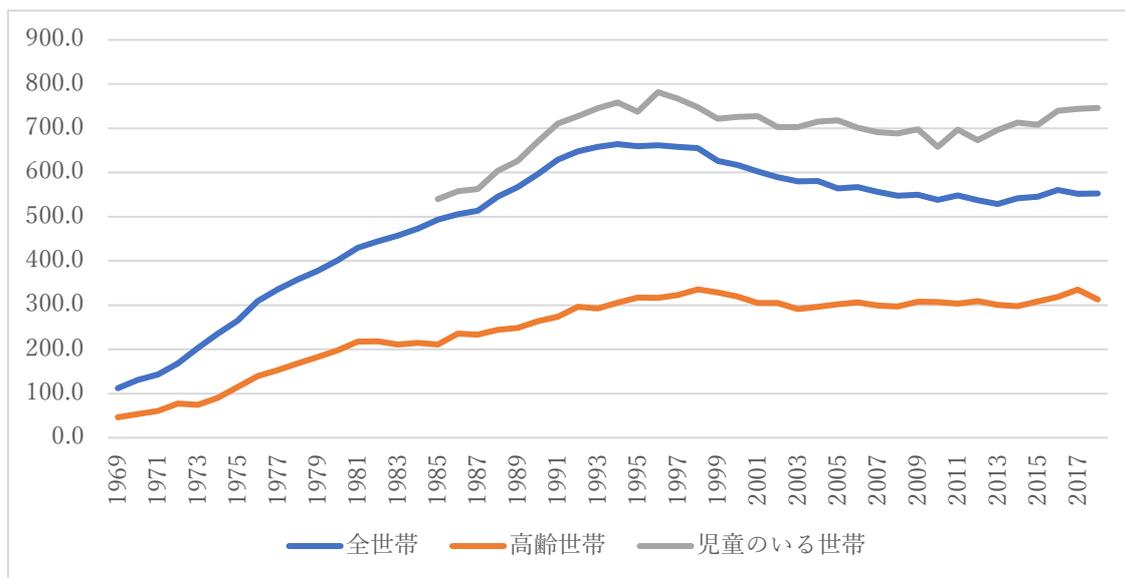
日本政府は日本が高齢化社会から高齢社会へ移行した直後の 1995 年に、高齢者施策の中長期指針である「高齢社会対策大綱」を打ち出し、現在も推進している。

和泉(2017)は「全国消費実態調査」に基づく高齢者世帯支出を①公的年金モデル世帯、②現役時代高所得世帯、③現役時代低所得世帯、の 3 つに分類し、医療・介護リスクに生活費・資産が十分であるかを検証した。その結果、公的年金のみで生活費が賅っている高齢者世帯は 3 割程度に留まることを提議している。

厚生労働省国民生活基礎調査の「世帯類型別 1 世帯当たり平均所得金額統計」を考察すると、高齢世帯の平均所得金額は 1998 年までは上昇が見られたが、その後 2004 年まで下降し、2015 年まで横ばい状態が続いた。2016 年より再び上昇し、2017 年はこれまで最も所得の高かった 1998 年の 335.5 万円に近似するまで上昇したが、2018 年は前年より 6.7% 減少し 312.6 万円である(図 5-1.)。

所得の種類別状況を考察すると、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が 63.6%、「稼働所得」が 23.0%であり、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が 100%の世帯」は 48.4%である。半数近い高齢者世帯は公的年金・恩給のみで生計を営んでいる。

図 5-1.世帯類型別 1 世帯当たり平均所得金額統計 (単位：万円)



出典：厚生労働省 HP.国民生活基礎調査「各種世帯の所得等の状況」より引用

日本政府は海外勤務者を中心に、日本より住宅事情や物価、気候状態が有利な海外へ第二の人生を求める動きや、著述業・芸術家の海外長期滞在に注目した。世界に目を向けると、日本より住宅事情・物価・気候条件の有利な地域がある。

欧米先進国の年金生活者のなかには、海外で生活している人も、すでに多く見られた。移住国のなかには、外国人年金生活者に対する税制上の優遇措置を講じて、積極的に高齢者を誘致している国もある。また、それらの地域には「ドイツ村」、「オランダ村」など、同じ国籍の外国人年金生活者が集住することで形成された「町」が存在する地域もある。日本政府は、日本の国際化と円高メリットのフル活用が可能な海外移住は、今後増加する可能性がある、と予測を立てた(内閣府 HP.「経済白書：昭和 61 年次経済報告」)。しかし、個人が孤立して海外で生活するには、たとえ住宅事情や気候、物価面で有利であっても、言語や食生活、医療の不安がある。海外居住希望者より、何らかの支援を求める声も認められた。

1986 年 11 月通商産業省(現：経済産業省)は、移住国や地域住民の理解と協力を得て、ある程度の人数の日本人が長期滞在するにふさわしい適地(略称：海外いきがいタウン)を選定

し(表 5-1.)、各種サービスを提供する支援体制として「シルバー・コロンビア計画'92 — 豊かな第二の人生を海外で過すための「海外移住支援事業」(SC 計画)に乗り出した。

当時の海外渡航者数は増加しつつあった。日本政府は大規模な「リゾート整備構想⁴⁸」を相次いで掲げていたこともあり、ゆとりある国民生活の実現や余暇活動が注目されていた。運輸省(現：国土交通省)が「海外旅行倍増計画⁴⁹(テン・ミリオン計画)」策定推進に取り組んでいた時期でもある。

シルバー・コロンビア計画 92 の名称には、1492 年のコロンブス新大陸発見から 500 年後の 1992 年にコロンブスの卵を孵す(完成を目指す)ことにより、日本人が豊かなシルバー(銀)ライフを海外に求めて新天地を築く意味が込められている(通商産業省産業政策局編 1988:4)。日本に住んでいたのでは、それほど価値のない「金」(GNP・経済黒字・円高)を、交換比率(地価・物価・人件費等の格差)のよい海外で、「銀」(シルバーライフ)に変えようというものである(社団法人政府資料等普及調査会 1986:22-23)。

当時日本人平均寿命は延びつつあった。平均寿命から概算すると、60 歳を機に定年を迎えたとしても、その後の人生は 15 年、20 年と続く。高齢化が予測される中で、老後の見通しが不透明になりつつある背景があった。

受け入れ国側にとっても年金生活者は、年金送金等を通じて安定した外貨収入源となることや、地元産業の新興・雇用促進にもつながる(通商産業省産業政策局編 1988:812)。日本人移住者の拠点となる海外いきがいタウン設置に当たり、SC 計画ではデベロッパーとタイアップして新規にタウンの開発を行う方式や、既存の住居施設を活用する方式、または、タウンを形成せずに特定の保養地に個人でバラバラに(しかし、比較的多数の日本人が)居住している状態で、海外居住支援会社が活動する形態などを想定している。また、地域住民の積極的な参加を呼びかけ、両国間国民によるイベントの開催、日本文化(生け花、茶道等)の相手国国民への紹介を、地域住民との交流イメージに挙げている。海外いきがいタウンの住民は、海外勤務経験のある「企業戦士」退職者を中心に、ニュー・メディアを活用して文化活動を行う著述業・芸術家等の文化人にも着目しながら構想している(社団法人政府資料等普及調査会編：1986)。

SC 計画は、特別な高額所得者ではなくとも、より豊かなシルバーライフが実践できる可能性を謳いながらも、一定以上の収入を得ていた海外駐在員を含む海外生活経験者を中心に、芸術家・文化人をターゲットに設定されている。一方で、海外いきがいタウンのイメージから、移住先に日本人村ありきの発想は、「政府は国の政策として、高齢者の住む国や場所を勝手に決めている」との批判を生むこととなった。

表 5-1.海外いきがいタウン設定国候補と生活条件

国	対日感情	VISA	資金持込・送金規制	二重課税	不動産取得・賃貸規制	物価・土地・建物価格
スペイン	非常に良い。日本人村も好意的に受け止められるであろう。	外国からの送金で生活できることが証明できれば取得可。更新可。	資金持込制限なし。外国送金は月1回5万ペセタ(約6万円)まで。	有	同一地域で3つ以上の住居取得の場合のみ、政府への届出が必要。家購入時の税金は約6%程度。登記量別途10万ペセタ必要。	食料品は極めて安い。1か月夫婦2人の生活費はほぼ10-15万円。一戸建て住宅(200㎡)は600-1000万ペセタ。
ポルトガル	人種的偏見なし。	長期VISAは最近困難になりつつある。	持込自由。送金規制は厳しい。	無	特になし。	物価水準は低い(食料、衣料は日本の1/3~1/4)。
イタリア	対日反発はほとんどない。	就労・就業・観光の3種のみ。	持込自由。	有	特になし。	土地5~50万リラ/㎡。建物10万リラ/㎡。
フランス	日本人・老人の集団的移住には反発大。個人レベルの移住は問題なし。	長期滞在VISA取得可。	持込自由。2年以上の長期滞在者の送金にはかなり厳しい規制有。	有	特になし。	物価水準は日本とほぼ同じ。
アメリカ	州により差は大きい。日本人村が地元には有益であるプレゼンが必要。	本構想の移住者は旅行者扱いとなり、3か月以上滞在不可。	特になし。	有	特になし。	一般用家屋6万~16万ドル(900万~2,400万円)。
カナダ	排他的でなければ反発は少ないだろう。	退職者移住制度有(55歳以上、労働しない、住宅購入可、年収1万カナダドル(110万円)以上)。	特になし。	有	日本人専用老人ホームという排他的目的では土地取得不可。	中級住宅15~20万カナダドル(1,600-2,000万円)。
オーストラリア	対日理解度は高く、退職者移住に対し反発は少ないであろう。但し集団で村を形成するには問題がある。	永住VISA有(55歳以上、労働しない、家屋確保可能、年収約200万円以上)。	特になし。	有	永住VISA取得者には特段なし。	労働者平均月収約20万円。一戸建て中古住宅(土地100坪付)500-1,500万円(バース)。
ニュージーランド	一般的には外国人に対する差別はない。	長期VISA取得は困難(但し現在法改正検討中)。	特になし。	有	なし。但し、住宅の長期賃貸は極めて少ない。	物価は日本と比べ安い。土地400㎡、住宅200㎡でNZ\$30-50万(約2,800~3,700万円)。
メキシコ	非常に親日的。	年金生活者の長期滞在VISA取得は比較的容易。5年居住後永住権獲得。	特になし。	無	永住権獲得後は問題なし。	物価は日本の1/3程度、土地30~40\$/㎡程度。建物100\$/㎡程度。
チリ	外国人全般に親切。	所得源が保証されている場合VISA発給は容易	特になし。但し、海外送金等は課税される。	無	特になし	物価は日本よりかなり安い
ブラジル	非常に良い。但し日本人だけが集団で孤立的に居住することは人種融合政策に合わない。	永住VISAの取得は可能。	特になし。	有	特になし。	食料品は日本の1/3、衣料品は1/2程度。一戸建て住宅(郊外、2LDK)1,500万円。
フィリピン	近年、対日感情は非常に良好。敬老精神も強い。	観光VISA範囲に入る。奨励業種への投資家(20万ドル以上は永住権取得可)。	持込は可。	有	外国人は土地取得不可。分譲マンションは所有化。賃貸は可。物価、特に人件費は安い。	一戸建(土地500~1,000㎡)1,500~2,500万円。
マレーシア	排他的コミュニティには反発があるだろう。	観光VISAの範囲に入る。	特になし。	有	個人の取得に制限なし。企業の大規模な土地取得は事前承認要。	一戸建て住宅(クアラルンプール郊外・3DK)20~30万リンギ。
スリランカ	概ね良好である。	観光VISA(最長6か月/年)。レジデント・ゲスト・スキームがあるが、対象は文化人のみ(1980年6月以降は許可されたのは世界中で1夫婦のみ)。	特になし	有	外国人は土地・家屋の取得はできない。賃貸は可。	土地210㎡(コロポ郊外)150,000~300,000ルピー(約150~300万円)。

出典:社団法人政府資料等普及調査会・調査部 編「月刊政府資料= Monthly government data.

(12)(149)」より引用

旅とは異なり、生きがいタウンに移住して住民となるためには長期滞在の可能な査証や永住権の取得が必要となる。SC 計画では、ホテルではなく移住のための家屋として、不動産取得に関連する具体案も検討されはじめた。一方で、海外の家屋等不動産を購入しても、日本に持ち運びはできない。不動産を取得した海外移住には、再び日本に戻る場合には海外の不動産を処分しなければならず、安易に帰国できない可能性がある。SC 計画は移住を支援するものであるが、いつまで移住を続けるのか、永住なのかあるいは一時的滞在なのかについては、個人の判断に委ねられていた。

移住ありきで帰路に言及していない SC 計画は、海外姥捨て山・老人輸出である(ストライカー1989:36-37、玉井 1987:324-329、佐々木 1987:206、マルドナド:読売新聞 1987 年 4 月 2 日別刷 p.1.)、日本人排他的集団移住である(佐藤 1987:107-113)、棄民政策である(佐藤 1987:104-106、高沢 1987:140-147)などの批判を受け、実現には至らず構想段階に留まることとなった。

SC 計画が提唱された当時の日本は、高齢化から高齢社会への移行期であり、プラザ合意による円高加速と海外渡航が奨励されていた。国民に対する海外渡航の奨励には、貿易黒字是正や渡航先の受け入れ国に対する経済振興の効果が見込まれる。日本への輸入不可能な海外諸国の気候や土地、観光資源を、日本人がその国に移動して消費することは、目には見えないがそのものを日本に輸入する Invisible Import(インビジブル・インポート)に値する。輸入困難な肉や果物を、当該国で消費することも Invisible Import と捉えられ、日本人の海外移住は貿易政策の一つと捉えられていた(社団法人政府資料等普及調査会・調査部編 1986:24-25)。

SC 計画に対する老人輸出批判を皮切りに、日本人の排他的集団移住である、棄民政策だ、との批判が挙がる一方で、旅行業界では「海外長期滞在のための下見ツアー」が開催され、会員制レジャークラブでは「シルバーライフステーション」立地のための調査がはじまった。

1987 年 1 月通商産業省は SC 計画懇談会を開催し、「老人海外居住支援事業は純然たる民間ベース事業として推進し、補助金等の助成措置は行わない」と民事不介入を宣言した。また、SC 計画における通商産業省の役割は、民間企業が過当競争で相手国に迷惑をかけないように指導することと、便乗方法・悪徳商法で高齢者が被害を受けない対策をとることに限定した。

1987 年 5 月通商産業省産業政策局長の私的諮問機関として「海外滞在型余暇研究会」が発足した。同研究会は学識経験者や外国人、政府関係者、民間企業代表者で構成されている。木村尚三郎⁵⁰は、「シルバー・コロンビア」のシルバーを無くすことと、年金生活者に限定せず幅広い人々を対象とする計画に軌道変換することを条件に、座長に就任した(通商産業省産業政策局 1988:11、読売新聞 1987 年 5 月 11 日朝刊第 2 面)。

SC 計画における「海外移住支援事業」は、海外滞在型余暇研究会により「海外滞在型余暇」へと転じたことになる。

「余暇(Leisure)」の語源は school と同じギリシャ語の「スコレー」からきており、本来的には文化創造活動を意味していた。現在は労働時間と生理的必要時間を差し引いた残りの意味で使われる場合と、自分自身の自由裁量に委ねられた時間という本来の価値付与的な意味に用いられる場合とがある(通商産業省産業政策局編 1988:26)。

余暇開発センターでは、余暇の概念を「第1に生活の“豊かさ”や“ゆとり”という側面でもらえる必要があり、第2に“生活のゆとり”のなかから、はぐくまれていく創造的な活動の広がりという視点で概念設計が行われるべき」としている(余暇開発センター1973:18-20)。

海外滞在型余暇研究会では、日本人の意識として「働くことが人間にとって価値ある行為であり、余暇は労働を円滑にするための手段」という考え方から、欧州先進国の余暇意識に近い「余暇それ自体が目的であり、労働は余暇を作り出すための手段」という考え方に発展する可能性を指摘し、「海外滞在型余暇」の概念を、①余暇を目的とする、②旅よりも生活を目指す、③海外に「住居」又は「住居に近い施設」を保有する、④比較的長期にわたる滞在である、⑤生活資金の源泉は日本にある、と定義している(通商産業省産業政策局1988:24-26)。

SC 計画から転換した海外滞在型余暇は、「移住」ではなく「滞在」であり、何年か経てば帰国する長期海外滞在や、海外でのセカンドハウス生活をモデルとしている。海外余暇活動に誘致するターゲット層は、年金生活者のみならず青年および壮年層も含めた、さまざまな形の「非労働型滞在」に修正されている。ここでは、日本人の活動に「海外滞在型余暇」という新しい選択肢の提示を主たる目的としている。1987年6月1日には海外滞在型余暇研究会における検討ならびに有機的な連携を有しつつ、民間ベースでより詳細かつ具体的な研究組織として研究会員85社、賛助会社20社による「海外滞在型余暇研究フォーラム」が発足した(通商産業省産業政策局編 1988:13-21)。

海外滞在型余暇研究会では、当時の日本人海外滞在型余暇実践者や欧米先進事例を検討し、典型的な「海外滞在型余暇」タイプとして、①海外でスポーツ・レジャーを楽しむリゾートライフ型、②国内海外を往復しながら創作活動を行うデュアルライフ型、③海外で自己啓発、ボランティア活動を行う生涯学習型、④退職後の余暇を海外で過ごすシルバーライフ型の4つに分類した。また、支援サービスでは、①情報提供・相談窓口の整備、②民間活力の活用、③資金協力の適用、④留意事項、⑤長期休暇の普及、⑥相互交流の促進、⑦海外滞在型余暇推進組織の設置、が提言された(通商産業省産業政策局編 1988:22-23,96-106)。

5-1-2. LONG STAY PLAN⁹⁰ への方向転換

通商産業省は「海外滞在型余暇研究会」の提言を受け、鉄鋼メーカーやゼネコン、金融機関、商社、旅客運送業など異業種 117 民間企業団体による「海外滞在型余暇協議会」を通商産業省が管轄する財団法人余暇開発センター(以下、余暇開発センター、と記す。)内に設立した。同協議会には①海外リゾート地の不動産などの情報提供、定期的な会員誌の発行にあたる支援サービス・システム特別委員会(幹事社：日本工営)、②海外のリゾート地へ実際に滞在してみる調査モニターの派遣、滞在して楽しめるスポーツや生活方法のメニュー開発などを手がける余暇生活メニュー特別委員会(幹事社：清水建設)、③スポーツなど余暇の楽しみ方を教える“学校”づくり、そのインストラクターの養成、余暇施設の建設などのプランを立てるワールド・レジャー・コンプレックス (WLC)建設特別委員会(幹事社：東京海上火災)の3つの委員会が設置された。

1989年9月8日に海外滞在型余暇協議会の初会合が開催され、同年9月18日に海外に長期滞在する新しい余暇の過ごし方として、「LONG STAY PLAN 90⁵¹」が余暇開発センターの佐橋滋理事長および同センター専務理事兼海外滞在型余暇協議会幹事長の宮野素行より発表された(毎日新聞1989年9月19日朝刊3面、朝日新聞1989年9月19日朝刊3面、朝日新聞1989年9月20日朝刊3面)。

“LONG STAY”という造語が初めて使用されたのは、余暇開発センターによる同プランである。英語の“Long-stay”は「長期入院」を意味するが、現在ロングステイ財団は海外滞在型余暇を表す造語として“LONG STAY”ならびにカタカナ表記の「ロングステイ」を商標登録している。1990年1月19日「LONG STAY」創刊号が刊行された(平本他：1990)。海外滞在型余暇協議会は、LONG STAY PLAN のめざすものと事業展開の方向、および事業の推進体制について、次のように述べている。

まず、LONG STAY PLAN のキャッチフレーズは「行ってみたい国から住んでみたい国」である。青壮年層から高齢者まで幅広い年代の人々を対象に、それぞれのライフスタイル・ステージに応じて海外で1~3カ月、あるいはそれ以上滞在し、スポーツ活動、自己啓発、ボランティア活動から、現地の人々との交流活動や技術指導を行う。これまでの「訪れる」海外から「滞在する」ライフスタイルの指針として、LONG STAY PLAN は、将来本格的に海外生活を考える人にとっては「慣らし運転」的に生活体験するものと位置づけている。

LONG STAY 事業は①「LONG STAY」実感滞在プラン実施、②「LONG STAY」セミナー実施、③「支援サービス・インフォメーション・センター」開設準備、④「交流サロン」の開設準備、⑤「ホスト・ファミリー」、「ホスト・インフォメーション」のノミネート、⑥世界各地の長期滞在型施設リスト化・ネットワーク化推進、⑦ワールド・レジャ

ー・コンプレックス (WLC) 構想推進、⑧「LONG STAY」誌の継続発行、の 8 事業を展開している(平本他 1990:128-129)。

LONG STAY PLAN 事業が展開されると、民間レベルで LONG STAY の情報交換を行う同好会を組織化する動き⁵²や、旅行会社の中には会員組織を持ち契約施設を利用した長期滞在型旅行の販売に乗り出すものもあった。1989-90 年には同協議会が募集したモニター夫婦たちがオーストラリアやカナダに向かった。これまで海外滞在に興味を持つ人々が実践するための情報を自ら模索していたが、季刊誌発行やセミナー開催により、海外滞在に関する情報が、より身近で入手可能となり、海外滞在型余暇に興味を持つ層の拡大に繋がった。

余暇開発センターでは、「ロングステイ」について明確な定義はないが、ロングステイのイメージとして、単に「訪れる」海外や「旅行する」海外ではなく、「滞在する」海外の概念が日本に生まれつつあり、今後日本人が持つであろう「ボーダーレスなライフスタイル感覚」を先取りし、新しい余暇の概念として「ロングステイ」の普及を提言している。また、ロングステイのターゲット層として、①トラバークを考えながら仲間同士のきずなを大切に作る若い女性、②ベビーブーマーで、より中身の濃い人生を家族という深いきずなの中で味わう精神的ヤング、③情報化の時代を先取りして海外で思う存分仕事をしたいとする精神的ヤング、④持ち前の技術やノウハウを更に発揮しながら世のため・人のために何かしたいと考える元気人間、⑤一度ゆっくり海外で生活したいと思っている余裕のある人々を挙げ、ロングステイのコンセプトを「ライフ」、「方法」、「人」、「場」の 4 つの切り口から解説した(財団法人余暇開発センター1991:33-35)。

海外滞在型余暇のための施設整備は、外貨獲得や雇用にメリットがあり、経済協力効果もあるが、長時間を要し、資金回収期間も長くリスクも高いことから、海外滞在型余暇研究会では ODA⁵³付与に対する考慮を提言している。

余暇開発センターでは、ODA 援助を中心とする経済協力と LONG STAY の接点とする「経済協力型ロングステイ⁵⁴」事業を大型ニュービジネス事業開発として、その概念の整理、問題点の把握、事業化の調査に乗り出した。「経済協力型ロングステイ」とは、海外滞在型余暇(ロングステイ)概念と、特に発展途上国を対象として、テクノロジー・トランスファー等の経済協力に関する活動を現地で行うライフスタイルを合致させたコンセプトである(財団法人余暇開発センター：1991)。

余暇開発センターは、ODA 対象国の一つであるフィリピンの退職産業育成・推進を目的として、1985 年 7 月 4 日大統領令第 1037 条によりに発足された政府外郭団体 PRA (Philippine Retirement Authority の略称。フィリピン退職対策局)の「Retirement Program(退職計画)」に着目した。PRA は 40 歳以上⁵⁵50 歳未満の外国人は US\$125,000、

50 歳以上の外国人または移民として合法的に外国に 7 年以上滞在する申請者に対して、US\$50,000 を指定銀行に振り込むことを条件に、SRRV(Special Resident Retiree's Visa 居住退職者用特別査証)を付与した。SRRV では非移民として永住の権利が保証されていることから、実質的には永住権に相当する。本プログラム参加者は 1990 年 5 月時点で約 900 人である。そのうち日本人は 47 名であった。

余暇開発センターは、経済協力型ロングステイ実現に導くために、日本と相手国側それぞれの安心できる組織や機関を通じてロングステイを実現化させる現実的な方法から、一步一步経済協力型ロングステイを国民各層に浸透していくことを提案した。また、経済協力型ロングステイ自体にまだ不確定要因や不安要因が残ることを指摘しつつも、制度や法制面をクリアすればポテンシャルのあるテーマとなる可能性を挙げている。

日本の IRM は、移住から余暇へと転換し、余暇は将来海外生活を考える人の「慣らし運転」としての意味も含めた LONG STAY PLAN へと変化した。さらに LONG STAY PLAN は ODA 対象国に向けた経済協力や開発支援を複合させた、経済協力型ロングステイへと展開した。日本の IRM は移住ではなく余暇であると謳われながらも、誘致国での対応は永住を認めるものもあり、移住と余暇、永住、旅の狭間に明確な境界線なく位置づけられるものへと変容した。

5-1-3. ロングステイ財団の誕生

経済的に恵まれた高齢者の海外移住支援事業であった SC 計画は、余暇の充実に強調点を転換することによって、IRM を推進する法人の名称も「海外滞在型余暇研究会」より「海外滞在型余暇フォーラム」、「余暇開発センター」、「海外滞在型余暇協議会」と変遷を辿り、1992 年 2 月「ゆとりと豊かさのある生活」を実現させるための海外滞在型余暇の普及促進を目的とした「ロングステイ財団」が通商産業省の認可を受けて設立した。同財団による初めてのセミナーが東京と大阪で開催され、セミナー基調報告において理事の木村尚三郎はロングステイを、ゆとりができたとはいえバブル景気も去り、就労者が一カ月の休暇取得は難しく、現実的にロングステイは 10 日間ぐらいのもの、と推測している。また、国内温泉でのどんちゃん騒ぎ一泊の時代から、海外湯治で多民族社会を味わうような、新しい時代の海外長期休息スタイルを挙げている(朝日新聞 1993 年 3 月 23 日夕刊 2 面)。

ロングステイ財団ではロングステイを実施する当事者を「ロングステイヤー」と称し、ロングステイヤーの要望に応じて、1994 年 7 月『ロングステイ宿泊ガイド』を出版した。ここで紹介された宿泊施設はアメリカ本土 66 施設、ハワイ 62 施設、カナダ 23 施設、ミクロネシア 5 施設、オーストラリア 56 施設、ニュージーランド 15 施設、イギリス 31 施設、フ

ランス 13 施設、スペイン 27 施設、アジア 11 施設である。ロングステイの行き先は欧米を主流としていたことがわかる。

ロングステイ財団は宿泊施設の条件として①キッチン付きである、②日本国内に予約窓口がある、③もしくは、(ア)比較的治安の良い地域に立地し、(イ)医都市部においてはダウンタウン、もしくはその近郊で交通の便が良く、諸活動を行うのに便利な地域に立地している、(ウ)料金がその地域において安価である、としている。

当時のロングステイ財団は、直訳すると「長期滞在」となるロングステイの形態を、ある一か所にある程度の期間滞在して、現地の自然に触れたり、現地の人々と同じような生活を体験したり、現地の人々と交流することによって、それぞれの自由時間を楽しみ、やがてはまた日本へ帰ってくるような滞在を指すものであるが、厳密な定義となると、ロングステイという言葉自体が新しいこともあり、まだ一般的には定まったものではないことに触れつつ、①余暇を目的とする、②「旅」よりも「生活」をめざす、③海外に居住施設を保有(賃貸あるいは所有)する、④永住、移住ではない、⑤生活資金の源泉は日本にある、以上5つの条件を、財団でみなすロングステイの基礎と考えている(財団法人ロングステイ財団 1996b:14-15)。

1996年『ロングステイ宿泊ガイド 1996』が発行され、新たにイタリア、ドイツ、スイス、デンマーク、オーストリア、ポルトガル、フィリピンの宿泊施設が加わった。

1997年4月~6月NHK教育テレビ「趣味悠々 サトウサンペイと楽しむ海外旅行術 フリープランからロングステイまで」により、ロングステイがTV放送で紹介された。同番組内では、格安航空券購入方法をはじめ主要国の食費・交通費比較、経験者による生活費公開、海外での年金の受け取り方など、ロングステイに関わる総支出や予算の立て方まで取り上げ、「年金生活を海外で過ごす」ことに対する関心を広める契機となった。

1999年4月ロングステイ財団では、現地情報を提供し、相談にも応じる個人会員組織「LS(ロングステイ)メンバーズクラブ⁵⁶」を発足させた。会員には総合情報誌「ロングステイ」を年4回配布している。

ロングステイ宿泊施設は、ホテルよりアパートやコンドミニアムなどに関する情報が求められていた。1999年『ロングステイ宿泊ガイド 2000』が出版された。ここでは日本語で利用できる「初心者向け宿泊施設」、および片言の英語もしくは現地語が話せれば利用できる施設を「中級者向け宿泊施設」に分類して紹介している。調査地域は67都市に拡大され、都市情報の充実化が図られていた。

現在ロングステイ財団では、「ロングステイ」を国内と海外に大別し、国内外双方の情報を発信している。「海外ロングステイ」は、生活の源泉を日本に置きながら海外の1ヶ所に比較的長く滞在し(2週間以上)、その国の文化や生活に触れ、国際親善に寄与する海外滞在

型余暇を総称したものを指し、「国内ロングステイ」は、主たる生活の拠点のほかに、日本国内の他の地域で比較的長く(1週間以上)あるいは繰り返し滞在し、その滞在地域の文化慣習を遵守しつつ地域文化とのふれあいや住民との交流を深めながら滞在するライフスタイルをいう。

ロングステイ財団では、具体的にロングステイの定義を①比較的長期にわたる滞在である(海外においては、「移住」「永住」ではなく、帰国を前提にした2週間以上の長期海外滞在型余暇であること。国内においては、1週間以上の滞在であること)、②「居住施設」を保有、または貸借する(生活に必要な設備が整っている「住まい」を保有、もしくは貸借する)、③余暇を目的とする(自由時間の活用を目的とし、豊かな時間を過ごし、現地の人々との交流活動等をする)、④「旅」よりも「生活」を目指す(異日常空間での日常体験を目指す)、⑤生活資金の源泉は日本にある(生活の源泉は日本で発生する年金、預金利子、配当、賃貸収入である(注：海外ロングステイについての場合))、としている。

日本人のIRMはシルバー・コロンビア計画により誕生し、日本人の排他的集団移住である、棄民政策との批判を鑑み、現在ロングステイ財団では、海外余暇活動の普及・啓発活動に取り組んでいるが、誘致国の対応には永住を認めるものもあり、移住と余暇、永住、旅の狭間に明確な境界線なく位置づけられるものとなった。

第2節 IRM 受け入れ国の誘致政策

本節では、IRMsが移住先として選ぶ理由および受け入れ国の査証制度を検討する。

5-2-1. IRM 受け入れ国の査証制度

IRMは希望する国をどこでも選択できるものではなく、滞在期間に応じてその国の査証が必要となる場合がある。日本人がIRM実践のための査証の申請が可能な国は38カ国ある。

表 5-2. IRM 受け入れ主要国の査証・滞在許可名称と財務条件

国名	査証および滞在許可の名称	対象者または年齢制限	財務条件
フィリピン	SRRV クラシック	35歳以上	50歳以上\$2万、35歳以上50歳未満\$5万、年金受給者は定期預金\$1万&と年金収入単身\$800/月または

			夫婦 \$1000/月 (金額は US\$)
	SRRV スマイル		\$2 万
	Special Resident Retiree's Visa (SRRV)	35 歳以上の介護や療養を必要とする人	\$1 万と \$1500/月以上の年金受給者
タイ	O VISA	年金受給者	年金収入 B65000/月以上
	O-A VISA	50 歳以上	預金残高 B80 万以上
	O-X VISA		預金残高 B300 万以上
	Thailand Elite	Ultimate Privilege のみ 20 歳以上、その他は年齢制限なし	入会金 B60 万~
マレーシア	Malaysia My Second Home (MM2H) プログラム (新規受付停止)	50 歳以上	RM350,000 以上の財産証明と RM10,000/月以上の収入証明、マレーシア国内金融機関に RM150,000 定期預金
		50 歳未満	RM500,000 以上の財産証明と RM10,000/月以上の収入証明、マレーシア国内金融機関に定期預金 RM300,000
	Sarawak My Second Home(S-MM2H) プログラム	30~39 歳①18 歳未満の子どもがサラワク州内で就学、②申請者あるいは帯同者がサラワク州内の病院で治療中のいずれか 40~49 歳①②あるいは③サラワク州で RM600,000 (クチン市) 以上、RM500,000 (それ以外) の不動産投資をしている、のいずれか	マレーシア国外での収入 (政府認定年金を含む) が RM10,000/月 (夫婦)、RM7,000/月 (単身) 以上ある。またはサラワク州にある銀行で RM300,000 (夫婦)、RM150,000 (単身) 以上の定期預金を組む、のいずれか

		50 歳以上	
インドネシア	Retirement VISA	55 歳以上	\$2,500\$/月以上の収入証明
台湾	日本人退職者 180 日滞在の 数次査証	55 歳以上の退職者	\$50,000 以上の財力証明書 と年金受給証明書
カンボジア	ER-VISA	55 歳以上	年金や社会保障による収入証明書（金額指定なし）
メキシコ	Permanent Resident VISA (for Retirees or Pensioners)	年金受給者	申請日直近 12 ヶ月各月の 銀行通帳平均残高が MXN3,457,400 以上、または、 申請日より直近 6 ヶ月 にわたり、MXN86,435/月 以上の年金受給証明
コスタリカ	Provisional visa for retirees	年金受給者	US\$1,000/月以上の年金 受給者
グアテマラ	Residencia permanente para rentistas o pensionados	年金受給者・金利生活者	1000US \$ /月以上の年金・ 金利収入があること
パナマ	Jubilado Pensionade (PPT-JP)	年金受給者	US\$1,000/月以上の年金 受給者
ベリーズ	Permanent Residence (Retired)	45 歳以上	US\$2,000/月以上の年金・ 金利収入がある人、または US\$24,000/年以上の預金 を現地口座に保有する人
ニカラグア	Residencia Permanente (Jubilado o pensionado)	45 歳以上	US\$600/月以上の年金・金 利収入があること
ホンジュラス	Ley Para Los Residentes,Pensionados Y Rentistas	年金受給者・金利生活者	US\$600/月以上の国外 収入（年金受給・金利収入 など）を現地送金する人
バルバドス	Special Entry Permit (Pension Documents)	なし	働かなくても生活できる 環境を有する人

ドミニカ共和国	Pensioned Residence	年金受給者	受給額は特に問われない
英領ケイマン諸島	Permanent Residence (as a person of independent means)	なし	滞在費に使える KYD15 万/年以上の預貯金、KYD25 万以上の住宅購入や投資などが審査要件
ブラジル	VITEM XIV – 年金受給者 査証	年金受給者	US\$2,000/月以上の年金受給者
ベネズエラ	Visitor VISA Fixed Income	年金受給者・金利生活者	US\$1,200/月以上の年金受給者または金利生活者
アルゼンチン	Obtener un permiso de Ingreso temporario como rentista y pensionado	年金受給者	年金受給証明書(金額指定なし)
ペルー	Rentista VISA	なし	年金、その他、US\$1,000/月以上の銀行送金をできる人
パラグアイ	Radicación aplicable para extranjeros de todas las nacionalidades, según lo establecido por la Ley Nº 978/96 de Migraciones	なし	約 G2,900 万以上の資金証明および十分な生活費支払い能力証明
エクアドル	Residencia Temporal Jubilado	年金受給者	US\$800/月以上の年金収入証明
コロンビア	M VISA (Pensioner or Independent income beneficiary)	年金受給者	コロンビアの最低賃金 3 ヶ月分の額に相当する年金収入証明
フィジー	Residence Permit on Assured Income	45 歳以上	F\$3 万/月の年金または金利収入、現地銀行に保証金として F\$10 万の預金
バヌアツ	Self-funded Residence visa: the main applicant	年金受給者・金利生活者	政府指定地域の不動産物件を購入または賃貸し、最

	continues to receive the monthly required income		低 VUV30 万/月の年金・金利収入などがある人
トンガ	Assured Income Visa	年金受給者・金利生活者	確実な定期収入があること（金額指定なし）
オーストラリア	Visitor Visa Subclass 600	なし	滞在に必要な資金があることの証明書
ニュージーランド	Temporary Retirement Visitor Visa	66 歳以上	NZ 国内に 2 年間で NZ\$75 万の投資、年間不労収入 NZ6 万以上あり、かつ、NZ\$50 万以上の生活資金がある人
南アフリカ	Retired Persons' Visa	年金受給者または既定の資産保有者	ZAR20,000/月年金受給者、または ZAR1200 万以上の土地などの資産を持ち、ZAR15,000/月(約 28 万円)の送金が可能な人
モロッコ	Carte de Séjour (retirement abroad)	年金受給者・金利生活者	年金または金利生活を証明する収入源書類(年金受給証明、銀行預金・信託資金証明など)が必要。金額指定なし
イタリア	Permesso di soggiorno	なし	経済力証明書が必要。資金額の規定は特になし
マルタ	Residence Permit for Non-EU or EEA Citizen,	なし	経済力証明書が必要。資金額の規定は特になし
スペイン	Visado de Residencia No Lucrativa,	なし	十分な金額の定期収入があることを証明できる書類または十分な金額の収入が確保できる財産を所有していること。収入は最低€2151,36/月以上。また、

			帯同する家族については 一人あたり€537,84/月以上
ポルトガル	D7 – Visto de Residencia	なし	経済力証明書が必要。資金額の規定は特になし
ブルガリア	Long-Stay VISA (Type “D” VISA)	年金受給者	年金受給証明(金額指定なし)
キプロス	Long-Stay Visa (Category D)	年金受給者・金利生活者	最低 CYP5600/年以上の安定収入を得られる金利生活者・年金生活者であること。同伴者がいる場合は1人当たり CYP2700/年追加
オーストリア	Permanent immigration	なし	経済力証明書が必要。資金額の規定は特になし
フランス	long-stay “visitor” visa	なし	経済証明書€17,344.60/年以上

注. 2022年1月現在は全世界 Covid-19 感染拡大下に置かれ、一部の国では査証および滞在許可申請を一時停止しているものもある。

出典：各国政府駐日在外公館 HP.および各国移民局 HP.を基に筆者作成

日本人の IRM が可能な国は、アジアに 6 カ国、中南米 17 カ国、オセアニア 5 カ国、アフリカ 2 カ国、欧州 8 カ国ある。

査証申請の対象者は、①年金受給者、②年金受給者と金利生活者、③年齢制限なく、資産・経済力のある人、④年金受給者と資産保有者、⑤年齢制限と年金収入を含む資産・経済力のある人に分類できる。

査証申請の対象を年金受給者に限定している国は中南米に集中している。中南米では年金受給年齢と想定される高齢者を対象に限定した IRM 誘致に積極的な地域である。ここには、就労目的外の移住である高齢者層に限定して査証発給を優遇することで、現地の雇用状況を脅かさないようにする配慮がある。

タイは年金受給者を対象とした制度および年齢制限と資産を対象とした制度、年齢制限なく資産のみを対象とした制度の 3 つに分類することができる。年金受給者を対象とした

査証は”O-VISA”である。O-VISA は THB65,000/月以上の年金受給者を対象に 90 日の滞在許可を付与しているが、90 日の滞在期限前にタイの入国管理局にて更新が可能である。更新手続き後の滞在許可は 1 年となる。1 年ごとの更新が可能であり、更新回数制限はない。

年金受給者と金利生活者を対象としている国は、IRM のみならず金利生活者もターゲットとすることで、双方の消費活動による外貨収入を見込んだ制度である。

年齢制限なく、資金や経済力のある人を対象に受け入れている国は、富裕層が対象となっており、潤沢な資金・資産がある人の IRM は実践可能となる。

タイ政府の外国人富裕層誘致プログラム「タイランド・エリート⁵⁷」では、7 種別の会員を募集している。タイランド・エリートでは「アルティメットプリヴィレッジ」メンバーを除き、他の会員種目に年齢制限はない。タイランド・エリートは年金受給者に満たない人や、年齢制限により、他の査証申請ができない人でも所定の入会金を収めることにより査証が付与される。

年金受給者と資産保持者を対象としているのは南アフリカである。南アフリカでは ZAR⁵⁸20,000/月年金受給者、または ZAR 1200 万以上の土地などの資産を持ち、ZAR 15,000/月の送金が可能な人を対象とした受け入れ制度がある。一定金額以上の年金収入があれば滞在許可申請が可能であるが、年金受給額が指定金額に満たない人あるいは年金受給者でなくても、一定の金額以上の資産を持ち、かつ、南アフリカに一定の金額以上の送金可能な人は申請できる。

年齢制限を敷いている国を考察すると、㉑66 歳以上、㉒55 歳以上、㉓50 歳以上、㉔45 歳以上、㉕30 歳以上、㉖20 歳以上に分類できる。

㉑66 歳以上を対象としているのがニュージーランドである。ニュージーランドの Temporary Retirement Visitor Visa は、年金を含む不労収入として年間 NZ\$60,000⁵⁹の他に、NZ 国内に 2 年間で NZ\$75 万の投資をすることと、NZ\$50 万以上の生活資金があることが申請条件である。資金や経済力の条件に年齢制限を加えて、対象者を限定している。

㉒の 55 歳以上を対象としている国は、台湾とカンボジア、インドネシアである。なお、台湾は滞在許可日数を 180 日と定めている。また、台湾国内での更新はできず、日本でのみ再申請が許可される。よって継続して 180 日を超える滞在はできない。US\$⁶⁰50,000 相当の財力証明および年金受給証明が必要なため、55 歳から申請できるが、実質的には年金受給者が対象となる。

カンボジアは年金や社会保障による収入証明書(金額指定なし)が必要とされているが、現地の査証申請代理店を介して申請すると、55 歳以上の査証申請者の収入証明等は必要ない場合もある(2022 年 1 月 18 日時点)。

インドネシアの滞在許可取得には、滞在中の生活費として US\$2,500/月以上の支払い能力を証明する年金証明、あるいは銀行残高証明が必要となる。また、指定観光地域で US\$35,000 以上の宿泊滞在施設購入証明書または US\$1,000/月以上の賃貸物件の賃貸契約書に、滞在中のインドネシア人の使用人を雇用する証明書が必要であり、申請が受理されると 12 カ月滞在を許可する査証が発給される。

③の 50 歳以上を対象としている国は、タイとマレーシアである。前述の O-VISA やタイランド・エリートに加え、タイでは 50 歳以上を対象とした O-A VISA と O-X VISA がある。O-A VISA は年金 THB65,000/月以上または預金残高 THB80 万以上、あるいは年額と預金を合算して THB80 万以上が確認できる人を対象に、1 年の滞在を許可している。2019 年 11 月より O-A VISA の申請および更新には THB300 万をカバーする保険への加入が義務付けられたことから、O-A VISA 所持者はタイの入国管理局で O-VISA へと査証のカテゴリーを切り替える傾向にある。

マレーシアには、マレーシア政府による Malaysia My second Home(以下、MM2H、と記す。)と、サラワク州観光局による Sarawak MM2H(以下、S-MM2H、と記す。)の 2 つのプログラムがある。それぞれの年齢や資産の諸条件が異なっているが、MM2H 同様に S-MM2H はマレーシア全土に居住することができる。

2021 年 8 月マレーシア内務省は Covid-19 感染拡大下で、約 1 年 2 カ月停止していた MM2H の新規発給を 2021 年 10 月より再開し、今後は新規改正案に従い査証発給および更新を行うことを発表した。新規改正案の資産条件をはじめとする諸条件は厳格化されており、更新を控えた MM2H 保持者や MM2H 関連業界から猛反対を受け、9 月に内務大臣は条件の見直しを発表した。10 月 5 日内務大臣は、既存 MM2H 所持者には基本的に新条件を適用しないこと、および新条件の改正は査証代金と最低滞在日数のみ適用し、通常 MM2H と新たにプレミアム MM2H の 2 つを用意することを発表した。新条件の見直しや詳細には触れていない。新プログラムによる申請受け付けは 2022 年 1 月 21 日現在停止中である。

今後の見通しが付かない MM2H に代わって注目されているのが S-MM2H である。MM2H は 50 歳未満と 50 歳以上で財務条件が異なる。S-MM2H では 30-39 歳と、40-49 歳、50 歳以上の 3 つに分類され、それぞれの申請条件は異なっている。

申請者の年齢が 45 歳以上に制限されているのはベリーズとニカラグア、フィジーである。ベリーズは US\$2,000/月以上の年金・金利収入がある人、または US\$24,000/年以上の預金を現地口座に保有する人が対象である。ニカラグアは US\$600/月以上の年金・金利収入があることが申請条件となっている。フィジーは、FJD⁶¹3 万/月の年金または金利収入、現地銀行に保証金として FJD10 万の預金が条件となる。

年齢条件のある制度のなかには、マレーシアの S-MM2H のように 30 歳から申請できるが、30-39 歳と 40-49 歳、50 歳以上と年齢別に申請条件が異なるものがある。フィリピンの SRRV も同様に年齢により異なる条件を敷いており、35-49 歳、50 歳以上と、それぞれの年齢と会員種類によって申請条件が異なる。タイの「タイランド・エリート」では、会員種類のなかでも「アルティメットプリヴィレッジ」に限り、20 歳以上の年齢制限を設けている。

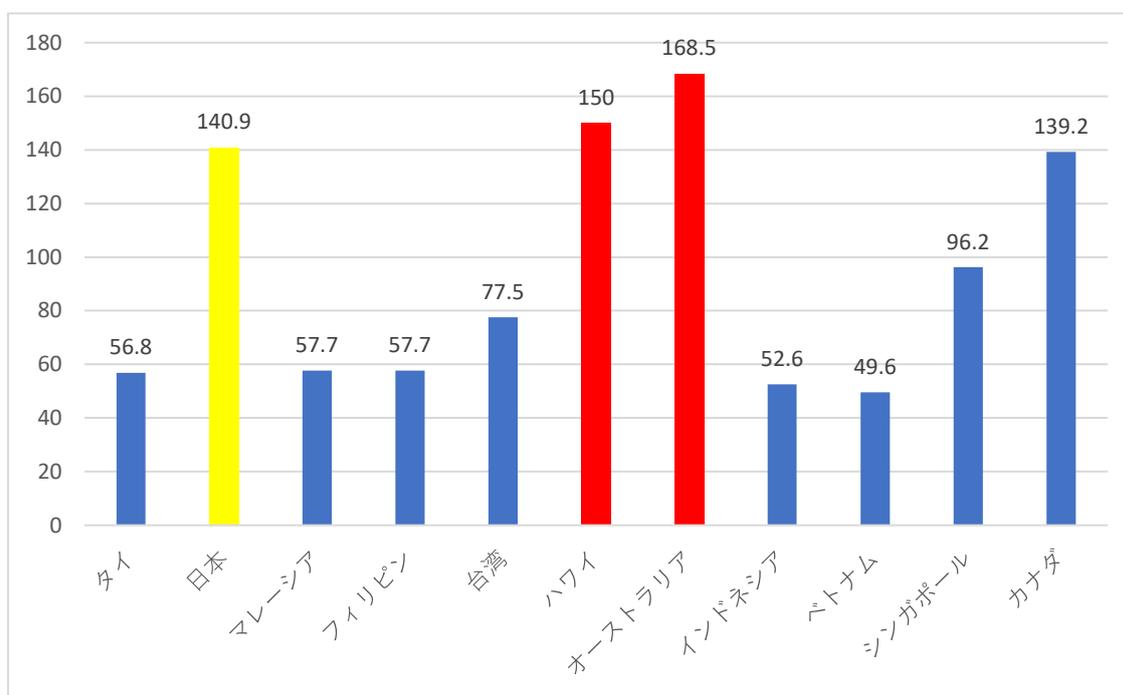
なお、日本は一定の条件を満たす短期滞在の場合に、査証を免除する国・地域⁶²の外国人に対して「観光・保養を目的とするロングステイ」を特定活動とする査証を発給している。日本のロングステイ査証の申請対象者は、年齢 18 歳以上で邦貨 3,000 万円以上の預貯金資産保有者である(外務省 HP, 「ビザ 就労や長期滞在を目的とする場合 特定ビザ：特定活動(観光・保養を目的とするロングステイ)」)。

5-2-2. IRM 受け入れ国に求めるもの

IRM 受け入れ国には滞在許可だけではなく、IRM を実践するために自身の経済力と見合った国が求められる。World Bank Group では「購買力の格差と世界経済の規模 (Purchasing Power Parities and the Size of World Economic)」の国際比較プログラムにおいて、世界の平均物価指数を 100 とした場合の各国の物価指数を挙げている。

図 5-2.2019 年日本人のロングステイ希望国各国 10 カ国と日本の物価指数

(単位：世界平均物価指数=100)



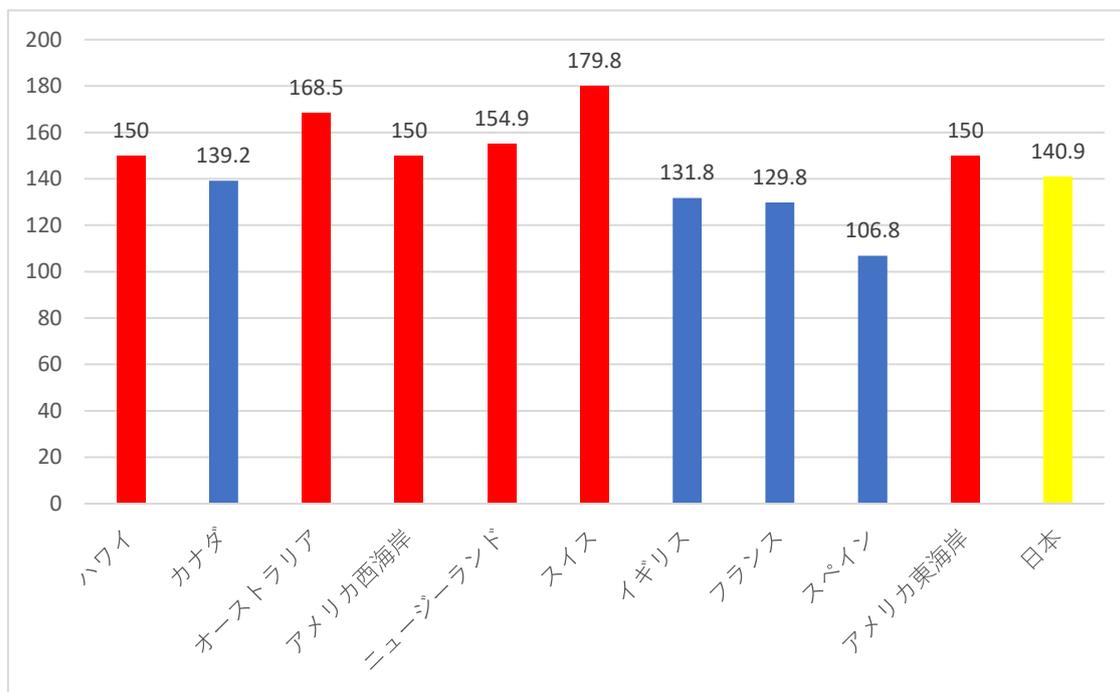
注.日本(黄色)と比較して赤は日本より物価指数が高く、青は日本より物価指数が低い。

出典：World Bank Group, "Results from the 2017 International Comparison Program"を基
に筆者作成

2019 年ロングステイ財団の調査による日本人のロングステイ希望国上位 10 カ国を日本の物価指数と比較すると、タイはベトナムとインドネシアに次いで 3 番目に低く、日本の物価指数 140.9 に対して約 40%である。一方で、1992 年ロングステイ財団による初回調査が行われた当時の、日本人のロングステイ希望国上位 10 カ国を日本の物価指数と比較すると、日本の物価指数より高い国が 6 カ国選ばれている。近年では日本より物価の安い国への移住が顕著である(図 5-3.)。

図 5-3.1992 年日本人のロングステイ希望国上位 10 カ国と日本の物価指数

(単位：世界平均物価指数 = 100)



注:日本(黄色)と比較して、赤は日本より物価指数が高く、青は日本より物価指数が低い

出典：World Bank Group, "Results from the 2017 International Comparison Program"を基
に筆者作成

日本人の IRM 希望国の変容は移住国の経済状況だけではない。2019 年の IRM 希望国が IRM 誘致政策により査証取得の容易な国が占めることに対して、1992 年の IRM 希望国はいずれも査証取得のための資産条件水準が高い。ここから推察できることは、1992 年の IRM は希望国の長期滞在許可が取得困難であることから、長期滞在を希望しても帰国せざるを得ないものであり、おのずと IRMs は帰国前提となっていた。近年の IRM は、帰国しなくても長期にわたり滞在できる査証の更新制度を設けている移住国側の政策および物価指数が低く、年金収入だけでも生活が成り立つ経済水準を維持できる国への移住へと変容している。

5-2-3. どの国を選択するか

ロングステイ財団による「ロングステイに関心の高い層」のロングステイ経験者 571 人および「未経験者」528 人に対する調査項目のなかには、「ロングステイの不安要素」がある。

ロングステイ経験者、未経験者ともに、ロングステイに対する不安要素として、医療事情を筆頭に治安や言葉の問題を挙げている(表 5-3.)。

表 5-3.ロングステイの不安要素 (単位：%)

不安要素	ロングステイ未経験者	ロングステイ経験者
医療事情	55.1	47.5
治安	47.3	41.7
言葉	46.4	29.8
資金	18.8	13.1
行政手続き（納税・年金・保険）	15.4	13.8
天災・事故に巻き込まれること	14.4	17.7
健康	14.1	12.8
食事	9.9	6.0
住宅	9.1	6.1
留守宅	9.1	8.9
異文化（宗教・慣習）	8.6	5.4
日本の家族のこと	8.0	6.8
泥棒	8.0	8.2
対人関係	8.0	4.4
近所付き合い	7.0	4.0
価値観の違い	6.1	4.4
反日感情	5.3	4.6
ペット	3.0	2.8
ホームシック	1.0	0.2
その他	1.7	3.3
無回答	6.3	8.2

出典：一般財団法人ロングステイ財団『ロングステイ調査統計 2020-2021』より引用

医療事情の不安を解消する一つの要素として、移住先の JCI 病院の有無がある。世界でも厳しい基準を持つ国際的医療施設評価機関である Joint Commission International (以下、JCI、と記す。) は、各医療機関において患者の安全性が担保されているか、高品質な医療が

提供されているか、院内に継続した改善活動が行われる仕組みを有しているかを評価し、国際基準の質を担保し、安全な医療を提供していると認められた医療機関に対して、JCI 認証を付与している。

IRM 受け入れ国 38 カ国の中で、最も JCI 認定病院数⁶³が多いのはブラジルの 63 病院であり、次いでタイ 58 病院、日本 30 病院、スペインとイタリア、インドネシアがそれぞれ 24 病院ある (Joint Commission International HP.)。JCI の認定病院があることや、認定病院のある地域に移住することは、医療事情の不安を軽減することに有効である。

ロングステイの不安要素として 2 番目に挙がっているのは、現地の「治安」状況である。「治安」の判断基準の一つに、貧困水準と失業率がある。高い貧困水準と失業率は、国の犯罪率を膨らませる傾向がある。

表 5-4.日本人のロングステイ希望国上位 10 カ国の経済状況と失業率

国名	GDP(単位：100万US\$)	1人当たりGDP(単位：US\$)	経済成長率(単位:%)	失業率 (単位:%)
フィリピン	361,489.3	3,298.8	-9.6	3.4
タイ	501,643.7	7,186.9	-6.1	1.1
マレーシア	337,006.1	10,412.3	-5.6	4.5
インドネシア	1,058,423.9	3,869.6	-2.1	4.1
台湾	605,000.0	26,528.0	2.7	3.7
オーストラリア	1,327,836.2	51,629.8	0	6.6
アメリカ	20,953,030.0	63,206.5	-3.4	5.4
カナダ	1,625,423.5	43,258.3	-5.2	7.5
シンガポール	339,998.5	59,797.8	-5.4	4.1
ベトナム	271,158.4	2,785.5	2.9	2.4

出典：GDP および 1 人当たり GDP、経済成長率、消費者物価指数は、World Bank Open Data HP. 2020 年統計を、失業率は International Labour Organization, ILOSTAT database. Data retrieved on December 3, 2021 を基に筆者作成

2019 年ロングステイ財団調査による「ロングステイ希望国トップ 10」に挙げた 10 カ国のうち GDP の最も高い国はアメリカであり、オーストラリア、カナダと続く。10 カ国うち GDP が最も低いのはベトナムで、マレーシア、シンガポール、フィリピンと続く。資源産出国の GDP は高く、人口の少ない小国は GDP も低く抑えられている。1 人当たりの GDP を概観すると、アメリカが最も高く、シンガポール、オーストラリアと続く。

Covid-19 感染拡大下にもかかわらず、経済成長率が上昇したのは台湾とベトナムであり、オーストラリアは経済成長率を維持している。10 カ国のなかで、経済成長率が最も下落し

たのはフィリピンである。失業率が最も高かったのはカナダの7.5%であり、オーストラリア、アメリカの失業率はいずれも5%を超えている。失業率が最も低いのはタイの1.1%であり、ベトナム、フィリピンと続く。

ロングステイ希望国上位10カ国を概観すると、積極的なIRM誘致政策を展開するタイ、マレーシア、フィリピンのGDPは低く、経済成長率は10カ国のうち最も減少傾向にある。3カ国のうちGDPが最も高いのはタイである。また、タイはロングステイ希望国上位10カ国のなかで、最も失業率が低い。

IRMを実践するための査証の申請は、年金受給者に限定する国ばかりではなく、潤沢な資産・資金のある者を対象とする国があり、査証の申請可能な年齢制限もまた、国によって異なる。ロングステイ財団設立当初のIRMは、物価の高い欧米先進国を目指すものであったが、近年は日本より物価の安い東南アジアが主流となっている。

第3節 タイのIRM誘致政策

本節では、IRMsがタイを移住先として選ぶ理由およびタイのIRM誘致政策、査証制度を検討する。

5-3-1. タイ観光庁によるロングステイ誘致政策

タイの観光政策は、1960年3月18日国家庁官報第36部第74部で発表された王室令によるTOT(Tourist Organization of Thailand)設立に始まり、1968年タイ観光局法B.E.2522(1979)により、TAT(Tourism Authority of Thailand)に格上げされた(การท่องเที่ยวแห่งประเทศไทย(TAT) HP.)。現在TATは国内45、海外29の事務所を設置しており、日本では東京と大阪、福岡に事務所を構えている。

TATの目的は、①観光促進と観光産業の発展、国民の雇用創出、②タイの自然美、考古学的遺跡、貴重な工芸品、歴史、芸術、文化、スポーツ、技術文化に恵まれた国としてのタイの評判を広めるとともに、観光を奨励している関連活動を促進する、③観光客に最大限の安全を提供し促進する、④観光を利用して、国民と国家間の相互理解とおもてなしを促進する、⑤観光発展のためのインフラや観光施設開発、である(ราชกิจจานุเบกษา(タイ政府官報)HP.พระราชบัญญัติ ธุรกิจนำเที่ยวและมัคคุเทศก์ พ.ศ. ๒๕๕๑ มาตรา ๘(タイ観光局法第8条))。

世界観光機構(World Tourism Organization)によると、2019年までの「国別国際観光客到着数」では、タイが東南アジア諸国の中で唯一、上位10位内に進出している。アジア内でもタイは中国に次いで2番目に多い。2020年3~10月まではCovid-19パンデミックにより外国人観光客は事実上入国できなかったことから、圏外15位であった(World Tourism Organization (UNWTO) HP.)。

国際観光収入⁶⁴では、2019年までアメリカ、スペイン、フランスに続きタイは4位を保っていた。タイは、アジアのみならず世界でもトップレベルの観光地といえる。

2019年タイ観光業のGDPに対する貢献割合は約20.1%である。観光関連就労者は約8,047,000人であり、タイ経済における観光業の貢献は大きい。Covid-19パンデミックの影響で2020年のタイ観光業GDP貢献割合は8.4%と下落した。Tourism Council of Thailand(タイ観光評議会)は2021年7月29日に、第2・四半期にタイ国内の観光業界で55万人の雇用が失われたと発表した(Tourism Council of Thailand HP.)。

タイでは外国人退職者長期滞在促進を目的に、2001年観光庁の外郭団体として บริษัท ไทยจัดการท่องเที่ยว จำกัด (Thai Long Stay Management Co. Ltd)を設立し、IRMをLong Stayと捉え、IRMの誘致政策に取り組んでいる(บริษัท ไทยจัดการท่องเที่ยว จำกัด (タイ・ロングステイ株式会社)HP.)。

日本人高齢者によるタイでのLong Stayは、年金を活用してタイで消費活動を営むことからタイ経済に高い商品価値としての効果が認められる(Korkietpitak & Pinyaphund 2009:67-68)。

Chamchan と Soparat(2012)は2010年11月チェンマイ IRMs 当事者団体を調査した。Chamchan と Soparat の調査によると、IRMs の約45%が5~10年、12.5%が10年以上の長期滞在を希望しており、85.3%が年金による生計を営み、69.1%が配偶者と長期滞在している(Chamchan & Soparat 2012:24-26)。年金収入によるタイでの生活を、ある程度長期的に営む IRMs は、年金に支えられていることから、経済状況の影響を受ける割合は少ない。

IRMs にとって、タイの観光政策はどのような魅力があるのだろうか。Athonturasuk ら(2018)は在チョンブリー、ラヨン県 IRMs を対象とした調査から、タイに彼らを引き寄せる魅力要因として、便利さと快適さ(kaiteki-Style)があり、日本語でこれらを提供する環境整備推進が重要であることを述べている(Athonturasuk et al.2018:154)。

5-3-2. タイの査証制度

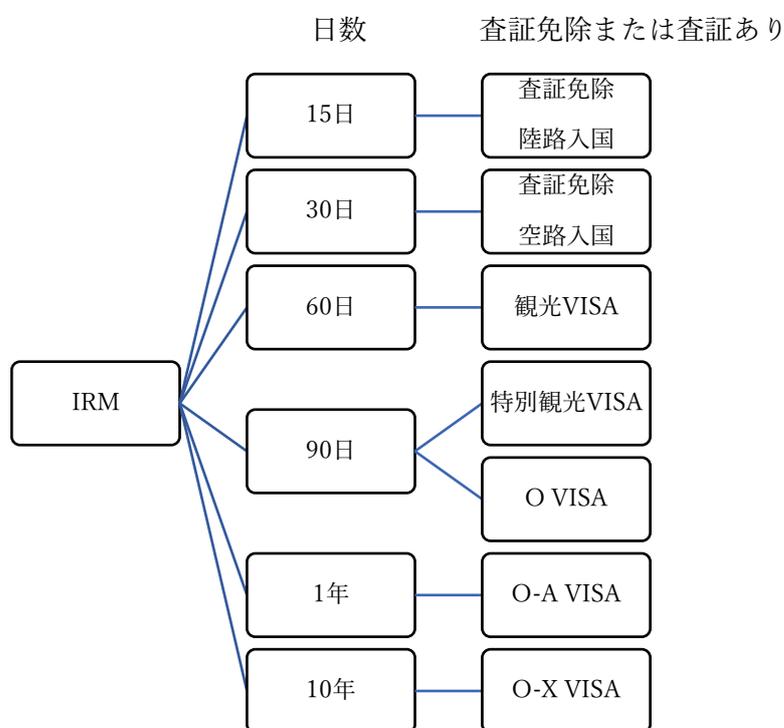
査証は、国家が自国民以外の外国人に対して、その人物の所持する旅券が有効であることや、その人物が入国しても差し支えないことを示す証書⁶⁵である。一方で、多くの国では入国を保証するものではなく、入国許可(上陸許可)申請に必要な書類の一部として扱われている。

査証発給の主たる目的は、入国しようとする外国人が入国するに相応しいかを事前判断する身元審査である。犯罪歴があるなど、身元審査で不適格と判断された者には査証が発給されず、その場合は原則として入国許可されない。査証は事前段階における入国許可申請証明のあくまで一部であり、査証を持っていても入国を拒否されることがある。

査証取得が入国申請を行うための要件の一つであることに対して、在留許可は入国するため、あるいは入国後滞在を続けるための資格である。最終的な入国許可は、国境検問所や港や空港にいる入国審査官の裁量で決定する。

タイ入国のための査証審査発給は外務省(在外公館・領事館)の担当であるが、入国・滞在許可は国家警察庁の入国管理局が管轄している。在タイ邦人は、所持する査証の有無と査証の種類によって、滞在許可日数別に類別することができる。就労を目的としない日本人 IRMs が使用できる制度内での滞在期間を考察すると、7つのタイプに類別することができる。

図 5-4.査証の有無および査証の種類別 IRMs のタイ滞在許可期間



筆者作成

外国人がタイに入国する場合は、「査証免除措置」が実施されている国の旅券所持者であり、タイ入国が観光目的の場合に限り、一回の入国につき 30 日以内の滞在であれば査証を必要としない。また、国境を接する近隣諸国の入国管理検問所から入国する場合、1 回につき 15 日の滞在が許可される。日本の旅券所持者は、観光を目的とした 30 日以内の滞在である場合は査証免除措置により 30 日間の入国許可が付与される。また、国境を接する近隣諸国の入国管理検問所から陸路入国する場合、一回につき 15 日の滞在が許可される。

日本の旅券所持者が査証免除措置によって空路入国し、30日を超えてタイに滞在を希望する場合は、タイ入国管理局にて1回のみ延長手続きが可能である(2022年1月26日時点)。この延長許可が取得できた場合は、最大30日間の延長滞在が可能となる。

国境を接する近隣諸国の入国管理検問所から入国する場合は、1回につき15日までの滞在が許可されるが、タイ入国管理局は国境を接する国からの査証免除措置を利用した陸路入国を暦年で2回までとする内務省令を告示した(在タイ日本国大使館 HP、「タイ入国に際してのご注意(陸路入国回数の制限)」。同措置は2016年12月31日より施行されている。ここには陸路国境越えを繰り返すことで、長期にわたり滞在する外国人を制限する目的がある。

また、Covid-19感染拡大防止のために、タイ入国者は査証の有無に限らず、タイ政府「Thailand Pass システム」の運用方針に基づく入国方法が求められる。2022年2月1日時点でのタイへの渡航希望者は、渡航予定日の7日前までにタイ大使館 HP から Thailand Pass への登録が必要となる。Thailand Pass に登録すると QR コードが発行され、航空会社のチェックインカウンターでの搭乗手続きや、タイ到着時の入国手続きは QR コードに従って行われる。

タイの入国検査はワクチンの接種状況により異なる。渡航日の14日前までに Covid-19 ワクチン接種規定回数を終えたワクチン接種証明書の所持者は、提携病院を持つ AQ⁶⁶または SHA Extra+⁶⁷、OQ⁶⁸、AHQ⁶⁹にて タイ到着1日目と5日目の2泊分の隔離が義務付けられており、宿泊施設提携病院にて RT-PCR Test を受ける。陰性が確認された場合はホテルの自室より外出が認められる。1日目と5日目の宿泊施設は、同じホテルでなくともよい。また、Covid-19 ワクチン未接種もしくはワクチン接種規定回数に満たない渡航者は、AQ ホテルで10日間の隔離措置となる。

Thailand Pass 登録には、①パスポート、②国の公的機関・地方自治体により発行されたワクチン接種証明書(ワクチンパスポート)、③ ワクチン接種状況に応じて定められた規定日数分の AQ ホテル予約確認書、④5US\$50,000以上の治療補償がある医療保険証が必要となる。

日本のタイ在外公館で申請可能な査証は①外交・公用 VISA、②ノン・イミгранト B(就労)、③ノン・イミгранト B(教師)、④ノン・イミгранト B(ビジネス・投資)、⑤ノン・イミгранト O(タイ人の配偶者・扶養家族)、⑥ノン・イミгранト O(タイ王国で正式就労する外国人の配偶者・扶養家族)、⑦ノン・イミгранト O(未成年の学生の保護者)、⑧ノン・イミгранト O/TR-MT(治療)、⑨ノン・イミгранト O(年金受給者)、⑩ノン・イミгранト O-A(ロングステイ)、⑪ノン・イミгранト O-X(ロングステイ10年)、⑫ノン・イミгранト O(ボランティア)、⑬ノン・イミгранト ED(国立施設への留学)、⑭ノ

ン・イミグランド ED(私立施設への留学)、⑮ノン・イミグランド M(報道ジャーナリスト)、⑯ノン・イミグランド M(映画・ドラマ撮影)、⑰タイランド・エリート会員用 VISA、⑱観光 VISA、⑲特別観光 VISA⁷⁰、⑳トランジット VISA、㉑ノン・イミグランド RS(学術調査研究)の 21 種類に分類されている(在東京タイ王国大使館 HP.)。

一般的に IRMs が利用する査証は、⑨ノン・イミグランド O(年金受給者)、⑩ノン・イミグランド O-A(ロングステイ)、⑪ノン・イミグランド O-X(ロングステイ 10 年)、の 3 種類である。

O-VISA と OA-VISA を日本のタイ在外公館で申請する場合の申請条件を比較すると、資産条件は共通するが、資産証明書の取り扱いは、OA-VISA の場合は英文の銀行預金残高証明書(800,000 バーツ以上の額に相当する預金残高が確認できること)に対して、O-VISA 申請者は申請時より過去 3 か月間の残高が 800,000 バーツ相当以上ある英文銀行残高証明書が必要となる。また、身元保証に関する申請書類は O-VISA 申請者が戸籍抄本と第 3 者である保証人の署名入り旅券または運転免許証のコピーが必要となることに対して、OA-VISA は警視庁および所轄する各道府県警察が発行する無犯罪証明書を提出する。よって、身元保証人を立てる必要がない。

2019 年 10 月末まで O-VISA および OA-VISA に保険加入は義務付けられていなかったが、2019 年 10 月 4 日タイ入国管理局官報第 545 号にて 10 月末より OA-VISA に対する保険加入が義務化した。在東京タイ大使館 HP では 2019 年 11 月 1 日より OA-VISA 申請書類に外来は 4 万バーツ、入院は 40 万バーツ以上を保障する保険が必要であることが明記された。現在は O-VISA にも保険加入が課されているが、Covid-19 パンデミック下での保険の保障額は、コロナ保障を含み O-VISA が US\$5 万以上であることに対して OA-VISA は US\$10 万もしくは THB300 万以上である。

政府認可保険会社で構成する Thai General Insurance Association では、15 社が OA-VISA に対応する保険を販売している。たとえば Falcom Insurance では、コロナを含む年間 THB300 万限度とする 1 年間保証の年齢別加入金額は 50~59 歳 THB33,730、60~65 歳 THB40,891、66~70 歳 THB52,233、71~80 歳 THB52,233(更新時)である(Falcon Insurance HP. New iSmart Health O-A Plan)。70 歳を超えた IRMs が新規で保険に加入する場合は個別対応にて加入可否や加入金額が決定される。O-VISA に対応する US\$500 万(日本円 500 万円)限度とする 1 年間保証の年齢別加入金額は、東京海上日動 HP.によると 69 歳までは 26,350 円であり、70 歳以上は個別対応となる(東京海上日動 HP.「海外旅行保険(観光、ロングステイ、商用など)」)。

2019 年 10 月の OA-VISA 保険加入義務化により、当時 OA-VISA を所持していた A さん(70 代男性)と B さん(70 代男性)、C さん(60 代女性)、E さん(70 代男性)、V さん(70 代

男性)は、国外に出国することで OA-VISA を失効させて、新たに O-VISA をタイの入国管理局で申請した。Aさんは元々一時帰国を予定していたことから、OA-VISA の再入国許可 (Re-Entry Permit) を取得せずに日本に帰国した。その後、日本のタイ大使館で新たに観光 VISA を取得してタイ再入国し、後日チェンマイの入国管理局で観光 VISA から O-VISA に査証カテゴリーの変更手続きをした。

BさんとCさん夫婦はラオスへ、Eさんはタイ人友人の運転する車で陸路ミャンマーへ、Vさんは自分でバイクを運転して日帰りでミャンマー国境を越えた後に、査証免除措置を利用してタイに再入国した。査証免除措置によりタイの査証を持っていなくても、所定の財務条件を満たす書類によって新たに O-VISA が取得できたという。IRMs のなかには査証要件変更による保険加入を避けるために迅速な対応をしている人がいた。

なお、2017年より新たなカテゴリーとして誕生した OX-VISA は、入国管理局にて 2018年 8月筆者自ら査証のカテゴリー変更を試みて、チェンマイの入国管理局職員に相談したところ、当時のチェンマイに OX-VISA 所持者はいないとのことであった。現地調査においても OX-VISA を持つ IRMs はいなかった。入国管理局職員の話しによると、たとえ OX-VISA を所持して 10年(5年目に更新して、さらに 5年滞在許可が下りる)の滞在許可を取得しても、毎年保険加入の確認があるため、他の査証所持者と同じように年に 1回入国管理局に出頭しなければならないことから O-VISA や OA-VISA と比較して利便性が感じられないという。筆者に対して入国管理局職員は、査証のカテゴリー変更せずに、当時所持していた O-VISA の持続を勧めた。O-VISA を更新する際に THB300 万以上の預金保有者のなかには OX-VISA へのカテゴリー変更を進められたという IRMs もいるが、OX-VISA は OA-VISA と同じく US\$10 万以上保険加入が義務付けられていることから、査証カテゴリーの変更をせずに O-VISA を更新したという。

O VISA と O-A VISA は更新申請が受理されると、1年の更新が可能である。更新回数の制限はないが、財務要件などあらかじめ決められた要件を証明する書類が必要である。

表 5-5.査証種類別に考察する延長・更新制度を利用した場合のタイ最大滞在日数

査証の種類と入国方法		滞在許可 日数	延長許可 日数	査証の更新 回数	最大滞在日 数
査証免除制度	陸路入国	15日	30日		45日
	空路入国	30日			60日
観光 VISA		60日		更新不可	90日
特別観光 VISA		90日	90日	2回	270日
IRM を対象とする 査証	O	90日	1年	更新回数	恒久的
	O-A	1年	1年	制限なし	恒久的
	O-X	5年	5年	事例なし(2017年より開始)	

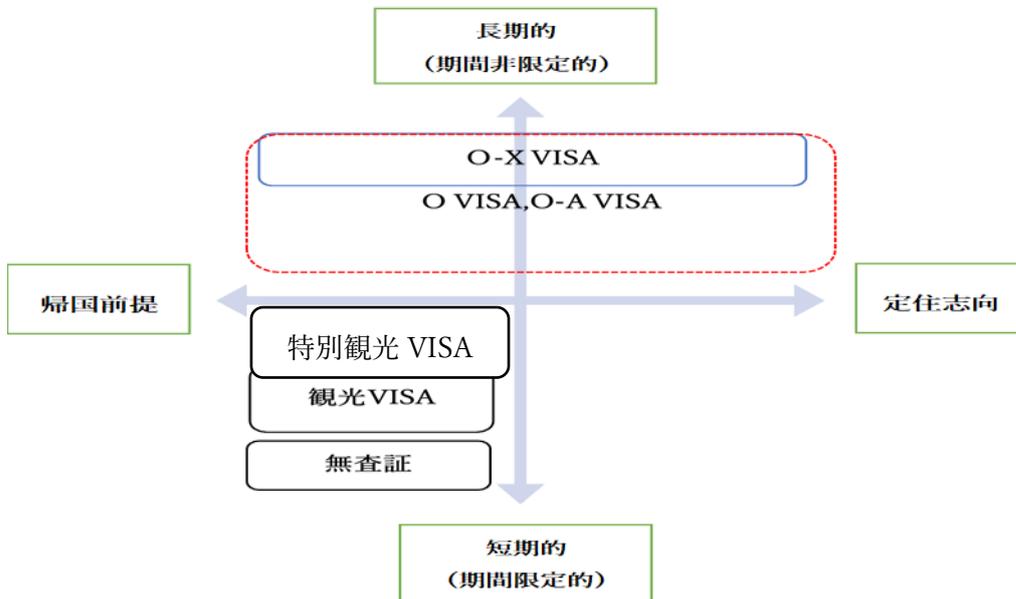
出典：สำนักงานตรวจคนเข้าเมือง(タイ王国入国管理局)HP.、กระทรวงการต่างประเทศ(タイ王国外務省領事局)

HP.、在東京タイ王国大使館 HP.を基に筆者作成

査証免除制度または観光 VISA を使用してタイに入国した場合は、規定回数の延長申請は可能であるが、原則タイ入国管理局での更新はできない。よって最大滞在日数は、それぞれの滞在許可日数と延長許可日数を合算したものになる。査証免除制度を利用した入国者は、一旦出国して新たに再入国することにより、再び滞在許可が付与されるが、近隣国など第三国へ一時的に出国したのちに再入国する場合の入国回数は、陸路の場合は暦年内に 2 回までとされている。また、空路入国の場合の明確な回数は明示されていないが、常識的に想定される回数⁷¹を逸脱しそうな場合には、次回は査証がなければ入国許可できない旨を入国審査で申し渡される。特別観光 VISA によるタイ入国では、タイ国内で 2 回更新ができることから、最大 270 日間タイに滞在できる。よって、査証免除や観光 VISA、特別観光 VISA を使用した場合のタイ滞在は、滞在期間が限定されており、おのずと帰国前提になる。

このように、タイの査証にはカテゴリーに応じて滞在許可期間が定められているが、更新ができるものとできないものがあり、最大更新許可日数は査証ごとに設定されている。IRMs のタイ滞在期間を査証によって類別する場合、査証が帰国前提のものか、あるいは定住志向を満たすものであるかに分類できる。また、更新許可制度から考察すると、長期的(滞在期間が限定されていないもの)、短期的(滞在期間が限定されたもの)に類別できる。よって、査証による IRMs を類別する場合①帰国前提長期型、②帰国前提短期型、③定住志向長期型、④定住志向短期型、の 4 つに分類できる(図 5-5.)。

図 5-5.査証の条件と更新制度から考察する査証の分類



筆者作成

タイ移民法(พระราชบัญญัติคนเข้าเมือง พ.ศ.๒๕๒๒)⁷²第 38 条によると、家主または所有者、占有者、ホテルマネージャーは、滞在許可を得た外国人が入居した際は、24 時間以内に同じエリアにある入国管理局に「外国人滞在証明書(แบบการแจ้งคนต่างด้าวเข้าพักอาศัย สำหรับเข้าบ้านเจ้าของหรือผู้ครอบครองเคหะสถาน 以下、TM⁷³30、と記す。)」の提出を義務付けている。TM30 の初回申請は家主が行うが、タイ国外に一度出国した後に、再び同じ場所に居住する場合は、外国人居住者自身で自ら入国管理局に出頭更新する。

タイ国内の他県に移動した場合も「転居証明書(แบบการแจ้งย้ายสถานที่พักอาศัยและเดินทางไปอยู่ต่างจังหวัดเกิน ๒๔ ชั่วโมงของบุคคลต่างด้าว 以下、TM28、と記す。)」が必要であり、転居者本人が転居先を管轄する入国管理局にて転居後 24 時間以内に届出を行う。

また、タイ移民法第 37 条第 5 項では「タイ王国での暫定的滞在を許可された者のうち、連続して 90 日以上滞在する者は、90 日目に出入国管理事務所にて文書による居住地届出義務を負う。その後も 90 日ごとに、居住地を報告しなければならない」と規定している。これはいわゆる「90 日レポート(แบบการรับแจ้งอยู่ในราชอาณาจักรเกิน 90 วัน 以下、TM47、と記す。)」と呼ばれる手続きを指す。タイ移民法第 76 条では、「届出を怠った者は、5000Baht 以下の罰金、および 1 日 200Baht の違反金が届出期限を超過した日数分、科される」と罰則規定が明記されている。これらの規定手続きに不備のある場合は、査証の更新が認められないことがある。

表 5-6.外国人タイ滞在者が提出義務を負う書類一覧

申請書の名称	提出義務の生じる滞在期間	提出先	提出者	更新手続き対象者
TM30	24 時間以内	居住地を管轄するタイ入国管理局事務所	家主	再入国後も同住所の場合は、本人が更新
TM28			本人	転居後に本人が更新
TM47	90 日以上			継続 90 日の滞在毎に本人が更新

出典：สำนักงานตรวจคนเข้าเมือง(タイ王国入国管理局)HP.を基に筆者作成

5-3-3. タイの永住権

在タイ外国人のなかで、前述(表 5-6.)の居住申告が免除される者は永住者であり、永住権の取得が条件となる。一定条件を満たす IRMs に付与する査証のカテゴリーは Non Immigrant VISA(非移民 VISA)であり、タイ政府の IRM 誘致政策によって移住した IRMs は、移民法下では移民ではない。また、永住者には ใบสำคัญถิ่นที่อยู่ (Certificate of Residency 居住証明書)が付与されるが、非移民には付与されず、移民法上では永住者以外は การเข้ามาในราชอาณาจักรเป็นการชั่วคราว(王国の一時的な入国者)であり非居住者となる。よって適法に従いタイに永住し、居住者となるためには、永住権を取得することになる。

タイの永住権には、投資家、事業家、雇用主、人道的支援、専門家の 5 つのカテゴリーがある(สำนักงานตรวจคนเข้าเมือง(タイ入国管理局) HP. กานแนะนำและรายละเอียดสำหรับการยื่นคำขอเพื่อมีถิ่นที่อยู่ในราชอาณาจักร ในโควตาประจำปี(タイ王立裁判所で永住申請書を提出するための詳細 四半期)。

投資カテゴリーは、タイの有限または株式会社、タイ国営セキュリティ会社、タイ国営企業のセキュリティ・コーポレーション、タイの株式市場に最低 THB300 万投資した者を対象とする。

事業カテゴリーは、少なくとも 1 年間、資本金 THB1,000 万を有するタイで登録された事業の執行役員および署名者であり、申請書の提出前に 2 年連続で月に THB50,000 以上の収入があることが条件となり、対象事業はタイが経済的に重要とする領域に限定される。

雇用カテゴリーは、2 年連続で月 THB80,000 以上の収入がある、あるいは 2 年連続で年収 THB100,000 以上の確定申告を行っており、少なくとも 3 年連続で労働許可を持ち、現在の会社で少なくとも 1 年間就労していることが条件である。

人道的カテゴリーは、タイ国籍の国民と結婚している、または、タイ国民との親子関係がある者が対象である。

専門家カテゴリーは、学士号または高等教育を保持し、少なくともタイで3年以上継続して申請者の専門分野に関わる職業に就く者が対象であるが、その他の状況や背景はケースバイケースで考慮される。

タイ移民法第40条⁷⁴によると、永住権付与は年間枠が定められているが、タイの国内情勢によっては永住権が発給されない年もあり、永住権取得までに数年かかる場合もある。永住権申請は、毎年10月頃入国管理局から公布される方法に従い、申請期間は例年11月末より12月末のうちの2週間から1か月程度のみ限定されている。

永住権を申請する際には、タイ入国管理局に手数料としてTHB7,600納めると、180日滞在許可が付与され、申請結果が出るまで半年ごとに180日滞在許可が延長される。永住権申請書は内務省、外務省、タイ王国、タイ王立警察本部、労働省、司法長官室、タイ投資委員会、国家安全保障会議事務局の代表者から構成される移民委員会により検討され、その後タイ観光局、および内閣総理大臣、内務大臣の最終的な承認を受けた後に入国管理局に報告される(สำนักงานตรวจคนเข้าเมือง(タイ入国管理局)HP.คำแนะนำ และรายละเอียดสำหรับการยื่นคำขอเพื่อมีถิ่นที่อยู่ในราชอาณาจักร ในโควตาประจำปี(タイ王立裁判所で永住申請書を提出するための詳細))。

タイ永住権の申請には、タイ入国管理局入国審査官による面接がある。面接では、提出書類に関する質問をはじめ申請者の経歴、宗教的信念に関する質問など、すべての回答が文書化され、面接後に申請者の署名が求められる。10問程度の質問に答える必要があるが、これらの質問はすべてタイ語で書かれており、一般的なタイの知識や文化に対する理解度が問われる。また、永住権申請の経緯などの説明を求められる。面接ではタイ語能力が審査対象となるが、申請者のタイ語能力が不十分な場合、試験官である入国審査官は、タイ語理解を助けることが許可されているが減点される。永住権が承認された場合は、カテゴリーに応じて⁷⁵THB95,700(約33万円)~THB191,400(約66万円)の手料を支払う。

タイ永住権審査に合格すると、入国管理局で永住権を証する冊子 ใบสำคัญถิ่นที่อยู่(Certificate of Residency 居住証明書 略称 TM16)が付与される(移民法47条⁷⁶)。居住証明書を受領した永住者は、居住地管轄警察署で ใบสำคัญประจำตัวคนต่างด้าว (Certificate of Alien 外国人身分証明書)を申請する。居住証明書と外国人身分証明書は、在タイ外国人のなかでも永住外国人だけが所持するものである。

永住権を取得した外国人は、90日毎の居住報告義務がなくなる。また、タイで外国人がコンドミニアムを購入する場合、外貨送金証明(略称 T.T.3)が必要だが、永住権取得者は免除されるなど、優遇される一方で、タイを364日以上離れることはできない。日本人でタイの永住権を所持する人は、日本を含むタイ国外に1年以上継続して居住できないことになる。また、日本人がタイの永住権を持っていても、国籍は日本であることから、外国人事

業法に従い原則として土地を自分の名義で購入はできない。さらに国籍をタイに変更するためには永住権を10年以上所持していることが前提となる。

外国人がタイで死ぬことを前提とした終の棲家とするための移住には、相当な覚悟と労力が必要といえよう。

5-3-4. タイの住宅登録制度

タイの「住宅登録制度」は、仏歴⁷⁷2534年タイ民事登記法(พ.ร.บ.การทะเบียนราษฎร พ.ศ. ๒๕๓๔ 以下、民事登記法、と記す。)によって定められている。

タイの住宅登録証 สำเนาทะเบียนบ้าน(サムナオ・タビアンバーン、以下、タビアンバーン、と記す。)は、住居建物登録された家を単位に、家屋番号を付与してタビアンバーンを発行し、そこに住む者は住民としてタビアンバーンに記載される。タビアンバーンはタイ内務省が管理・発行している。原本に相当するものはタイ内務省の住民管理システムに、データとして存在する。タビアンバーンは、家ごとに一冊発行されるが、コンドミニウムの場合は、Unit(部屋)ごとに発行される。タビアンバーン発行の前提として、当該物件がすでに住居建物登記されて เลขที่สำเนียบ้าน(レークラハットプラジャムバーン：家屋番号)を取得していなければならない。よって、住居建物登記されて付与されたひとつの家屋番号に対して、1冊のタビアンバーンが発行される(民事登記法第34条)。

同じ家屋(コンドミニウム)に住まう者は、タビアンバーンに、เจ้าบ้าน(ジャオバーン：タイ語で「世帯主」の意)と ผู้อาศัย(プー・アーサイ：タイ語で「同居人」の意)の別で、各人の姓名・生年月日・ID番号・国籍・転入日・転出日などが記入される。

家、またはコンドミニウムのUnitを登記することにより家屋番号が付与されたタビアンバーンが発行される。この「家屋」を基礎に、同居する者が登録対象となりうることから、互いの血縁や婚姻関係は問われない。

民事登記法第36条では、タイ国民およびタイ国籍を持たない永住者の住宅登録を(原則)⁷⁸義務付けている(民事登記法第36条)。เจ้าบ้าน(ジャオバーン：タイ語で世帯主の意)は一般的なタイ語では「家の持ち主」(家主)を意味するが、行政用語としての ジャオバーンは、その物件の世帯の筆頭者であり、ผู้กรรมสิทธิ์(プーミーガンマシット：タイ語で「所有権者」の意)を指すものではない。

タビアンバーンは、非永住の一時的滞在外国人に対する น.ร.13(トーロー13)とタイ人および外国人永住者に対する น.ร.14(トーロー14)の2種類ある。トーロー13は、タイに一時滞在するタイ国籍を有しない外国人(非永住者)、または大臣の告示により特別の事情により王国に居住することを許可された者およびタイ王国で生まれた者の子の住宅登録であり(民事

登記法第 38 条)、トーロー14 は、タイ国民またはタイ国籍を持たないが王国の居住者(永住者)である者の住宅登録である(民事登記法第 36 条)。

トーロー13 は黄色い表紙、トーロー14 は青い表紙に色分けされ、形式は同様であるが、トーロー13 は各ページ最上部に บุคคลที่อาศัยอยู่ในราชอาณาจักรไทยโดยไม่ชอบด้วยกฎหมายหรือในลักษณะชั่วคราว(タイに法律外で居住するものまたは一時滞在するもの)と明記されていることに対して、トーロー14 にこの記載はない。タビアンバーンはタイ国民と外国人に類別しているものではなく、法律外での居住者および一時的滞在者と居住者に分類しており、タイの永住権を有することによって永住者は、タイ人と同じくトーロー14 に名前を追加する権利を有する。また、タイ国民と外国人永住者はトーロー14 が義務付けられていることに対して、トーロー13 を発行する権利はあるものの義務ではない。制度上、外国人非永住者の登録は可能だが義務ではなく任意であえて登録したい人だけが登録するのが現状である。外国人非永住者が、タイに長期滞在していてもトーロー13 を持っていないことは違法ではない。調査対象者の中でトーロー13、14 を持つ人はいなかった。筆者がトーロー13 を申請した際には、トーロー13、14 の 2 冊が発給されたが、トーロー13 には筆者の氏名、国籍、性別、เลขประจำตัวประชาชน(13 桁の個人番号 ID. No.)、世帯での地位(世帯主)、生年月日(仏歴)、筆者の両親の名前、移転理由が明記されたものに署名をすることに対し、トーロー14 は何も記載されていないものに署名をする。

外国人非居住者がタビアンバーンを申請する場合、居住地を管轄する役所に申請すると、担当職員との面接日が後日連絡される。面接はタビアンバーン申請者とタビアンバーン世帯主⁷⁹、タイ人の保証人全員に対して行われ、面接後にタビアンバーンが発行される。

永住者はタビアンバーン申請が義務付けられていることに対し、外国人非永住者が住宅登録を申請する場合は、申請に値する理由(タイ人との婚姻あるいは永住権の申請予定、コンドミニアム購入済みなど)と、外国人非永住者の住居登録には家主の同意や協力者が必要となる。また、日本は住民に対して個人住民税が課税される(地方税法第 39 条)ことに対して、タイは個人住民税が導入されていないことから、タビアンバーンを持っていても住民税の課税はない。

タビアンバーンに発給により個人番号が付与されると、タイ内務省が発行する บัตรประจำตัวคนซึ่งไม่มีสัญชาติไทย(バット・プラチャムトゥア・コン・スン・マイミー・サンチャート・タイ:非タイ国籍者 ID カード)を取得することができる。この ID カードは、タイ国籍者が持つ บัตรประจำตัวประชาชน(バット・プラチャムトゥア・プラチャーチョン Thai National ID Card:タイ国民 ID カード)とは異なる。また、カテゴリーによってカードは色分けされており、記載事項も異なる。

タイ国民 ID カードは青色で IC チップが組み込まれているが、非タイ国籍者 ID カードは IC チップが組み込まれていない。また、非タイ国籍者 ID カードの裏面には บัตรนี้ไม่ใช่บัตรประชาชน(このカードは国民 ID カードではない)と、明記されている。

非タイ国籍者 ID カードは周辺 3 カ国(ミャンマー・ラオス・カンボジア)からの労働者に限定して発給される英語とタイ語で表記された ID カードと、その他の外国人および無国籍者に対するタイ語表記のみの ID カードに大別できる。

周辺 3 カ国労働者の ID カードは、ID 番号が 00-から始まる。表面はピンクであるが、裏面は ใบอนุญาตทำงาน(労働許可証)になっており、雇用主の名前および勤務先の住所、職種が記載されている。裏面の色はカンボジア人がピンク、ラオス人は青、ミャンマー人は緑である。

その他の外国人および無国籍者に対する ID カードのうち、カテゴリー คนต่างด้าวทั่วไป(一般外国人) は ID 番号が 6-から始まり、氏名、生年月日、住所、カード発行日、有効期限満了日が記載されているが、国籍は明記されていない。永住者の ID 番号は 8-からはじまる。また、無国籍者の ID カードはサブカテゴリーが記載される。たとえば山岳民族であれば ชุมชนบนพื้นที่สูง(ชาวเขา 9 เผ่า(高地民(山岳 9 族民族)))と記載される。

周辺 3 カ国の労働者に対する ID カードを除き、非タイ国籍者 ID カードは、カテゴリーが異なっても裏面に記載された注意事項は共通する。注意事項は①このカードは国民 ID カードではない、②常時携帯し、検査に備えること、③カードの記載者は、外国人身分証明書を保持する場合または文書による許可を得た場合を除き、カード発給地区の外に出てはならない、の 3 点である。③の規定は、外国人身分登録証を持つ永住者と、パスポートと査証による滞在許可が証明できる外国人は問われないことから、実質的に無国籍者に対する制限となる。非タイ国籍者 ID カードを所持する無国籍者の域外移動には、居住地管轄行政で「域外旅行証」 ใบอนุญาตออกนอกพื้นที่ を取得する必要がある。

さらに、タイに非合法で入国した後に、滞在許可を取得した外国人には、บัตรประจำตัวบุคคลที่ไม่มียศทางทะเบียน(登録カテゴリーのない ID カード)が発給され、一桁目が 0-から始まる ID 番号が付与される。

外国人がタイの住民であることの根幹となるものは、永住権所持者が所持する居住証明書である。民事登記法により、非永住者はトーロー 13 により一時的滞在者として住宅登録ができるが、永住者に義務付けられるトーロー 14 が住宅登録であることに対し、非永住者のトーロー 13 は義務ではなく任意の住宅登記である。また、世帯主の同意と協力が必要であることや、トーロー 13 申請に値する理由が面接で問われることから、実際に非居住外国人がトーロー 13 を申請するためのハードルは高い。

タイは積極的にロングステイ政策を展開し、IRMs に対する査証の優遇措置を敷いている。タイの住宅登録であるタビアンバーン申請は永住者のみに義務付けられたものであり、永

住者はタイの居住者と認められる一方で、IRMs に対応する査証による入国者は、一時的な入国者であり非居住者として扱われる。

タイの在留外国人実数が把握しきれない理由のひとつには、タビアンバーン申請を義務付けられている外国人が、永住者に限定されている住宅登録制度にある。

本章では日本人による IRM の展開を歴史的に整理し、受け入れ国の誘致政策を検討した。その結果、次の 2 点を明確にすることができた。一つ目には、IRM の階層分化は、IRMs の移住国の選択にかなりはっきりと反映されていることである。日本人の SC 計画で当初想定されていたような、資金・資産的に恵まれている IRMs は、移住を希望する国の査証発給のための財務条件をクリアできれば IRM が可能となる。一方で、チェンマイの調査で対象としたおよそ半数にあたる IRMs のように、年金以外には所得のない人たちは、自分の年金収入が査証発給条件を満たす国から、年金収入金額に応じて移住国を選ぶことになる。タイは年金収入のみでも生活が成り立つ経済水準の維持が見込めることと、IRM に対応する査証制度が整備されていることばかりではなく、ロングステイ希望国 10 カ国の中で、最も JCI 認定病院が多くかつ失業率が最も低いことが、日本人の IRM を引き付ける要素といえる。

二つ目には、ロングステイ財団や IRM 関連団体は、IRM 受け入れ国ごとに異なる複雑な査証制度に関する情報の提供・共有をはかっており、チェンマイの IRMs 当事者団体は、具体的に査証をはじめとする手続きのサポートを行うために、さまざまな互助活動を展開していることである。IRM 受け入れ国の査証制度に関する知識や情報を、IRM 実践を予定している希望者が、個人的に習得し対応することは極めて困難である。それを補うために、そのような IRM を予定している人の実利的要請に応じて、さまざまな情報提供と情報共有をはかるのが、ロングステイ財団や IRM 関連団体である。チェンマイの IRMs 当事者団体は、現地に下見に訪れた IRM 希望者にも門戸を開き、具体的な手続きに関する情報を提供している。ロングステイ財団や IRM 関連団体は、IRM 受け入れ国ごとに異なる複雑な査証制度に関する情報の提供・共有をはかっており、チェンマイの IRMs 当事者団体は、より具体的に査証をはじめとする手続きのサポートを行うために、さまざまな互助活動を展開していることが、本調査により明らかになった。

第6章 チェンマイ邦人社会への IRMs 参入

タイ政府が積極的なロングステイ誘致政策を展開し、IRMs に対応する査証優遇制度を整備したことにより、IRMs のタイ参入は始まった。本章では、タイのなかでもなぜ IRMs はチェンマイを選ぶのか、また、企業関係者が主流であったチェンマイ邦人社会は IRM の参入によってどのように変容しつつあるのか、チェンマイ邦人社会の変容により、日タイ政府の制度・政策的対応にどのような新たな問題が起こっているのかを、現地調査データに基づき明らかにする。

第1節 IRMs のチェンマイ集住化

本節では、IRMs のチェンマイ移住決定要素および日本を離れる理由から、チェンマイの IRMs の特徴を検討する。

6-1-1. 在留邦人集住地域チェンマイの特徴

タイにはチェンマイのみならず、海辺のリゾートであるパタヤを擁するチョンブリーやプーケットなどに外国人集住がある。なぜ日本人 IRMs はチェンマイを目指すのだろうか。

2021(令和3)年10月時点の在留邦人総数82,574人のうち、首都バンコクに約59,744人(約72.4%)が集住し、次いでチョンブリー県に6,520人(約7.9%)が在留している(外務省HP.「海外在留邦人数調査統計(令和4年版)」)。

チョンブリー県はバンコク市街からは約2時間、タイの玄関スワンナプーム空港からは1.5時間の距離に位置する。タイで企業活動が確認された企業5,856社のうち、チョンブリーには715社が進出している(日本貿易振興機構JETRO.HP.「タイ日系企業進出動向調査2020年調査結果」)。

アマタ・コーポレーションによって1989年に設立したチョンブリー県の นิคมอุตสาหกรรมอมตะนคร(アマタナコン工業団地)は、バンコクから東に57キロ、スワンナプーム国際空港から42キロ、レムチャバン港から46キロに位置する。総開発面積は約4,000haであり、700社以上の外資企業が進出している。そのうち、自動車関連製造業や鉄鋼・プラスチック加工関連業を中心とした日系企業が450社以上を占め、世界最大の日系企業の集積地となっている(住友商事HP.「タイ・アマタ工業団地のご紹介(販売代理店 住友商事株式会社)」)。

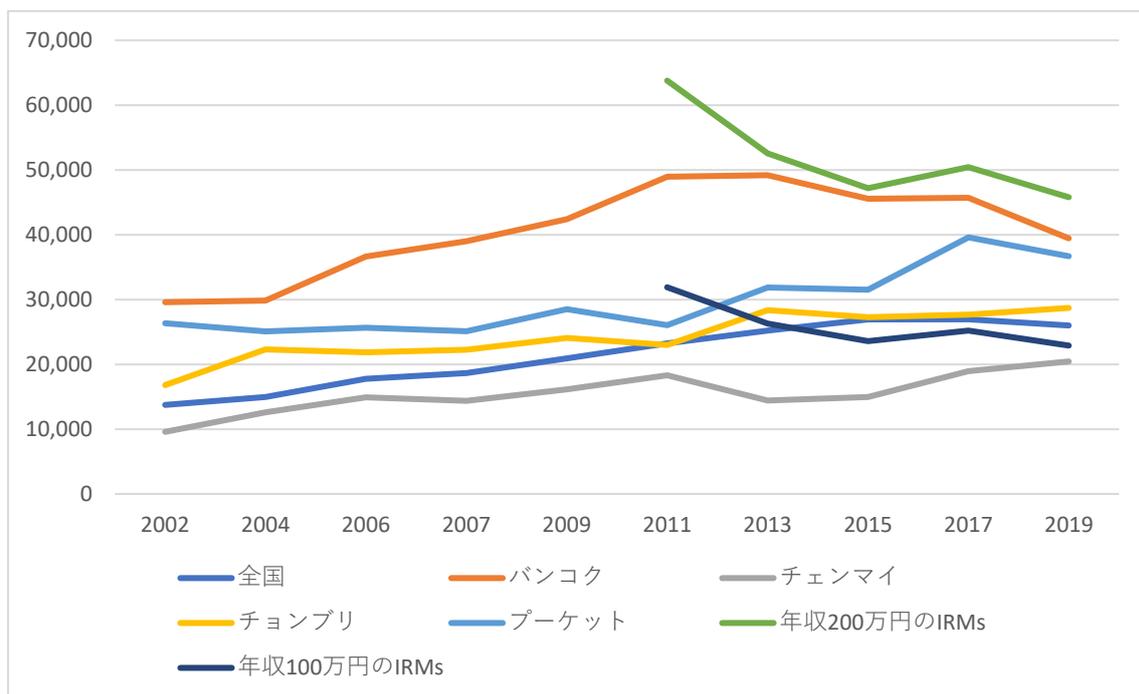
チョンブリー県はベトナム戦争からのアメリカ軍帰休兵の休養地として栄えたビーチリゾート「パタヤ(Pattaya)」があり、開放的な雰囲気に溢れる。

パタヤやタイ南部プーケットも IRMs の集住が見られるが、チェンマイが IRMs を引き付ける要因の一つに気候がある。สำนักงานสถิติแห่งชาติ(タイ国家統計局) สถิติอุณหภูมิ เป็นรายจังหวัด จำนวนตามสถานี

ตรวจอากาศเป็นรายเดือน พ.ศ.2564(2021年県別気温統計)によると、バンコクをはじめとする外国人集住地域のなかでも、チェンマイの最低気温は通年低い(表 2-2.)。海拔 310 メートルに位置し、タイ最高峰のドイ・インタノン(標高 2,565m)をはじめ周囲を 1,000m級の山々に囲まれたチェンマイは、盆地に位置することから、3~5 月の暑季は国内で最も気温が高くなるが、朝晩は涼しい。11~3 月の乾季は一日を通して涼しく、時には寒さを感じる日もある。

図 6-1.県別タイ世帯収入平均

(単位：THB)



出典: สำนักงานสถิติแห่งชาติ(タイ国家統計局)HP. การสำรวจภาวะเศรษฐกิจและสังคมของครัวเรือน(タイ家庭社会経済調査 仏歴 2554-2563 年)を基に筆者作成

タイ国家統計局タイ家庭社会経済調査「県別世帯当たりの平均収入」より 2010~2019 年のタイ国内日本人集住地域における世帯あたりの収入を比較すると、チェンマイは全国平均より低く、バンコクと比較して半額以下である。チョンブリーは 2015 年以前と比較すると、2015 年以降は全国平均と近似傾向にある。同調査の「県別世帯当たりの平均支出」では、全国平均と近似していたチョンブリーは全国平均より支出額が多く、チェンマイは 2015 年より増加傾向にあるが、全国平均を下回っている(สำนักงานสถิติแห่งชาติ(タイ国家統計局)HP.)。

首都バンコクや隣県のリゾート地パタヤと比較して、物価の安さと良好な気候条件が整うチェンマイは、IRM を引き寄せる経済的要因と文化的要素を備えた地といえる。チェンマイへ向かう日本人の IRM はいつ頃からはじまり、集住化へと変容したのだろうか。

6-1-2. チェンマイと在留邦人

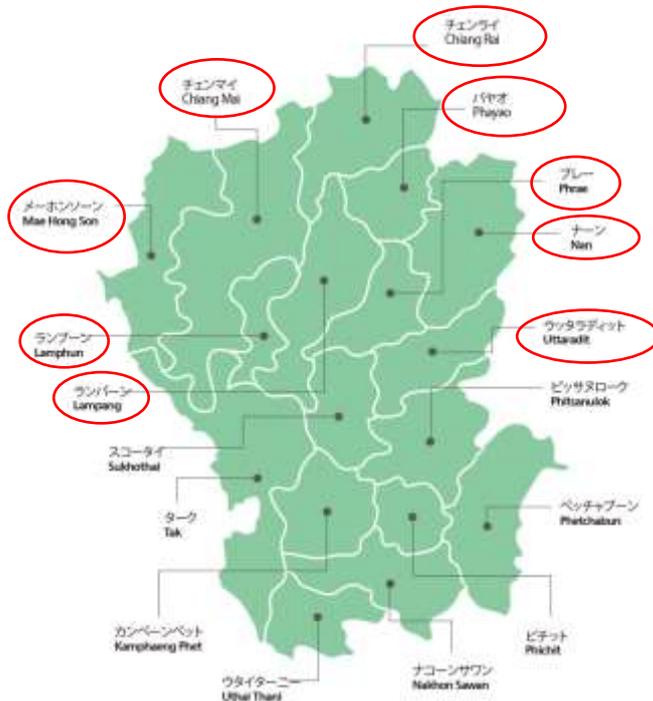
チェンマイの邦人進出は日本人写真師から始まったという記録が残されている。木下(1931:307-312)は、昭和5年12月にチェンマイを訪れた際に「この地に長く居る日本人の写真師」の世話になったことを記録している。東恩納(1941)によると、1933(昭和8)年3月30日より1週間チェンマイに滞在した際の在チェンマイ邦人数は、わずか3名であり、そのうちの一人が写真技師田中盛之助⁸⁰である(東恩納 1941:52-66)。また、在チェンマイ邦人は田中氏を筆頭に6人おり、いずれも中流以上の生活をしていたという(タイ室東京事務局編 1942:195-203)。チェンマイ邦人史は、その草分け的存在である田中盛之助を中心に始まった。

チェンマイにおける日本の行政施設としてチェンマイ帝国領事館が開設したのは1941(昭和16)年9月9日である。当時チェンマイ領事館書生であった西野(1972:108)によると、領事館開設の目的は主として戦争準備のための軍事情報収集にあった。チェンマイには、北部タイの防衛とビルマへの後方支援のために、日本兵による様々な部隊が到着した。チェンマイからメーホンソン、更にトンウーまでの道は当時まだなく、日本陸軍第15師団下の第159部隊が建設している(ໄໝໄໝ(Chomtawat)=武田 2003:19-21)。この道は戦時下において日本軍が物資を運ぶための重要な道となったが、チェンマイからビルマへ向かうには間に合わず、終戦によりビルマからチェンマイに逃げ帰る道となった。

戦後1980年在チェンマイ出張駐在官事務所が設立した。設立当初の在チェンマイ邦人数は、わずか27人である(篠原 2006:80-81)。

2004年1月チェンマイ出張駐在官事務所は在チェンマイ日本国総領事館に改組され、チェンマイを中心にタイ北部9県を管轄している(図6-2.)。

図 6-2.在チェンマイ日本総領事館管轄 9 県



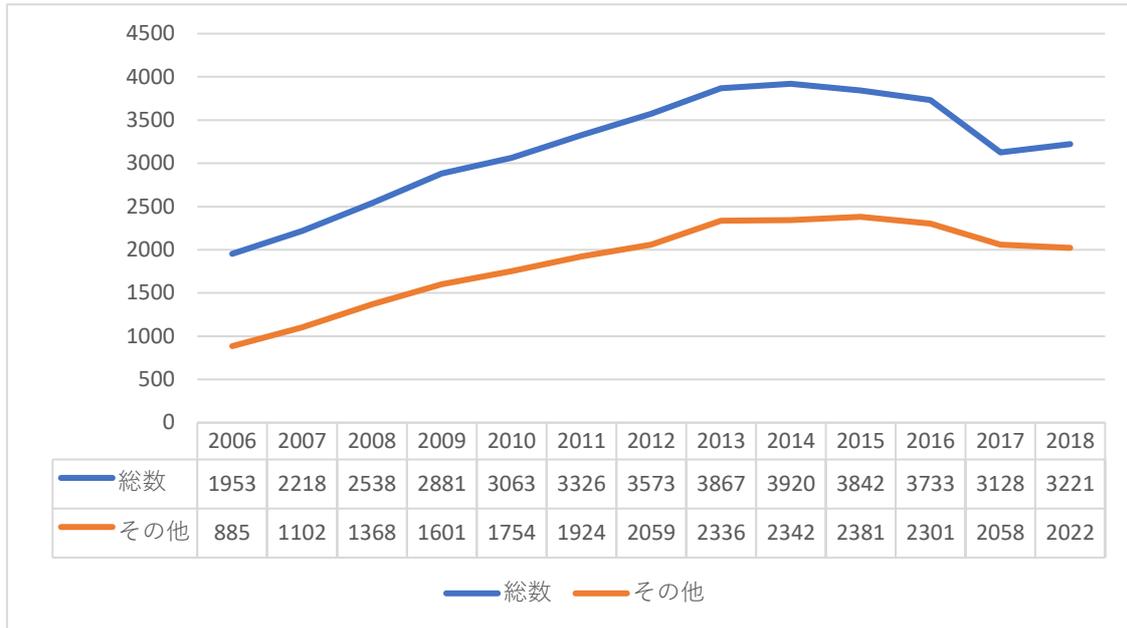
出典：タイ国政府観光庁 HP.「エリア情報 北部タイ」引用 9 県の印は筆者加筆

2020 年 11 月時点の在チェンマイ邦人数は 3,291 人であり(北部タイ日系団体連絡協議会報告より)、1980 年の在留邦人総数 27 人と比較すると、40 年間で 120 倍に増加したことになる。この背景には、チェンマイ市から 25 キロ離れて隣接する衛星都市ランブーン県の นิคมอุตสาหกรรมภาคเหนือ(タイ北部工業団地)建設にともなう日系企業の進出と、非就労者で構成される「その他」の増加がある。

タイ北部工業団地の建設は、地方の工業発展推進を目的とする第 4 次国家経済社会開発 5 ヵ年計画(1977-81 年)および地方主要都市、準主要都市の工業発展の推進を目的とする第 5 次国家経済社会開発 5 ヵ年計画(1982-86 年)に合致した計画として、タイ工業団地公社によって建設計画が進められ、1983 年 THB3 億 5800 万を投じ建設工事がはじまり 1985 年に供用を開始した(การนิคมอุตสาหกรรมแห่งประเทศไทย(タイ工業団地公社) HP.)。JETRO によると、在チェンマイ総領事館管轄地域の企業拠点総数は 212 であり、その内訳は日本企業の海外支店等 2、日本企業が 100%出資した現地法人 38(法人 28、支店等 10)、合弁企業 29(邦人 24、支店等 5)、日本人が海外にわたって興した企業 141、区分不明 2、である(日本貿易振興機構 JETRO.HP.海外調査部バンコク事務所「タイ日系企業進出動向調査 2020 年調査結果」)。

図 6-3.在チェンマイ邦人総数および在留資格「その他」総数の推移

(単位:人)



出典：外務省『海外在留邦人数調査統計』より引用

外務省「海外在留邦人数調査統計」より 2006～2018 年の在チェンマイ邦人を抽出し、在チェンマイ邦人総数と「その他」総数を比較すると、「その他」総数の変動はあるものの、長期滞在のうち「その他」の占める割合は増加している。

企業関係者中心の在留邦人社会の中で、チェンマイは非就労者である「その他」が約 62.8% を占め、「その他」が主流を成していることに特徴がある。

外務省「海外在留邦人数調査統計」より、2011 年～2018 年「海外進出日系企業統計」からのチェンマイを抽出すると、2013 年より日系企業の減少が見られる。この背景には、タイ中央賃金委員会が 2012 年 9 月 5 日に、地域によってばらつきがあった最低賃金（日額）を、全国一律 THB300 パーツに決定し（日本貿易振興機構 JETRO HP. ビジネス短信）、閣議で承認された後の 2013 年 1 月 1 日より適用されたことにある（三菱東京 UFJ 銀行 2013:2-8）。在チェンマイ邦人数は 2016 年より微減傾向が見られる。また、チェンマイ邦人総数のうち約 77.3% はチェンマイに居住しているが、隣県チェンライに約 12.4%、その他近隣 7 県に在留邦人は点在している。

外務省『海外在留邦人数調査統計』によると、2018 年 10 月時点の在チェンマイ邦人数 3,221 人のうち永住者は 135 人（男性 72 人、女性 63 人）、長期滞在者は 3,066 人（男性 2,073 人、女性 1,013 人）であり、長期滞在者が約 95% 占める。性別で考察すると、男性 2,145 人に対して女性 1,076 人であり、在チェンマイ邦人の約 66.6% は男性である。

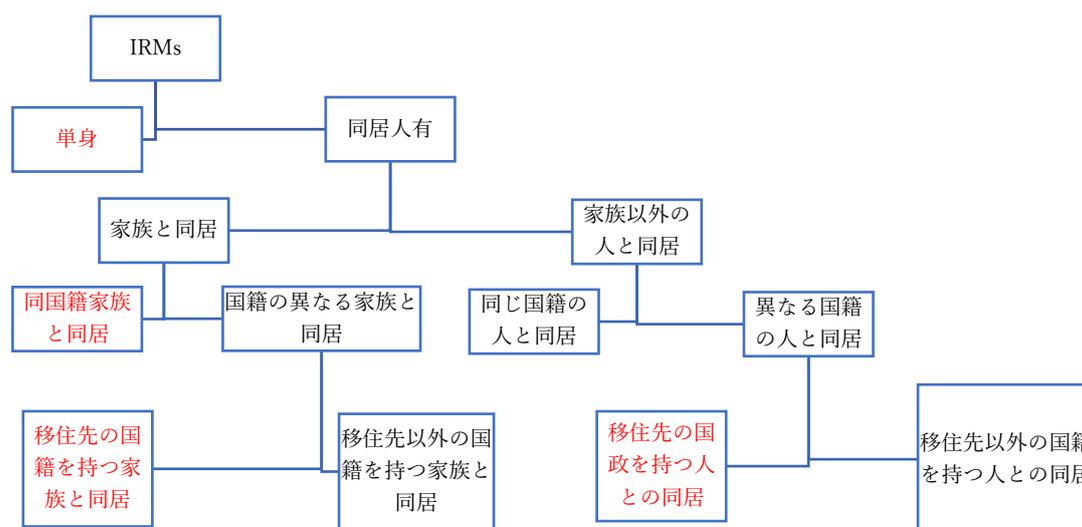
在留届では、届出人を「本人(住民票の世帯主に相当する)」、届出人の申告する「同居人(世帯主以外)」に分類しており、世帯数は公表していないことから、在留届を基礎資料とする在チェンマイ邦人数から、彼らが単身居住であるか、あるいは家族や友人と同居であるかの実数を把握することはできない。また、在留届を届出した本人が外国人と同居している場合は、在留届に外国人は計上されないことから在留届では同居者がいないこととなる。さらに、3人以上の世帯構成も想定されることから、同居総数から世帯数は算出できない。

在チェンマイ邦人のうち「本人」は2,303人(男性1,842人、461人)、「同居」は918人(男性303人、女性615人)である。このことから少なくとも「同居」918人の倍数となる1,836人以上は2人以上の同居であることが推測できる。また、在チェンマイ邦人総数3,221人から2人以上の同居推定数1,836人を除いた本人1,385人は単身の可能性もある。

在チェンマイ邦人総数3,221人のうち非就労者である「その他」は2,022人(約62.8%)である。また、在チェンマイ邦人数3,221人のうち、男性が2,145人(約66%)、単身の可能性がある邦人数は1,385人(約43%)となる。

調査対象者のうち、単身 IRMs は21人、同居人のいる IRMs は24人であった。同居人のいる24人のうち、家族と同居する IRMs が22人、家族以外の人と同居する IRMs が2人である(表1-2.,表1-3.,表1-4.,P7-9参照)。同居人の国籍は、日本人同士が16人、異なる国籍の人と同居する人は8人であり、異なる国籍の同居人8人はすべてタイ人であった。

図 6-4.世帯構成による IRM の分類



筆者作成

在留邦人数調査統計は在留届を基礎資料としていることから、ここに在留届未届の日本人は含まれていない。よって、在留届を基礎資料とした在チェンマイ邦人総数に反映されていない人も包括した総数が、在チェンマイ邦人の実態となる。

タイ政府に在チェンマイ邦人総数公式統計は存在しないが、タイスポーツ観光庁では年齢職業別外国人入国者数を公表している。2019年タイに入国した日本人観光客総数1,787,185人のうち、65歳以上の日本人タイ入国者数は181,656人⁸¹である。65歳以上の日本人入国者数を抽出すると、2011年と2014年に減少が見られるが、2015年から2018年までは上昇し、2019年は横ばいにある。これらは2011年東日本大震災や、2014年タイ軍事クーデターの影響と考えられる。2019年日本人「退職者」の入国者数は72,995人⁸²である。職業別日本人入国者統計の職業区分「退職者」を抽出すると、2015年まで横ばい状態であったが、2016年以降は増加を辿っている(表6-1.)。

タイ入国管理局による仏歴2562(西暦2019)年国籍および査証の種類別外国人入国者数統計によると、2019年の日本人入国者総数1,867,350人のうち、約84%に当たる1,561,635人が査証免除制度を使用した入国である。査証を使用した入国者総数は、就労VISAと非就労VISAの区分がないため、ここからIRM数を抽出することはできない(สำนักงานสถิติแห่งชาติ(タイ国家統計局)HP.สถิติการเดินทางเข้า-ออก จำนวนตามสัญชาติและประเภทการตรวจลงตราเดือนมกราคม-ธันวาคม 2562(国籍および査証の種類別外国人入国者数統計))。

表 6-1.65 歳以上および退職者の日本人観光客入国者数の推移 (単位:人)

項目	年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
รวม (合計)		980,424	1,103,073	1,341,063	1,515,718	1,254,858	1,349,388	1,416,903	1,525,707	1,642,712	1,787,185
65 ปีขึ้นไป (65歳以上)		67,244	61,768	93,427	116,024	95,034	127,467	130,550	156,299	178,377	181,656
ผู้ที่เกษียณอายุ (退職者)		10,518	13,341	13,320	12,025	10,968	11,219	29,722	43,549	54,419	72,995

出典：สำนักงานสถิติแห่งชาติ(タイ国家統計局)HP.จำนวนนักท่องเที่ยวชาวต่างชาติที่เข้ามาประเทศไทย จำนวนตามกลุ่มอายุ พ.ศ. 2553-2562.(国籍年齢別外国人入国者数)、จำนวนนักท่องเที่ยวชาวต่างชาติที่เข้ามาประเทศไทย จำนวนตามอาชีพ พ.ศ. 2553-2562.(国籍職業別外国人入国者数)より引用

タイ国家統計局の地域年齢性別移民調査統計によると、2020年時点のチェンマイ人口総数1,671,069人のうち外国人居住者は52,344人であるが、ここから国籍別に日本人およびIRMs数の抽出はできない(สำนักงานสถิติแห่งชาติ(タイ国家統計局)HP.จำนวนประชากรจากการสำรวจการย้ายถิ่นของประชากร จำนวนตามสถานภาพการย้ายถิ่น หมวดอายุ เพศ ภาค จังหวัด และเขตการปกครองที่อยู่ปัจจุบัน พ.ศ. 2563(年齢、性、県別移民数))。

参考資料として、2016-18年日本の外務省「在留邦人調査統計」より、65歳以上の在チェンマイ邦人数を5歳毎に類別したものが表6-2.である。

表 6-2.65 歳以上在チェンマイ邦人数

(単位：人)

年齢	年	2016	2017	2018
100~		8	0	0
95-99		2	3	3
90-94		15	12	9
85-89		29	16	15
80-84		70	61	80
75-79		223	203	218
70-74		421	376	404
65-69		595	537	483
65 歳以上邦人総数		1,363	1,208	1,212
在チェンマイ邦人総数		3,733	3,318	3,221
高齢化率(%)		36.5%	36.4%	37.6%

出典：外務省『海外在留邦人数調査統計』より引用

在チェンマイ邦人総数に占める 65 歳以上高齢者の割合である高齢化率が 35%を超え、非就労者である「その他」が約 63%、単身の可能性ある人が約 43%であることがチェンマイ邦人社会最大の特徴であり、事実上 65 歳以上の在チェンマイ邦人が IRMs に該当すると考えて差し支えないだろう。

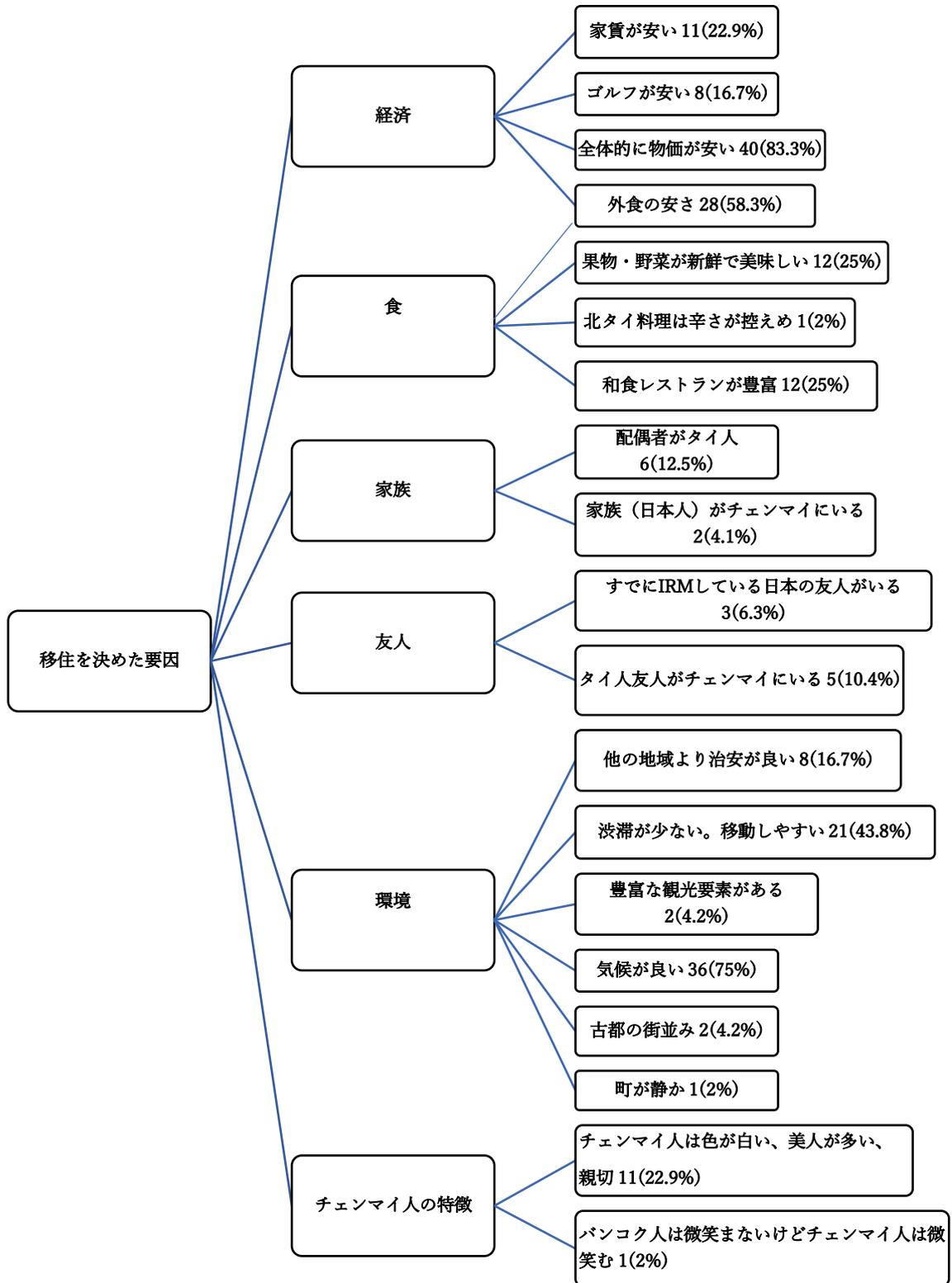
一方で、ここには在留届を基礎資料とした在留邦人数では数値化されていない、在留届未提出者は含まれていない。よって、在留届を基礎資料とした在留邦人数では数値化されない人も包括した総数が、在チェンマイ日本人 IRMs の実態となる。

6-1-3. チェンマイ移住の決定要素

タイ人を除く現地調査対象者 48 人の挙げた「チェンマイに移住を決めた理由」の語りは多岐にわたり、全員が複数の理由を語っている。

調査対象者の語りのなかには、チェンマイに特定せず、タイ全体の特徴(親日的、仏教国だから、王室がある)や、海外の特徴(異文化を味わいたい)ことも語られているが、このうちチェンマイ移住を決めた理由を抽出して「経済」、「食」、「家族」、「友人」、「環境」、「チェンマイ人の特徴」に分類したものが図 6-5.である。

図 6-5. IRMs のチェンマイ移住決定要素



筆者作成

調査対象者の約 83.3%は、移住の動機として、経済要因の要素にある「物価の安さ」を挙げた。本調査で最も多くの調査対象者が挙げた要素であるが、長くチェンマイに住む IRMs のなかには、チェンマイの物価が上昇しつつあることに対する危惧や(F、d、g、l さん)、輸入品が日本より高い(C、Q さん)、安い物価も為替次第である(A、q さん)、など、手放して物価の安さを肯定しない声もある。

物価の安さに並列して、「家賃の安さ」を語ったのは調査対象者の約 22.9%であり、年金生活者でも広い家に住める(B、C、D、J さん)、プールやジム付きのコンドミニウムに住める(E、M、P、Q、d、f、iii さん)ことが挙げられた。ここで語られた家賃の安さには、経済的要因となる家賃の安さばかりではなく、「移住の決定にまぎれもなく寄与する経済的要因(家賃)以上に、文化的要素(快適な住居)によって選択される」ライフスタイル移住(Benson2011:7,11,Benson et al.2009:621)の移住動機に合致する語りがある。

「外食の安さ」を語った IRMs は 58.3%で半数を超える。屋台で安く手軽に外食できる、ローカルレストランが安い、ビュッフェが豊富で安い、高級レストランも日本やほかの地域に比較すると安い、との声がある一方で、市場でお惣菜を買ってきて家で食べる方が外食より安い(r さん)、アルコールが高いから外食を安いと思わない(H さん)、との声もある。

「環境要因」には 9 の要素があるが、調査対象者のうち 75%が「気候の良さ」を移住動機に挙げている。一方で、HAZE(煙害)が深刻化している(H、o さん)、スコールが続くと洪水になる(A さん)、暑季はバンコクより暑い(r さん)、など、チェンマイの気候が必ずしも良いところばかりではない声もある。

「渋滞がない、移動しやすい」ことを移住動機に挙げた調査対象者は全体の約 43.8%である。また、「家族」要因のうち調査対象者の 12.5%が「配偶者がタイ人」であることを、4.1%が「家族(日本人)がタイにいる」を移住動機に挙げている。タイ人配偶者を持つ IRMs のなかには、妻(タイ人)がチェンマイから離れたがらないからタイに住んでいるが、本当は日本に住みたい(q さん)との声もある。

「友人」要因では、調査対象者の 6.5%が「すでにチェンマイで IRM している友人がいる」、10.4%が「タイ人の友人がいる」ことを移住動機に挙げている。イギリス人の IRM に見られた、すでに IRM を実践しているパイオニア的旧友を訪問する形態から、新たな IRMs が生まれる VFR(visiting friends and relatives)スタイルがチェンマイ日本人 IRMs の中にもある(第 3 章 3-1-1.p.24)。

「チェンマイ人の特徴」要因では、調査対象者の約 22.9%が「チェンマイ人は色が白い、美人が多い、親切」なことを移住動機に挙げている。また、バンコクで駐在経験のある 1 人は「バンコクの人は微笑まないけどチェンマイ人は微笑む」ことを移住動機に挙げた。「海辺のリゾート移住も検討したがチェンマイ人は色が白くて何となく違和感がない」、「チェ

ンマイ美人は皆バンコクに行っちゃった、と言われるが、街には美人が多い。美人を見ると元気になる」、「バンコクに駐在していたがタイ人は微笑まなかった。微笑みの国は昔の話。観光キャッチフレーズ。だけどチェンマイ人は市場でもレストランでもまだ微笑む。気持ちいい。妻はスコタイ(タイ中部)出身だけど、妻もチェンマイの方がみんな親切。ここがいいと言っている」、など、調査対象者が他県と比較してチェンマイ移住を決めるには、現地チェンマイの人々から得る感触が、移住要素となる場合がある。

調査対象者がチェンマイ移住を決めた最も大きな要素は「全体的に物価が安い(83.3%)」ことを移住動機としているが、「気候が良い(75%)」、「外食が安い(58.3%)」など、移住を決める要因は複合的なものである。また、物価の安さや気候の良さ、外食の安さに対して、必ずしもそう思わない声もある。

6-1-4. 日本を離れる理由

調査対象者のなかには移住先の魅力を動機とする「チェンマイに移住を決めた理由」ばかりではなく、出身国に対する不満や煩わしさからの脱却を目的とする「出身国を離れる理由」を持つ調査対象者もいる。

調査対象者の出身国に対する不安や不満、煩わしさからの脱却を目的とする「出身国を離れる理由」の語りは、「住みづらさ(高齢者に対する偏見、介護、生きがい、政治、気候)」、「家族関係(離婚・死別、別居)」、「経済(年金を財源とする生活の不安、子どもの養育費、物価)」に大別できる(図 6-6.)。

住みづらさで最も多い気候(22.9%)については、「冬は寒くて夏は暑い」、「一年中凌ぎやすい場所が日本にはない」、「雪かきしたくない」、「花粉症から逃れたい」ことが、語られた。

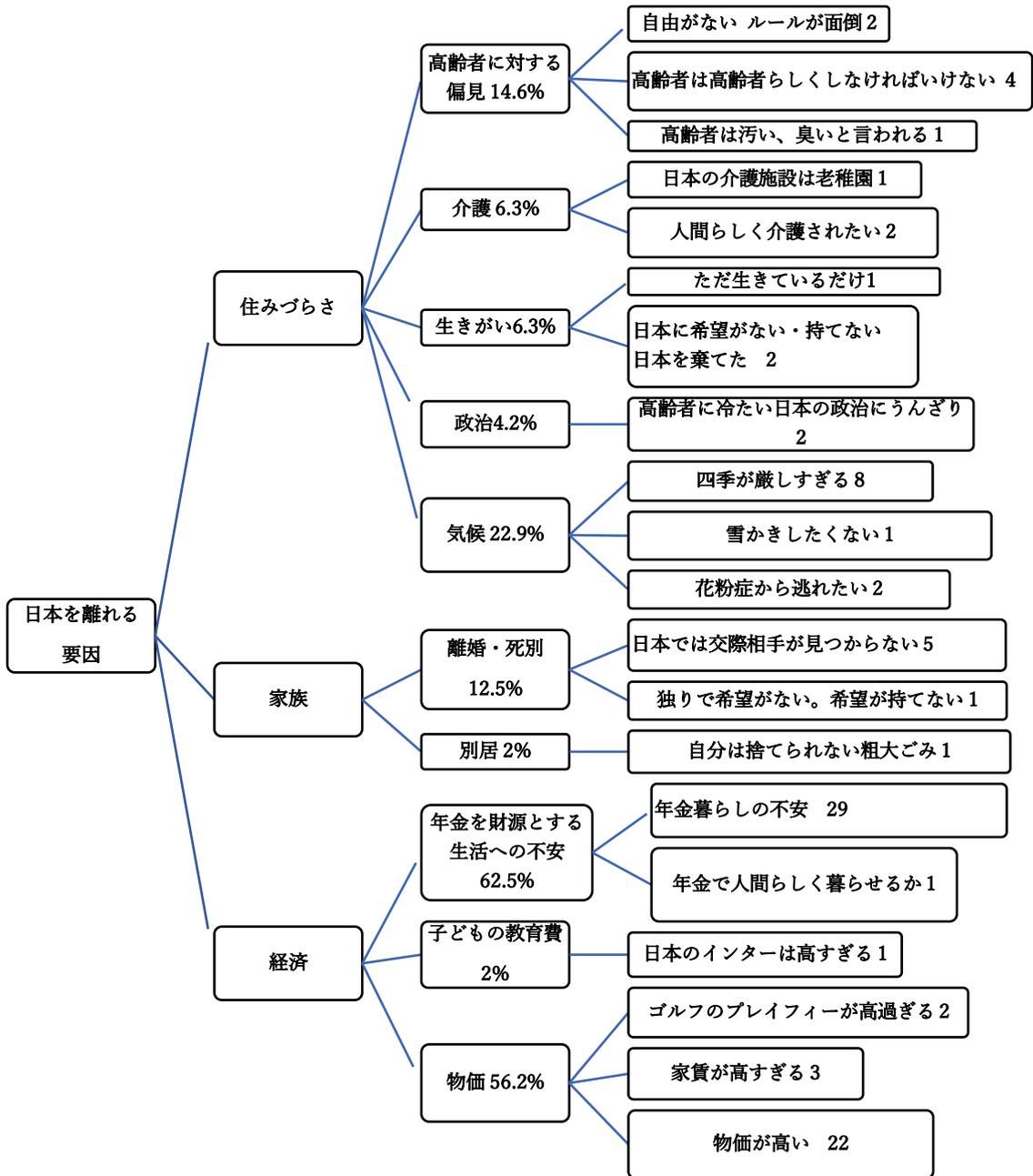
調査対象者の約 14.6%は、高齢者に対する偏見を語っている。「日本では、好きな服を着ても派手だと言われて窮屈」、「日本では、年寄りには家でじっとしていなければいけない」、「高齢者は汚い・臭いと言われる」、など高齢者に対する偏見から逃れる IRM がある。

また、調査対象者の 12.5%は、「日本ではもう年だから交際相手が見つからない」、「独りで夢も希望もない」、など離婚や死別による家族構成の変化が出身国を去る理由である。

経済的理由で出身国を離れることの語りでは、「年金を財源とする生活の不安」を理由とした調査対象者が全体の約 62.5%であり、出身国を離れる理由として最も多かった。次いで、調査対象者の約 56.2%が出身国の「物価の高さ」が、出身国を離れた理由と語っている。

IRM には定住目的国へ移住する動機ばかりではなく、出身国を離れる理由がある。

図 6-6.IRMs の日本を離れる理由



筆者作成

企業関係者が主流であったチェンマイは、邦人総数に対する非就労者「その他」の割合が約 63%であり、65 歳以上の邦人の割合が 35%を超える超高齢社会へと変容したことが、チ

エンマイ最大の特徴である。調査対象者のチェンマイ移住決定要素と日本を離れる理由は、いずれも経済要因が最も大きな影響を及ぼしている。

第2節 在チェンマイ IRMs の階層分化

本節では調査対象者のチェンマイへの移住動機および居住国を離れる理由を複合的に考察することから、IRMs の階層分化を検討する。

6-2-1. QOL 型 IRM

ロングステイ財団では、ロングステイの滞在スタイルはさまざまであり、その効果・効用については個人差があり、必ずしも同一のものではないが、ロングステイ形態や滞在目的などの事例によってロングステイの効果・効用を、①キャリアアップ型、②ファミリー同伴型、③ボランティア型、④セカンドライフ型、⑤日本再発見型、⑥リフレッシュ型、⑦季節型・渡り鳥型、⑧テレワーク型、の8つの型に分類している(表 6-3.)。

表 6-3. ロングステイの効果・効用の事例

キャリアアップ型	参加形態は個人が多く、年齢層は幅広い。文化交流の手段として最初に「語学」習得を目指すケースや趣味・特技を本場で習得するケースもある。最近では、グローバル化に備え資格取得を目的としたロングステイも多い。異日常経験により新たな発見があり、自身の知識やキャリアの向上、また、人間力の醸成、人生の広がりが期待できる効果がある。
ファミリー同伴型	参加形態は家族、親子三代、祖父母と孫の組み合わせがある。母子、孫との留学、要介護介助の家族とロングステイなど、様々な形態が生まれている。異日常空間で暮らすことにより、新しい家族関係の発見や普段では得難い経験を通して、お互いの信頼関係の醸成を図ることができる。また、要介護の場合などは家族の肉体的、精神的、経済的負担の軽減にもつながる。
ボランティア型	これまでに培ってきた経験や特別な技術を持っている人が、海外などに出向き奉仕活動を希望する場合は、ロングステイと位置付ける（収入を得る場合は範疇外）。参加形態としては、シニア層が一般的に多く、定年後の新たなスタイルとして希望する人が多い。自分自身のモチベーションの向上、やりがいや生きがいなどが醸成できるため、注目されている。
セカンドライフ型	「第二の人生」の活動として、生きがいを見出そうとする形態。「計画から実行、帰国後の活動において自らが主体となり参加することで、自己実現につながる」と考えるスタイル。気候風土の違う土地でのロングステイは健康維持・促進や技術活用型と同様に、人生における生きがいに繋がるため、多くの効果が期待できる。
日本再発見型	ロングステイを通してその国、地域の異文化や風習の違いなどに触れることにより、日ごろの価値観や生活習慣の見直しや自分自身への問いかけ、家族の絆のあり方についての考えが深まる。また、遠くの異国で暮らしてみても初めて日本の伝統・文化を再認識し、新たな発見もできる。さらに、現地交流を通して相互信頼関係の醸成や人間力を高める効果も期待できる。
リフレッシュ型	忙しく日常に追われる生活から離れ、異日常環境で日常的な時間に住む生活は自分と向き合い、自身を冷静に見つめ直すまたとない時間、ゆとりを与える。その結果、心身ともにリフレッシュでき、再び忙しい日常と戦うエネルギー補給となる、いわゆる欧米バカンスに多い形態。
季節型・渡り鳥型	避暑・避寒・花粉症などから逃れる目的で、その国や地域の良い季節を渡り住むタイプ。日本と海外、自宅と地方というに地域居住を繰り返す。
テレワーク型	IT技術を活用し、仕事と休暇を組み合わせた新しいスタイルのロングステイ。テレワークの活用により、有給休暇取得率の向上などの、働き方改革の推進が期待できる。

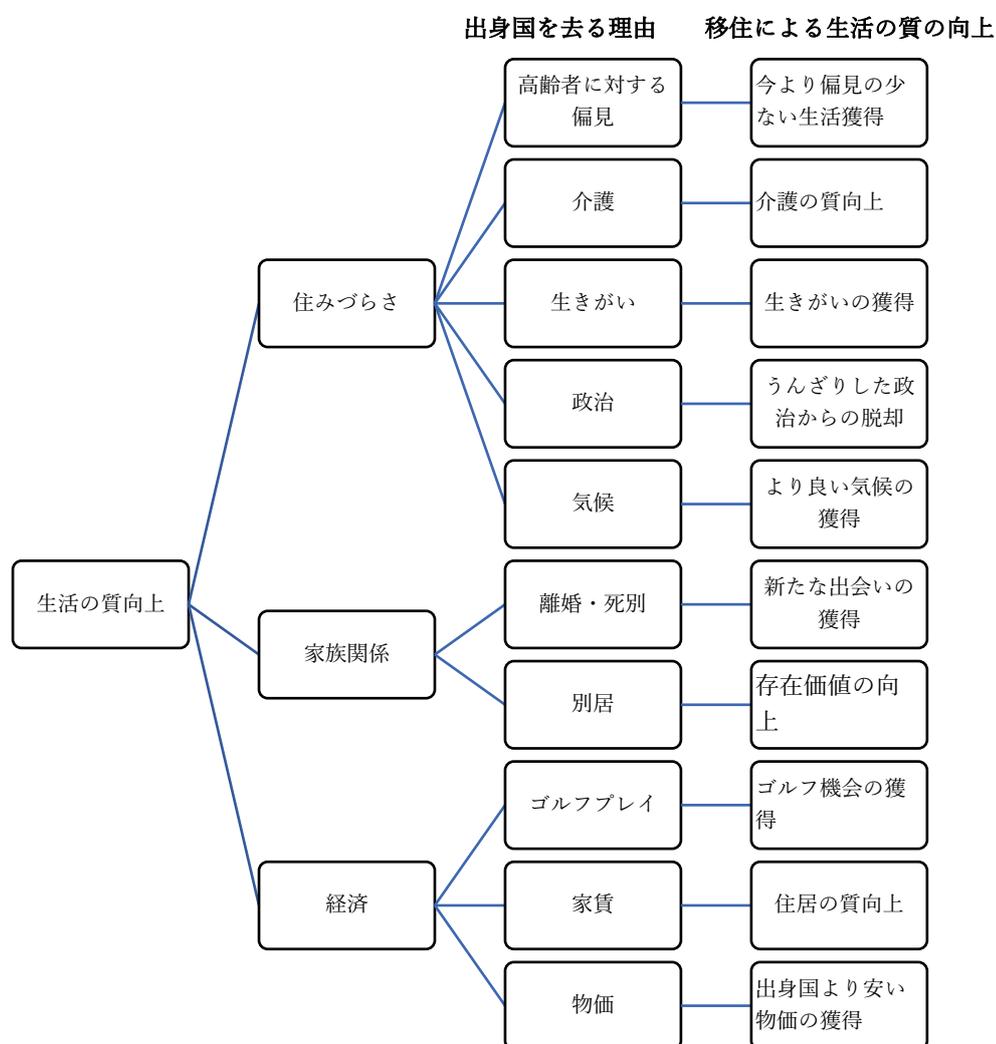
出典：一般財団法人ロングステイ財団『ロングステイ統計調査 2019』より引用

調査対象者がチェンマイ移住を決めた要素のうち、最も回答率の高かったものが、「全体的に物価が安い(83.3%)」ことであった。一方で、日本を離れる理由のうち、最も回答率が

高い要素は「年金を財源とする生活への不安(62.5%)」である。チェンマイ移住を決める要素と日本を離れる理由は、双方ともに経済要因に起因する。IRMsの移住決定要因は、より良い生活を目的とした「チェンマイへの移住決定要因」だけではなく、出身国から「離れる理由」を包摂する両義的なものであり、出身国での住みづらさや家族関係、経済状況を、移住することによって「生活の質の向上」に繋げる目的を持つ。

QOLは”Quality of Life”の略称であり、日本語では「生活の質」などと訳され、「生きがい」や「満足度」という意味がある。IRMsの「出身国を離れる理由」がチェンマイ移住によって解消され、生活の質向上を獲得できる場合はQOL型移住といえよう。

図 6-7. IRM の QOL 型移住



筆者作成

6-2-2. Exodus 型 IRM

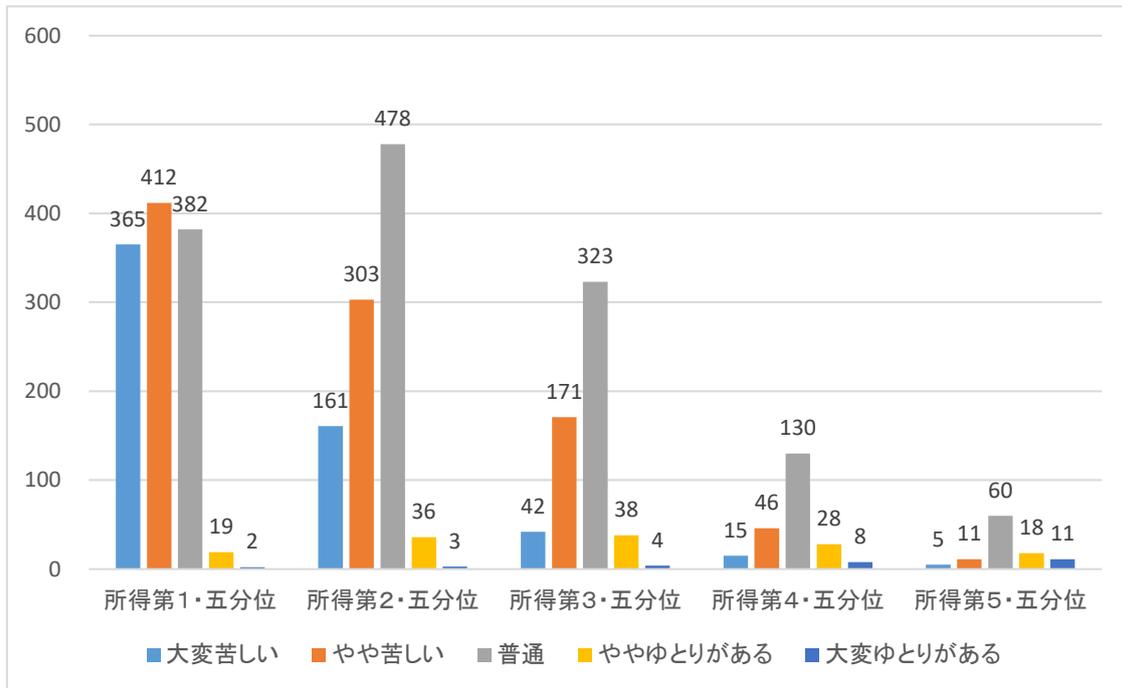
一方で、チェンマイの IRMs は、移住によって出身国での生活の質に対する不満や煩わしさが解消され、生活の質向上を獲得した QOL 型 IRMs 移住のみで構成されているのではない。IRMs の増加と邦人社会の高齢化にともない、チェンマイでは IRMs の介護・孤独死・貧窮化が顕在する新たな局面を迎えている。

ロングステイ財団理事の福永は、在留届を出さない人の安否確認が至難の業であることや、病気になっても治療費が払えず、病院から引き取り依頼が来る在留邦人の存在を挙げている。彼らの中には、日本の家族に見放され、病気や認知症介護を必要とする状態に陥っている人もいる(2007年8月9日日本経済新聞夕刊18面)。

2016年6月チェンマイで孤独死した日本人男性の遺族探しが難航し、火葬まで2カ月を要した。チェンマイの街を徘徊中に保護された認知症の日本人男性や、所持金なくホームレス同然の生活を営む貧窮化した日本人など、日本の超高齢化社会の縮図のような事象が、チェンマイで発生している(2017年10月26日西日本新聞朝刊4面)。

2019年厚生労働省「世帯家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」より65歳以上の高齢者世帯を抽出すると、所得の最も低い第1階級世帯の生活意識は約30.9%が大変苦しい、約34.9%がやや苦しい、と意識している。調査対象者 IRMs が移住動機である全体的な物価の安さ(83.3%)や、年金を財源とする生活(62.5%)への不安が、日本を離れる理由である背景が読み取れる(図6-8.)。

図 6-8.2019 年厚生労働省「高齢者世帯家庭の生活実態及び生活意識に関する調査(一般世帯⁸³⁾)」



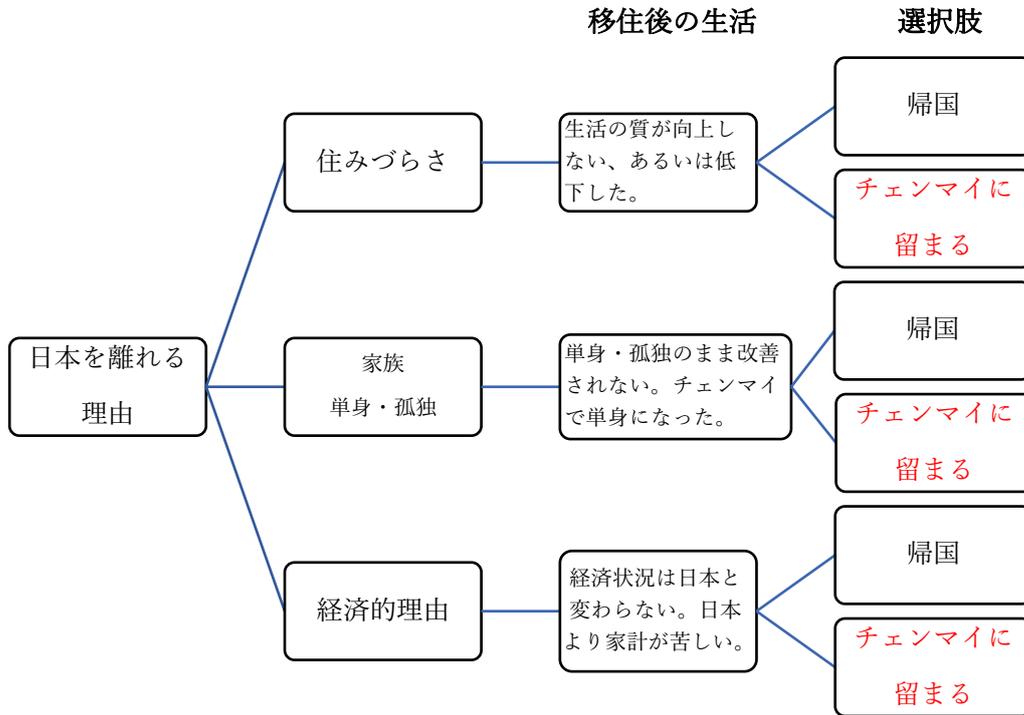
注. 所得五分位階級は 2019 年国民生活基礎調査所得票による全世帯を 5 等分にし、所得の最も低い階級(第 1)から最も高い階級(第 5)に分類されている。

出典：2019 年厚生労働省「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」より引用

日本を離れる理由が、「高齢者世帯家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」における「大変苦しい」あるいは「やや苦しい」生活意識であり、IRM により生活の質向上へつながる場合は QOL 型移住となるが、生活の質の向上が達成できない、あるいは生活の質がさらに低下した IRMs は、帰国して経済再建のために、日本のセーフティーネットにつながる手段が残されている。

チェンマイの IRMs 介護・貧窮化問題発生の背景には、日本を離れる理由が IRM によって解消・軽減されず、生活の質向上が見込めないまま生活の質が低下しても、帰国せずに留まることが考えられる(図 6-9.)。このようなケースを Exodus 型とすると、Exodus 型となる要因は日本を離れた時点から「大変苦しい」、「やや苦しい」生活意識が継続するものといえる。

図 6-9.生活の質向上が見込めない IRMs の選択肢



筆者作成

6-2-3. IRMs の階層分化

6-2-2.で述べたように、IRMs の増加と邦人社会の高齢化にともない、チェンマイでは IRMs の介護・孤独死・貧窮化が顕在する新たな局面を迎えている。

日本を離れる理由を IRM によって解消・軽減した結果、生活の質向上を獲得した IRMs は、QOL 型の維持によって持続した IRM が成立するが、高齢化による健康悪化は誰もが抱えるリスクである。健康悪化による医療費増加や現地での為替変動により、QOL 型の維持が成立しなくなった場合は、帰国して経済再建のために、日本のセーフティーネットにつながる手段を獲得することになるが、これまでの生活の質向上が維持できなくなり、生活の質が低下しつつあっても、帰国という選択ができず、チェンマイに留まることから貧窮化に転じる可能性がある。

生活の質の向上が見込めない、あるいは低下しても現地に留まり帰国を選択しない Exodus 型 IRM には、①日本を離れる時から抱えている問題の改善が見られないが、帰国せずにチェンマイに留まるケース、②IRM によって生活の質向上を獲得した QOL 型 IRMs が、健康悪化や何らかの理由で生活の質が低下しても留まり続けるケース、が考えられる。

SC 計画誕生当初は、生活の質の向上を動機とする IRM が主流であり、移住先も欧米先進国を目指すものであった。近年の IRM は、経済的に安心して老後を過ごせない日本からの脱出を動機とする経済再生のための IRM へと、移住動機の変容が見られる。

チェンマイの IRMs は、物価の安いチェンマイへの移住によって経済力を立て直し、生活の質向上を獲得した QOL 型ばかりではなく、チェンマイに移住しても生活の質が向上しない Exodus 型 IRMs、QOL 型 IRM であったが健康悪化や何らかの理由により生活の質低下に転じる IRMs と、階層分化が見られる新たな局面を迎えている。

生活の質の向上が見込めない IRMs は、帰国によって生活の質向上のための手段を取ることになるが、チェンマイ IRMs の介護・貧窮化問題という新たな問題の発生要因には、生活の質が向上しない、あるいは低下しても IRMs が現地に留まり続けることにある。介護・貧窮化に陥っても現地に留まり続ける IRMs が経済再生するために、チェンマイでは誰が何をどこまで担おうとしているのだろうか。

第3節 在チェンマイ IRMs が直面する新たな問題

本節では、IRMs の介護・貧窮化問題に対する日本の在外公館の支援活動およびタイの外国人に対する人権アプローチを検討する。

6-3-1. 高齢者基本法施策の届かない海外生活

高齢社会対策基本法とは、日本における高齢社会対策にかかわる基本理念とその基本となる事項を定め、経済社会の健全な発展および国民生活の安定と向上を図ることを目的とする法律(平成 7 年法律第 129 号)を指す。具体的には、日本で急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策(以下「高齢社会対策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的としている(高齢社会対策基本法第 1 条)。

高齢社会対策会議は、高齢社会対策を総合的に推進するために設置されたものであり(高齢社会対策基本法第 15 条)、高齢社会対策大綱の作成をはじめとする高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整ならびに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実施の推進が行われ、内閣総理大臣を会長とする(高齢社会対策基本法第 16 条)。

高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法第 6 条によって政府に作成が義務付けられているものであり、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものである。

日本政府は高齢社会対策基本法に基づき、①公正で活力ある社会、②地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、③豊かな社会が構築されることを基本理念として、地方公共団体と協力しつつ、各地域の実情を考慮し社会的・経済的状况に応じた施策を実施している。また、高齢社会対策諸施策の受け手となる国民については、高齢化に関する理解を深め、相互の連帯を一層強め、健やかで充実した生活を営むことができることとなるよう努めることとして、国民の自助努力を求めている。

IRMs も高齢社会対策諸施策の受け手となる国民であるが、高齢社会対策諸施策は、日本の高齢社会対策基本法に基づくものであり、対象は法的効力のある日本国内の住民に対するものであり、IRMs は対象外となる。

高齢社会対策大綱の基本的な考え方には、地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作ることが挙げられているが、基本的施策にある「生涯活躍のまちづくり」の対象は国内にある。平成8年1月より令和3年5月まで33回開催された高齢社会対策会議年次報告においても、在外邦人高齢者に対する対策は言及されていない。

6-3-2. 在外公館のできること・できないこと

海外在留邦人担当行政である在外公館では、高齢者基本法の届かない在留邦人高齢者に対する支援策があるのだろうか。

在外公館が最優先とする任務のひとつに挙げるものが「海外における日本人の保護や安全対策」である。そのために、在留邦人が海外で抱えている問題についての相談の受け付けをはじめ、問題解決に向けて在外公館はできる限りの努力をする（外務省海外安全 HP.「海外で困ったら 大使館・商領事館のできること」）。在外公館の「できる限り」の努力とは、どのようなものだろうか。

在外公館の支援はその国の法制度下で行われる。外国にはそれぞれ独自の法制度があり、日本人が関係する事故や犯罪については、その国の法律が適用され、その国の行政・司法手続きに従って解決を図る必要があることから、必ずしも日本国内と同様のサービスや救済が受けられるとは限らない。また、在外公館の態勢や権限等の制約もあり、在外公館ができることには自ずと限界がある。問題解決のためには在留邦人自身の努力が必要となる(表6-4.)。

表 6-4.在外公館のできるごとと、できなごと

項目	できるごと	できなごと
盗難や紛失にあつたとき	現地警察への届出助言、家族や知人からの送金に関する助言、旅券の新規発給または帰国のための渡航書作成(要手数料)	金銭の供与、クレジットカードの失効手続や航空券の再発行手続の代行、遺失物の搜索、現地警察への被害届提出の代行、犯罪の捜査、通訳、犯人の逮捕、犯罪の取締り
事件・事故にあつたとき	現地での届出や治療が必要な際の弁護士・通訳等に関する情報提供、病院等の医療機関情報提供、家族との連絡支援(例えば、本人による連絡ができない場合には本人に代わり医師から病状を聴取し、家族へ連絡する等)、現地警察や保険会社への連絡助言、日本の家族が現地に向かうために必要な旅券がない場合の旅券緊急発給要請、現地で治療が困難な際の緊急移送に関する助言・支援(移送方法や加入している保険会社への連絡についての助言・支援等)、死亡事件・事故の場合の遺体身元確認支援、遺体の現地での荼毘ないし日本への移送に関する助言、遺体(遺骨)証明発給	病院との交渉や医療費・移送費の負担、支払いの保証・立て替え、犯罪の捜査、犯人の逮捕、犯罪の取締り、相手側との賠償交渉
緊急事態にあつたとき	日本人被害者がいる場合には必要な支援を行う、Eメール・電話・連絡網等を通じて最新情報を提供、退避支援、危険情報の発出、退避方法についての情報提供等	退避費用の負担
逮捕・拘禁されたとき	希望がある場合は領事が本人との面会又は連絡をする、弁護士や通訳の情報提供、家族との連絡支援、差別的・非人道的扱いを受けている場合の関係当局に対する改善要求	釈放や減刑等の要求、弁護士費用・保釈費用・訴訟費用の負担や貸付及びその保証、取り調べや裁判における通訳・翻訳
行方不明になつた家族を探したいとき	現地事情にあつた搜索の方法や現地警察への照会・搜索願に関する助言、犯罪に巻き込まれている可能性がある場合には現地警察に対して捜査の申し入れ	行方不明者の搜索活動

その他	様々な相談に応じ、解決方法について一緒に考える、弁護士・通訳の情報提供	私的争いの仲裁・訴訟介入、専門的な法律相談、通訳・翻訳、外国査証・滞在許可・就労許可の取得代行や口添え、在留国行政機関への届出代行・届出書類の翻訳、年金や生活保護給付申請代行、日本の運転免許証の発給・更新手続
-----	-------------------------------------	--

出典：外務省「海外で困ったら 大使館・総領事館のできるこゝ」より引用

在外公館が通常できることは、助言と支援を中心とした情報提供が中心となっているが、外務省『海外邦人擁護統計』によると、日本人擁護の内容は、事故・災害、犯罪（加害・被害）、その他（疾病、精神障害、自殺・同未遂、貧窮、遺失・拾得物・被拘禁者援助、所在調査、安否照会、行方不明、その他）と多岐にわたる。

2020(令和2)年在外公館の邦人援護件数は21,762件⁸⁴14,771人⁸⁵である。2020年はCovid-19の影響で海外渡航者数が大幅に減少したことから、邦人が当事者となる事故・災害、犯罪加害及び犯罪被害の件数は例年に比べ減少している一方で、世界各地の日本国大使館・総領事館にて、Covid-19により出国が困難となった在留邦人及び渡航者の帰国支援や新型コロナ関連の情報発信等が頻繁に行われたことから、援護件数は増加している。在外公館別に邦人擁護件数を考察すると、在フィリピン日本国大使館の擁護件数(1,355件)が最も多く、在タイ日本国大使館(1,268件)が続く。邦人擁護件数総数のうち貧窮邦人擁護は247件279人(死亡2人、負傷4人、その他273人)であり、擁護件数総数の約1.1%である。

アジア地域の邦人擁護件数は6,974件9,448人であり、そのうち貧窮者擁護件数は約2.5%(176件)194人(死亡1人、負傷3人、その他190人)である。194人のうち77.3%が男性であり、年齢層では70代(27.5%)と最も多い。

表 6-5.性・年齢・滞在形態別 2020年アジア地域邦人貧窮者擁護件数 (単位:人)

総数	性別			年齢								滞在形態		
	男	女	不明	19以下	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在者	不明
194	150	28	16	13	24	7	27	18	30	34	41	94	67	33

出典：外務省「2020(令和2)年海外邦人援護統計」より引用

在留邦人送り出し国である日本の在外公館は、その国の法制度の下でできる限りの努力範囲で日本人擁護にあたっている。一方で、在留邦人受け入れ国の外国人支援にはどのようなものがあるだろうか。タイのIRMsは、IRM誘致政策の下で一定条件を満たし適法で滞

在する外国人である。在タイ外国人に対するタイ政府の支援にはどのようなものがあり、IRMsはタイ政府の支援に対してどこまでアクセスできるだろうか。

6-3-3. タイ政府による外国人に対する人権アプローチ

タイ政府の外国人に対する人権保護の発端となったのは外国人児童に対する人権保障であり(野津 2014:48)、2005年タイ教育省「住民登録書類のない子どもの学校受入れ規定」が定められ、外国人児童に対する教育保障が具体化した。タイでは子どもの人権が教育専門家やNGOに注目されるようになって以降、タイ語で「恵まれない子ども」、「社会的弱者の子ども」を意味する เด็กด้อยโอกาส(デック・ドイー・オカー)という概念が使用されている。

「恵まれない子ども」には外国人児童も含まれる。

タイ政府は特定業種(農水産業や、家事、土木建設など)に対する、ラオス、ミャンマー、カンボジア近隣三国出身者の労働を期限付きで入国を認めている(สำนักงานตรวจคนเข้าเมือง(タイ入国管理局)HP.)。外国人労働者が家族をとめないタイに流入するなかで、学校不就労をはじめ児童労働、ストリート・チルドレン、無国籍児童の処遇など新たな問題が起こった。「子どもの権利条約」が国連総会で採択された翌1992年にタイで開催された「万人のための教育世界会議(Education for All)」では、「万人のための教育宣言(World Declaration on Education for All)」が採択され、同年タイは国連の「子どもの権利条約」を批准した。

1997年タイ憲法43条において、子どもの権利として12年間の無償義務教育が明記され、199条および200条では国家人権委員会(สำนักงานคณะกรรมการสิทธิมนุษยชนแห่งชาติ the National Human Rights Commission of Thailand)の設置が規定されている。

国家人権委員会は委員長1名と10名の委員により構成されている(1997年憲法第199条第1項、1999年法第5条)。国家人権委員会の職務と権利は、①人権を侵害する行為や怠慢行為、またはタイが加盟する人権に関する国際条約の義務違反、履行、怠慢についての調査・報告・勧告、②国会、内閣に対する人権保護政策等の提言、③人権に関する知識の研究・研究・普及の推進、④人権に関する政府機関、非政府組織及びその他の団体間の協力及び調整の促進、⑤国内の人権状況を評価するための年次報告書作成および国会に提出、⑥法律で定められているその他の権限、である(สำนักงานคณะกรรมการสิทธิมนุษยชนแห่งชาติ(タイ人権委員会)HP.)。

2021年人権に関する苦情593件のうち最も多いのは司法過程における権利(159件)であり、プライバシーに関する権利・自由(95件)、市民権(52件)と続く。在タイ外国人の人権に関連する苦情件数は、無国籍者の人権2件である。

タイ政府が在タイ外国人の人権問題解決に向かった契機のひとつが、漁業者の労働環境改善である。ミャンマー、カンボジアから流入した外国人漁業労働者の劣悪な労働環境に対して2015年欧州委員会はタイ政府に対して「違法・無報告・無規制(IUU)漁業」を警告し

た。IUU 漁業認定国(レッドカード)になった場合は、EU への輸出を禁止する経済制裁が発動される(The daily NNA タイ版 2018 年 12 月 24 日)。2019 年 1 月 30 日タイはアジア初の「2007 年の漁業労働条約(第 188 号)」批准国となった(国際労働機関 HP.)。

在タイ外国人漁業労働者に対する人権アプローチは、現在ビジネス分野へと向かっている。その背景には、2011 年国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則：National Action Plan on Business and Human Rights(以下、NAP、と記す。)」がある。2019 年 10 月タイはアジアで最初に แผนปฏิบัติการระดับชาติว่าด้วยธุรกิจกับสิทธิมนุษยชน ระยะที่ 1(พ.ศ. 2562-2565) 1st. NAP.2019-2022(以下、タイ NAP、と記す。)を策定した。

「ビジネスと人権」の視点は、企業経営や事業活動全体(ビジネス)に関わる人権問題である。ここでの人権(Human Rights)は複数形であることから、一つに限定されるものではない。世界人権宣言では生命への権利、身体の安全への権利、相当な生活水準への権利、労働への権利、教育への権利など 28 の権利と自由が規定されている(国際連合広報センターHP.)。

第三国へ先進国企業が進出しはじめた 1960 年代当初は、多国籍企業の経済力と技術の先進性が受け入れ国の発展の貢献するものと捉えられていたが、多国籍企業の活動を規制する国際基準を求める発展途上国・社会主義国側と、国有化に対する補償など好ましい投資環境確立を望む先進国側との対立が生まれた。国連は多国籍企業と人権を焦点に、「人権に関する多国籍企業および他の企業の責任に関する規範」が採択されたが、企業の強い反対や先進国の慎重論が主張され、2004 年国連人権委員会は「ビジネスと人権」の重要性を求めるに留め人権規範を承認しなかった。この対立を打破するものとして 2011 年国連理事会第 17 会期において人権と多国籍企業およびその他の企業の問題に関する事務総長特別代表ジョン・ラギーより最終報告書が提出され、「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重および救済』枠組実施のために」が審議され全会一致で承認された(United Nation "General Assembly "A/HRC/17/31)。

NAP の指導原則は①人権及び基本的自由を尊重、保護及び実現するという国家の既存の義務、②特定の機能を果たす特定の社会組織として、適用されるべきすべての法令を遵守し人権を尊重するよう求められる、企業の役割、③権利及び義務が侵されるときに、それ相応の適切で実効的な救済をする必要性、の 3 つの柱で構成され、31 の原則を規定している(国際連合広報センターHP.)。

タイ NAP は 4 章で構成されている。第 1 章は導入として、ビジネスと人権に関する 国連指導原則および NAP 作成ガイドライン概要、NAP 策定の国際的動向、タイ NAP 策定の経緯が記され、第 2 章ビジネスと人権に関する国家行動計画の起草プロセス、第 3 章ビジネスと人権に関する国家行動計画の中核的内容、第 4 章ビジネスと人権に関する国家行動計画の実施促進と監視のためのメカニズム、ビジネスと人権に関する国家行動計画のフォ

ローアップと評価が明記されている(แผนปฏิบัติการระดับชาติว่าด้วยธุรกิจกับสิทธิมนุษยชน ระยะที่ 1(พ.ศ. 2562-2565) 第1次タイ NAP 行動計画(仏歴 2562-2565 年))。

タイ NAP における在タイ外国人関連課題には、第3章 3-1.労働に関する行動計画において国際労働機関(ILO)第87号及び第98号(集会及び交渉の権利)、第189号(家事労働)および多国籍企業、社会政策に関する原則の三者宣言(多国籍企業宣言)の実施促進を含む、すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約(ICRMW)の締約国となることの検討およびタイ人と移住労働者双方のための労働管理システム開発、労働者の権利と福祉に関する法律の多言語化準備、を挙げている(แผนปฏิบัติการระดับชาติว่าด้วยธุรกิจกับสิทธิมนุษยชน ระยะที่ 1(พ.ศ. 2562-2565)第1次タイ NAP 行動計画 (仏歴 2562-2565 年))。

山田(2021)はタイ NAP には、2014年5月のクーデターによる政治活動の禁止や報道規制などの抑圧的な措置により政治デモを封じ込め、言論統制を強化し、汚職撲滅や不法移民労働者の取締りを強化したことに対する欧米諸国からの人権侵害を非難されるなかで、NAP 策定を好機として積極的に反応したと分析している(山田 2021:2-23)。

タイの日系企業では、日本が NAP を 2020 年に策定したため、企業がサプライチェーンも含めた事業活動においての人権侵害リスクを特定、管理し、予防や軽減策といった措置を行うビジネスレベルでの「人権デューデリジェンス(HRDD)」を実施に移すケースが始まりつつある。タイ企業はグローバルサプライチェーンに参画しているため、日系(もしくはグローバル)企業の HRDD の対象になる一方で、タイには HRDD 実施を義務付ける法律はない。日系企業は何をしてよいのか手探りという状況である(The Daily NNA タイ版 2022 年 5 月 12 日,5 月 13 日)。タイの大手企業は ESG(環境・社会・ガバナンス)への取り組みにおいて、環境への対応が先行しているが、今後は社会(人権)方向への取り組みが期待される(The Daily NNA タイ版 2021 年 10 月 19 日,2022 年 1 月 7 日,1 月 10 日)。

タイ NAP 策定により ASEAN のリーダーたることを示したタイ政府の取り組みは、国連が SDGs⁸⁶達成の度合いを調査し発表する「持続可能な開発レポート(Sustainable Development Report)」の国別ランキングにも表れている。東南アジア諸国のランキングではタイが 43 位で最も高い。タイの人権保護が「外国人労働者」に広がる一方で、外国人非労働者の人権はどこまで保護されるのだろうか。

移民法第 34 条によると、一時滞在の目的で入国する外国人非永住者は、次にあげる活動(①外交上または領事上の職務遂行、②公務の遂行、③観光、④スポーツ、⑤事業対象、⑥関係省庁が認めた投資、⑦投資の促進に関する法律に基づく投資、⑧王室を旅する、⑨車両の運転者または入荷車両の運転者、⑩留学、⑪メディア業務遂行、⑫宗教活動、⑬研究、⑭専門職、⑮その他省令の定めるもの)のために入国することができる。

IRMs の移住動機がチェンマイの物価の安さや住みやすさ、家族友人関係によるものであっても、非永住者である IRM の入国目的は上記 15 に該当するものに限定されている。IRMs が該当可能なものは、さしずめ③観光、あるいは⑧王室を旅する、といえよう。移民法におけるタイの居住者とは、永住権所持者であり(第 5 章 5-3-3「タイの永住権」)、永住権のない IRMs は、観光あるいは王室を旅する目的の、一時的な入国者となる。

外国人入国者に対して移民法第 12 条 2.では、適切な自給自足要素のない外国人の入国禁止、第 44 条 2.では生計を立てられない外国人の入国禁止を明記している。また、第 22 条では、入国者法 12 条に基づき、王国への入国が禁止されている性質の外国人を入国管理局将校が発見した場合、外国人に退去を命じる権限を与える、としている。よって IRM は適切な自給自足要素によって生計が立てられる人が、入国者法第 34 条の入国目的にて一時的にタイに入国するものであり、第 12 条、第 44 条に該当する場合は退去となる。なぜなら、移民法でのタイ居住者とは永住権所持者であり、一時的な入国者を王室居住者と認めていないからである。では、タイ政府の永住者に対する支援にはどのようなものがあるだろうか。

タイには日本の生活保護制度のような最低生活を保障する普遍的な公的扶助制度は存在しない。タイ政府は 2010 年を初年とし 2017 年に実現を目指す社会福祉制度改革に関する検討が開始された。この検討では、資産調査を含む生活保護制度、国民皆年金制度、民間被雇用者本人を対象とした社会保険制度の対象者拡大などが課題となっている。この他の福祉政策には、生計維持者の疾病や死亡といった事情で生活に困窮している世帯に対する年 3 回を限度とした 1 回 THB2,000(子どもがいる場合は THB3,000)の一時的な給付などが行われている。2017 年 10 月よりタイ財務省による低所得者対策として、年収 THB10 万以下の低所得者を対象に、商務省の割引販売店「青旗店」を通じた生活必需品の購入補助や公共料金の補助が受けられる「低所得者支援カード」が発給されている。60 歳以上の高齢者に対する月額 THB600~1,000 の老齢福祉手当は、不十分ながら主として低所得高齢者に対する所得保障として機能している(厚生労働省 HP、「2020 年海外情勢報告」)。タイ政府の福祉制度申請には บัตรประจำตัวประชาชน (Thai National ID Card)の提示が求められる。

日本には、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する生活保護制度がある。日本政府は 1954(昭和 29)年旧厚労省による「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号)が各都道府県知事に通知されて以降、生活保護被保険者外国人への支給が継続していたが、平成 23 年 11 月永住資格を持つ中国人女性が、生活保護法に基づく申請を却下した大分市の処分の取り消しなどを求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第 2 小法廷(千葉勝美裁判長)は「永住外国人は生活

保護法の適用対象ではない」との初判断を示した(福岡高判平成 23 年 11 月 15 日 5 判タ 1377 号 104 頁)。

現在、都道府県知事は「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の一部改正等について(通知)」(平成 24 年 7 月 4 日社発 0704 第 4 号)に基づき、生活に困窮する外国人に対しては、一般国民に対する生活保護決定実施取扱の準用として永住権保持者の申請を認めている。2020(令和 2)年「被保険者⁸⁷全国一斉調査」によると、生活保護被保険者外国人は 45,638 人である。

アジアで最も早く NAP 策定に取り組んだタイでは、企業におけるビジネスと人権に対する人権デューディリジェンス(HRDD)が先行しているが、日本政府が日本国籍のない外国人永住者に対する生活保護制度を準用という形で救済することに対して、タイ政府が 2010 年より取り組んでいる社会福祉制度改革は、「低所得者支援カード」発給など前進があるものの、対象はタイ国民に限定されている。

本章では、タイのなかでもなぜ IRMs はチェンマイを選ぶのか、また、企業関係者が主流であったチェンマイ邦人社会は IRM の参入によってどのように変容しつつあるのか、チェンマイ邦人社会の変容により、日タイ政府の制度・政策的対応にどのような新たな問題が起こっているのかを検討した結果、次の 2 点を明確にすることができた。

一つ目には、チェンマイの IRMs は、物価の安いチェンマイへの移住によって、経済力を立て直し、生活の質向上を獲得した QOL 型ばかりではなく、チェンマイに移住しても生活の質が向上しない Exodus 型 IRMs、QOL 型 IRM であったが健康悪化や何らかの理由により生活の質低下に転じる IRMs と、階層分化が見られる新たな局面を迎えていることである。二つ目として、IRMs の介護・貧窮化問題に対する日タイ政府の制度・政策的対応の限界点がある。日本の法制度の及ばない海外では、その国の法制度の下でできる限りの努力範囲で日本の在外公館が、日本人擁護にあたっている。また、日本政府は生活に困窮する外国人に対して、一般国民に対する生活保護決定実施取扱の準用として永住権保持者の申請を認めている。一方で、タイの外国人に対する人権アプローチはビジネス分野に留まっており、IRMs の介護・貧窮化に対する支援まで行き届いていない。IRMs は出身国で得た年金を財源として、滞在国の消費活動に貢献する側面がある。IRM 受け入れ国は、IRM を誘致するのであれば、受け入れ国の経済に貢献する IRM の人権に対する取り組みが必要ではないだろうか。

第7章 在チェンマイ IRMs を取り巻く公的制度と自助活動

これまで、IRM の変容により生じた新たな問題に直面するなかで、タイの法制度下における日本の在外公館の邦人擁護やタイ政府による人権アプローチではカバーしきれない公的支援の限界が明らかになった。本章では、公的支援ではカバーしきれない限界を乗り越えるための、自発的に克服しようとする IRMs の自助活動の実態および自助が立ち行かなくなった IRMs の抱えるジレンマを、現地調査のデータに基づき明らかにする。

第1節 制度にアクセスするための自助活動

本節では、IRMs が年金および医療制度にアクセスするための自助活動から、IRMs に対応する制度の利便性を検討する。

7-1-1. 年金へのアクセス

IRMs は日本での最終居住地を管轄する年金事務所に必要書類を提出することにより、海外指定口座での年金受給ができるが、海外口座へ年金の振り込みを希望する場合は、日本国内居住者と届書が異なる。海外居住者への年金の支払は、外国送金の方法に基づき行われるため、「年金の支払を受ける者に関する事項」の提出が必要となる。また、滞在国が租税条約を締結している場合は、「租税条約に関する届出書」を提出することにより、所得税法上で非居住者に課せられる(日本の)所得税が免除される。

海外居住者であっても年金は、日本国内の金融機関で受けることができるが、海外の金融機関への年金送金は、国ごとに送金通貨を指定しているため、個々に希望する通貨による送金はできない(日本年金機構 HP. 海外居住で現況届を提出される方、海外へ住所を移される方、海外居住で引っ越しされる方、海外居住者で海外の口座へ年金の振り込みを希望される方の手続き)。日本年金機構による送金通貨は12種類である(表7-1.)。

表 7-1.年金の国際送金通貨一覧

国名		送金通貨	
アイルランド	Ireland	Euro	ユーロ
イギリス	United Kingdom	U.K. Pound	イギリス・ポンド
イタリア	Italy	Euro	ユーロ
オーストラリア	Australia	Australian Dollar	オーストラリア・ドル
オーストリア	Austria	Euro	ユーロ
オランダ	Netherlands	Euro	ユーロ
カナダ	Canada	Canadian Dollar	カナダ・ドル
ギリシャ	Greece	Euro	ユーロ
シンガポール	Singapore	Singapore Dollar	シンガポール・ドル
スイス	Switzerland	Swiss Franc	スイス・フラン
スウェーデン	Sweden	Swedish Krona	スウェーデン・クローネ
朝鮮民主主義人民共和国	Democratic People's Republic of Korea	Japanese Yen	日本円
スペイン	Spain	Euro	ユーロ
デンマーク	Denmark	Danish Krone	デンマーク・クローネ
ドイツ	Germany	Euro	ユーロ
ニュージーランド	New Zealand New Zealand Dolla	New Zealand Dolla	ニュージーランド・ドル
ノルウェー	Norway Norwegian Krone	Norwegian Krone	ノルウェー・クローネ
フィンランド	Finland	Euro	ユーロ
フランス	France	Euro	ユーロ
ベルギー	Belgium	Euro	ユーロ
ポルトガル	Portugal	Euro	ユーロ
ルクセンブルク	Luxembourg	Euro	ユーロ
モナコ公国	Monaco	Euro	ユーロ
キューバ	Cuba	Euro	ユーロ
スロバキア	Slovakia	Euro	ユーロ
エストニア	Republic of Estonia	Euro	ユーロ
キプロス	Republic of Cyprus	Euro	ユーロ
スロベニア	Republic of Slovenia	Euro	ユーロ
マルタ	Republic of Malta	Euro	ユーロ
ラトビア	Republic of Latvia	Euro	ユーロ
リトアニア	Republic of Lithuania	Euro	ユーロ
ミャンマー	Myanmar	Japanese Yen	日本円
スーダン	Sudan	U.K. Pound	イギリス・ポンド
イラン	Iran	Japanese Yen	日本円
上記以外の国	Countries other than above	U.S. Dollar	アメリカ・ドル

出典：日本年金機構 HP.「国際通貨送金一覧」より引用

たとえば、「上記以外の国」に該当するタイで年金を受給する場合は US\$で送金される。他の送金通貨や、送金通貨に含まれていない THB による送金を選択できない。また、日タイ租税条約には、年金条項がないことにより「租税条約に関する届出書」を提出することで、日本において年金から源泉徴収される所得税が免除される国にタイは該当せず、適用外となる。なお、年金が日本から海外向けに送金されるとき「日本国内の海外送金手数料」は、

国(日本国)が負担するため、年金受給額から海外送金手数料が引かれることはない。調査対象者のうち、日本からタイへ直接年金を US\$で受け取る海外年金送金制度利用者はいなかった。海外年金送金制度はタイの IRMs にとって、二重課税に対する対応や、THB での送金指定はできず US\$で送金されることから、US\$から THB への再両替を考慮すると、必ずしも利便性があるとは言い難い。

B さん(70 代男性)は「僕らもそうだけど、日本人は帰国したときに、ある程度の日本円現金をタイに持ち込んで、為替条件の良いときに両替するんじゃないかな。急に現金が必要になったときには、VISA カードのついた日本の銀行のカードで ATM から引き出すけど、ATM で引き出せる限度額がある。必要な現金が ATM の限度額を超えるときは、バンコク銀行の窓口で手続きする。手数料が高いけど、どうしても急にお金が必要なときにはそうしている。急じゃないときは為替状況を見ながら Wise を使う。Wise は便利。手数料も安い。だいたいタイで午前中に手続きすると、翌日の昼過ぎぐらいにはタイの口座に現金が届く」ことを語っている。

IRMs が日本の口座で受け取った年金をチェンマイで使用する場合、チェンマイの ATM を利用して THB で引き出すことや、クレジットカードによる支払い、一時帰国したときに現金でタイに持ち込む、国際送金サービスである Wise(ワイズ)などによって、現地で使用している。

B さんの語りにある Wise(ワイズ)とは、実際の為替レートと格安の手数料で、海外へ送金できるサービスであり、本人確認を含む送金手続きは、すべてオンラインで完了する。Wise は伝統的な国際送金とは異なり、利用者のマッチングを図る⁸⁸ことで少額のコミッションによる送金を可能にしている。具体的には、送金人から受取人へ直接送金する(SWIFT 送金)に代わり、双方向の送金ニーズをマッチングさせ、受取人の口座が存在する国家間で、送金を完結させることである。両替はインターバンクレートで行われ、為替手数料は発生しない(Wise HP.)。2018 年には純利益が 800 万ドルに達し(Forbes HP.)、400 万人を超える顧客が一月当たり約 40 億ドルの送金をしている(Venture Beat HP.)。

Wise はロンドンを本拠として、ニューヨーク、シドニー、シンガポール、エストニアなど 8 カ国に事務所を構える。日本では資金移動業者として、財務省関東財務局に免許登録を完了し、2016 年 9 月に正式サービスを開始した(Wise HP.)。

Wise を利用するためには、あらかじめ Wise の Web サイトまたはアプリを通じてオンラインで会員登録を行う。登録手続きを済ませると、オンラインにて本人確認が行われる。マイナンバーカードのある人は、マイナンバーカードを通じて本人確認を行う。マイナンバーカードのない人は、顔写真の付いた本人確認書類(日本の運転免許証、日本のパスポート、在留カード)のいずれか 1 点と、マイナンバー関連書類(マイナンバー通知カード、マイナン

バー記載の住民票(6ヵ月以内に発行されたもの)のうち1点による本人確認が行われる。本人確認が取れると4桁の認証コードが発行される。ここで発行された認証コードを書いた紙と本人を自撮り撮影した写真を、Wise に送信することで会員登録が完了する(Wise HP.)。

Wise に関する情報は、筆者も B さん、C さん、J さんをはじめ、度々 IRMs から相談を受けた経験がある。調査対象者の Wise に対する関心は極めて高く、すでに Wise の会員登録を済ませて実際に利用している IRMs からの情報発信・共有が広がっている。日本の口座で年金を受け取っても、伝統的な送金方法より送金手数料が有利な Wise によってアクセスする傾向が見られる。

7-1-2. 医療制度へのアクセス

第4章4-1-1.で述べた「海外療養費還付制度」にアクセスするためには、「診療内容明細書」と「領収明細書」(それぞれ日本語による翻訳を所定の様式で添付する)、医療機関に治療費を支払った領収書、世帯主義の口座が確認できるものが必要となる。

「診療内容明細書」と「領収明細書」の書式は市区町村により異なる場合があり、渡航前にあらかじめ準備することになる。海外で医療機関にかかった場合、治療費の全額を医療機関に支払い、領収書を受け取り、担当医師にあらかじめ用意した「診療内容明細書」と「領収明細書」の作成を依頼する。帰国したときに管轄行政の国保窓口にて海外療養費の払い戻し申請をすると、国保連合会で書類を審査され、日本国内で同様の治療をした場合にかかる保険診療の範囲内で支給額を決定され、世帯主の口座に振り込まれる。

海外療養費の請求期限は、治療費を支払った日の翌日から起算して2年間である。また、医療機関で「診療内容明細書」や「領収明細書」を作成するときに、書類作成費用がかかる場合、および翻訳費用は申請者の負担となる。

海外療養費還付制度は国民健康保険被保険者が対象であることから、海外転出届を提出して日本の住民基本台帳を抹消した人は対象外である。よって日本の国民健康保険脱退者は、民間保険加入などを利用して自らカバーする必要がある。

7-1-3. 自助による年金送金制度・医療制度へのアクセスの利便性

在チェンマイ邦人 IRMs の A さん(70代男性)は、海外年金送金制度を利用して、タイの銀行口座で日本の年金を受け取ると、タイで15%所得税が加算されるので、年金受取金額が減ってしまうから利用しづらいことを語っている。調査対象者が日本の銀行口座で年金を受け取る理由は、A さんと同じくタイで課税されること回避するためや、海外年金送金制度を利用すると、年金受給日の為替次第で受給額が決定するため、為替の有利な時の受給が

できないこと、日本円から US\$で受給された年金を THB に再両替する 2 重の為替リスクを挙げている。

タイで年金を受け取る場合は、US\$で送金されるため、日本円による年金を US\$に換算した金額が、日本国の国庫(厚生労働省)から日本国内の銀行を経由し、タイ国内の銀行口座へ送金される。年金は日本と同じく年 6 回偶数月に送金されるが、毎回為替レート変動の影響を受ける。つまり、年金の金額は同額であっても、円高になれば US\$の金額は増え、円安になれば US\$の金額は減少し、2 か月ごとの送金額は毎回変動する。

たとえば、年金収入年額 120 万円の IRMs の場合、日本国内で受給される場合は年 6 回毎回 20 万円が送金されるが、年金をタイの銀行で受け取る場合は、US\$1=100 円のときは、US\$2,000 送金される。2 か月後の為替レートが USD\$=95 円の場合は US\$2,105 となるが、さらにその 2 か月後に US\$1=105 円に変動すれば US\$1,818 となる。日本円から US\$にて送金された年金は、タイで THB に再両替する⁸⁹ことで、ここでも為替変動の影響を受けることになる。海外年金送金制度はタイの IRMs にとって、二重課税に対する対応や、US\$から THB への再両替を考慮すると、必ずしも利便性があるとは言い難い。

在チェンマイ邦人 IRMs の B さん(70 代男性)と C さん(60 代女性)夫婦は、風邪や軽度の怪我で治療しても、タイの医療費は安価であり、海外医療費還付制度申請書作成のための通訳費用の方が高くなる場合があり、使用しないケースがあることを語っている。

日本で健康保険などを使って診察を受けた場合の、医療行為に対して計算される診療報酬は保険点数、または診療報酬と呼ばれる点数で表される。

診療報酬点数は、厚生労働省が定めた診療報酬点数表によって、全国一律に決まっており、医療行為ごとにそれぞれの項目に応じた点数が加えられ、この点数は 1 点=10 円と定められている。医療機関はこの決められた点数に従って医療費を計算し、医療費の一部(年齢により 1~3 割)は、窓口で支払い(自己負担)、残りは公的医療保険から支払われる。

海外で海外療養費還付制度を利用することにより支給される金額は、①診断内容明細書などをもとに、日本の保険診療点数表を基準として計算した場合の金額(海外で実際に支払った金額の方が小さい場合はその実費額)を標準金額とし、②原則として、一般の被保険者は標準金額(実費額)の 7 割(高齢受給者は 7 割、8 割、9 割)の金額になる。よって、タイで自己負担した治療費はまず、日本語に翻訳されたタイの診療内容明細書をもとに、日本の保険診療点数表を基準に計算される。ここで算出された金額が標準金額となるのは、タイでの自己負担額より、算出された金額が大きい場合である。タイでの自己負担金額の方が、算出された金額より小さい場合は、自己負担実費金額が標準金額となる。ここで決定した標準金額に対して、被保険者各自の還付割合に応じて支給される制度が海外療養費還付制度である。

Bさん、Cさんの語る「風邪や軽度の怪我で治療しても、タイの医療費は安価であり、海外医療費還付制度申請書作成のための通訳費用の方が高くなる場合があります使用しないケースがある」とは、風邪や軽度の怪我の治療であれば、日本で算出された保険診療点数表に基づく金額より少ない、タイでの実費額が標準金額となり、還付金額が少額であることと、海外療養費還付制度申告書を作成するための翻訳代金を還付金額から差し引くと、さらに少額になることや、場合によっては赤字となるため、利用を控えることである。

一方で、重度の病気や怪我、手術をとまなう治療が必要な場合は、保険がなければすべて自己負担となる。海外療養費還付制度を利用しても、日本で算出された標準金額に従って支給された金額では賄いきれない高額な医療費が実費となる場合もある。万一に備えて、国民健康保険加入者であっても、民間保険にも加入する IRMs もいる。

高齢者でも加入可能な民間保険関連情報は、IRMs 自らの加入経験や、現地の銀行傘下の保険会社が運営する保険情報をなじみの銀行員を通じて入手するケース、またはタイ人配偶者からの保険加入情報を入手するケースがある。さらに、これらの情報を他の IRMs と共有するなかで、民間保険の加入を検討している。

調査対象者が日本の口座で受け取った年金を含む資金をタイで使用するためには、これまでの伝統的な送金方法に頼るばかりではなく、新たな送金手段である Wise による送金サービスが注目されている。Wise に関連する情報は、すでに Wise 会員であり送金経験のある IRMs からの情報提供・共有により、チェンマイの IRMs の Wise 利用は普及しつつある。

チェンマイ IRMs が年金を含む日本の資金をタイで使用する手段は、伝統的な送金方法から新たな送金サービス利用へと変容しつつあるといえよう。

第2節 問題を克服するための自助活動

本節では、IRMs が抱える介護問題、言葉の壁、貧窮から脱却するための自助活動を検討する。

7-2-1. 自助による介護への挑戦

IRMs に対する日本の担当行政は、海外年金送金制度や海外療養費還付制度など、ルーティン化された制度を実施しているが、IRMs が直面している健康悪化や貧窮化対応には慎重である。IRMs が被保険者であっても、海外で使用できない制度に介護保険制度がある。

海外に住んでいても、日本に住民基本台帳のある被保険者が介護保険を利用する場合は、帰国して住民基本台帳を管轄する市区町村窓口にて要介護認定申請することによって、保険者が認定調査を行う。IRMs は日本の住民基本台帳を持っていても、要介護認定が日本国内の管轄行政による調査で決定されることから、帰国しない限り利用できない。

国民健康保険が海外療養費還付制度を設けていることに対して、介護保険は国内に限定された制度になっている。この背景には、国民健康保険が現物支給と療養費などの現金支給があることに対して、日本の介護保険は現物であるサービスの給付で構成されていることにある。現金給付であれば移動が可能となるが、現物支給の場合は受給者が、支給現場である日本にいない限り使用できない。一方で、ドイツやオーストリアでは、現金給付の介護保険も併用されている。

日本政府はドイツを先進事例として介護保険を策定した(宮本 2020:25-55)。介護保険制度が導入されるにあたって議論となったことの一つに「現金給付」導入の是非問題があった。日本より一足早く1994年にスタートしたドイツの介護保険制度では現金給付が導入されている。

日本政府は介護保険制度導入プロセスにおいて検討した結果、現金給付を導入しないとの結論に至った。その理由としては、①給付費の膨張や不正請求、②家族介護の固定化、③現物給付による基盤整備の促進、不適正使用の抑制、④過疎地域の雇用創出、地域社会貢献、⑤バウチャーの不採用(現金給付と同様)などがある(森山 2017:6-8)。

松本(2009)は、欧州の多くの国では介護保障において現金給付が重要な位置を占めており、介護保障において現金給付がいかなる役割を果たすかは、金額、用途制限の有無など現金給付制度そのものの在り方だけでなく、介護サービス供給の拡充及び家族介護者を支援する施策によっても大きく左右されることを明らかにしている(松本 2009:77-88)。

介護保険における現金給付の長所は、要介護者による選択の自由が尊重されることにある。現物給付が一定基準を満たした認可介護サービス事業で、あらかじめ定められた介護サービスを給付することに対して、現金給付は家族などのインフォーマルな介護を受けることや、認可介護施設に限定せず、要介護者のニーズと要望に添った選択が可能となる。現金給付の導入は、要介護当事者自らの希望と必要性に適合することを目的とするのであれば、有効性が認められるのではないだろうか。

韓国では「家族療養保護士制度」が導入され、療養保護士の資格を取得した同居・非同居の家族による訪問療養・訪問入浴サービスが認められている。日本の介護保険は在宅介護サービスへの支給限度額が比較的高く設定されている一方で、家族などによるインフォーマルケアに対する現金給付は行われていない。実際には、公的介護保険の導入によって介護事業者が提供する在宅介護サービスが増加したにもかかわらず、同居で親・義親を介護している主な介護者が提供するインフォーマルケアの社会的コストは、公的介護保険導入直後である2001年の268兆円から2016年には464兆円へと大きく増加している(小坂 2020:215)。

D さん(60 代男性)は、チェンマイで自身の父親を看取ったが、数年にわたる介護の費用は、介護保険被保険者でありながらも海外に居住していたために、自費で賄った。

E さん(70 代男性)は、チェンマイで加齢にともなう特定疾病に罹患し、身の回りの世話のために、自費でタイ人メイドを雇い生活している。

D さんの父親や E さんは、日本に住民基本台帳を持っており、介護保険被保険者であるが、海外に居住していることから介護保険を使用できなかった。

チェンマイ郊外に 20 年以上滞在している 70 代日本人男性の F さんは、自分は今のところ健康だけど、介護が必要となったときには、介護保険がタイでも使用できれば少しでも安心できると語った。

G さん(70 代男性)は配偶者がタイ人である。自分が介護を必要とするときは、配偶者と子どもに託すことになっており、家族の介護に対する対価の支給を希望している。

欧州では、家族や友人を介護労働の担い手として位置づけ、労働に対する対価を支払っている状況がある。ドイツのように現金給付として介護保険制度に位置づけられるものもあれば、介護保険制度を導入していないフィンランドでは、公的なサービスと並立して親族扶養法が施行されている(森山 2017:4-8)。欧州では介護保障において現金給付が重要な位置を占めている。日本では介護保険創設時に現金給付は導入されなかったが、介護をめぐる状況は大きく変化している。

小野(2019)はケアの越境化を国際移動の観点から、①ケア労働者・看護師の国際移動、②病院の多国籍企業化と医師の国際移動、③家族・家計の越境的再編成、④要介護者・患者の国際移動、の 4 つのフェーズもよって複合的に展開されていることを論究している(小野 2019:205-217)。介護を必要とする日本人は、介護保険被保険者であっても介護保険が適用されない海外へと向かうケアの越境が、すでに散見していることがわかる。

日本の介護保険はサービスという現物を支給するものであり、介護保険で利用できるサービスには、要介護 1~5 認定者が利用できる介護給付と、要支援 1~2 認定者が利用できる予防給付がある。要支援 1~2 認定者が利用できる予防給付とは、介護保険サービスの中でも、生活機能を維持・向上させ、要介護状態になることを予防することに適した、軽度者向けの内容・期間・方法で提供される給付を指す。

介護サービスの内容は、①介護サービスの利用にかかる相談、ケアプランの作成、②自宅で受けられる家事援助等のサービス、③施設などに出かけて日帰りで行うサービス、④施設などで生活(宿泊)しながら、長期間又は短期間受けられるサービス、⑤訪問・通い・宿泊を組み合わせて受けられるサービス、⑥福祉用具の利用にかかるサービス、に類別できる。

厚生労働省では、介護保険法に基づく 26 種類 54 サービスを公表している。そのうち要支援者が受給できるサービスは 10 種類に限定されている。また、地域密着型サービスに指

定されている 10 種類のサービス対象は、事業所や施設がある市区町村の住民利用が基本である。地域密着型サービス以外のサービスは他の市区町村にある事業所や施設の利用も可能であるが、国内に限定されている。

IRMs の介護・貧窮問題発生要因には、住民基本台帳を抹消した人が民間保険などを利用して治療費を十分カバーする保障を受けていないことや、海外で介護保険を利用できないこと、帰国して日本の住民となり介護サービス利用する選択をしないこと、予期せぬ大病による健康悪化から海外療養費還付制度でカバーしきれない医療費が嵩み貧窮化に陥ることがある。

7-2-2. 言葉の壁の克服

言葉の問題は IRMs に限定されるものではないが、企業関係者は所属する団体の現地スタッフや、タイ語学習支援に繋がる手段があることに対して、IRMs は自分の力で言語の問題を克服する手段を用意することになる。たとえば、企業の中には駐在員に対するタイ語教室や、駐在前に日本でタイ語教師を提供するケースがある。チェンマイには最も長い伝統を持つ AUA Language Center のタイ語教室をはじめ外国人を対象とした語学学校が大小点在する。日本語の話せる教師のいる学校もある。

L さん(70 代男性)は週に 3 回チェンマイの語学学校に通っている。タイ語を話すことで現地の友人が増え、市場での価格交渉では現地価格で買い物できるなど、タイ語でできることが増えていくことが楽しい、と語っている。

E さん(70 代男性)は、「コンドミニアムのスタッフとの会話は、英語を混ぜて話しているけどあまりよく通じない。いつも誰かに頼るのは心苦しい。ある程度自分で話せるようになりたい」と、タイ人知人に家庭教師を依頼してタイ語習得に取り組んでいる。

H さん(70 代女性)も、「タイ語が話せないと憂鬱。メイドが話しかけてきても何を言っているのかわからない。でも、タイ語を勉強してからクセのないタイ語や、ゆっくり話してくれるタイ人の会話は少しわかるようになった」と上達を励みにタイ語を学んでいる。

IRMs は居住国と同じ言語を使用する国への移住や帰還移住のような、同じ言語を使用する国に移住する場合は、言語の問題を回避することができる。また、過去に移住先の言語を習得済みの場合や、移住先の言語を移住後に習得することにより言葉の壁を乗り越える人もいるが、一般的に外国人が移住国において直面するものに「言語の壁」がある。

言葉の壁とは、受け入れ国の言葉がわからず、ホスト住民とのコミュニケーションがうまくできないために、受け入れ国で生活していくうえで必要な情報を十分に入手することができないことである。言葉の壁によって、外国人住民は利用可能なサービスなどを適切に享受することができないことや、生活のあらゆる局面で不自由や不便を経験することがある。

多くの移民はホスト国の言語を学ぼうとしているが、言語習得の試みは成功に至らず、その結果日常のコミュニケーションのために母国語または英語を頻繁に使用する(Gustafson et al.:2017)。移民の中でも IRMs ならではの言語の壁はあるのだろうか。

河原(2010)は在チェンマイ日本人ロングステイヤーのタイ語、英語による会話能力が低く、英語のほうが若干上回るものの、現地社会との交渉の場における使用は難しいことや、加齢による記憶の衰えや発音の難しさを理由に、タイ語の習得に挫折する者がいること、時間の無駄を理由とする未習者もあり、言葉の問題を抱えているために、独立して個人が現地社会と関係を構築する術がないことを挙げている。

fさん(70代男性)は、タイ語は最初からあきらめているし、身振り手振り指差し会話集や翻訳アプリでなんとかなる、という。調査対象者のなかにも年齢による言葉の壁を実感する IRMs がいた。

言葉の壁を補う資源として IRMs が使用するものに翻訳機がある。近年では、機械翻訳の発展は目覚ましく、精度も数年前に比べると格段に向上している。音声翻訳機は、外国語を翻訳して外国人とのコミュニケーションを可能にするアイテムであり、海外旅行や出張で活躍する。また、日本語から外国語のみ翻訳する単方向型は減少傾向にあり、技術の進歩とともに日本語と外国語の両方を翻訳できる双方向型が増加している。対応言語数も多く、簡単な会話や交渉であれば十分事足りるが、文字による自動翻訳は言語によって得手不得手があり、例えばラテン系言語であれば日本語から翻訳するよりも、英語から翻訳した方が正確である(南谷 2017:1519)。調査対象者の IRMs の中には、スマートフォンに翻訳機を用意し、買い物や公共交通機関を利用するときに、翻訳機を媒介して意思疎通する人がいる。音声翻訳機では、音の抑揚や同音異義語の判断が必ずしも使用者の意図と一致しない場合がある。たとえば日本語の「橋」と「端」、「箸」のような単語の場合、誤訳することもある。断る場合の「いいです(結構です。要らないので断る意図で使用する)」を「良いです」と訳すことや、語尾を上げる会話で例えば「食べます？」などの疑問文を投げかけても、肯定文「食べます」と翻訳される場合など、必ずしも完璧な翻訳が適うものではない。

医療現場で翻訳機を使用した場合に誤訳が生じると危険な場合もある。日常会話と医療会話の専門性の違いを鑑みると、翻訳機には限界がある。医療通訳における誤訳は治療の選択や結果説明に影響を及ぼす危険性をはらんでおり、通訳者の責務は重大である。

移住先にて医療施設を利用する時の言葉の壁は、治療そのものを左右するケースがある。押味(2010)は、医療における言葉の壁の影響として、①医療機関で話される言葉で十分にコミュニケーション取れない患者は、十分コミュニケーションが取れる患者に比べ、検診など予防医療を受ける割合が低い、②自分が受けている治療に関して医師の説明を十分理解できず、更には医師の指示を守ることも少なく再診することが少ない、③言葉の壁のために入

院率が高まり、入院期間が長くなる、④痛みに関して患者が十分説明できないために入院中の麻酔の量が言葉の問題がない患者と比較して少ない、ことを指摘している(押味 2010 : 282-286)。三田寺(2021)によると、医療従事者と患者間における言語障壁が医療サービスに与える影響、及び医療通訳の有用性について文献検討を行った結果、医療従事者と患者との間で言語障壁がある場合、検査・入院確率が高く、治療・薬の処方理解度、健康指導度、対人ケアの質、治療・コミュニケーション・医療提供者に対する満足度、健康関連 QOL が低いことが示された(三田寺 2021:13-26)。

移住者は病院内で交わされる現地の言葉が十分に理解できるとは限らない。また、通訳者といっても自身の言語力を生かし無償で協力している人から、プロレベルで仕事を引き受け活躍している人たちまで、多種多様である(南谷 2017:1518)。医療現場には馴染みのない医療用語や体調不良による集中力低下、非日常的な病院空間からくる緊張、医療制度や習慣・文化の違いなどによる、言葉以外にも多くの壁に直面する。初診や告知・治療説明、ラポール⁹⁰を結ぶ、あるいは患者の訴えに十分に耳を傾ける必要がある場面では、医療通訳者が同席することが、よりよい医師と患者のコミュニケーションにつながると考えられる(森田・吉富 2020:643-649)。医療通訳とは文字通り、医療現場で行う通訳を意味する。診察室での通訳はもちろんだが検査や処置、ときには手術にも同行し、外国人患者とのコミュニケーションを円滑にする役割を担っている。

日本人社会では外国語が堪能でも付加価値が付きにくく、逆に現地の通訳や、親睦団体の知人、友人、家族などが現地の言葉を話せると無償のボランティアとして駆り出され、誤訳に対する保証もないまま依頼だけ増えて困る、という話がある。医療通訳は難易度が高く、豊富な知識が求められる仕事であるため、最近海外でも司法、会議医療通訳は一般的なコミュニティ通訳とは分けて、専門通訳とする動きがあり、現在国際 ISO⁹¹委員会において新たな基準を策定中である(南谷 2017:1518)。

言葉の壁を乗り越えるための手段には、翻訳機使用や対面通訳のほかに、電話やビデオで対話する遠隔通訳がある。遠隔通訳の利点は、通信環境さえ整っていればすぐに使用でき、マイナーな言語でも対応可能となる。アメリカでは患者が医療を母語で受ける権利が保障されており、そのため 200 以上の言語で遠隔医療通訳を提供する会社がある。しかし、遠近通訳では目視できる範囲が限られていたり、同時に数人が話すと分かりづらかったりすることもある。電話通訳の場合は、電話回線さえあればどこでも使えるが、通訳を依頼する本人と対話をしている現地の人に通訳者と 3 者での通話となり意外と難しい。スピーカーフォンにすると音が聞き取りにくく、直接電話口となると毎回受話器を渡す必要がある。通訳者は現場が見えないため、どのような場面の通訳なのか状況把握のために、口頭での追加説明が要する場合もある。

AI による機械翻訳が進み、単語や短いフレーズなどは人間の記憶力より優れており、今後辞書として使うには有用だろう。一方で、同音異義語や語尾の抑揚に関しては、前後の文章を判断して間違っている場合でも機械は断言するために、誤訳の危険がある。通訳のレベルにも得意分野にばらつきがあり、ボランティアで善意の上に成立する身近な人のケースと有償通訳がある。移住先の言語を習得していても、病気や怪我などで日常生活と異なる専門用語を必要とする場所では、壁が生じることもある(南谷 2019:1519-1521)。

タイ人を除く調査対象者 48 人のうち、タイ語の 4 技能(読む・書く・聴く・話す)を習得済みの調査対象者は 4 人であり、いずれも日本人であった。4 人に共通することは 20 年以上タイに住んでいることと、タイでの就労経験があること、タイ人と同居していることである。また、4 人のうち 2 人は、来タイ前より日本でタイ語を習得していた。

タイ人と日常会話ができる、と自己評価している調査対象者は 15 人(日本人 14 人、スウェーデン人 1 人)であるが、タイ居住歴の長い人と短い人、単身あるいは同居、タイでの就業経験の有無は混在している。15 人に共通することは、英語を媒介語としながらタイ語と英語の 2 か国語を使用しており、15 人のうち 10 人は海外駐在の経験者であった。

調査対象者のうち約 4 割は、レベル差はあるがタイ語を習得する(した)ことで、言葉の壁を克服しようとしている。タイ語を使用しない対象者 29 人(日本人 27 人、スイス人 2 人)が言語の壁を克服するための手段で共通することは、家族あるいはパートナー、友人による通訳を媒介とすることである。IRMs と同居するタイ人パートナーは、IRMs のタイ語習得に代わって、自らある程度の英語や日本語を習得し通訳している。調査対象者のスイス人 2 人は、査証更新など公的資料に関わるタイ語の通訳では、同居するタイ人パートナーが通訳していることを語った。

タイ人と同居していない IRMs は、ちょっとした日常会話では、自分の交際範囲内の日本語、英語をある程度理解するタイ人友人や、タイ人の家主、メイド、タイ語を習得している日本人などの支援でタイ語を理解する。

タイ人の支援が得られない日本人 IRMs は、日本人親睦団体であらかじめ最新情報を日本語で入手する、あるいは有償による査証更新サポート会社や旅行会社の日本語通訳を利用するなど、言葉の壁の克服に取り組んでいる。

外国人利用者の多いチェンマイの病院では、日本人通訳あるいは日本語を話すタイ人が勤務している。このような病院では、日本人 IRMs を対象に、日本語による健康診断を展開し、現地邦人団体等は病院と協力して年に 1 回希望者を募り集団検診を行っている。日本語通訳サービスを備えた病院の通訳料金は医療費に含まれているが、海外療養費還付制度申請書類の翻訳は別料金となり、1 回毎の料金設定から、通院期間回数の長い IRMs には月間または年間の翻訳料金が用意されているところもある。

現地女性と婚姻関係のある人やパートナー関係を持つ IRMs の中には、日本語通訳のいない、より安価なクリニックを利用する人もいる。このような場合は、家族やパートナーとなった現地女性を媒介して医療サービスを受ける。また、親しい現地の友人や、隣近所、家主が言葉の壁を補う役割を担うときもある。タイ人の支援の背景には、仏教の教え「*ทานุญ*(タンブン、徳を積むこと)」があり、善行を数多く行うことで転生した来世でも幸せになれるという考えに基づいている。タイ国民の約 93%が仏教徒であり、タイ国王は「仏教徒であり、かつ、宗教の保護者」とされている(タイ王国憲法第 10 条)。タイ仏教は社会の公共的領域に介入する力があり、国民の社会生活に大きくかかわっている(櫻井 2009:24-25,2019:150-158)ことから、IRMs は直接目に見えないながらも、仏教を根幹とするタイ人の善行に支えられていることもある。

7-2-3. 貧窮から脱却するための自助 生活保護へのアクセス

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度であり、生活保護の申請は国民の権利でもある。生活保護の対象は、①不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない人、②就労できない、又は就労していても必要な生活費を得られない人、③年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない人となるが、扶養義務者からの扶養は保護に優先される。

申請先は、申請者の住民基本台帳を管轄する自治体の福祉事務所(生活相談等の窓口)である。生活保護申請を行った場合、福祉事務所は訪問調査や資産調査等を行い、保護を受けられるかどうか、および支給する保護費の決定のための審査を行う。これら審査を踏まえ福祉事務所は、生活保護申請より原則 14 日以内に生活保護を受けられるか判断する。

平成 20 年 3 月 10 日第 169 回国会質問第 70 号では「海外在住邦人への生活保護支援の在り方に関する質問主意書」が参議院議員藤末健三より提出された。質問内容は、平成 20 年 2 月末に最高裁判所が生活保護の受給者が海外渡航した場合、「一時的に国外に滞在しても、住居が国内にあれば保護を受けられる」との初判断を示し、渡航だけを理由に一律に減額する処分を違法としたが、生活保護を受けている者が、海外での滞在でひと月など長期にわたる場合は一時的とはいえ、滞在先国の物価水準などに合わせて減額、または停止などの措置を取るべきであり、ひと月など長期にわたる海外渡航などを含め、生活保護制度の運用について、政府は統一的な基準を示すべき、との趣旨であった。

厚生労働省は、生活保護法では国外に滞在している者に対する保護の実施は想定されていないと考え、これまで海外渡航期間中は生活保護費の一部の支給を一律に停止すること

としていたが、平成 20 年 2 月 28 日の最高裁判所の判決を受けて、海外渡航期間中の生活保護支給停止の在り方について検討中、との回答であった。

平成 20 年 4 月 1 日社援保発第 0401006 号(厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡)課長通知 10-9 では、被保護者が海外に渡航した場合の生活保護の取扱いについて、海外渡航したことを理由に生活保護を停止することはできないが、事前に渡航内容や費用を届け出させることと、渡航費用は収入認定する(つまり保護費が減額される)が、①親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参、②修学旅行、③公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加(選抜または招待された場合に限る)場合は収入認定しないこととしている。よって IRMs が海外で生活保護を受給することはできず、帰国が前提となる。

7-2-4. 帰国のための自助

x さん(80 代男性)は、引退後の豊かな人生を過ごすことを目的に、20 年以上チェンマイで生活していた IRMs であった。x さんが帰国した理由は物価の高揚と健康悪化である。x さんは加齢により足腰が効かなくなり車の運転が不安になった。事故でも起こしたら大変なことになる。そろそろ日本へ引き上げようと思った、という。x さんは、滞在中に記録していた家計簿を(筆者に)見せながら、「20 年前は屋台でカオソーイ(北タイのカレー麺)を食べても THB10 でお釣りがあった。赤バス(乗り合いバス)も THB8 で乗車できたが、今は何もかも物価が高揚して、これ以上物価が上がったら年金じゃ生活できない、日本の方が安い、と思う一方で、帰国には葛藤があった」という。「日本に帰っても夢も希望もない、ただ死ぬのを待つだけ、でもこれ以上チェンマイにいたら皆に迷惑をかける、自分で帰れるうちに帰る(帰国)ことが大事、自分の事は自分でやる、それができなくなったら帰るしかない、もうチェンマイは卒業した」と x さんは語った。2018 年に帰国した x さんは日本に不動産があり、現在は家族と同居している。

w さんは 2 年間チェンマイに滞在していたが、現在は帰国して年に数カ月チェンマイ滞在を繰り返す IRMs である。帰国の動機は病を抱えた生活だったという。チェンマイで脳梗塞を発症した w さんは「要支援の範囲であれば海外生活できるが、要介護になったら帰国すべき、チェンマイの方が一年中過ごしやすく物価も安い健康あつての海外生活」と語った。病状が軽度であり迅速な治療により後遺症のない w さんは、チェンマイの友人にチェンマイでの療養を勧められ、帰国の決断に迷った、帰国の決断は簡単ではなかった、という。「友達に迷惑をかけたくない、自分の事は自分でやる、それができなくなったら帰るしかない、帰国してもチェンマイは逃げないからいつでも短期間なら行ける、あと 2~3 年は行けるだろう」と w さんは語っている。

xさんとwさんに共通することは、チェンマイに住めないわけではないが、先んじて帰国を決断していることである。また、チェンマイでIRMを続けるための条件として、xさんは車の運転が可能な健康状態、wさんは介護認定が「要支援」の範囲であること、とそれぞれチェンマイでの生活維持に対する判断基準がある。

Pさん(70代男性)とQさん(70代女性)夫婦は、近いうちに日本へ帰国することを検討している。Qさんは「人に迷惑をかけちゃいけない。私達はチェンマイで小さくなって、人に迷惑をかけないように生きている。私達も年を取った。これ以上チェンマイにいて病気にでもなったら貴方(筆者)や周りに迷惑がかかる。子どもや孫もいるし、真剣に帰国を考えている」という。PさんQさんも、xさんwさんと同じく、IRMを続けることが可能な時期に、すでに帰国を検討している。3つのケースで共通する基準は「他人に迷惑をかける」ことが回避できるうちに帰国する(帰国を検討する)ことであった。

介護保険が利用できないチェンマイでは、タイのメイドを自費で賄うIRMsや、IRMsが親であるIRMsの介護にあたる、いわゆる老々介護が見られる。また、言葉の壁を取り除くために、IRMsのなかには翻訳機を利用する、あるいは自らタイ語を学習する、身近なタイ人による通訳など、さまざまなアクセスを通じて言葉の壁の克服にあたっている。さらに調査対象者の中には、IRMを引き上げ帰国する場合の基準を自ら設けて、基準を満たせないと判断して帰国した人や、IRMsを持続できる時期から事前に帰国を検討する人がいることが、本調査で明らかになった。

第3節 IRMsのジレンマ

本節では、IRMsが帰国を躊躇うジレンマを検討し、IRMsの自助努力の限界点を明らかにする。

7-3-1. 自己責任の壁

高齢者対策基本法の届かない海外で生活するIRMsに求められる自助努力とはどのようなものであり、高齢化に関する理解や相互連帯に関わる取り組みを、誰がどこまで担おうとしているのだろうか。

厚生労働省は高齢者の尊厳保持と自立生活支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「地域包括ケアシステム」構築を推進している。同システムは、高齢者を取り巻く生活課題を「自助・互助・共助・公助(4助)」の連携によって解決していく取り組みである(厚生労働省HP: 地域包括ケアシステムの5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」)。

自助とは、自分で自分を助け、自発的に自身の生活課題を解決する力を指す。国内外のどこにいても、自分のことは自らの力で解決に取り組むことからスタートするが、自助力を備えていても、突発的な病気や事故、災害、テロなど、自己解決しきれないリスクは国内外問わず誰にでもある。自助で対処できないときに、自分の身近にいる家族、友人、隣人などが助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力が互助である。

互助は費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合いとして、家族友人隣人の他にも親しい仲間や住民同士のちょっとした助け合い、ボランティアグループによる生活支援がある。また、自治会など地縁組織で会費を活動資源とするものや、自主財源と外部資金で運営する NPO 等による有償ボランティアなど幅広い形態がある。この支え合いを受けて自助力を再生した人は、その力をもとに支援する立場に回ることで、お互いの持続可能な支え合いが成立する。しかし、互助によっても自助が再生できないことがあり、その場合は制度化された社会保障が必要となる。

被保険者が相互負担する保険料と公費で構成される制度化された社会保障制度として、年金制度や国民健康保険制度、介護保険制度等がある。このような、リスクを共有する者同士で助け合う制度化された社会保障制度が共助である。広辞苑では、共助を①助け合い、②裁判事務について裁判所が互いに補助することや行政機関相互間の協力を意味することもある、と定義している(新村編 2018:762)。助け合いの意味では互助と共助は共通するが、ここでの互助は「顔の見える人同士の助け合い」であり、市場で売買されているものや強制力をとまなうものではなく、個人の自発的意思によって行われる助け合いを指す。共助は、共通リスクを負う者同士の相互負担金と公費(税)を財源に運営され、「顔の見えない人との助け合い」である。共助の中でも、海外年金送金制度を利用して IRMs は年金を海外で受け取ることができる。国民健康保険被保険者は、海外医療費還付制度により、海外でも国民健康保険制度を利用できるシステムが整備されている。一方で、介護保険制度は保険者である地方自治体市区町村と特別区が日本国内の管轄地域で運営し、被保険者へ介護サービスを提供していることから IRMs は被保険者であっても帰国しない限り利用できない。IRMs の介護・貧窮問題発生要因のひとつには、海外で介護保険を利用できないことと、IRMs のなかには帰国して日本の住民となり介護サービス利用する選択をしない人がいること、予期せぬ大病による健康悪化から医療費が嵩み貧窮化に陥ることがある。

自助、互助、共助で対応しきれなくなった場合に、最終的に必要な生活保障を行うための社会福祉制度が公助であり、高齢者福祉事業や生活保護、人権擁護、虐待対策などがある。IRMs が公助を必要とする場合も介護保険同様に、帰国して日本の住民となり支援を受けるため、海外では利用できない。

海外移住者に対する日本の担当行政は、海外年金送金や海外療養費還付などのルーティン化された制度を実施しているものの、健康悪化や貧窮化に陥った IRMs が期待する支援に対してはきめ細かく対応できていない側面が垣間見える。そのために、IRMs は頼れそうな制度があるにもかかわらず、実際に健康悪化や貧窮化に陥ったときに、期待するほどきめ細かく対応してもらえないかもしれない、という不安を抱いている。さらに、このような不安は、日本に帰国しても元の生活に戻れる保証のない IRMs にとって、より深いジレンマとなっている。

R さん(70 代男性)は生活困難に陥った日本人 IRMs の帰国を支援したときのことを「タイ人の友人から貧困・独居 IRMs の相談を受けた。貧困・独居者は邦人団体の会合に参加しない、あるいは邦人団体の活動内容も知らないし、知ろうともしない。この人たちの交友関係は非常に狭く、実態情報が入手できない。領事館には在留届の制度があるが、このような人たちは大多数の人が在留届を出していない。これは事象発生した事例からの領事館の見解だけど。貧困・独居者は、ただひたすら深く潜航し、(自らを)周囲から遮断している。その人は、誰にも迷惑をかけたくないから、と帰国を拒んでいたが、在留届を提出して日本の家族と連絡を取り帰国した」という。

F さん(70 代男性)は、生活困難に陥った日本人 IRMs の帰国を見届けたことがある。「近所のおばさん(タイ人)から、生活苦を抱えた日本人 IRMs の事を相談されたので、おばさんと一緒にその人を訪ねた。日本へ帰りたくない、帰国しても生活保護を受けるだけ、親族縁者に迷惑がかかるので、できればタイでの存在も知られたくない、と言われたけど帰国を促した。外地では自分の事は自分でやるしかない。自己責任。自分のことを自分でできなくなったら帰国するしかない」という。

J さん(70 代男性)も生活困難に陥った日本人 IRMs の帰国を見届けた経験者である。「彼は帰国してから行政書士に頼んで生活保護に繋がった、と連絡がきた。すべての IRMs が生活困難なわけではない。常識ある人なら何とか帰国して生活保護の申請をする。でも、タイに残りたがる。家族に迷惑をかけたくないという。でもタイに残っていられたら、居住退職者にとっては迷惑になる。長期間別居生活すれば、親族といえども形骸化する。それでも親族の責務なのか、帰国して安住の地と言えるのか」という。

生活保護申請では、申請者の配偶者や親子など親族に援助できないかどうかを確認する「扶養照会」が自治体福祉事務所によって行われる。生活保護申請を躊躇う理由のひとつに「家族に知られたくない」ことがある。自分で自分を助け、自発的に自身の生活課題を解決する自助が成立しなくなったときに、その状態から脱却するための手段の一つとなる帰国を拒否する理由には、帰国して「家族に知られる」ことにより迷惑が掛かることを回避することが自己責任である、との捉え方があるのだろうか。

Mounk(2017=那須・栗村訳 2019:30)は、義務としての責任(他者への責任)という捉え方が優勢だった時代から、結果責任としての責任(自己責任)という新たな捉え方が主流となり、この変容した責任像が優位を占めていることを議論している。自分が勝手に海外移住を選択した結果の貧窮化なのだから IRMs は自己責任である、と捉える所以はここにある。ここで問われる自己責任とは、過去の出来事となる「日本に留まらずに海外へ行った」行為と、「自ら海外に行くことを選択した」という自己決定が作用した結果を当事者が負う責任として位置づけられる。

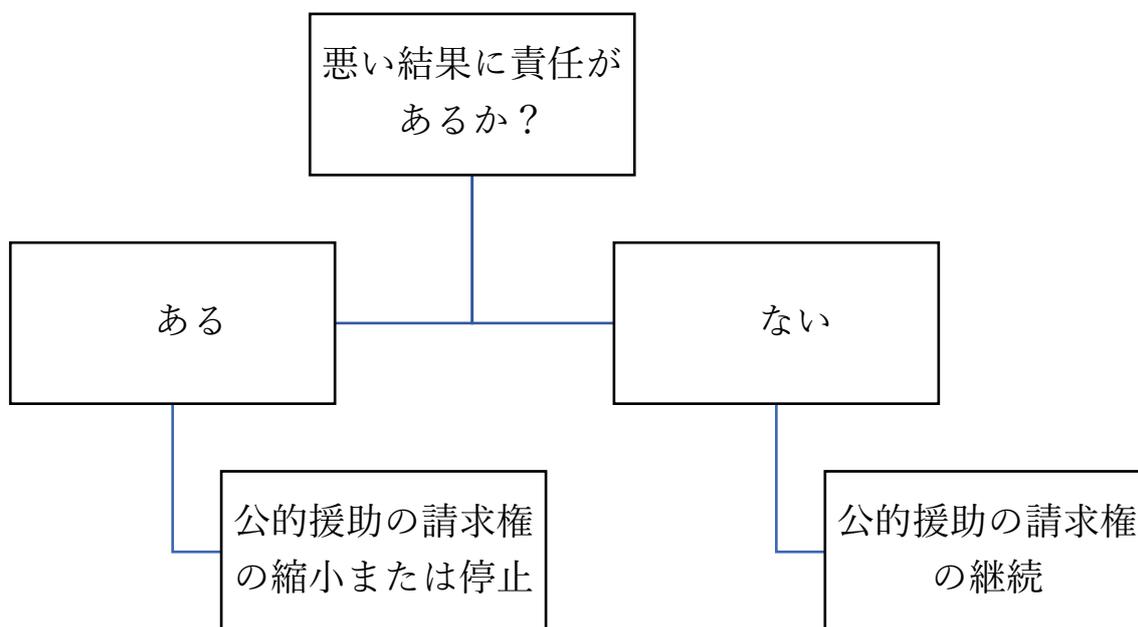
自己責任の肯定には「自立・自助」論が根底にある。第 99 代内閣総理大臣菅義偉は、自らの政策理念として「自助・共助・公助」を掲げ、まず、自助努力があることを打ち出した。

IRMs が貧窮化に陥った場合は、自立自助のための努力が足りなかった、あるいは努力しなかったかどうかにより自己責任が問われる。しかし、ここで実際に問われることは「責任」ではなく「自助努力」であり、どれだけ責任を全うするために努力を重ねたかが鍵となる。また、ここで問われる努力とは、必ず報われることが前提となっている。

Mounk(2017)は、responsibility frame work(責任の枠組み)を提唱し(図 7-1.)、責任の枠組みには隠された合意があることを議論している。Mounk(2017)によると、責任の枠組みは、2つの主要な想定をともなっており、それによって責任の時代の政治的思考の輪郭を把握できる(Mounk2017=那須・栗村訳 2019:19-21)。具体的に一つ目は、ある人が悪い帰結を自ら招いたのなら、それに関するその人の責任は(おそらく)当人の公的援助に対する正当な請求権を狭めることであり、二つ目は、その結果、ある人が公的援助を受けるに値するかどうかは、(おそらく)当人みずから貧窮状態に陥ったとみなせるか否かという先行問題にかかっている(Mounk2017=那須・栗村訳 2019:18-21)

IRMs の貧窮化を、Mounk(2017)の責任の枠組み構造から検証すると、IRMs が介護・貧窮化を自ら招いたのなら、それに関する IRMs の責任は(おそらく)IRMs の公的援助に対する正当な請求権を狭めることであり、その結果、IRMs が公的支援を受けるに値するかどうかは、(おそらく)当人みずから貧窮状態に陥ったとみなせるか否かという先行問題にかかっていることになる。

図 7-1.Mounk2017(=那須・栗村訳 2019)による責任の枠組み



出典：Mounk(2017=那須・栗村訳 2019:19) 図 1.「責任の枠組み」引用

介護貧窮化に直面した IRMs の中には、自らの意思で海外に行ったことに対する非難や謝罪を逃れるために、できる限りチェンマイに留まることを選択するケースがある。福祉制度であるセーフティーネット申請者は、恥辱となりかねない自らの私生活上の情報を明らかにすることを強いられる(Mounk2017=那須・栗村訳 2019:93)。IRMs のなかにはプライバシーの開示を拒み、福祉制度や帰国そのものを拒否することがある。

SC 計画誕生当初の IRM は潤沢な資金・資産に恵まれた人たちによる海外移住であった。彼らの移住先は、経済的要因以上に文化的要因によって選択する傾向があり、SC 計画誕生当初の IRMs の移住先は、日本以上に物価の高い欧米先進国を目指すものであった。現代の IRM は、潤沢な資金・資産に恵まれた人ばかりではなく、経済的に安心して老後を過ごせない日本からの脱出を動機とする経済再生のための IRM との階層分化がある。さらに、物価の安い国への移住によって、経済を立て直し生活の質向上を獲得した IRMs ばかりではなく、移住しても生活の質が向上しない IRMs や、移住当初は生活の質が向上していたが、健康悪化や何らかの理由により、生活の質の低下に転じる IRM もいる。

自分で自分を助け、自発的に自身の生活課題を解決する「自助」が立ち行かなくなった場合は、帰国してしかるべき介護を受ける、あるいは自らセーフティーネットにアクセスして経済再生をはかった IRMs がいる一方で、帰国を躊躇いチェンマイに居続ける IRMs がいる。そこには、「人に迷惑をかけない」ことを個人的責任として受け止め、家族や親族に迷

惑をかける扶養照会の必要な「公的援助の請求権」を放棄することによって、自己責任を成立させることがあるのではないだろうか。

7-3-2. 家族の個人化

IRMs は自助を基本として、自助力を維持するために身近な人と助け合い(互助)、海外年金送金制度や海外療養費還付制度(共助)によって成立することが持続条件といえるが、健康悪化や貧窮化に陥っても現地に留まる IRMs もいる。その背景となるものの一つが「家族の個人化」である。

現代社会の最大の特徴として、家族と国家の領域に選択可能性の拡大の意味で個人化が浸透している(山田 2004:341-342)。家族内での個人化は、家族自体が選択可能になった上で、家族が家族であることの存在理由が失われていく過程にあり、家族形成や維持が不可能になる問題がある。

IRMs が日本で居場所を失い、日本に回帰する退路を断ち切っている中には、家族範囲の縮小化や、家族をやめることを選択する自由の増大、家族の分裂がある。

貧窮化に陥った IRMs に対して、帰国の説得をする人や支援する人もいる一方で、彼ら支援者を拒み現地に留まる IRMs がいる。

健康や生命及び社会活動の維持に必要な個人の衛生、住環境の衛生若しくは整備又は健康管理を放任・放置した状態を自己放任(セルフ・ネグレクト)状態という(野村他 2014:185)。自己放任の中には、介護や医療を必要とするにもかかわらず、その支援を一貫して拒否する場合がある(鄭 2017:22,2018:56-57)。また、高齢者の自己放任問題は、孤独死との強い関連が認められる(ニッセイ基礎研究所 2011:45-57)。

生活保護申請では、申請者の配偶者や親子など親族に援助できないかどうかを確認する「扶養照会」が自治体福祉事務所によって行われる。生活保護申請を躊躇う理由のひとつが家族に知られたくない、迷惑をかけたくないことである。

高齢社会対策基本法施策の届かない海外では、帰国しない限り公的支援にアクセスできない。帰国しても、頼れる家族のいない IRMs にとっては、帰国後の活路を見いだすことができず、自己放任に陥り、支援を拒むことがある。IRMs 介護・貧窮化問題の背景には、家族に迷惑をかけたくないことから帰国支援を拒む、家族の個人化が窺える。

7-3-3. 自助努力の限界点

IRMs の自助努力による経済再生を支えるためには、日本円が優位に使用できる為替レートが条件の一つとなる。タイ財務省「仏歴 2554~2563 年バンコクメトロポリタン商業銀行 THB 為替変動推移」より、最も日本円が高かった 2012 年と最も低かった 2019 年に対する

「年金 200 万円/年の IRMs」の収入を THB に算出して比較すると、2012 年 THB779,662 (THB64,972/月) 使用できた年金が、2019 年は THB553,454(THB46,121/月)になる。

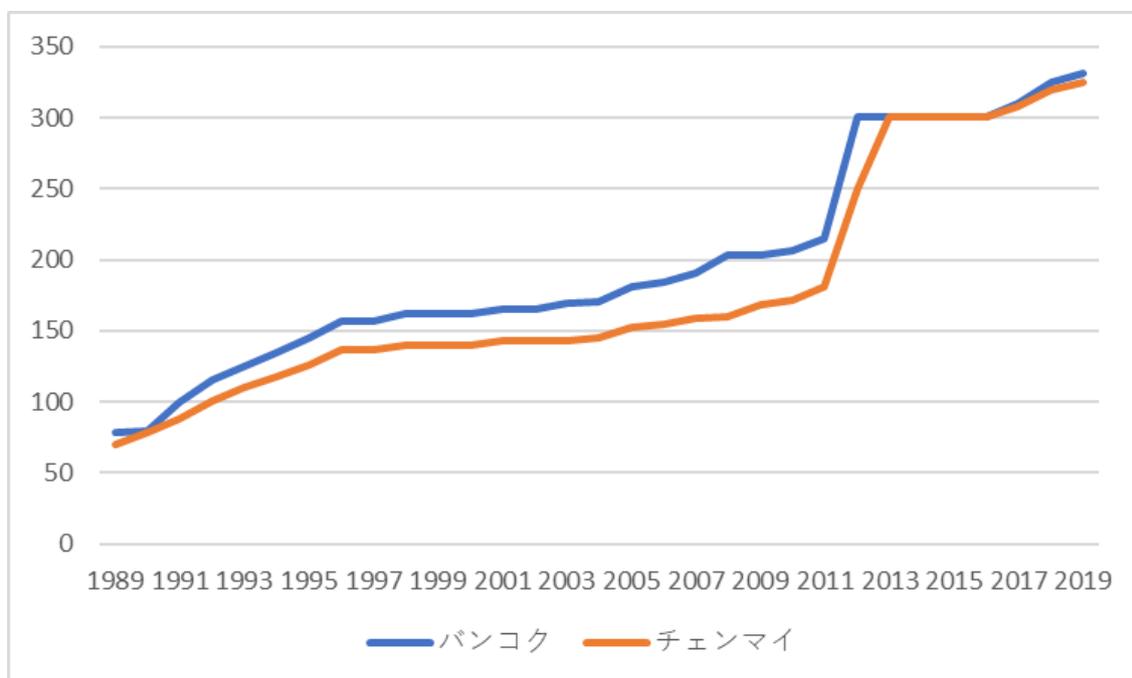
タイの県別世帯収入平均と年金年収 200 万円および 100 万円の IRMs を、同年の為替レートでタイバーツに算出して比較すると、2011 年は現地平均収入がタイで最も高いバンコク (THB48951/月) より、年金 200 万円月収 IRMs (THB63878) は約 3 割高かったことになる(図 6-1.)。

年収 100 万円の IRMs の場合は、バンコク平均収入より低いが、チェンマイやチョンブリー、プーケットより高い。年金年収 200 万円でも、2015 年のバンコク平均収入との差は、わずか THB1,617(当時のレートで約 5,700 円)である。年金で生活する IRMs は、為替の変動と居住県によって、年金収入は現地の人々の世帯収入平均と変わらないこともある。2013 年以降年収 100 万円の IRMs はバンコクやチョンブリー、プーケットの世帯収入平均を下回っている。

2013 年タイでは全国一律で最低賃金が 1 日当たり THB300 に引き上げられた。背景には、2011 年 7 月の総選挙で誕生したインラック政権の公約がある。全国一律の最低賃金引き上げにより、チェンマイの世帯別平均年収と IRMs の年金収入の差は縮まりつつある。

図 7-2.タイ最低賃金推移

(単位：THB)



出典：กระทรวงแรงงานอัตราค่าจ้างขั้นต่ำHP.(タイ労働省 HP. อัตราค่าจ้างขั้นต่ำ 最低賃金)を基に筆者作成

潤沢な資金・資産に恵まれた IRMs であれば、物価に左右されることなく、タイのどの地域でも、日本より豊かな生活が可能となるが、タイでの年金生活は年金収入金額次第であり、タイのどこでも「日本より豊かな生活」が享受できるわけではない。預貯金に恵まれた IRMs であれば、タイのどこでも生活の質の向上を求めた生活を描けるが、年金収入に頼る IRMs のなかには、適地を選択して生活の質の向上をはかる人から、現地の人の生活と同水準を維持することにより生計を立てる人まで、年金生活者のなかにも階層分化が見える。

県別世帯家計支出推移を考察すると、チェンマイの世帯家計支出額が上昇しており、2020年のチェンマイ県世帯家計支出平均は THB 18,887.48 である。年収 100 万円 IRMs の月収換算 THB24162.6 は、現地の平均支出を上回ってはいるが、ここでは現地の人々と同水準の生活設計が前提となる。また、健康悪化や加齢による医療費などの支出の保障を別途担保しておく必要がある。

本章では、IRM の変容により生じた新たな問題に直面する中で、日タイ政府による公的支援でカバーしきれない部分を、IRMs が自発的に克服しようとする自助活動の実態および自助が立ち行かなくなった IRMs の抱えるジレンマを検討した結果、次の 2 点を明らかにすることができた。

まず、IRMs の自助努力の限界点である。IRM の変容により生じた新たな問題に直面する中で、日タイ政府による公的支援でカバーしきれない部分に対して、IRMs は自らの力で頼れそうな制度にアクセスを試みるが、海外年金送金制度や海外療養費還付制度など、頼れそうな制度があるにもかかわらず、複雑な課税対応や医療保障点数、為替のリスクにより制度の利便性を享受できない状況にある。

次に、IRMs の介護・貧窮化に陥った IRMs の自助努力に対する諦めである。頼れそうな制度に手が届かず、自助が立ち行かなくなり介護・貧窮化に陥った IRMs のなかには帰国を躊躇う人がいる。彼らが帰国を拒む背景には、家族に迷惑をかけたくないことがある。ここには家族の個人化が窺える。帰国しても頼れる家族のいない IRMs にとっては、帰国後の活路を見いだすことができず、自己放任に陥り、支援を拒むこともある。

第8章 在チェンマイ邦人 IRMs による互助活動の実践

介護・貧窮化に陥っても帰国を躊躇う IRMs の深刻なジレンマ状況に対して、チェンマイの邦人社会は必ずしも手をこまねているわけではない。本章では、邦人社会の変容によって新たに生じた問題を克服するための、IRMs 同士の互助および小規模グループでの互助、邦人団体としての互助活動の新たな展開を調査データに基づき検討し、IRMs による互助活動の実態とその限界点を明らかにする。

第1節 在チェンマイ邦人親睦団体

本節では、伝統的な邦人団体である日本人会および IRMs 当事者団体それぞれの抱える実利的要請を比較検討する。

8-1-1. チェンマイ日本人会と邦人子女教育

チェンマイ邦人社会には会員数 100 名を超える邦人団体が、日本人会をはじめ、IRMs 当事者団体である A,B 会の 2 団体と、合計 3 団体ある。また、各邦人団体それぞれの活動報告を共有する場として「北部タイ日系団体連絡協議会」がある。

1990 年タイ北部工業団地の日系企業により設立した北部タイ日系団体連絡協議会は、総領事館と日本人会担当者を含む定例会を毎月開催していたが、現在は各邦人団体の代表者も定例会に参加している。定例会では総領事館から提供される情報および各団体の活動報告、他の団体が抱えている問題や課題を共有し、チェンマイ邦人社会全体で解決に向かうための対応策を模索している。定例会で得た情報は、各団体の代表者が所属団体で開催する月例会または会報を通じて会員と共有する。在チェンマイ邦人がこれら邦人団体に求める実利的要請を満たすための邦人団体の役割には、どのようなものがあるのだろうか。

在チェンマイ出張駐在官事務所設立と同年の 1980 年 12 月に誕生したのが、チェンマイ日本人会であり、チェンマイ邦人団体として最も長い歴史を持つ。2010 年に法人登記された非営利団体であり、2019 年 11 月時点の会員数は 334 名である。

チェンマイ日本人会は活動目的として、①会員相互の健全な親睦と信頼関係を築く出会いの場とする、②タイ国内での暮らしや福祉についての知識並びに経験や意見交換の推進の場とする、③会員の子女である青少年の適切な学習の場を提供する、④日・タイ両国の親睦を促進する活動の場とする、⑤文化・交流活動を推進する場とすることを挙げている。

従来日本人会会長は、選挙で選ばれた北部タイ日系企業連絡協議会に所属する企業の経営者層が務めていたが、2021 年よりタイ社会との連携を強化するために、チェンマイ日本人会顧問弁護士でもある Dr.Khettai が会長を務めている。組織形態は、会長の下に新たに

運営委員会が設置され、運営委員会の委員長は従来の会長職と同じく日本人が就任し、役員メンバーは従来通りの活発な活動が行えるように配慮されている。タイ人を会長とした理由は日タイ連携強化のみならず、会長がタイ人であることによってタイ行政手続きに関する書類の簡素化・迅速化が図れることがある。

チェンマイ日本人会は、会員相互の交流と情報交換、現地社会への貢献を目的として活動している。具体的にはスポーツや文化活動、生活部主催の定例の会合などを通して、当地での生活が快適になるような情報や場を提供し、これらの情報や活動は毎月の会報「火焰樹」より入手できる。

入会条件は、①チェンマイ県および近隣県に住む 20 歳以上の人、②ノン・イミグランド VISA を持つ人、③先んじて在チェンマイ日本総領事館に在留届を提出した人である。入会希望者は入会申請用紙をオンラインまたは郵送、FAX、事務所に持参等により申請する。定例役員会にて申請書が受理された後に、入会通知書が送付され、毎月会報の『火焰樹』が配布される。20 歳以上の成人であり、3 か月以上タイに滞在するための査証ならびに在留届届出済であることが入会条件であり、観光 VISA や査証免除制度による滞在者、在留届未届の人は入会資格がない。

チェンマイ日本人会の担う役割のひとつが「チェンマイ日本人補習授業校」運営である。元チェンマイ日本人会事務局長 D さんの語りによると、タイ北部工業団地への日系企業進出にともなって駐在員が増加すると同時に、駐在員のみならず帯同する家族も増加したという。帯同家族の増加により、学齢期の駐在員子女に対する教育問題が、邦人社会の喫緊課題となった。日本人学校のないチェンマイでの子女教育は、インターナショナルスクール、あるいは現地の学校への就学の 2 つの選択肢から選ぶことになる。D さんによると、日本人会会員の子に対して日本語による学習の場を提供することを目的に、日本人会教育部が中心となり 1997 年にチェンマイ日本人補習授業校が誕生したという。2019 年 4 月時点の生徒数は 107 名であり、チェンマイ日本人会における主要な活動の一つとなっている。

この他にも落語会や映画鑑賞会、巻きずしづくり、日帰りツアーなどを企画運営し、現地祭事でのパレード参加、チャリティーバザー、親善ゴルフコンペなど、子どもから大人まで参加できるような企画づくりが日本人会の特徴といえる。

8-1-2. IRMs の参入と実利的要請

タイ北部工業団地に所属する企業関係者である駐在員と帯同家族が主流であったチェンマイに、新たに参入したのが IRMs である。駐在員が労働を目的とした移住であることに対して IRMs は労働を目的としない人々である。企業関係者が労働対価の所得を現地で生産することに対して、IRMs は日本の預貯金あるいは年金収入が生活の源泉であり、課税対応や

査証のカテゴリーも異なる。企業関係者が生産人口年齢であることに対して IRMs は高齢者である。企業関係者のニーズと IRMs の実利的要請には、合致するものもあるが、それぞれの年齢や立場に応じた固有の要請がある。

たとえば、学齢期の子どもを帯同する企業関係者にとって、学齢期の駐在員子女に対する教育問題は喫緊課題であるが、IRMs はすでに子育てを終えた人たちであり、両者の実利的要請は合致するものではない。

企業関係者のタイで発生する所得に対する課税対応は、企業のサポートがあることに対し、預貯金に恵まれた IRMs を除き、年金以外に所得のない IRMs は、法令の範囲内で可能な限り、年金に対する課税を合法的に回避するための知識や情報入手することが必要であり、ここに彼らの実利的要請がある。

また、企業関係者は所属企業の被雇用者社会保障制度（SSS）に加入することに対して、IRMs は自ら保険を選び取る。そこで、具体的な民間保険の選び方や、クレジットカードに付帯する補償の詳細、海外療養費の具体的な使い方に関連する知識や情報の入手が必要となり、ここにも彼らの実利的要請がある。

さらに、タイ人家族がいる IRMs とタイ人との接点のない IRMs では、言語の壁を克服する手段や介護の担い手も異なり、IRMs であっても実利的要請が同じこともあれば、ニーズが異なることがある。

駐在員子女教育問題とは異なる実利的要請を持つ IRMs のニーズに応えるために、IRMs 当事者によって設立した団体が A 会と B 会である。A,B 会の会員がこれらコミュニティに期待する実利的要請とはどのようなものだろうか。

第2節 IRMs 当事者団体の活動

本節では、IRMs 当事者団体である A,B 会および小規模グループにおける、互助活動を検討する。

8-2-1. IRMs による当事者団体誕生

A,B 会に共通する特徴としては、日本人会の入会条件がノン・イミгранト VISA を所持し在留届を届出済みである人に限定されていることに対して、A,B 会は、査証を持たない人や、在留届の届出義務のない短期滞在者、季節滞在者など、入会希望者の滞在期間や査証を問わず、一時的な滞在者や、将来チェンマイで生活する計画を持つ人にまで間口を広げていることがある。A,B 会には、日本人会入会条件を満たさない人のコミュニティ加入要請を満たす機能がある。また、短期滞在者や IRM 実践予定者が、インターネットや雑誌新聞など

顔の見えない人からの情報ではなく、すでに IRM を実践している人から生の情報を入手し共有する「顔の見える関係」が生まれる。

日本人会の行事は、主たる構成員が駐在員であることから休日に開催する傾向にあるが、A,B 会は語学教室やゴルフコンペ、同じ趣味を持つ人同士の同好会を平日も開催する。同じ趣味の人が集まる同好会活動から得る生きがい・仲間づくりは、健康寿命の延伸効果も見込まれる(溝尾 2019:14-15)。

さらに A,B 会の特徴として相談窓口の運営がある。ここでの相談内容は生活全般に関わる何でも相談や査証取得、年金送金、保険加入などに対して、経験豊富な会員が対応する特定日もあり、対面だけではなくメールや電話相談も受け付けている。A,B 会は、IRM の下見を兼ねた情報収集の場としても機能する。

A 会は、チェンマイあるいはその近郊に在留・ロングステイしている日本人およびその家族の相互親睦を図り、チェンマイに関する正しい情報を提供し、地域社会との交流を目的とする会員制の団体である。2022 年 1 月現在会員数は、Covid-19 パンデミックの影響による帰国中の会員が多いため、個人会員 96 名、法人会員 11 社であるが、2020 年 3 月現在の個人会員は 134 名、法人会員は 12 社であった。A 会では、日本人およびその配偶者、日本語でコミュニケーションができる外国人の入会を歓迎している。入会希望者のチェンマイでの在住期間は問わず、在住場所もチェンマイに限定していない。A 会に関する総ての事項は、会則により選挙で選ばれた 7 人の世話人で構成される世話人会で決定され、重要事項に関しては、定例会員総会（年一回）または臨時総会によって決定される。

A 会の部活動には、広報部・業務部・文化部・運動部があり、活発な活動を展開している。広報部の主な活動は、月刊会報発行や HP.運営管理、会員が実体験と足で得た情報に基づく情報誌の実費配布である。業務部は、ロングステイ無料相談や情報提供、小旅行の実施、資源回収によるタイ義肢財団への寄贈を行っている。業務部で扱う情報提供は、査証の研究から健康診断実施案内、医療、介護、住居など多岐にわたる。企業関係者は企業のサポートがあることに対し、IRMs の査証の取得や更新、健康管理は自助が基本となるが、IRMs が自分の知識や経験を発信・共有する場としての機能が A 会にある。ここでの情報は IRMs が必要とする査証や課税対応、医療保険のみならず、現地の病院や集団検診、介護、日本の銀行口座からタイに送金するための送金サービス情報まで網羅している。

文化・運動部では、タイ語同好会をはじめ英会話、茶道、手芸、フォト、コーラス、カラオケ、囲碁将棋、コントラクトブリッジ、フラダンスなどの各種同好会の運営を担っている。この他にも食事会やゴルフコンペの実施も行っている。

A 会の活動に触れる機会として、非会員も自由に参加できる月例会がある。Covid-19 感染防止のため 2022 年 2 月時点では行われていないが、毎月開催される月例会では、会員相

互の親睦や、チェンマイならびに A 会活動に関する最新情報の共有、ゲストスピーカーによる講演が行われている。

一人は皆の為に、皆は一人の為に、を基本理念として設立した B 会は、チェンマイおよびチェンマイ近隣県に定住・長期滞在している日本人とその家族を中心に構成されている。会員相互が抱える問題について、気楽に話し合い、協力して解決に導く相互扶助を目的として 2009 年に設立した。

B 会では、知識や経験を会の為に活用する相互扶助活動や、会員間で情報交換・情報発信する情報提供活動、会員&家族の融和と友愛の促進活動、タイ国民ならびにタイ国諸機関との交流を図る友好親善活動、在チェンマイ日本総領事館、および邦人関連諸団体との交流連携活動を展開している。毎月 1 回開催される月例会では、生活情報交換やトピックス講座、月例会後の親睦会が行われており、会員だけではなく非会員も参加できる。また、会員によるボランティア活動や餅つき、旅の同好会活動をはじめ、チェンマイの祭事参加、パソコン教室、年金に関する学習会などがある。会員が得意とする分野を他の会員と共有する場として同好会や勉強会の中には月例化して活発に活動しているものがある。

B 会の特徴のひとつに婦人部の活動がある。主な婦人部会員は日本人会員の配偶者であるタイ人女性だが、日本人女性会員も参加して親睦を深めている。また、婦人部による郊外の学校への物品提供や施設整備の支援も積極的に行われている。家族会員であるタイ人配偶者との連携による、日タイ友好親善活動が B 会特徴の一つといえる。医療や保険、査証、運転免許、住居などの生活に関わる情報は、月例会またはなんでも相談窓口を通じて、日本人会員とタイ人家族会員が知識を分け合い助け合う。相互扶助において現地タイ人家族会員の力は大きい。

一方で、これら邦人団体会員総数 603 人（日本人会 334 名、A 会 134 名、B 会 135 名、）と補習校生徒数 107 人を合算した総数 710 人が、在チェンマイ邦人総数 3221 人に占める割合は約 22%である。8 割近い在チェンマイ邦人はこれらの団体に所属していないことになる。邦人団体非加入者が健康悪化や貧窮化に陥った場合、誰がどのように知り、どうやって手を差し伸べることができるだろうか。

8-2-2. 小規模グループの互助活動

日本では、核家族化が進み地域社会のつながりが薄れつつあるなかで、民生委員が地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めている（厚生労働省 HP.「民生委員・児童委員について」）。

民生委員とは、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものである（民生委員法第 1 条）。

民生委員の職務は、①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと、②援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと、④社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること、⑤社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力することであり、民生委員はこれらの職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う（民生委員法第14条）。

タイでは IRMs 自らが現地タイ人の協力を仰ぎながら見守り体制を構築する必要がある。2014年に発足したC会は医療や介護・保険・リビングウィル・遺族年金等の適切なアドバイスをする環境創りを目的とした有志が集い発足した。C会が主催した5回にわたるシンポジウムでは、タイ北部で生活する IRMs が安心して健康な生活をするための課題を邦人社会全体に提起する役割を果たしたが、2018年に解散した。

生活資金も支援者もない孤立者や、チェンマイで自立して生活することが困難な人、将来その恐れのある人は、タイの社会保障対象者に該当しない。介護・貧窮化に陥る前に、帰国の検討を支援する必要がある。C会では孤立死のない北タイ社会を目指して実態把握調査を実施した。ここで実態把握不可能であった事項が在留届未届者や邦人社会とつながりを持たない人たちである。在留届の届出は、旅券法第16条により義務付けられているが、罰則がないため徹底されておらず、3か月以上チェンマイに滞在する人のなかにも在留届未届の人がいる。その人がどのような生活をしているのか介入することはできない。

C会のメンバーであったRさんは「これらの見守りは孤独死を防ぐための最後の命綱であり、日々の孤独を埋めるものではない」ことを語っている。また、Rさんは「理想としては、家族と同居する、あるいは老人ホーム等の介護施設に入居する、帰国するなど、一人暮らしを避けることが最大の見守りとなる」ことを語った。

在チェンマイ日本人の相互福祉と社会貢献を目的に2012年設立したD会は、栄養士資格保持者による健康と食事を考えるプロジェクトを展開していた。このプロジェクトでは、在チェンマイ邦人生活者が、将来直面する健康問題や介護問題などの対応策として、健康維持のための食生活に着目し、日本食の研究開発を行いながら日本食冷凍品頒布会などを開催していた。2021年時点ではメール登録者に対する情報提供を中心に活動していたが、メール登録者約100名のうち約3割は配信できない状態にあり、同年末に解散した。

IRMs 当事者による介護福祉関連活動は、会員の加齢や帰国により、持続した活動が立ち行かないことがある。A,B会の会員有志が恒例参加しているチェンマイの祭事パレード参加も、加齢により数時間にわたるパレード歩行が困難となり、参加者が減少しつつある。

8-2-3. タイ人介護スタッフ雇用による越境介護

Jさんは2009年より家族で北タイに居住する70代男性である。北タイ移住のきっかけはJさんの母親の介護にある。認知症を患い要介護状態であり、医者に余命3ヶ月と言われたJさんの母親は、その後北タイで10年生活し、2018年夏に亡くなった。

Jさんは、Jさんの母親が認知症による異常行動もあり目が離せず手がかかることから「デイケアは日中預かってくれる老稚園、母をお風呂に入れたらすぐ家に送り返してきた。少ない人数で多数の老人の面倒をみなければならぬデイケアの会社としては仕方がない」と語っている。

日本ではデイ・サービスを利用しても、家での介護は家族が行う。Jさんは、日中のみならず夜中に何度も起きて親の世話をすることに限界を感じつつ、介護度が高くなった親を抱えた自分の取る道は、施設または病院へ母を送るしかないと思った、という。2カ月の検査入院でJさんの母親は、点滴中にチューブを自分で抜かないようにとベッドに縛りつけられてしまった。もし、点滴が入らなくなったら鎖骨を切開して静注⁹²することを医師より相談されたという。Jさんの家族は、このままではJさんの母親は本当に寝たきりになってしまうと危惧し、半月足らずで母親を退院させた。家ではちゃんと食事も取り、好物であるビールも飲むようになったという。

老人用介護施設に入居するためには、高額の入居料と月々の費用がかかる。Jさんの母親の場合は、問題は費用ではなく、騒ぐ認知症患者は手がかかるため通常の施設には受け入れてもらえないことにあった。日本のデイケア施設や老人ホーム、病院では一斉に食事をし、同じゲームをし、大人しく人の言うことを聞く高齢者を主たる対象としていることから、家族が本当に介護を必要とする、騒ぐことや問題行動を起こす高齢者を喜んで迎えてくれる施設を探すのは難しい、という。

北タイ郊外で、幼い子どもを含み家族や近隣住民が一体となって高齢者の介護に取り組む姿をみながら、介護は子どもを含めいろいろな人の中で行われるのが本質ではないか、とJさんは考えた。一方で、日本ではもはや大家族あるいは地域で介護を支えることはできず、高コスト構造がきめ細かい介護を不可能にしている。日本に東南アジアの看護師、介護士を招請する政策があるのなら、コストと受けられるサービスの質を考え、こちらから東南アジアに行って介護を受けるという方法も、グローバル化の世の中、当然のことではないだろうか。

Jさんにとって、日本で病院施設に入れることは、母を棄てることに他ならない。母を連れてタイに移住したら、母は多くの人の中でビールを飲みながらのんびりとした余生を送ることができるだろう。Jさんは母親にとって移住することは幸せなのではないか、と考えた。現金収入の少ないタイ北部ではメイドの月給が THB3,000/月に介護士を頼んでも

THB7,500/月バーツ (THB10,500=約 36,500 円) と予算を検討し、年金のできる親の完全介護を 10 年間、J さんが母親を看取るまで北タイで実践した。

前述の元チェンマイ日本人会事務局長 D さんも、チェンマイで父親を看取っている。タイ人配偶者と子を持つ K さんは 30 代の日本人女性であるが、日本から K さん母親(60 代)を呼び寄せた。K さん親子はタイ永住を希望しており、K さんの配偶者も同意している。タイでは在宅介護の考えが基本的にある。そこにはタイの家族観や高齢者を敬う習慣がある。

タイ語で家族は ครอบครัว(クロープクルワ)と呼ばれ、直訳するとクロープは囲むことを意味し、クルワは竈(かまど)を意味する。タイの中でも北タイ地方や農村は、婚姻後に男性が婿入りする妻方居住が一般的である。また、法律婚を取らずに夫婦別姓のままの慣習婚も少なくない(木曾 2019:254)。

同じ竈の飯を食う間柄は、血縁関係の濃さや関係性の有無に留まらず、居住と家計を共有する世帯を中心に、拡大家族的な広がりを見せる。年老いた親の扶養も相互に協力し合う。また、子どものなかでも出家によって親に功德を譲渡することができない女子は、老親の介護が親への恩返しのお機恵となる。ここには親に対する仏教的考え方であるブンクン(บุญคุณ: タイ語で「恩」または「恩恵」の意)的思考に基づいた自発性がある。

D さんと J さん 2 人の共通する経験では、タイ人の支援が非常に大きく、彼らは現地タイ人の介護に対する感謝を語っている。自分たちではできないことを、現地タイ人スタッフとの雇用関係によって支援を得たが、タイ人の支援には雇用関係以上に高齢者を敬う温かさを感じたという。同じ竈の食事を共にしたタイ人スタッフによる介護には、D さんや J さんのような越境介護の可能性が見られる。

D さんと J さんは、介護に関わるスタッフを見つける方法や、医師との連携など、自分の得た知識や介護経験を友人知人に教え共有している。日本人親睦団体や小さなグループ活動のみならず、個人の経験を身近な仲間と情報共有しながら、IRMs は互助活動を展開している

IRMs 当事者団体である A,B 会に共通することは IRMs の相互親睦のみならず、情報提供活動を目的に掲げていることがある。IRMs に特化した査証をはじめ納税対応、保険手続き、送金サービスの知識や経験を、会のために活用する相互扶助活動は、まさに互助の一形態といえる。小規模グループでは介護あるいは福祉と特定分野に対する活動を展開していたが、会員の帰国や高齢化により、持続した活動の難しさがある。越境介護を実践した経験者の知見は、友人や知人を介して情報発信・共有を広げつつある。

第3節 互助活動の限界点

本節では、チェンマイの民間高齢者施設およびボランティアグループの帰国支援、IRMsの終活を検討し、IRMsの互助活動の可能性と限界点を明らかにする。

8-3-1. 高齢者施設とボランティアグループによる帰国支援

チェンマイでは自宅での介護士によるケアだけではなく、民間の介護施設を利用する選択肢もある。外国人が入居できるチェンマイの介護施設には、バーンミースックナーサリングホーム(บ้านมีสุข เนอร์สซิ่งโฮม)、およびバーンドークゲーオ(บ้านดอกแก้ว 以下、Dok Kaew Garden、と記す。)がある。

バーンミースックナーサリングホーム(บ้านมีสุข เนอร์สซิ่งโฮม)は、アルツハイマー病やパーキンソン病、認知症など、神経学的問題を抱えている高齢者の生活を支援する介護施設であり、年齢や性別、国籍、身体状態に関係なく、すべての住民の健康と幸福を確保し、心身の健康を促進することを理念に掲げている。介護棟は全8室(所要人数20人)であり、個室はない。料金は介護レベルにより THB1,000~THB1,500/日である。医療機器や家電製品の費用、おむつなどの個人衛生用品は料金に含まれておらず、ベッド使用料金及びタイのハーブティーを含む飲み物、清掃は料金に含まれる。敷地の入り口にあるクリニックは近隣住民も利用している。医療サービスは24時間提供可能だが、別途料金となる(บ้านมีสุข เนอร์สซิ่งโฮม Baan Mee Suk Nursing Home HP.)。

2019年11月時点の入居者はすべてタイ人である。外国人も居住可能であるが、使用言語は基本タイ語であり、食事はタイ料理が中心であることから、ある程度タイ語が使用でき、タイ料理中心の生活に抵抗ない人は利用可能であろう(写真1.)。

写真 1. バーンミースック介護棟外観



筆者撮影

Dok Kaew Garden は、2009 年タイ長老教会によって設立された高齢者施設である。Dok Kaew Garden の前身は、1908 年 Dr. James McKean が王室からの資金援助を受け設立運営したハンセン病患者の治療とケアを提供するタイ初の医療施設 Mckean 病院であった。

1982 年タイのハンセン病の状況は大きく改善し、政府機関によるハンセン氏病に対する支援が進められたことから、McKean 病院はリハビリテーションセンターへと方針変革し、積極的なコミュニティベースのリハビリテーションを開拓した。タイ高齢化の兆しが見えはじめた 2004 年以降 Mckean 病院は、老人介護センターへとさらなる変革計画を展開し、2009 年に重度の支援を必要としない高齢者に対する生活支援や、認知症患者グループに奉仕する「バーンドークゲーオ(บ้านดอกแก้ว)プログラム」を開始した。Mckean 病院は、本プログラムを利用する高齢者を収容するために、McKean Senior 病院に改組し、2017 年より สถาบันผู้สูงอายุแมคเคน (McKean Senior Center) となった (สถาบันผู้สูงอายุแมคเคน (McKean Senior Center) HP., บ้านดอกแก้ว (Dok Kaew Garden) HP.)。

Dok Kaew Gerden は、外国人とタイ人双方を対象とした高齢者施設である。プロジェクトアドバイザーの Holly 氏は英語とタイ語を使用し、タイ人スタッフと利用者の通訳を担っている。

在チェンマイスイス人 IRMs の S さん (60 代男性) は、「西 (欧州) に戻るという考えは、タイの暖かい気候や手頃な価格を思うと、高齢者にとって必ずしも素晴らしい選択肢ではない」という。高齢の S さん母親のことを思い、将来 S さんは母親をチェンマイに連れてきて、Dok Kaew Garden で世話することを考えている。

Holly 氏の語りによると、2019 年 11 月時点で Dok Kaew Garden には日本人利用者が 2 人いた。Dok Kaew Garden は、居住者の介護状態により Lotus Wing と Jasmin Wing の 2 タイプがある。

写真 2. Dok Kaew Garden 外観



筆者撮影

表 8-1. Dok Kaew Garden 料金一覧 (2021 年 1 月 30 日時点)

No.	項目	金額
1	入居から退院まで保管される保証金	Lotus(THB64,000)、Jasmine(THB90,000)
2	部屋代金 (食事 選択 ケアを含む)	LotusTHB32,000/月、JasminTHB45,000/月を前払い
3	失禁管理	THB4,000/月
4	外出時の車利用	往復休日 THB600/回、平日 THB600/回
5	片道送迎	THB200
6	皮膚に支障が出たときのエアーマット使用料	THB1,000/月
7	車いす使用	THB35-50/日(THB900~1,500/月)
8	シャンプー、石けん、歯ブラシなど	スタッフによる実費購入代行または自分で購入
9	お菓子や嗜好品など	
10	薬	選択した薬局の価格に準ずる
11	医師にかかった場合	治療代金に準じる
12	McKean リハビリテーションセンターの理学療法	THB300~350/セッション
13	TM47(イミグレーションへの居住報告)や査証更新の代行	THB1,500/査証更新、THB500/TM47

筆者作成

チェンマイの高齢者施設を使用することもなく、貧窮化や要介護状態となってもチェンマイに留まる人に対する帰国支援を行っているのが、2017 年に日本人 IRMs 有志によって設立した E 会である。

孤立している日本人 IRMs の健康悪化や貧窮化を聞くと、ボランティア IRMs がその場に向かう。問題を抱えている独り暮らしの IRMs に対して見守りや衣類などの提供、自助での生活が成立しない人に対する帰国支援に取り組んでいる。

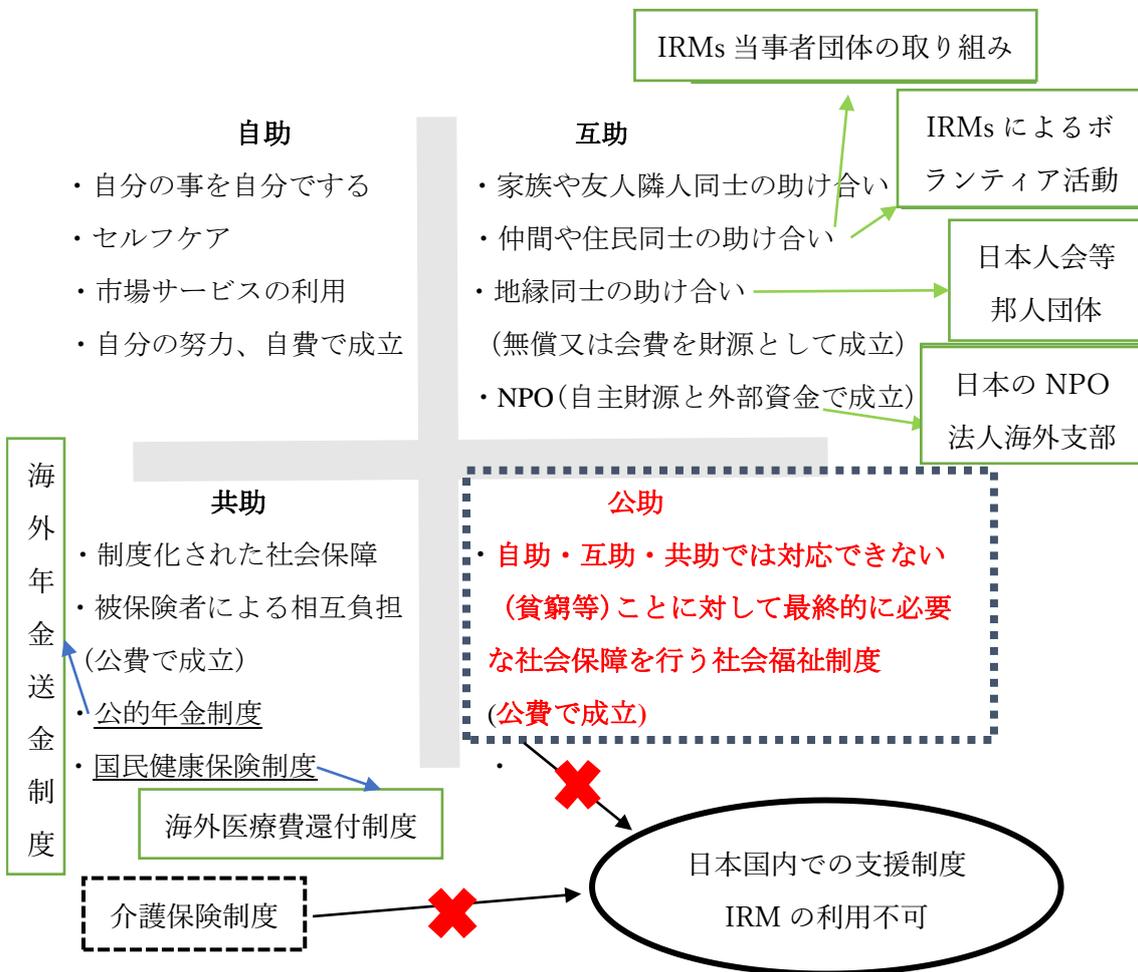
日本の介護保険が適用しない海外で、健康悪化や貧窮化に陥った場合に、自助努力だけで再生することは難しい。自助努力ができないままチェンマイに住み続けるより、自助努力できない部分の支援を日本で受けるために帰国を促すことは、問題に直面している IRMs 当事者の今後の人生再生を思う行為でもある。E 会でボランティア活動する T さん(70 代男性)

は、同じ日本人として、現地タイの人たちに迷惑はかけられない思いが E 会での活動動機と語った。

自分一人で意思決定できない帰国選択を、ボランティアが身近で一緒に考えながら、決断力と勇気を促し帰国の支援に努めることも、**互助**の一つである。

自助力を維持するために現地チェンマイでのサービスを利用することや、身近な人と助け合い、海外年金送金制度や海外療養費還付制度により成立することが IRM の持続条件といえるが、健康悪化や貧窮化に陥っても現地に留まる IRMs もいる。また、チェンマイで人生を終えた人もいる。

図 8-1. IRMs と自助・互助⁹³・共助・公助の関係



出典：厚労省 HP. 「地域包括ケアシステムの 5 つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」を基に筆者作成

8-3-2. 終活 死後に関わる諸手続き

タイでの葬儀に葬儀社は介入せず、死亡者の隣人地域住民や友人が協力して葬儀を行うことが殊に地方では一般的である。タイ人配偶者を持つ在タイ外国人の場合は、配偶者主導のもとで家族や親族、隣人が葬儀を執り行うケースが多い。

チェンマイで亡くなった IRMs の U さんのケースでは、日本から急遽来タイした U さん家族と筆者で死亡後の諸手続きを行った。U さん家族と筆者は、病院での手続きと警察による検死から始まり、病院による มรณบัตร (モラナバット:死亡登録証) の申請、สำนักงานแขวงกาวิละ (病院管轄ガーベラ地区行政出張所) と警察署での書類確認と家族の署名を経て、市場で棺桶を購入した。

次いで地域の寺院で葬儀申し込みおよび遺体搬送、安置を交渉し、病院での支払いやチェンマイ総領事館への連絡を済ませ、遺体を寺院へ搬送した。その後 U さんの居住地区を管轄する สำนักงานแขวงเมืองราย (メンラーイ郡役所) で火葬許可を取得し、สุสานขางคตลาน (メンラーイ郡役所管轄チャンクラーン火葬場) を予約し霊柩車を手配した。

さらに市場で骨壺や葬儀用品、香典返しを購入し、葬儀および火葬を行った。葬儀終了後は総領事館での死亡手続きや遺骨の検認封印、航空会社に遺骨の搭乗連絡、U さんの家屋整理と賃貸契約を解約した。

これらの手続きを、U さん家族と筆者は行ったが、在タイ外国人葬儀に関わる一連の手続きに必要なタイ語スキルや習慣理解度の壁は高い。たとえこれらの能力を持ち合わせていても、死亡者自ら自己解決ができないのが死後の一連作業である。チェンマイ行政の在タイ外国人支援範囲は、書類作成と火葬に関わる公的施設利用許可に留まる。

日本の「行旅病人及行旅死亡人取扱法」では、本人の氏名または本籍地・住所などが判明せず、かつ遺体の引き取り手が存在しない死者を、地方自治体が遺体を火葬し遺骨として保存する(行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条)。外国人行旅病人行旅死亡人に関しては、別段の規定を要するものは政令によって定める(行旅病人及行旅死亡人取扱法第17条)とされており、別段の規定を擁しないものは、日本人と等しく扱われると解釈できよう。IRM 誘致政策には、IRM の誘致に留まらず誘致国で生活する IRM の支援や突発的な事故や病気、死亡時に対する支援を包括して推進すべきではないだろうか。

終活とは、人生の終焉を考えることを通じて、自分を見つめ、今をより良く自分らしく生きる活動である(一般社団法人終活カウンセラー協会 HP.)。居住国の支援が届かないチェンマイ IRMs のなかには、自らの死後に備えた終活の動きがある。

V さんはチェンマイ中心部で20年近く単身生活している70代男性である。V さんは自分がチェンマイで死亡したときに関わる諸手続きを、タイ人の友人 W さんに任せたいことを日本の家族と相談し、同意を得て委任状を作成した。葬儀等に係る費用は査証更新のため

の預託金 THB80 万で賄い、残金は W さんに渡すことに V さん家族と W さん双方は合意している。また、すでに委任状を作成して公的機関に提出している。

IRMs の実利的要請のなかには、委任状や遺言書、エンディングノート作成に関する情報の共有がある。V さんは邦人団体に加入していないが、大家を含む隣人や、趣味のスポーツ仲間など、国籍問わず友人がいる。V さんは、死後に関わる書類作成で友人が戸惑っているときに、自分が経験した作成方法を教えている。遺言書やエンディングノート、委任状作成経験者の経験知は身近な人同士で共有する動きがある。

日本人 IRMs だけではない。30 年以上チェンマイに住み続けたスウェーデン人 IRMs であった X さんは、弁護士の下で自分の死後に関わる手続きをあらかじめ整え、執行人にタイ人友人 Y さんを指名した。2013 年 4 月 X さん死亡時には、Y さんによって遺言に沿った手続きが営まれた。

V さんと X さんのような委任状作成も自助努力だけでは成立しない。彼らは長い現地の生活で、現地の友人と信頼関係を育み、近隣住民の冠婚葬祭や寺院の祭事等に積極的に参加してきたことから、タイ人友人と支え合う関係が構築されてきた背景がある。

F さんはタイ人女性と結婚して 20 年近くチェンマイ郊外に住む 60 代日本人男性である。F さんは身近に住む日本人 5 人と葬儀互助会を発足した。1 人 5,000 バーツを加入金として年 6,000 バーツを積み立て、互助会メンバーの死亡時に関わる葬儀費用として使用する。互助活動に賛同し、自発的に加入を希望する身近な人で続けていることから、特に新規メンバーを募集せず会員増減もない。葬儀互助会の活動では、自助努力できない死後に関わる一連の手続きを仲間同士で補う補完関係があり、この契約には資金の積み立ておよび管理について仲間同士の互助が敷かれている。V さんと X さん、F さんいずれの事例も、IRMs が死後まで関わる資金担保が前提であり、第三者との合意に基づく契約がある。

互助は近くに住む、顔の見える人だけと成立するのではなく、離れて住む人でも成立する。日本の家族がチェンマイに迎えに来て帰国を支援したケースもある。IRM 持続のためだけに互助があるのではなく、帰国を支援し促すことも互助である。

チェンマイが終の棲家となったときに備えて、健康であるうちに終活を実践する人がいる一方で、介護・貧窮化に陥りながらも日本で家族や居場所を失い日本に回帰する退路を断ち切っていることから、帰国を促しても躊躇する人がいる。帰国支援を拒む人もいる。彼らが帰国を拒む背景には、家族に迷惑をかけたくない、支えてくれる家族や親戚友人仲間がなく、帰国に活路を見いだせずに安心して老後を過ごせない不安が根底にある。たとえ帰国しても彼らがそこから脱却する道筋が見いだせないことが、帰国を躊躇う要因の一つである。

IRMs の健康悪化や貧窮化問題は、海外移住せず国内に留まっていれば発生しなかったといえるだろうか。健康悪化や貧窮化の原因は、海外移住にあると断定できるだろうか。高齢

者の健康悪化や貧窮化、家族の個人化は国内外双方で見られる現象であり、海外移住のみに因果関係を限定するものではない。

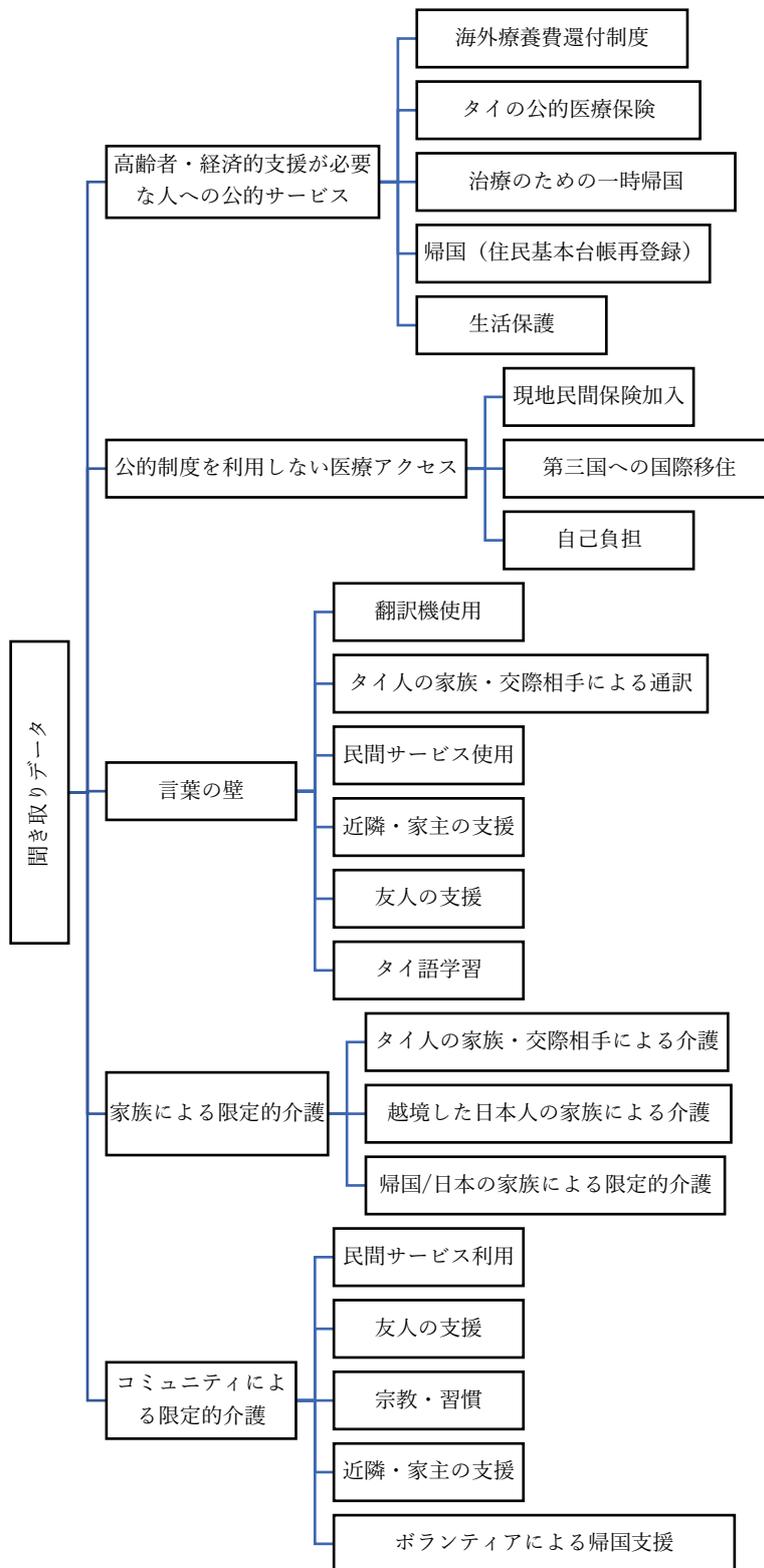
また、彼らの帰国はチェンマイでの問題解決となっても、当事者の健康悪化や貧窮問題の解決には至らない。彼らの帰国は、IRMs が健康悪化や貧窮化問題を抱えたままの帰国であり、解決の場が日本に移動するだけである。帰国した元 IRMs が日本で 4 助による健康で文化的な最低限度以上の生活を確立することにより、初めて IRMs の介護・貧窮化問題は解決への道筋ができる。よって、IRMs の健康悪化や貧窮化問題解決のためには、移住先のみならず彼らが安心して帰国を選択できるような国内対応も包括した対策が必要なのである。

ボランティアによる無償の善意で成立する E 会の活動支援範囲には限界があり、介護・貧窮化問題を抱えた IRMs のすべてを網羅したものではない。支援を拒みセルフ・ネグレクト状態の人もいる。支援を拒む人に寄り添い見守りながら、時間をかけて説得に臨んでいるのがボランティア活動の現状である。

8-3-3. 互助活動の限界点

これまでの現地調査における在チェンマイ邦人 IRMs 聞き取りデータが持つ「テーマ」のパターンを特定し、①高齢者や経済的支援が必要な人への公的サービス、②公的支援を利用しない医療アクセス、③言葉の壁、④家族による限定的介護、⑤コミュニティによる限定的介護、の 5 つのコードに分類した(図 8-2.)。具体的に、①「高齢者や経済的支援が必要な人への公的サービス」には、海外療養費還付制度、タイの公的医療保険、治療のための一時帰国(住民基本台帳再登録)、帰国(住民基本台帳再登録)、生活保護をテーマとする語りが該当する。②「公的保険を利用しない医療アクセス」は、自己負担および現地民間保険加入、第三国の移住による医療受診がテーマである。③「言葉の壁」は有償通訳利用、国際結婚あるいは交際相手による通訳、翻訳機・辞書の使用、タイ語学習をテーマとした語りがあり、④「家族による限定的介護」は、タイ人家族による介護、日本人家族の越境による介護、すでにタイに住んでいる邦人が家族を日本から呼び寄せ介護すること、がテーマである。最後に⑤「コミュニティによる限定的介護」では、友人や近隣の人・家主の支援、宗教や習慣による支援、有志ボランティアによる帰国支援をテーマとする語りがあ

図 8-2.聞き取りデータのコード化



筆者作成

調査対象者による語りの「テーマ」が持つパターンを特定しつつ、コード化を進め導いた概念となる主題は2つある。一つ目は、コード化された「システムに直接（IRMsが自分の力で）アクセス」する活動であり、2つ目にはコード化されたシステムに、直接自分の力でアクセスできないが、それを補うために「システムに資源を追加（媒介）してアクセス」をする活動である。ここで導いた2つの概念を、「現地（チェンマイ）の資源によるアクセス」と、日本あるいは第三国との移動によって資源を組み合わせる「資源の越境によるアクセス」に分類し、4つの軸からテーマ分析した(図8-3.)。

越境することなく、現地チェンマイでアクセスするものには「言葉の壁」と「コミュニティによる限定的介護」がある。

「言葉の壁」を克服するためのアクセス方法は3つあり、一つ目に翻訳機や辞書の利用、あるいはタイ語の習得を資源として自らの力で直接アクセスして、言葉の壁を克服する手段である。次に、有償資源である民間通訳サービスを媒介するアクセスがある。3つ目は、無償資源となるタイ人家族や隣近所、家主、友人を媒介して、言葉の壁を克服するアクセスである。

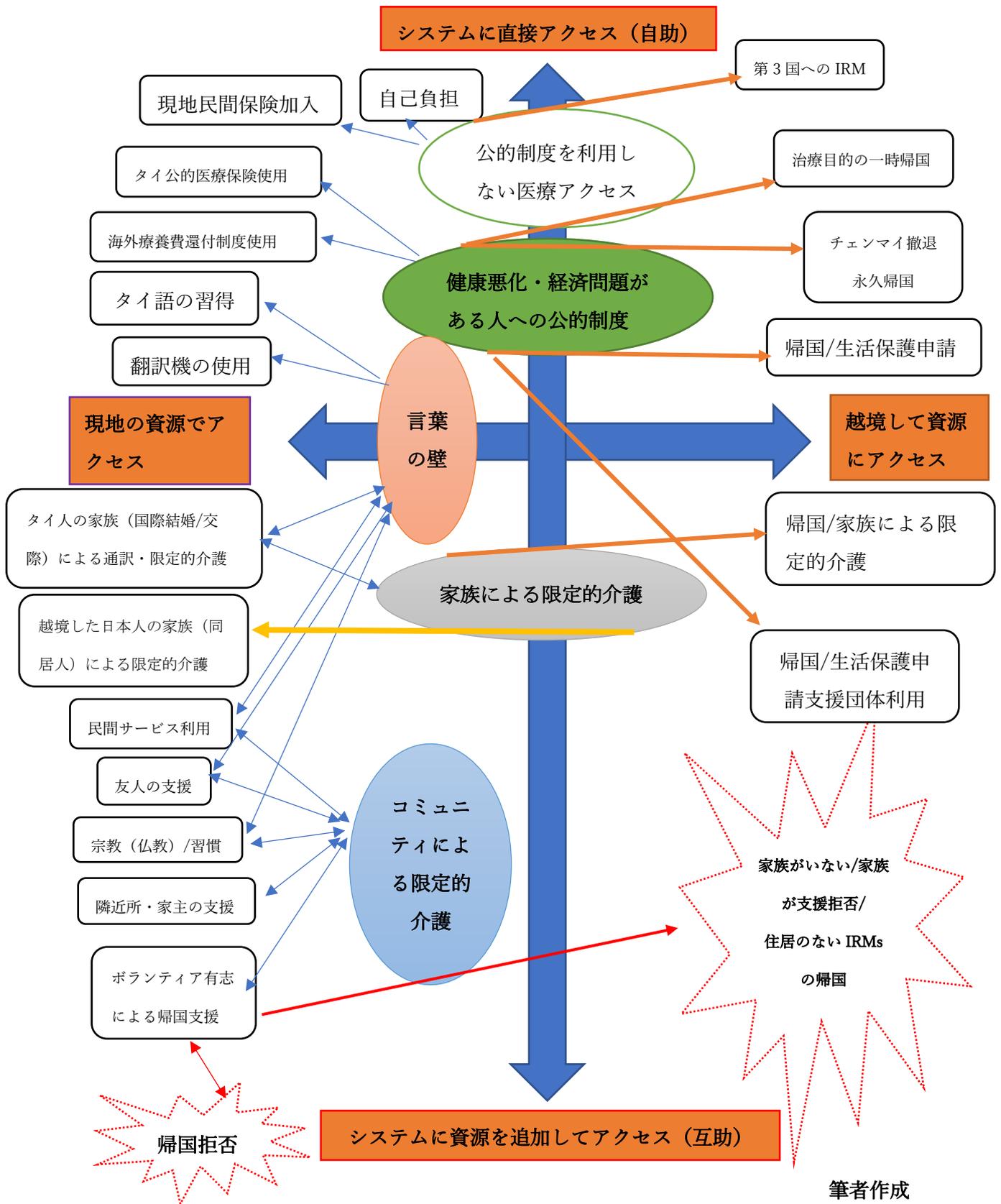
「コミュニティによる限定的介護」では、まず、介護施設や介護士、メイドなど有償資源を媒介するアクセスがある。無償資源によるアクセスには友人や近隣住民、家主など身近な資源を媒介するアクセスがある。また、身近なタイ人による支援の背後には、可視化できない仏教観や習慣・規範がある。これら可視化できないものもコミュニティによる限定的介護の資源といえよう。さらに、ボランティア有志を資源とするアクセスがあり、彼らの支援の中には帰国に繋げるための支援も含まれる。

「家族による限定的介護」には現地の資源でアクセスするものと、越境して資源にアクセスするものがある。現地の資源でアクセスするものとは、現地タイの家族を資源とする限定的介護である。タイ人配偶者をもつ調査対象者は、現地でのタイ人家族による限定的介護を希望している。また、越境して資源にアクセスするものには、日本から夫婦あるいは家族単位で資源を補完しつつアクセスする日本からタイへの越境と、帰国によって日本の家族にアクセスするタイから日本への越境がある。

「公的制度を利用しない医療アクセス」は、現地で自己負担あるいは民間保険加入によるアクセスと、在留国からチェンマイへ、チェンマイから第三国へと移住を重ねることで越境による資源アクセスがあった。

最後に、「健康悪化や経済問題がある人への公的制度」には、海外療養費還付制度の使用、またはタイの国民健康保険加入によるアクセスがある。公的制度に繋がるための帰国には、一時帰国と永久帰国の2つのパターンがあった。

図 8-3.在チェンマイ邦人 IRMs が医療や介護にアクセスするためのモデル



IRMs は既存するシステムに自ら直接アクセスする、あるいは、身近な資源を追加（媒介）してアクセスすることにより IRM を成立させている。IRMs の介護・貧窮化問題は、問題を抱える IRMs 当事者が、既存するシステムにアクセスする、あるいはアクセスできるようになることによって、解決に向かうことができるのではないだろうか。

健康悪化や生活苦に陥った、あるいは陥りそうな IRMs のなかには、自ら既存のシステムに繋がるために、直接帰国の選択にアクセスする。また、帰国を躊躇う IRMs に寄り添い既存のシステムに繋がる自助力を促す IRMs 同士の互助がある。互助活動は個人に留まらず、IRMs 有志によるボランティア団体では、問題を抱えた IRMs が既存するシステムに繋がるための支援に取り組んでいる。介護・貧窮化に陥った、あるいは陥りそうな IRMs の帰国は、自らあるいは互助によって帰国を決断し、既存のシステムの繋がったといえる。

一方で、IRMs 個人の互助やボランティアの支援により帰国した IRMs が、必ずしも日本国内で手元の資源を利用し必要な医療・介護サービスにアクセスできる保証はない。家族とアクセスすることにより限定的であれ支援が望める人や、帰国により言葉の壁が解消され、自力で医療・介護サービスに繋がることのできる人もいれば、家族親族との関係を断ち切り、たとえ帰国しても「家族による限定的な介護」を拒否されるケースもあろう。

また、現地の日本人コミュニティと距離を置き、介護・貧窮化に陥った IRMs の存在そのものを認識していないケースがある。日本の煩わしい人間関係から逃れる目的で IRMs となり、邦人親睦団体や、日本人同士の繋がりを望まない人もいる。現地で知られていない IRMs が自分の力で既存のシステムにアクセスできるうちは良い。しかし、彼らも加齢による健康悪化や貧窮化により、自助によるアクセスの限界が来ることもあり得る。

本章では、邦人社会の変容によって新たに生じた問題を克服するための IRMs 個人同士の互助および小規模グループでの互助、邦人団体としての互助活動の新たな展開を調査データに基づき検討し、次の2点を明らかにすることができた。

一つ目に、問題を抱えた IRMs に対する自助力再生のための互助活動が、IRMs 個人同士、または身近な仲間のなかで実践されていることである。IRMs は自助や互助を使用しながら、共助である医療や介護にアクセスするため奮闘している。その根底には、自分の事は自分でやり、人に迷惑をかけないことが自助であり、かつ自己責任である、との捉え方がある。身近な人による互助は、自助が立ち行かなくなった、あるいは立ち行かなくなりそうな IRMs が、自助力を回復し、既存システムに繋がるための支援でもある。

二つ目に、チェンマイでは自己責任を全うできない人の自助力を再生するために、法的・制度的に制約されたなかでも個人の運命を能力に作り替えるために必要な資源の平等化や、個人的な無力や不幸に対する集団的な保障構造を創造するために、邦人社会全体が一丸となって取り組む邦人団体の連携・組織化が見られることである。

チェンマイには IRMs 当事者による A 会や B 会のような 100 人以上の IRMs による当事者団体をはじめ、各種小規模団体が会員の実利的要請に応える互助機能を果たしている。また、総領事館や日本人会、日系企業との連携による北タイ日系団体連絡協議会が形成され、各団体に活動報告や抱えている問題、課題を共有し、在外公館だけではなくチェンマイ邦人全体で解決に向かうための対応策を模索している。

このように、自己責任を全うできない人の自助力を再生するために、IRMs は法的・制度的に制約されたなかでも個人の運命を能力に作り替えるための必要な資源の平等化や、個人的な無力や不幸に対する集団的な保障構造の創造を目的に、自発的な互助・共助の仕組みをつくらうとしている。

IRM の介護・貧窮化問題はチェンマイ移住を選択した結果であり、国内に居れば貧窮化しなかったと断言できるだろうか。高齢者の介護・貧窮化問題は、海外のみに特化した問題ではなく国内外双方にみられる事象である。よって、IRMs の介護・貧窮化が必ずしも移住が原因とは断定できない。IRMs の介護・貧窮化問題が解決に向かうための手段のひとつが IRMs の帰国であるが、IRMs の帰国は現地チェンマイでの問題解決に繋がっても、IRMs の問題は帰国後も続く。IRMs の介護・貧窮化問題は現地チェンマイのみならず、帰国した IRMs が既存のシステムに繋がることによって、はじめて解決に向かう。

一方で、既存のシステムに直接、あるいは資源を媒介しながら IRM が成立することで、海外で直面するすべての不安やリスクを網羅できるものではない。突発的な病気や事故、テロ、新興感染症など、自己責任を負っている人でもリスクはある。したがって、そのような場合には、行政等との公助に臨機応変に結びつける必要がある。そのことを端的に示しているのが、2020 年から本格的に始まった新型コロナウイルス感染症によるパンデミックに対する在チェンマイ IRMs の対応である。

第9章 IRMにおける公的支援と自助・互助活動の新局面

IRMsは、自分のことは自らの力で解決に取り組むことからスタートするが、自助力を備えていても、突発的な病気や事故、災害、テロなど、自己解決しきれないリスクは国内外問わず誰にでもある。自助で対処できないときに、自分の身近にいる家族、友人、隣人などが助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力が互助である。本章では、当事者による自助・互助だけでは対応しきれない、Covid-19感染拡大下のタイで、企業関係者と異なり職域接種のないIRMsに対する、日タイ政府の公助であるワクチン接種事業を考察する。また、IRMの変容により新たに起こった問題を克服するための、自発的な自助・互助活動の展開を明らかにする。

第1節 IRMsにおける危機管理

本節では、感染拡大下の在タイ邦人の対応ならびに職域接種のないIRMsのワクチン接種に対する日タイ政府の公助を検討する。

9-1-1. Covid-19感染症拡大と在タイ邦人

グローバル化にともない人や物の移動範囲は地球規模となり、新興感染症⁹⁴のひとつであるCovid-19パンデミックの範囲やスピードは、一国のみでは抑えきれない状況となった。

2022年1月28日時点における、日本からの渡航者や日本人に対する入国制限措置を敷いている国・地域は63、入国条件および行動制限措置を課している国・地域は190ある。

2021（令和2）年10月時点の在タイ邦人総数は82,574人であり、一定数の在タイ邦人がCovid-19感染拡大下のタイにいることがわかる。

2020年3月31日、日本政府はタイを含む49カ国・地域に対して感染症危険レベルを3⁹⁵に引き上げた。この渡航中止勧告は、日本や第三国からタイを含む諸外国への渡航中止を主な目的としたものであり、在留邦人にすべからず直ちに日本に帰国することを意図したものでは必ずしもなく、日本への帰国は、それぞれの事情に基づいて、個別に判断するものであった（茂木外務大臣（当時）会見より）。

在タイ邦人はタイに残るか、日本に帰国するかを選択に直面した。企業関係者であれば、所属する企業団体の指示にしたがい帰国、あるいはタイ残留が決定するが、所属のないIRMsは、自らの意思・判断により帰国あるいはタイ残留を選択することになる。また、企業関係者の帰国は所属企業や団体のサポートがあるが、IRMsは自らの力で帰国のための情報入手し、移動制限下における一連の手続きを自ら整え自費で賄うことになる。仮にタイ

で Covid-19 に感染した場合も、IRMs は自らの力で行政および医療施設へアクセスすることになる。

タイ政府は Covid-19 感染拡大防止を目的に、厳格な措置を置いた。タイは中国以外での Covid-19 感染者を世界で最初に確認した国である。また、2020 年 2 月中旬まではタイは中国に次いで感染者の多い国であり、ASEAN で最も早くから国民に対して感染拡大国への渡航自粛を求めた国でもある。2020 年 1 月より 2021 年 3 月までの日本とタイの出入国に関わる制限および規制の変容は 10 段階に分けられる。

表 9-1.2020 年 1 月より 2021 年 3 月までの日タイ出入国に関わる制限および規制の変容

段階	期間	タイ出国	日本入国	日本出国	タイ入国	タイ政府の感染症対策
1	2020年1月~2月末	規制なし	規制なし		スクリーニング検査	
2	3月初旬~3月20日	減便欠航間引き運航		Level1		タイ航空局「渡航者に対する措置第1号」発令
3	3月21日~3月25日	欠航相次ぐ			PCR検査陰性証明書と10万US\$相当の保険加入	
4	3月26日~3月30日	国内線も減便		Level2	労働許可証の提示	非常事態宣言
5	3月31日~4月2日	Overstay罰金免除		Level3		
6	4月3日~4月14日	VISA自動延長、TM30届出免除	PCR検査・行動制限要請			王室内の一部外国人の滞在に関する特例措置
7	4月15日~6月30日				労働許可証の提示とCOE	緊急事態令9条に基づく決定事項第1号発令
8	7月1日~9月25日				国際的な人の移動に関する決定事項で求められる書類	国際的な人の移動に関する決定事項発令
9	9月26日~12月22日	滞在許可期限内に出国		Level2	STV,TR,VISA発行	
10	12月23日~2021年3月非常事態発令1年	搭乗券発行時にPCR検査陰性証明書提示			VISA免除措置実施	非常事態宣言3月3日まで延長

筆者作成

第 1 段階では、タイ入国時にスクリーニング検査が敷かれていた。日タイ出入国に関わる制限はなかったものの、3月初旬からは航空機の減便が目立ちはじめた。

第 2 段階では、航空機減便や欠航が急速に進み、LCC 等で代替便保障のない航空便を予約していた IRMs が搭乗できなかった事例がある。第 2 段階は、移動手手段の確保に関わる正

確な情報収集が必要となったが、タイへの再入国に対する制限がなく、現行通りの入国が可能であった最終段階である。

第3段階では、日本への帰国に規制はないが、タイ入国時には、72時間以内に発行されたPCR検査陰性証明書が必要となった。

タイで非常事態宣言が発令された第4段階では、タイに入国する外国人を労働許可証所持者に限定した。このことにより労働許可証を持たないIRMsのタイ入国は認められなくなった。

第5段階では、日本政府が感染症危険情報⁹⁶を、タイ渡航中止勧告を促す「レベル3」に引き上げた。

第6段階では、日本への入国者に対するPCR検査、ならびに検査結果に関わらず14日間の自粛要請が課された。

第7段階では、タイ入国者に対して、タイ大使館が発行する入国許可証COE⁹⁷の提出が義務付けられた。

第8段階では、タイ政府が発令した「国際的な人の移動に関する決定事項」により、入国制限が緩和されたが、労働あるいは就学目的ではなく、タイ国民との家族関係のないIRMsは緩和対象者に該当しない。

第9段階では、9月26日より労働や就学以外の外国人であっても、一定条件（自費による政府指定隔離代替施設での14日間隔離など）を満たす者に対するタイの査証の発給を、段階的に再開した。

第10段階では、12月23日より観光目的の査証免除制度を利用したタイ渡航が、一定条件（自費による政府指定隔離代替施設での隔離など）を満たすものに対して許可された。

Covid-19感染拡大下の在タイ外国人の国際移動は、労働許可証を所持している人の移動は、一定条件が課されながらもタイ再入国が可能であったことに対し、労働許可証を持たない労働目的外の外国人の入国は、非常事態宣言の発令以降9月26日より段階的に査証発給が再開されながらも、査証免除措置によるタイ入国は12月23日まで制限されていた。

筆者は非常事態宣言の発令前である2020年2~3月に現地調査を実施し、20人19組に対してインタビューを実施した(表9-2.)。自粛制限下での現地調査であったことから、対面でのインタビューはNo.1と2、9、10、11、14の6組であり、他の13組は電話やLine等の通信を媒介したインタビューである。筆者からの主たる質問は①外出しているか、②帰国するかしないか、③なぜ帰国する（帰国しない）のか、の3点である。

19事例の各国籍は日本人12例、スイス人2例、タイ人5例である。世帯構成は、タイ人配偶者または友人と同居している人が6例、日本人配偶者と同居している人は1例、単身6

例である。また、就労者は5例（タイ人3、日本人2）、非就労者は14例（日本人 IRMs11、タイ人1、スイス人 IRMs2）である。

表 9-2.インタビュー調査概要

No	氏名	年齢	居住形態	性別	国籍	居住地	質問に対する回答要約
1	a	61	同居	男	タイ	CNX	仕事と日常生活の最低限の外出をしている。マスクとフェイスシールドを使っている（2月28日）。
2	b	46	同居	女	タイ	CNX	仕事と日常生活の最低限の外出をしている。マスクとフェイスシールドを使っている。3月16日からラヨーン県に息子に会いに行く（2月29日）。
3	c	51	単身	女	タイ	BKK	職場に毎日通っているが、マスクとフェイスシールドで予防している（3月1日）。
4	d	60代	単身	女	日本	CNX	マスクを探しに外出しているが、必要なこと以外、外に出ない。市内どこにもマスクはない。タイの方が安全だと思うから帰国しない（2月27日）。
5	e	60代	単身	女	日本	CNX	最低限必要な外出のみにしている。キャセイのフライトがキャンセルされて、タイ航空に変更した。帰国する（3月1日）。
6	f	70代	単身	男	日本	CNX	2月は普通に外出した。3月からはなるべく外出を控えている。元々予定していないから帰国しない（3月1日）。
7	g	70代	同居	男	日本	CNX	2月下旬にタイに帰国した。出歩いていたら、村長と郡の病院から注意され自粛生活している。家族もここにいるので帰国予定はない（3月9日）。
8	h	70代	同居	男	日本	CNX	2月は外出していた。マスクをしている人も少なかった。今は外出しない。年だから。帰国予定はない。ここに住んでいるから（3月2日）。
9	S	70代	同居	男	スイス	CNX	タイ政府に強制されていないから、マスクもしないで外出する。自粛は愚かだ。帰国の必要ない（3月6日）。
10	Z	30代	同居	男	スイス	CNX	毎日プールバーに行っている。マスクしなくても感染する人はいる。マスクはしない。タイ政府に強制されていないから。隔離生活が嫌だから帰国しない（3月6日）。
11	i	50代	同居	女	タイ	CNX	普通に外出している。マスクもしない。外国人も歩いている。自粛している知り合いは貴方（筆者）だけ（3月6日）
12	j	50代	同居	女	タイ	CNX	毎日出勤しているが仕事がない。マスクは市場で売っている。街を人が歩いている。仕事以外は外出しない。職場のコンドミニアムに住む日本人とアメリカ人が帰国したが、外出しているから、コンドミニアムのマネージャーと管理組合が注意した（3月5日）。
13	k	60代	単身	男	日本	CNX	煙害が辛いから3月は元々外出を控える。だからこの時期日本に帰国するが、フライトがキャンセルされて帰国をやめた。日本の家族は帰国しないで正解、と言っている（3月19日）。
14	B,C	夫70代 妻60代	同居	夫婦	日本	CNX	2月24日タイに帰国以来なるべく外出していない。日本に帰国予定はない。猫もいるし、すぐには帰れない（3月19日）。
15	l	60代	同居	女	日本	CNX	毎日出勤しているが、日本人（観光客）が来るから怖い。事務所を閉めようと思う。出国したらタイに戻れなくなるから、どこにもいかない（3月20日）。
16	o	70代	単身	男	日本	CNX	2月末から外出を控えている。元々3月中旬に帰国を予定していたが、感染予防と寒い日本を避けて4月帰国に変更したのがドタバタの原因。経由便の経由国が14日間隔離を打ち出したから、3月下旬日本に帰国した（4月4日）。
17	p	60代	単身	女	日本	CNX	3月からはなるべく外出しないようにしている。VISAが切れるから元々3月下旬に帰国を予定していた（4月5日）。
18	q	70代	同居	男	日本	CNX	1月からは体調不良で外出を控えている。チェンマイは陸の孤島になった。我々が何よりも応えているのが酒類販売禁止。非常事態宣言の発令前に日本に一時帰国した友人達はタイに帰国できず、タイの家族への送金や、日本の生活費で大変だという。私は帰国しない（3月30日）。
19	r	50代	同居	女	日本	BKK	2月に入ってから極力外出を控え、通勤は公共交通機関をやめてWen(タイ人同居人) 運転の車に変えた。帰国は考えていない。もし感染したら、日本の家族に迷惑がかかる。Wenや犬もいるし帰れない（2月25日）。

筆者作成

質問①の、「外出しているか」に対する回答は、「通勤のため外出している」との回答者が5人、2月末前後から「なるべく外出を控えている」との回答者が11人であり、「非常事態宣言が発令されるまで外出していた」との回答者が3人であった。

チェンマイでは、非常事態宣言が発令されるまで就労者は通勤していたが、非常事態宣言が発令される前よりフェイスシールド着用者が散見していた。フェイスシールドは乳幼児向けの小さなものまで市場で販売されており、托鉢する僧侶も着用していた。

タイ人の善悪の判断基準は、宗教にかなりの重みが置かれている（中島 2012:34-35）。日本とタイの相違には、政教分離を厳格に適用する日本の行政と、公的宗教たる上座仏教の相違や、氏子や檀家により維持された神社や寺院に他地域・他宗教・一般市民からの支援がない日本に対して、タイの寺は地域に根差しつつも信徒組織に閉じられていないことがある（櫻井 2019:161-165）。

タイも法治国家であり、法律に遵守した生活を営むが、模範とするものは、幼少時から祖父母や僧侶に教わってきた仏教の教えである。フェイスシールドの効力は定かではないが、自ら感染防止に努めている程度が可視化されることから、在タイ外国人に対しても感染防止の重要性を発信する効果が窺える。

実際に、回答者19例のうち日本人回答者11人は外出自粛を実践していた。このうち2020年2月以降、タイへ帰国（再入国）した回答者は3人である。他の回答者は国際移動をしておらず、渡航後の14日間外出自粛要請対象者に該当しない。なぜ彼らは自ら外出を自粛したのだろうか。

チェンマイでは、暑季を迎える3月頃にHAZE⁹⁸（煙害）が発生する。この時期チェンマイの人々は、DS1やN95などのPM2.5対策用マスクを着用し、不要な外出は控える傾向がある。渡航の有無に関わらず、この時期の外出は控える習慣があったことも、外出自粛要因の一つといえよう。World AQI Rankingによると、チェンマイは2020年3月12日に大気汚染度世界1を記録した。日頃から呼吸器系疾患に対する警戒および対策を、タイ人と同様に在チェンマイ邦人が習慣としていたことも、外出自粛に少なからずとも影響しているのではないだろうか。

No.14のB,Cさんは、2011年の大洪水や2006、2014年のクーデター、2010年のデモを引き合いに出し、「洪水では電気水道も使えなかった。クーデターでは街に戦車が並んだ。それに比べれば、Covid-19で外出自粛するのは電気も使えるし、戦車もないから物騒ではない」と語った。在タイ生活の長い邦人は、これまで体験したことの積み重ねによる経験知が今回の外出自粛に影響したこともあるだろう。

No.7のgさんは日本からタイに帰国した後に外出していたが、タイ人配偶者を通じて居住地の村長や、群病院関係者、近隣から注意を受け、隣人が用意した自粛中であることの告

知看板を玄関に掛け自粛生活に入った。まるで日本で感染してきたような扱いや「この家族は危険」との見せしめのような告知看板を掲げることは人権被害そのものではないか、との疑問を抱いていたが、「郷に入っては郷に従う」に他ならないと諦めた。なぜなら、集落内で余計な波風を立てて、配偶者や隣人に迷惑をかけてはならないからだと言う。Baumanによると、都市生活の進化を巡る認識の枠組みにおいて生まれた新しいコミュニティの概念に「同一化」があり、ここでの同一化とは、人を驚かせたり災いをもたらせたりする他者の不在を意味する（Bauman2001=奥井訳 2007:172-173）。また、この同一化は空間的封じ込めと社会的囲い込みとを結合させたゲッターを形成し、「封じ込め」と「囲い込み」は、外部の人々との異質性と対比された、内部の人々の同一性によって補完されるのでなければ、ほとんど意味のないものになる（Bauman2001=奥井訳 2007:174-175）。gさんの帰国は、gさんの所属する近隣コミュニティの同一化を脅かす他者の帰国であり、内部の人々の同一性を補完するために、自ら家に籠り外出自粛をした、といえる。

No.12のjさんは、勤務先のコンドミニアムに住む知り合いである外国人のタイへの帰国（再入国）に対して、コンドミニアム住民が外出の自粛を要請し、jさんの友人である外国人は外出自粛の要請を受け入れたことを語った。jさん勤務先のコンドミニアムは、多国籍の住民が混在するコミュニティであり、感染症拡大下のチェンマイに留まっている住民のなかで、異質となる者が帰国者である。Baumanによると、多文化主義は、新しい現実知識層が自分の役割を適応させる手段となる服従の宣言であり、新しい現実には屈服の対象であって、挑戦の対象でもない（Bauman2001=奥井訳 2007:198-199）。jさんの知り合いである外国人帰国者が、外出の自粛要請を受け入れたことは、感染拡大下という新しい現実の前で、コミュニティによる帰国者に対する外出の自粛要請に服従した、といえる。

タイの感染症予防対策には、約100万人の民間保険ボランティアによる活動がある（Siriphan2018:243-270）。ボランティアは、保健省の訓練を受けたものが登録し、ボランティア1人が10-15世帯を管理する。No.18のqさんはボランティアによる検温調査をたびたび受けたという。

No.19のrさんも、ボランティアの突然の訪問に驚きながらも何度か検温に協力し、ボランティアからボウフラ対策の薬が配布された、という。タイ保健省によると、2019年タイのデング熱患者数は128,964人であり、このうち133人が死亡した（กรมควบคุมโรค タイ保健省 HP.โรคไข้เลือดออก デング熱）。民間保険ボランティアによる啓蒙活動が、外出自粛に繋がったこともあるだろう。

一方で、No.9のSさん、No.10のZさん、No.11のiさん3人は外出の自粛をしなかった。国籍別に考察するとスイス人2例、Sさんの配偶者であるタイ人女性iさん1例である。3人とも直近の国際移動はない。彼らは外出を自粛しない理由として、タイ政府から強制され

ていないことを述べている。2020年3月26日以前のタイ政府は、外出自粛をタイへの渡航者（入国者）に要請している段階であり、SさんとZさん、iさん3人は特段外出の自粛要請を受けたわけではない。外出する自由や利益は守られている。

外出の自粛を容認する人としらない人には、どのような特徴があるのだろうか。調査対象者のうち、SさんとZさんの在タイ歴は、他の調査対象者より短く、一連の大洪水やクーデターを経験していない。滞在年数や経験値は、感染症拡大下の自粛行動の有無と関連があるのだろうか。

Berry(1980)は、個人が新しい文化環境にさらされる際に生じる文化学習と行動適応のプロセスを acculturation（文化変容）と捉え、文化変容を①統合、②同化、③隔離・分離、④失文化、に類型化した。李・佐野(2009:197)は、文化変容は複雑なプロセスであり影響する要因も多く、これまでの研究で頻繁に引用された要素として①年齢要因、②移住目的、血縁関係、信仰、宗教と職業技能、③世代状況、④経済状況と教育レベル、⑤出身地、⑦滞在年数、⑧メンタルヘルス、の8群を挙げている。

SさんとZさんを、出身地（国）と滞在年数のみ抽出して判断はできない。また、外出を自粛した行為のみで、より大きな社会（この場合タイ社会）との友好関係は価値があり、求められるべきと判断したとは言い難いが、本調査では外出自粛をする、あるいはしない選択に、出身国と滞在年数の影響が見られた。

タイ人以外の被質問者14例に対する質問2の回答では、帰国した（する）回答者が3人である。帰国の選択要因は、回答者のうち2人は以前から帰国を決めていたことを挙げ、1人は査証の期限切れを理由に挙げた。彼らの帰国は感染拡大を理由としたものではない。

調査対象者のうち、感染症拡大を理由に帰国を選択した回答者はいなかったが、日タイの安全性を比較検討した上で、タイの方が安全と判断して帰国しないことを選択した人がいる。換言すれば、日本への帰国は危ない、との不安が帰国を阻害している。

日本へ帰国した場合は①健康状態に異常のない者も含めて検疫所長の指定する場所（自宅など）で入国の次の日から起算して14日間待機し、空港等からの移動も含め公共交通機関を利用しないこと、②入国前に、入国者自らが入国後に待機する滞在先と、空港等からその滞在先まで移動する手段（公共交通機関以外）を確保すること、③入国の際に検疫官によって、入国後に待機する滞在先と空港等から移動する手段について検疫所に登録すること、が要請されていた。また、入国制限対象国・地域に滞在歴のある者にはPCR検査が課され、結果が出るまでは自宅等や空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等での待機が要請されていた。待機中の滞在施設等は、自ら確保し自費で支払う（2020年3～4月時点）。たとえ検査の結果が陰性であっても、入国日翌日から起算して14日間は、自宅や自分で確保した宿泊施設等で不要不急の外出を避け、待機することが要請されるとともに、保健所等に

よる健康確認の対象となる。このような帰国に関わる一連の隔離や検査、宿泊施設の自費負担なども帰国を阻害する要因になっている。

No.14 の B さんと C さんは、帰国しない理由にペットの存在を挙げた。また、チェンマイに家財道具や車を揃えた生活があり、日本とタイ双方にすぐに帰ることのできる家があるわけではないことから、帰国が難しいことを語っている。B さんと C さんは、感染拡大が収まったら、車や家財道具を処分して帰国を考える人も出るかもしれないことを推測しながらも、現時点の移動は難しいと捉えている。また、日本とタイのどちらにいても自粛生活を課されるのであれば、日本より広い住環境でメイドの家事介助を受けながらのタイでの生活を選択するという。

これらの帰国阻害要因は、IRMs ばかりではなく企業関係者であっても共通するものもあるが、IRMs 特有の帰国阻害要因は、一定の申請条件を満たせばタイ入国可能であった労働許可証を持つ企業関係者に対して、IRM は一旦タイから出国するとタイ再入国の見通しが付かなかったことにある（2020 年 3～4 月現地調査時点）。

9-1-2. 職域接種のない IRMs に対する日タイ政府の対応

Covid-19 感染予防ワクチンの開発により、チェンマイに留まっていた日本人 IRMs は、ワクチン接種に繋がるためのアクセス確保という新たな問題に直面した。在タイ邦人企業関係者は、タイでの企業関係者に対する職域接種あるいは所属企業のサポートによるワクチン接種のための帰国などの道があることに對し、IRMs は自らワクチン接種にアクセスすることになる。

日本政府は 2021 年 2 月 17 日より Covid-19 ワクチン接種を開始した。タイ政府は、ほぼ同時期である 2 月 28 日よりワクチン接種を開始している。また、ワクチン接種済み外国人のタイ入国緩和措置として、2021 年 4 月よりワクチン接種済みであり、あらかじめ指定した国・地域からの外国人入国者を対象に、通常 14 日間である隔離期間を PCR 検査で陰性が確認された場合を条件として 7 日間に短縮する措置を施行した。タイ国外でワクチン接種済みであり、指定された国からの外国人入国は緩和された一方で、ワクチン接種の見通しが付かない在タイ外国人のワクチン接種問題が浮上した。

在タイ邦人就労者に対するワクチン職域接種は一部企業で開始されたが、就労者の帯同家族や非就労者はワクチン接種の見通しが立たないまま、政府のワクチン登録アプリによる在タイ外国人対象ワクチン接種予約の登録、または自ら病院等の有料ワクチン接種を確保することとなった。職域接種のない IRMs もまた、ワクチン接種枠の確保は自助努力に頼るしかなかった。

タイ政府は、ワクチン接種開始当初 Sinovac と Sinopharm を準備した。タイ政府のワクチン登録アプリによる接種では、どちらのワクチンを接種するかは原則として選択できない。他のワクチンの接種希望者は、病院へのワクチン入荷予約情報を頼りにワクチン接種予約を試みた。2021年5月29日よりチェンマイ保健省は、在チェンマイ外国人の接種予約状況を公開した。

表 9-3.在チェンマイ外国人ワクチン接種予約状況 (単位：人)

国籍	日	2021/7/1	2021/6/9	2021/6/7	2021/6/6	2021/6/4	2021/6/3	2021/5/29
Chinese		1,136	844	798	758	675	602	318
American		1,151	800	715	691	587	487	249
British		951	715	648	627	537	443	213
Myanmar		1,084	491	424	399	255	102	36
South Korean		447	252	204	200	161	119	35
Australian		321	242	214	205	159	123	59
Myanmar(Migrant Worker)		416	238	200	197	134	10	0
Thai		362	228	175	166	120	72	7
Philippine		272	219	195	191	184	157	83
Japanese		283	203	181	171	144	91	32
German		246	184	155	144	106	76	29
Canadian		280	178	154	146	121	85	37
French		173	121	95	94	77	57	20
Dutch		173	118	102	97	76	58	24
Swiss		129	91	76	75	51	27	11
Singaporean		125	83	58	58	48	38	20
Indian		121	82	71	70	53	49	18
Belgium		83	66	57	56	45	31	9
Taiwanese		97	65	48	44	38	21	6
Malaysian		81	57	47	45	37	24	11

出典：COVID International Community Support Chiang Mai HP, “Covid-19 Vaccination request form for foreigner residing in Chiang Mai Province”引用

5月末調査開始時点の在チェンマイ邦人のワクチン接種希望者は32人であった。在チェンマイ邦人数3,221人に対するワクチン接種希望者は1%に満たなかったことになる。

2021年5月6日 Covid-19 対策本部 (CCSA) の会見では、国籍を問わず外国人を含めすべての人に対するワクチン接種方針を発表している。具体的には、①在タイ外国人が、タイ政府が無償で提供するワクチン接種を受けることができるかどうかについて、最近多くの質問を受けているが、タイはワクチン接種プログラムに外国人を含めること、また、第一段階において、すでにワクチン接種を受けた外国人もいることを確認した、②初期段階で調達

されたワクチンの供給は限られているため、タイ政府はワクチン接種に対するアクセスを、最も脆弱なグループに優先せざるを得ない。このグループには、医療関係者および最前線で活動する者、高齢者、深刻な基礎疾患を有する者、高いリスクのある地域に居住する者が含まれ、ここには移民労働者、保健ボランティアなどハイリスク・グループの外国人居住者も含まれている。ワクチン接種の第一段階は、すでに2月に開始しており、5月に終了する。③タイ政府はさらに多くのワクチン調達に成功しており、6月より開始し本年末に終了予定のワクチン接種の第二段階では、ワクチン接種の対象者を拡大し、一般の人々および公共部門で働く人々、また、外交団や国際機関、タイに居住する外国人も、リスクグループにおける属性に基づき対象となる、④保健省は、モバイルアプリや直接病院にコンタクトする可能性を含めさまざまなプラットフォームを通じて、外国人居住者の登録を促進するための作業を進めている、との4つの指針が発表された。

在タイ邦人非就労者がワクチンを接種するためにはまず、日本に帰国するか、あるいはタイで接種できる日を待つかを選択することになる。日本に帰国する場合は、帰国後14日間の隔離生活場所と接種券の確保が必要となる。住民基本台帳を持っている人は、管轄行政の接種会場での接種を予約し、所定の間隔をあけて2回目の追加接種を受けるが、日本に住民基本台帳を持っていない人は、住民基本台帳再登録後に管轄行政からの接種券送付を待つことになる。この不便さを解消するために、日本政府は2021年8月1日より日本国内に住民基本台帳のない海外在留邦人等の中で、在留先でのCovid-19ワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する邦人に対する成田・羽田空港でのワクチン接種事業を開始した。

ワクチン接種事業の対象者は「日本国内に住民票を有していない邦人」であり、海外転出届を届出済みの日本人を指す。ワクチン接種希望者の自己負担はなく無料であるが、日本と居住国間の渡航費ならびに接種間隔を含む日本での隔離期間の滞在費、国内での移動費用等については利用者本人が負担する。タイに戻るための渡航費や、渡航に関わるPCR検査費用、居住国への再入国で必要となる隔離費用や期間も考慮しなければならない。

調査対象者の中で、最も早くワクチンを接種したbさんは、チェンマイにワクチンSinovacが入荷された2021年3月1日に接種している。就労者であるバンコクのrさんは、2021年7月19日に職域接種でSinopharmを接種した。

IRMsを含む職域接種のない在タイ邦人は、2021年8月初旬よりタイ保健省と在タイ王国日本国大使館ならびに協力病院による在タイ邦人対象ワクチン接種事業が開始され、AstraZenecaの接種が可能となった。チェンマイでは8月下旬より随時接種が始まり、8月25日にBさん、Cさん夫婦は1回目のワクチン接種を済ませている。

Sinopharm を接種した r さんのように、日本では未承認のワクチンを 2 回接種済みの人は、当初日本の在留邦人ワクチン接種事業の対象外とされていたが、居住地において日本で薬事承認されていないワクチンを接種済みであるなどの理由により、帰国して在留邦人ワクチン接種事業で異なるメーカーのワクチン接種を希望する場合には、居住地の感染状況等を踏まえ、自己判断により医師と相談の上で接種する⁹⁹ことが可能になった。その場合は日本で承認されたワクチンの初回接種が 1 回目となり、r さんが帰国して日本政府承認ワクチンを接種する場合は、2 回の Sinopharm 接種は接種済み回数にカウントされず、1 回目の接種はタイで 3 回目に接種した Pfizer となり、帰国後日本の在留邦人ワクチン接種事業による接種は 2 回目となる。

Covid International Community Support Chiang Mai では、在チェンマイ外国人に対する 3 回目のワクチン接種を 2022 年 1 月 10 日より開始している。3 回目のワクチン接種に予約は必要なく、直接会場に行きワクチンを接種する。日本と異なりタイでは 1 回目と 2 回目で、異なるワクチンを打つケースもあったことから、3 回目の接種は各自の 1、2 回目に接種したワクチンにより、3 回目に接種するワクチンが決定する。また、ワクチンの数量には限りがあるため、希望のワクチンが接種できない可能性がある。

チェンマイでは 4 つの病院と商業施設 1 か所で、3 回目の接種を展開していたが、2022 年 2 月時点では Nakorngping Hospital と Central Airport Plaza の 2 か所のみである。

感染拡大下の在タイ邦人の対応には、企業関係者と共通することもあれば、IRM 固有のものもあった。企業関係者と IRMs が大きく異なった背景には、一定の申請条件を満たせばタイ入国可能であった労働許可証を持つ企業関係者に対して、IRM は一旦タイから出国するとタイ再入国の見通しが付かなかったことにある（2020 年 3～4 月現地調査時点）。

第2節 自助の限界を乗り越えるために

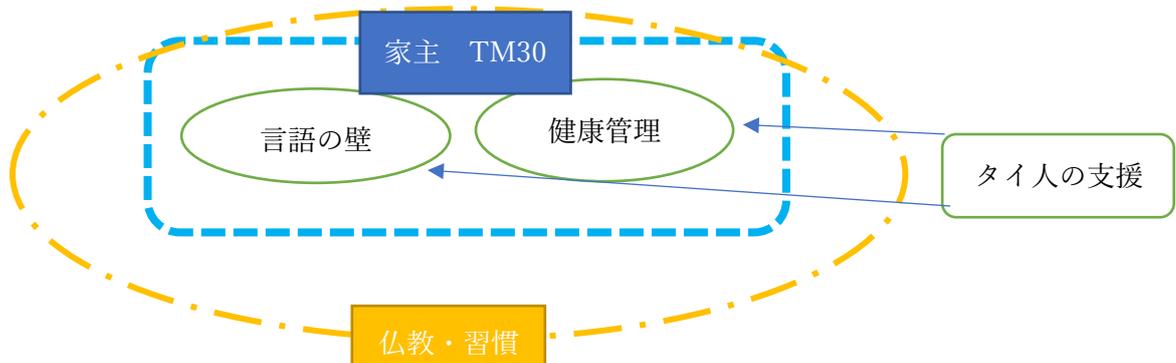
本節では、自助の限界を乗り越えるためのタイ人による支援、または家族による支援、さらに越境介護の可能性を検討する。

9-2-1. 現地タイ人による支援

IRMs は自助により生活を成立させることが基本であり、自分で自分を助け、自発的に自分の生活課題を解決する力が自助力である。一方で、自助力を備えていても、突発的な病気や事故、災害、テロ、Covid-19 パンデミック下のワクチン接種のような、自己解決しきれないリスクは誰にでもあり得る。また、自助力で解決できない問題に直面することは、海外のみならず、国内外どちらでも起こりうる事象である。

自分の力だけでは解決できないときに、自分の身近にいる人が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力が互助である。海外での互助関係は、日本人同士に留まらず、身近にいるタイ人や、タイの習慣、宗教観による見えない互助の恩恵もある。

図 9-1. タイ人による限定的支援



筆者作成

調査対象者 IRMs に対するタイ人による支援には、①タイ人の家族による支援（国際結婚・交際）による通訳・限定的介護、②タイの民間サービス利用、③タイ人友人の支援、④宗教（仏教）・習慣、⑤近隣所 家主の支援が挙げられる。

国民の約 94%が仏教徒であるタイでは、仏教が深く民衆の心をとらえ、命の安らぎの源泉を成している。男子が生涯で一度は出家するという慣習も、近年簡略化傾向があるとはいえ、仏教帰依の深さは到底日本人の比ではない。この信仰に基づいた生活の知恵や、その地の自然環境や歴史と共に昔から行われてきたものが習慣である。上座仏教の教えである徳を積むことを意味するタンブン (tambun) としての善行は、タイ人同士に留まらず、外国人に対しても行われることがある。

タイ人の根底にある宗教観のうち IRMs を見えない形で支援していることに高齢者を敬う習慣がある。その一つが、タイの伝統的挨拶 ไ้ (ワイ：合掌、挨拶の意) である。通常タイでは目下 (年下) のものは、目上 (年上) の人に敬意を表さなければならない。この敬意を表す最も一般的な伝統が、ワイである。自分より目上の人や高齢の人を敬うべき存在であるとの考えは、タイの土壤に生きている。高齢者は知識や経験が豊かで敬うべき存在である一方で、か弱い存在でもある。タイ人が高齢者と話すときには、高齢者より高い位置にいてはならない。たとえば、高齢者が座っていたら、立って話しをしてはならず、目下の人は屈んで高齢者の視線より低い位置で会話をする。直接でなくても、間接的にタイの宗教観や習慣が IRMs を支援することもある。

タイ移民法第 38 条では家主、所有者、占有者またはホテルマネージャーは、滞在許可を得た外国人が入居した際は、24 時間以内に同エリアにある入国管理局に提出するための、TM30 届出が義務付けられている。このことにより、家主や所有者、ホテルは外国人居住者に対する責任を担うことがある。たとえば、借り主が死亡したときの死亡届の届出義務者の順位のうち、最も上位に位置するのは同居者の親族であり、次にその他の同居者、同居者のいない単身者の場合は家主や地主、または家屋若しくは土地の管理人が死亡届の届出を担う。家主と直接面識がなくても家主や地主は、借り主が自助で成立できないことに対して責任を担保する互助を果たしている。借り主の健康悪化や怪我をした時など、家主が在外公館に連絡することもある。

近隣や知り合いで健康悪化や生活苦に陥った IRMs の情報を、友人あるいは知人を介して他の IRMs 日本人と情報を共有し、支援を繋げることもある。見えない互助を担う家主や近隣タイ人によるネットワークも IRMs を支える互助の一つであり、その背景にはタイ人の宗教観や高齢者を敬う習慣がある。

9-2-2. 家族による支援 越境介護の可能性

IRMs は自分だけが第二の人生を海外に求めるだけではなく、夫婦でお互いが支え合う移住、あるいは自分の親と移住する、いわゆる介護移住の形がある。

このような介護の越境化はチェンマイのみならず、マレーシアやフィリピンでも見られる。小野(2019:203-250)は、ケアの客体である患者や要介護者の移動を「ケア・マイグレーション」と捉え、越境するケアを①健康促進（伝統医療。美容、治療）、②治療（近代西洋医療、総合医療）、③介護（施設介護、ケア（労働者））に類別している。

D さんや J さんのように、親の介護をタイで実践する IRMs は、小野（2019）の指摘する越境するケアの一形態である介護移住といえる。IRM は、引退後の非労働者による移住であるばかりではなく、介護移住によって現地の雇用創出に繋がることもある。IRM は労働を目的としない人の移住であるだけではなく、「労働力を必要とする」人の移住(小野:2007)でもあり、調査対象者のなかにも、B さんと C さんのような夫婦お互いが支え合う老々介護や、自分が IRMs でありながらも親の介護を担う J さんの 2 世代型 IRM、子育てをしながら親の介護を担う D さんの 3 世代型 IRM がある。

一方で、すべての IRMs がチェンマイを終の棲家にできるわけではない。D さんは配偶者や子どもたちと、J さんは兄弟と家族構成員全員がチェンマイに移住して、親の介護に挑戦した。家族による互助がチェンマイで成立した事例である。

チェンマイ郊外で 20 年以上タイ人家族と暮らす F さんはじめ、タイ人配偶者を持つ IRMs のなかには、介護保険の現金給付を求める声がある。日本人夫婦の B さん C さんも、介護

が必要となったときには日本に帰らざるを得ないが、できればお互いに夫婦で助け合ってチェンマイに住み続けたい希望を持っている。

Fさんはじめ、タイ人と婚姻関係を持つ人は、たとえ要介護状態になったとしても、妻であるタイ人女性が比較的若く健康であるために、夫の介護を担う心づもりがある。子どもは กตัญญูกตเวที (カタンユ-:タイ語で「親への恩返し」の意) を実践することにより、自分が親になったときに子どもが同じように親を大事にすると考える。仮に現世で บุญคุณ (ブンクン:タイ語で「恩」または「恩恵」の意) が戻ってこなくても、来世に結果は持ち越され輪廻するとタイ人は考える。

介護保険は外国での介護には適用されないことから、自己負担しなければならず、このことが IRMs にとって負担増となることがある。

日本では 2000 年 4 月に介護保険制度を導入する前に、現金給付の導入に対する議論があったが、家族に対する現金給付は「家族を介護に縛りつける」、という理由で導入には至らなかった。一方で、日本に先立ち介護保険を導入したドイツでは現金給付を認めている。イタリアでは、恒常的に介添えを必要とする最重度の障がい者を対象とした現金給付制度である「介添手当」が要介護高齢者にも適用されている。

介護保険における現金給付の長所は、要介護者による選択の自由が尊重されることにある。あらかじめ定められたサービスを決められた場所でのみ支給される単方向かつ固定された現物支給に対して、家族などのインフォーマルな介護を受けることや、認可介護サービス事業施設のみならず、要介護者のニーズと要望に添ったものの選択など、要介護者自らの希望と必要性に適合することを目的とするのであれば、現金給付の有効性が認められるのではないだろうか。

日本政府は 2008 年より経済連携協定 (EPA) に基づく外国人介護福祉士の受け入れを推進しているが、第 32 回介護福祉士国家試験での外国人合格者は 337 名 (合格率 44.5%) であった。EPA 導入より 13 年経過した 2021 年 6 月時点日本の在留外国人在留資格 EPA は 3,589 人であり、その定着率や介護要員としての貢献率は高いとは言い難い。外国人介護士が定着しづらい理由と課題に挙げられるもののひとつが「言語の壁 (日本語の難しさ)」である。

外国人介護士が日本に定着しづらいのであれば、介護を必要とする日本人が越境することによって外国人介護士による介護を受けることも、今後見込まれる可能性がある。実際にそのような動きの先進事例が、すでにチェンマイでは始まっている。

IRMs は自助の限界を乗り越えるための支援には、人と人の支援のみならず、タイの宗教観や習慣、法制度における家主の責務などの支えがある。また、SC 計画で当初想定された、

引退後の第二の豊かな人生を海外で過ごす IRM は、越境介護の可能性を帯びたものへと変容しつつある。

第3節 帰国後の支援体制

本節では、IRMs に対する公的支援拡大の可能性および帰国後の支援体制を検討する。

9-3-1. IRMs に対する公的支援拡大の可能性

IRMs の介護・貧窮問題の発生要因には、移住前から抱えていた状態に起因するものと、移住後の加齢や健康悪化に起因するものの2つに大別できる。

日本で立ち行かなくなった、あるいは立ち行かなくなりそうな恐れのある経済力を再建するために、安価な物価での生活を求めてチェンマイに移住した IRMs のなかには、経済力を再建して生活の質の向上を実現した IRMs がいる一方で、経済力の再建が見込めない、あるいは経済力がさらに低下した IRMs がいる。チェンマイ IRMs の介護・貧窮化問題の発生要因には、移住前から抱えている経済問題が、移住しても解決に至らず生活の質が向上しない、あるいは低下しつつあるにも関わらず現地に留まり続けることにある。

また、移住によって経済力を再建し、生活の質の向上を実現した IRMs であっても、国民健康保険非加入者が民間保険などを利用して治療費を十分カバーする保障を受けていないことや、国民健康保険加入者であっても海外療養費還付制度でカバーしきれない治療費が生じることによって、医療費が嵩み貧窮化に陥ることがある。

さらに、加齢により介護が必要となっても海外では介護保険を利用できないことや、帰国して日本の住民となり介護サービス利用する選択をしないことがある。介護・貧窮化に陥った、あるいは陥りつつある場合に、自ら帰国を決断する IRMs もいれば（第7章 7-2-4）、帰国を躊躇う IRMs、帰国を拒む IRMs がいる。

調査対象者の中には介護・貧窮化に陥りながらも帰国を躊躇う IRMs を支援した人がある（第7章 7-3-1）。帰国を躊躇う IRMs に共通した帰国の阻害要因は、「家族に知られたくない」ことである。帰国して経済力を再生するために繋がるセーフティーネットとなる生活保護の申請は、申請者の配偶者や親子など親族に援助できないかどうかを確認する「扶養照会」が自治体福祉事務所によって行われる。自分で自分を助け、自発的に自身の生活課題を解決する自助が成立しなくなったときに、その状態から脱却するための手段の一つとなる帰国を拒否する理由には、帰国して「家族に知られる」ことにより迷惑が掛かることを回避することであり、公的援助の請求権を放棄し、家族や他人に迷惑をかけないことが自己責任であるとの捉え方がある。

また、IRM 受け入れ国であるタイ政府の主たる公的支援の対象者はタイ国民である。タイの IRM 誘致政策は、IRM 誘致のための査証優遇をはじめとする誘致支援に留まり、誘致後の IRMs に対する支援策は示されていない。タイの公的支援対象者に IRMs が含まれていないことや、IRM 誘致策の支援が IRM 受け入れまでに留まっていることも、IRMs の介護・貧窮化問題発生要因のひとつといえる。

日本国籍を所持している IRMs は、日本国憲法により教育（第 26 条 2 項）と勤労（第 27 条 1 項）、納税（第 30 条）の義務を担い、生存権並びに参政権、教育を受ける権利を有する。義務は放棄できるものではないことから、国民に選択権はない。一方で、権利は放棄することができる。

介護・貧窮化に陥った IRMs が日本国籍を有している場合、健康で文化的な最低限の生活を営む生存権がある。そこには「自由に生存権を選択できる」ことが前提となる。利他もしくは人助けの義務として使用されていた「責任」の持つ概念は、努力義務を怠ったものに対する懲罰の意味を帯びつつある。生存権を支える福祉制度であるセーフティーネット申請者は、恥辱となりかねない自らの私生活上の情報を明らかにすることを強いられる（Mounk2017=那須・栗村訳 2019:93）。さらにここでの懲罰は、扶養照会により家族にも課されることになる。

自分で自分を助け、自発的に自身の生活課題を解決する自助が成立しなくなったときに、その状態から脱却するための手段の一つとなる帰国を拒否する理由には、帰国して「家族に知られる」ことにより迷惑が掛かることを回避することが自己責任であるとの捉え方があるが、自らの私生活や家族の経済状況の開示の必要性が、生存権を得るための帰国選択の妨げとならないような配慮が必要ではないだろうか。

IRM 受け入れ国タイは、タイ国籍を持たない IRMs がタイを終の棲家とするためには、永住権取得が前提となり、永住権を 10 年以上保持することによって帰化申請が可能となるが、タイ国籍ではない在タイ外国人は、タイ移民法に従い合法的に入国許可を付与されている人々である。IRM 誘致政策により IRM を受け入れる国家には、IRMs に対する受け入れ支援だけでなく、受け入れ後の支援を包括して検討することが、IRM に入国許可を付与する受け入れ国の責任範囲ではないだろうか。

IRMs には日本の住民であり続けるか、あるいは海外転出届によって日本の住民でなくなるかの選択肢がある。住民基本台帳を持つ者は、住民税納税や国民健康保険ならびに介護保険加入の義務を負う。管轄自治体は納税者ならびに被保険者の権利を保障する住民に対するサービスを提供する。IRMs は日本の住民であり続ける、あるいはいつでも日本の住民として国民基本台帳に再登録できるように、帰国に備えた健康状態や経済力の維持が責任範囲といえよう。

タイは個人住民税が導入されていないことから、納税を根拠とした住民の判断はない。外国人が住民であることの根幹となるものが、永住者に付与される「居住証明書」である。非永住者は住宅登録証である「タビアンバーン」によって、登録地の住民であることは立証できるが、永住者でない限り法制度上は一時入国者である。よって、永住権を所持しない IRMs は、タイ移民法では一時入国者であることから（移民法第 37 条）、退路となる帰国を自助で担うことが自己責任範囲といえる。

さらに、IRMs が選択する自己決定には在留届の在留区分「長期滞在」と「永住」がある。永住権のあるタイでは、「永住」申告には永住権を持っていることが原則であるが、タイ人の家族がいるケースでは、本人が永住意思のある場合に「永住」として申告できる。外務省による在留邦人数調査統計では、永住と長期滞在の判断基準を、「生活の本拠を在留国に移した人」および「いずれわが国に戻る人」としている。よって「長期滞在」に該当する IRMs は、いずれわが国（日本）に戻ることが、自己責任範囲の一つと捉えることができる。

義務と権利は明示されていても、責任の持つ意味や範囲は不明瞭である。義務として明示されれば「やらなければならない」こととして認識される一方で、義務の明示はあっても責任の内容は明示されないケースが散見する。換言すれば、明示化されることなく流動的なものが責任の指す範囲となり得ることがあり、さらに責任の持つ意味のなかには「怠ったことに対する結果を引き受ける」懲罰的側面が加味される。

自分の生活に責任を担おうとする多くの人が直面する困難は、教育機会の欠如や経済格差の拡大、深刻な財政的苦境といった構造的要因から生じている（Mounk2017=那須・栗村 2019:202-203）。肯定的な責任像を構築するためには、まず責任の語り方を考え直すことがある。そのためには、当事者に対する責任の引き受けを促すのではなく、責任を負うための能力の物質的、教育的基盤を整えるための、語り方の再構想が必要ではないだろうか。

また、IRMs が自己責任を全うすることで、海外で直面するすべての不安やリスクを網羅できるものではない。突発的な病気や事故、テロ、新興感染症など、自己責任を負っている人でもリスクはある。したがって、そのような場合には、行政等との公助に臨機応変に結びつける必要がある。そのことを端的に示しているのが、2020 年から本格的に始まった新型コロナウイルス感染症によるパンデミックに対する在チェンマイ IRMs の対応である。

IRM 受け入れ国のなかには、収入（年金）に収入に応じた一定の割合を納めることにより、IRMs の公的医療保険加入を認める国が南米を中心に存在する（第 3 章 3-2-2.）。タイ政府の IRMs に対する公的保険加入および財源の検討は、IRMs 誘致政策の課題といえよう。そのためにはまず、適法で査証を取得し中長期滞在する在タイ外国人の実態把握が必要となる。

日本政府は 3 か月以上日本に滞在する中長期在留資格を持つ外国人の「住民基本台帳」登録を義務付けている。一方タイ政府は、日本の住民基本台帳に相当する「タビアンバーン」の登録義務が課されているのは、居住者である永住者のみである。非居住者である非永住者が任意でタビアンバーンを申請するためには、相応の理由と家主や保証人の協力が必要である。また、面接を含め複数回役場へ出頭しなければならない。このことにより、タビアンバーンの申請義務のない在タイ外国人の把握を困難なものにしている。

在外公館への在留届の届出は旅券法第 37 条で定められているが、ただひたすら深く潜航し、自らを周囲から遮断している在留届未届の邦人把握は至難の業である。IRMs を含む在チェンマイ邦人の実数を把握するための日タイ両政府によるシステム構築は、テロや災害時も有効である。

日本に住民基本台帳のある IRMs は住民税納税および国民健康保険、介護保険加入義務を担い、その負担は国内外どちらに居住していても等しいが、国民健康保険加入者であることから海外療養費還付制度が利用できる。ここに残る課題が IRMs の介護保険利用可否である。

社会全体で介護を担うための介護保険は、家族による介護固定化を避けるために現金給付を導入しなかった。このことにより、家族介護の呪縛が放たれた反面、家族による介護は閉ざされた。家族介護は無償の価値となり、家族の介護や自分が介護してほしい人、介護生活を過ごしたい国の選択肢はない。越境を含む介護の多様化および多国籍化により、介護のあり方は変容しつつある。介護の担い手が不足しており、EPA 外国人介護士の定着が進まないのであれば、越境した被介護者に対する支援の可能性を見いだすことは、IRMs の介護・貧窮化問題に対する解決の一助となるのではないだろうか。そのために、介護保険の保障範囲を現金給付も含め再考すべきではないだろうか。

9-3-2. 帰国後の支援体制

チェンマイ邦人社会には、介護・貧窮化に陥った人に対する支援に取り組むボランティアグループがある。彼らの活動は、北部タイ日系企業連絡協議会にて総領事館をはじめ各団体と共有される。チェンマイ邦人団体の特徴には、北部タイ日系団体連絡協議会によって、同じ情報を平等に各団体の会員が共有するだけでなく、あるグループが抱えている問題を、邦人社会全体で解決に向かうための体制整備がある。

一方で、現地チェンマイでの介護・貧窮化に陥った IRMs に対する帰国支援によってチェンマイでの問題は解決しても、当事者が抱える健康悪化や介護・貧窮問題の解決には至らない。彼らの帰国は健康悪化や貧窮化を抱えたままの帰国であり、解決の場が日本に移動するだけである。

IRMs の介護・貧窮化問題発生要因は、現地チェンマイだけではなく、帰国に活路を見いだせない日本にもあり、彼らの帰国を阻害する最大の要因はここにある。彼らが帰国を拒む理由はチェンマイだけでなく日本にもあり、双方による解決が必要といえる。

そのためには、日本国内での帰国者支援も包括した対策整備や、タイ政府による非就労者 IRMs に対する公的保険加入の検討ならびに在タイ邦人実数把握のための日タイ両政府の体制整備、情報共有など、IRM 受け入れ国と送り出し国双方の連携が求められる。チェンマイでは北部タイ日系団体連絡協議会を介して、就労者である駐在員や IRMs、国際結婚による居住者など、年齢や立場による隔てのない活動が認められた。邦人団体の連携による新たな活動展開は介護・貧窮化に陥った IRMs の支援に留まらず、テロや災害発生時にも有効といえる。

本章では、当事者による自助・互助だけでは対応しきれない、Covid-19 感染拡大下のタイで、職域接種のない IRMs に対する、日タイ政府の公助であるワクチン接種事業ならびに自助の限界を乗り越えるための IRMs の取り組み、IRMs 帰国後の支援体制を検討した結果次の 2 点を明らかにすることができた。

一つ目に、在タイ邦人に対するワクチン接種支援事業がタイ保健省および在タイ王国日本国大使館、協力病院の連携により実施されたことである。労働許可証を持たない IRMs はタイへの再入国の難しさから、タイに留まる人がいた。企業関係者と異なり、彼らに職域接種の機会はない。このように、当事者による自助・互助だけでは、あらゆるリスクに対応できるわけではない。このような場合には、行政との公助と臨機応変に結びつける必要がある。このことを端的に示したのが、公助である日タイ政府によるワクチン接種事業であった。

次に、IRMs の互助の限界点である。現地チェンマイで介護・貧窮化に陥った IRMs に対する帰国支援は、当事者が帰国するまで続くが、介護・貧窮化に陥った IRMs が帰国することにより、チェンマイでの問題は解決しても、当事者の健康悪化や介護・貧窮問題解決には至らない。彼らの帰国は健康悪化や貧窮化を抱えたままの帰国であり、解決の場が日本に移動するだけである。IRMs の健康悪化や貧窮化問題解決のためには、移住先での自助互助のみならず、彼らが日本に帰国した後、速やかに 4 助と繋がり健康で文化的な最低限度以上の生活を確立することで、はじめて解決への道筋ができるのである。

第10章 結論

本研究では、高齢化や孤独・孤立、それにとまなう介護・貧窮化などが顕在する新たな局面を迎えたチェンマイの日本人 IRMs を対象として、3つのリサーチクエスションである①IRM は SC 計画以降、約 40 年が経つなかでどのように変容しつつあるのか、②IRM の変容によって、日タイ両政府の対応にどのような新たな問題が起こっているのか、③IRM の変容によって生じた新たな問題を自ら解決しようとする自発的な自助・互助活動の新しい動きはどのようなものなのか、に対する答えを実証研究によって明らかにすることを目的とした。

そのために、まず先行研究を概観し、SC 計画以降の日本の IRM 促進・支援政策の展開および IRM 誘致国の政策を整理し、チェンマイの日本人 IRMs を事例として IRMs の変容を検討した。次に、IRM 送り出し国日本および受け入れ国タイの政策的・制度的な対応を整理し、IRMs の変容によってこれまでの支援ではカバーしきれない、どのような新たな問題が起こっているのかを、現地調査の結果をふまえて検討した。さらに IRM の変容により生じた新たな問題に直面する中で、日タイ政府による公的支援でカバーしきれない部分を、自ら克服しようとする IRMs の自発的な自助・互助活動の実態について、参与観察やインタビューの結果に基づいて分析した。

IRM 自体は局域的な人口移動であり、IRM 関連研究はイギリス人の南欧移住と、アメリカ人の中南米移住に偏っている。先進事例であるイギリス人の IRM は 1960 年代より始まった太陽を求めた地中海沿岸への EU 圏内移住が主流であり、EU 圏内の移動であることから社会保障の一部に互換性がある。アメリカ人の IRM は、外国人に対する公的保険制度加入制度が整備された中南米の IRM 誘致国への移住傾向がある。SC 計画より始まった日本人の IRM は、移動国での滞在期間が短く、帰国を前提とする欧米への短期滞在が主流であった。定住目的地での、より充実した生活に動機づけられた比較的裕福な個人の移動であった IRM は、近年 IRM 誘致国の査証優遇措置により、東南アジアへの IRM が主流となっている。

物価の安い東南アジアへの IRM が選択肢に加わったことにより、SC 計画で当初想定されていたような資産・資金的に恵まれている人ばかりではなく、年金収入のみに頼る人でも IRM が可能となり、IRMs の移住国選択には階層分化が反映されている。東南アジアの安い物価と誘致国の査証優遇措置によって、IRMs は長期化・定住化が見られるようになった(第3章)。

IRMs の年金に課される所得税および住民に課される住民税は、いずれも法令通りに納税するか、所定の手続きを取って納税を回避するかという、大きく二つの選択肢がある。SC

計画で当初想定されていたような、資産・資金的に恵まれている IRMs には、法令通りに納税しても特段の不利益はない。一方で、チェンマイの調査で対象としたおよそ半数にあたる IRMs のように、年金以外に所得のない人たちは、当然のことながら、法令の範囲内で、可能な限り年金に対する所得税や住民税を、いわば合法的に回避している。しかし、そのために法令に関する複雑な知識や情報を IRMs が個人的に習得し対応することは極めて困難である。それを補うために、そのような IRMs の実利的要請に応じて、さまざまな情報提供と情報共有をはかり、さらには具体的な手続きをサポートする団体やセミナーなどのイベントが日タイ両国で行われている。IRMs の階層分化は、税制への対応にかなりはっきりと反映されている（第4章）。

SC 計画は棄民政策、老人輸出との批判を受け、日本政府は SC 計画が単なる移住ではなく余暇であることに大きな特徴があることを説明した。一方で、IRM 受け入れ国には永住を認める国もあり、IRM は移住と余暇、永住の狭間で明確な境界線がないものになった。タイ政府の IRM に対応する査証制度により、一定条件を満たす IRMs は更新を繰り返すことによって定住化が進んだ。タイの住宅登録証「タビアンバーン」の申請は、永住者には義務付けられていることに対し、非永住者の申請はタビアンバーンを申請するにふさわしい理由が面接で問われる。IRMs に対応する査証は、一時的な滞在である非居住者に付与されるものであり、定住の実態があっても、タイの移民法における外国人居住者には該当しない（第5章）。

企業関係者が主流であったチェンマイ邦人社会に新たに参入した IRM の集住化が進む中で、チェンマイの IRMs は、SC 計画当初に想定されていたような経済要素以上に文化的要素を移住動機とする比較的裕福な IRMs ばかりではなく、経済的に安心して老後を過ごせない日本からの脱出を目的とする、文化的要素以上に経済的要因が移住の決定要素である IRMs との階層分化がみられる。さらに、物価の安いチェンマイへ移住しても経済状況が向上しない IRMs や、加齢による健康悪化から生活の質が維持できない IRMs が定住し続けることにより IRMs の介護・貧窮化問題が発生し、チェンマイ邦人社会は新たな局面を迎えている。高齢者基本法施策の届かないチェンマイで、新たな問題に対する在外公館の対応には限界があり、タイ政府の外国人に対する人権アプローチの対象は、外国人児童と就労者、企業に留まっている（第6章）。

IRMs は自らの介護・貧窮化問題を克服あるいは予防するために、自らが利用可能な制度に直接、あるいは手元の資源を活用してアクセスする。制度でカバーしきれない部分に対しても資源を利用しながら、自ら問題の克服や回避に取り組んでいる。自らの力で問題に取り組んでも解決できない場合の最終的な手段は、日本の社会福祉制度に繋がるための帰国と

なるが、頼れる家族がいない、あるいは自分が帰国することによって家族や他人に迷惑をかけたくないことを理由に帰国を躊躇うジレンマがある（第7章）。

チェンマイの IRMs は、このような深刻なジレンマ状況に対して必ずしも手をこまねいているわけではなく、IRMs 当事者による新たな自発的団体を形成し、相互の実利的要請に応える新たな互助機能を創出しようとする動きが生まれはじめている。また、これら当事者団体と総領事館、日系企業、日本人会各代表で構成される北部タイ日系団体連絡協議会では、各団体が抱える問題・課題を共有し、在外公館だけではなくチェンマイ邦人社会全体で解決に向かうための対応策を模索している。このように法的・制度的に制約されたなかでも、自発的な新しい互助・共助の仕組みをつくり出すことによって、問題解決に取り組む動きがチェンマイでは見られはじめている（第8章）。

自助努力で成立する IRM でも突発的な事故や病気・テロなどのリスクがある。そのことを端的に示したのが 2020 年から本格的に始まった Covid-19 パンデミック下の IRMs に対するワクチン接種支援事業である。IRMs には企業関係者と異なり職域接種がない。また、感染拡大下におけるタイへの入国は労働許可証を持つ就労者に限定され、再入国の難しさを理由にチェンマイに留まる IRMs がいた。タイに留まる在タイ邦人を対象に、2021 年 8 月現地タイではワクチン接種支援事業がタイ保健省ならびに日本の在外公館、協力病院の連携により実施された（第9章）。

本研究では上記の議論を展開し、3つのリサーチクエスションに対する答えを実証研究によって明らかにし、以下3つの結論を導いた。

第1節 日本人の IRM はどのように変容しつつあるのか

まず、第一のリサーチクエスションである、IRM は SC 計画以降、約 40 年が経つなかでどのように変容しつつあるのか、という点である。

SC 計画が提案された時代は、元来預貯金に恵まれた高齢者に対する海外移住支援事業としての位置づけがあったが、SC 計画はその後、経済的に恵まれた高齢者の移住を国の政策として支援することに対する社会的な批判を受け、引退者の「余暇」の充実に強調点を転換した。一方で、IRM 受け入れ国には永住を認める国もあり、IRM は移住と余暇、永住の狭間で明確な境界線がないものになった。

欧米を主流とする IRM 希望国の構成に変化が見えはじめたのは 2000 年以降である。東南アジアの IRM 受け入れ国が展開する積極的な IRM 誘致政策により、IRM は SC 計画で当初想定されていた預貯金に恵まれた人ばかりではなく、年金以外に所得のない人たちでも、豊かな第二の人生の実現が可能なものへと変容した。IRMs の階層分化は、移住国の選択に反映されている。

企業関係者が主流であったチェンマイに、タイ政府の IRM 誘致政策における IRM に対応する査証の優遇制度を利用して新たに参入したのが IRMs である。IRMs の集住により、チェンマイ邦人社会構成は企業関係者主流から IRMs 主流へと変容した。

チェンマイへの IRMs の移住動機は、生活の質の向上を目的とする IRM ばかりではなく、日本の住みづらさや経済状況、家族構成の変化による孤独からの脱却を目的とする IRM との階層分化がある。

IRMs の階層分化は、税制への対応にかなりはっきりと反映されている。SC 計画で当初想定されていたような、預貯金に恵まれた IRMs は、法令通りに納税しても特段の不利益はない。一方で、調査対象者のほぼ半数である、日本からの公的年金以外には特段の所得のない IRMs は、合法的に納税を回避するために、複雑な税制に関する情報提供・情報共有をはかり手続きのサポートを行うために、さまざまな互助活動を展開している。

査証の更新制度を利用することで、IRMs の定住化・長期化が進みチェンマイ邦人社会は、高齢化率 35%を越える超高齢社会へと変容した。チェンマイでは加齢による健康悪化を理由に帰国する IRMs がいる一方で、健康状態が悪化してもチェンマイに留まり、嵩む医療費により貧窮化に陥る IRMs の介護・貧窮化問題という新たな局面を迎えている。

貧窮化に陥りつつあっても単身で生活する IRMs の交友関係は非常に狭く、ただひたすら深く潜航し、自らを周囲から遮断していることもあり実態情報が入手できない。日本へ帰りたくない、帰国しても生活保護を申請するには家族に迷惑をかける、できればタイでの存在も知られたくない、と帰国を拒む IRMs もいる。

第 2 節 新たな問題に対する日タイ政府の政策的・制度的対応と限界

次に、2 つめのリサーチクエスションである、IRMs の変容によって、IRM に対する日タイ両政府の政策的対応や公的支援にどのような変化と新たな問題が起こっているのか、についての議論である。

2022 年 6 月 1 日時点の日本の租税条約締結国は、タイを含み 149 カ国である。このうち「日本において年金から源泉徴収される所得税が免除される年金に関わる租税条約締結国」は約半数の 71 カ国である。しかし、ここにタイは含まれていない。企業や企業関係者を対象に策定された日タイ租税条約には、邦人社会に新たに参入した IRMs の年金に関する租税項目は含まれていないのである。このことにより、タイの IRMs は日タイ租税条約が締結されていても、項目に含まれていない年金に対する二重課税を回避するために、海外年金送金制度が用意されていても、敢えてその利用を控える傾向がある。

海外年金送金制度で設定されている送金通貨は 12 種類のみであり、送金通貨の指定はできない。タイで IRMs が海外年金送金制度を利用した場合は、US\$でタイに送金される。タ

いの IRMs は日本で US\$ に換算された年金が US\$ で送金され、タイで US\$ から THB に両替することになる。

また、国民健康保険が海外療養費還付制度を設けていることに対して、介護保険は国内での現物給付による制度であることから、IRMs は自らの力で介護を担うことになる。

在外邦人担当行政である在外公館は、日本人の保護や安全対策のために、在留邦人が海外で抱えている問題についての相談の受け付けをはじめ、問題解決に向けてのできる限りの支援をするものの、在外公館の態勢や権限等の制約もあり、在外公館ができることには自ずと限界がある。

タイ政府はアジア初の「2007 年の漁業労働条約（第 188 号）」批准国であり、日本に先んじて NAP 策定に取り組むなど、積極的な在タイ外国人に対する人権アプローチを展開しているが、その対象はビジネス分野に留まり、IRMs に対する支援には及ばない。

第 3 節 新たな問題を克服するための自発的な自助・互助活動の組織化

最後に、3 つ目のリサーチクエスションである、IRM をめぐる社会的・経済的環境条件が著しく変容しつつある中で、当事者である IRMs は、どのように問題解決をはかろうとしているか、についてである。

介護・貧窮化に陥っても帰国を躊躇う IRMs の深刻なジレンマ状況に対して、彼らは必ずしも手をこまねているわけではなく、チェンマイの IRMs 当事者による新たな自発的団体を形成し、相互の実利的要請に応える新たな互助機能を創出しようとする動きが生まれはじめている。

また、これら当事者団体と総領事館、日系企業、日本人会各代表で構成される北部タイ日系団体連絡協議会では、各団体が抱える問題・課題を共有し、在外公館だけではなくチェンマイ邦人全体で解決に向かうための対応策を模索している。このように法的・制度的に制約されたなかでも、自発的な新しい互助・共助の仕組みをつくりだすことによって、問題解決に取り組む動きが見られはじめている。

IRMs の帰国する能力や努力の欠如を責め謝罪を促し、懲罰化することでは IRMs の介護・貧窮化問題の解決に至らない。家族に迷惑がかかる、誰にも迷惑をかけたくない、と帰国を躊躇う IRMs に寄り添い、帰国を決断するために勇気づける IRMs 個人の互助や、邦人団体が一丸となって取り組む互助活動は、自助が立ち行かなくなった IRMs が問題を克服するための、個人的な無力や不幸に対する集団的な保障構造としての機能を果たそうとしている。

一方で、介護・貧窮化に陥った IRMs の帰国は当地チェンマイでの問題解決となっても、当事者の健康悪化や貧窮問題の解決には至らない。彼らの帰国は、IRMs が健康悪化や貧窮

化問題を抱えたままの帰国であり、解決の場が日本に移動するだけである。帰国した元 IRMs が、日本で健康で文化的な最低限度以上の生活を確立することで、初めて IRMs の介護、貧窮化問題は解決への道筋ができる。

第4節 政策提言および今後の課題

IRM の変容によって迎えた新局面における新たな問題に対応するためには、現地の邦人社会の変革とともに、彼らを取り巻く外部の支援策を適切に改善していくことが求められる。そのためには、IRM 受け入れ国および送り出し国も含めて、それぞれが改善に向けた取り組みを進めていくことも重要である。本節では、IRM の変容によって生じた新たな問題の解決に向かうための政策的措置の方向性を示したうえで、政策提言を行う。

まず、日タイ租税条約の項目に年金を加えること、および海外年金送金制度の送金通貨を指定可能にして THB を加えることは、タイの IRMs が、日本において年金に対する所得税が免除される租税条約に年金項目が含まれている締結国 71 カ国や、滞在国で使用される通貨によって年金を受給できる国の IRM と同じように、海外年金送金制度の利便性を享受するための課題といえる。日タイ租税条約の項目に年金が加わることによって、タイの IRMs が抱える極めて複雑な課税対応の軽減がはかれることから、海外年金送金制度の利便性の向上が見込まれるであろう。

次に、介護保険における現金給付導入の検討がある。社会全体で介護を担うための介護保険は、家族による介護固定化を避けるために現金給付を導入しなかったことにより、家族介護の呪縛が放たれた反面、家族による介護は閉ざされた。家族介護は無償の価値となり、家族の介護や自分が介護してほしい人、介護生活を過ごしたい国の選択肢はない。越境を含む介護の多様化・多国籍化により、介護のあり方は変容しつつある。介護の担い手が不足しており、EPA 外国人介護士の定着が進まないのであれば、越境した被介護者に対する支援の可能性を見いだすことは、IRMs の介護・貧窮化問題に対する解決の一助となる可能性がある。ドイツやオーストリアでは、現金給付の介護保険も併用され、現金給付が重要な位置を占めている。あらかじめ定められたサービスを決められた場所で支給される単方向で固定された現物支給の介護に留まらず、家族などのインフォーマルな介護あるいは認可介護サービス事業以外であっても、要介護者のニーズと要望に添った選択肢が可能となる現金給付の導入は、要介護当事者自らの希望と必要性に適合することを目的とするのであれば、有効性が認められる。よって、介護保険の現金給付導入に対する再検討が望まれる。

タイ政府の IRM 誘致政策は、IRMs に対する査証優遇制度を設けて積極的な誘致を展開する一方で、IRMs に対する誘致後の支援までは至らず、誘致に対する支援に留まる IRM 誘致国がある。IRM 誘致国のなかには、年金収入に応じて一定の割合を納めることにより

IRMs の公的医療保険加入を認める国が中南米を中心に存在する。タイの IRMs に対する公的保険加入と財源の検討は、IRMs 誘致政策の課題であり、IRM 誘致国は誘致のための優遇策に留まらず、誘致後に適法で滞在する IRMs に対する支援も包括した誘致制度が求められる。

さらに、IRMs の健康悪化や貧窮化問題解決のためには、移住先での対応のみならず、彼らが安心して帰国を選択できるような国内対応も包括した対策が必要である。そのためには、日本国内での帰国者支援も包括する対策の整備が課題である。

在チェンマイ邦人社会 IRMs の介護・貧窮問題には日タイのグローバルな課題と、高齢者にとって生きがい得づらい日本のナショナルな課題、在チェンマイ邦人 IRMs の互助活動というローカルな課題があり、日タイ両政府ならびに現地邦人社会、IRMs 当事者個人それぞれが連携しながら在留邦人高齢化対応に取り組む公共的問題として位置づけられる。

海外における日本人の保護や安全対策を担う在外公館と、より豊かな第二の人生の持続的発展を目指す IRMs 個人、あるいは個人の持つ実利的要請を叶えるために設立された共同体自らが自発的に行う互助活動を通じて、グローバル、ナショナル、ローカル課題解決を図ろうとする取り組みは、まさに公共政策の一つの形として認識できよう。

SC 計画が提案された時代では、元来資産・資金的に恵まれた余裕のある高齢者に対する海外移住支援事業としての位置づけがあった。現代の IRM には、余裕のある高齢者による IRM のみではなく、年金以外には所得のない人まで IRM が広がり、より豊かな第二の人生を過ごす目的の IRM と、日本で豊かな老後の生活が保障されにくくなったことに不安を抱えた人による経済力再生のための IRM との階層分化が見える。老後の生活コストに不安を覚え、日本と比較して経済的コストの削減が見込まれる東南アジア地域への IRM は、今後も維持される可能性がある。

本論文では、SC 計画以来およそ 40 年にわたる日本人 IRM の変容過程を歴史的に概観したうえで、近年になって生じた新たな問題である IRMs の介護・貧窮化問題に対して、公的支援の限界に直面した当事者自らで問題を解決しようとする自発的な自助・互助活動にどのような新たな動きが見られるのか、チェンマイの日本人 IRMs を事例として分析を試みた。しかし、チェンマイが顕著な事例であるとはいえ、高齢化やそれに付随する諸問題は多かれ少なかれこの国や地域の日本人 IRMs にも見られることは容易に想像できる。したがって今後は、タイの他の都市部や他県、さらには東南アジアの周辺国にも調査研究の視野を広げて、高齢化対策や当事者としての IRMs の自助・互助活動の実態を明らかにしたい。さらには、アジアにおける IRMs の高齢化対策や当事者の動向を IRM 先進地域である欧米の IRMs 集住地域における高齢化対応策や当事者の活動実態と比較検討することによって、21 世紀の国際社会の中で IRM の実態と問題をさらに掘り下げてゆきたい。本論文では、その

ために活かすことができる筆者なりの IRM 研究の「座標軸」を、典型事例と言ってよいチェンマイの事例研究を通して見出すことができたと信じたい。そして、今後は本論文の到達点を踏まえて、多くの IRMs が直面している健康悪化や貧窮化問題を解決するためのより有効で具体的な対応策を提案し、当事者としての自助・互助活動の活性化の可能性と方向性を提言することを課題として結びとしたい。

【注】

- ¹ 65歳以上の人口が総人口に占める割合。
- ² ここでの総数とは、在チェンマイ日本総領事館に在留届を提出した人の数を指す。在チェンマイ総領事館の管轄県は北部9県である。
- ³ フランスの社会人類学者、民族学者。1960年代から1980年代にかけて、現代思想としての構造主義を担った中心人物のひとり。
- ⁴ タイ語で ราชอาณาจักรไทย (Ratcha Anachak Thai)。通称 ประเทศไทย (Prathet Thai)。
- ⁵ 元老院議員定数は200人だが、2017年憲法改正により憲法施行から5年間の移行期間中は250人。そのうち6人は国軍最高司令官、陸海空軍の各司令官、防衛次官、警察長官に配分し、残りは国家平和秩序維持評議会 (NCPO)による選任となる。
- ⁶ ทักษิณ ชินวัตร: タクシン・チナワット (柿崎:2007)の和訳は、タクシン・シナワット (小林:2010)、タクシン・チンナワット (末廣 2009, 柴田 2010) と表記することもある。本論文では、タクシン・チナワット、と記す。
- ⁷ コロナ禍以前。
- ⁸ 県内総生産 Gross Regional and Provincial Product (GPP)。
- ⁹ 北タイ先住民ワラ族領主であった父ラオ・メンと、中国雲南省景洪地方タイルー族の領主の娘であった母の息子。1239年生まれ。
- ¹⁰ 玉本俊雄 (1931~) は郷里和歌山県の銀行で就労後に、夏冬砂利会社を経営し、昭和41年頃より昭和48年1月までに世界104カ国を旅していた。昭和45年タイ人女性のバカムさん (当時20歳) と結婚し息子も生まれたが、タイ永住許可が下りずに日タイ往復する生活であった。その間チェンマイ人と親しくなるうちに、農村の貧しさが胸を突き、チェンマイの田舎の農家より8歳と14歳の女兒を養子に貰い受けた。当時のタイ慣習に従い、1人当たり THB20,000 (当時のレートで約30万円) を親に支払った。タイ人金持ちを真似た救済的行為であり「金を出して少女を買った」のではない、という (読売新聞: 1973年1月10日朝刊5面、夕刊6面)。1974(昭和49)年3月に、他人の戸籍抄本を使用して旅券を偽造し、チェンマイに残した11人の妻と4人の子どもに会うために不正出国した罪 (旅券法および出入国管理令違反) での実刑が確定している (読売新聞: 1976年9月18日夕刊9面)。さらに玉本は、仲間と共謀して覚せい剤を日本に持ち込み販売した覚せい剤取締法違反により1977(昭和52)年2月2日に懲役5年罰金100万円が確定した (読売新聞: 1977年2月2日夕刊8面)。
- ¹¹ ニューキャッスル大学人口地理学名誉教授。専門分野は人口変化および移住、地域の人口プロファイルが政策に与える影響。
- ¹² King, R. (人口移動研究, サセックス大学欧州教育研究科)、Warnes, A. M. (老年学研究, シルフィード大学高齢者リハビリ研究センター)、Williams, A. M. (ツーリズム研究, エクスター大学地理学研究科)。

- ¹³ イタリア (マルタ、トスカーナ)、スペイン (コスタ・デル・ソル)、ポルトガル (アルガルヴェ)。
- ¹⁴ VFR は欧州に限定されたものではなく、本論文の調査対象者のなかでも、チェンマイへ移住を決めた要素として「すでに IRM している日本人の友人がいる」ことを理由とした VFR が 3 人いる (図 6-4.)。
- ¹⁵ 2020 年 3 月より Covid-19 感染拡大を防ぐ目的で、国境検査を一時的に実施している国がある。
- ¹⁶ シェンゲン協定に加盟しているが未実施である。
- ¹⁷ この場合の滞在許可期間は原則として「あらゆる 180 日間における最長 90 日まで」である。
- ¹⁸ 適用法令は原則として、就労する (した) 国を一の国とする。
- ¹⁹ アメリカの大手引っ越し会社。
- ²⁰ 現在の Venetian Causeway。
- ²¹ Carl Graham Fisher は起業家であり、アメリカ国内の高速道路計画、開発、建設に尽力した。1971 年に自動車殿堂入りしている。
- ²² 1920 年代に興った装飾様式。1925 年パリで開かれた現代装飾・工業美術国際展 (Les Arts Décos) の略称に由来する。
- ²³ Eugene Fodor はハンガリー系アメリカ人旅行作家である。
- ²⁴ 大恐慌による失業中の作家に、仕事を提供するために編成された。最盛期は 6,686 人 (1936 年 4 月) の作家が雇用された。
- ²⁵ 戦時中に、90 日以上現役で活動した軍人に対して低価格の住宅ローンや教育給付金を支給した。
- ²⁶ 1979 年より 40 年以上続く海外投資と退職移住に関する情報誌。
- ²⁷ 映画やコンサート 50%、公共交通機関 30%、航空券 25%、光熱費 25%、処方薬 20%などの割引率がある。
- ²⁸ Joint Commission International accredited, the gold standard in world health. 医療のゴールドスタンダード (医療の質と標準化) を目指して、項目をクリアした病院にはゴールドメダル認定が与えられる。日本の JCI 認定施設は 30 病院。
- ²⁹ エクアドル中南部にある都市。アンデス山脈中の谷に位置する。
- ³⁰ 第二次世界大戦の終結直後に、復員兵の帰還に伴って出生率が上昇した時期に生まれた世代を指す。
- ³¹ 新たに投資家退職者 VISA が導入された。
- ³² 在東京タイ大使館 HP.では査証取得のための「タイ国内医療保険会社」HP.サイトを紹介している (在東京タイ大使館 HP.ビザの種類 ノン・イミгранト O,ノン・イミгранト O-A)。
- ³³ たとえば、日豪租税条約項目に年金が含まれる在オーストラリア IRMs の場合は、所定の手続きによって、日本で年金から源泉徴収される所得税が免除される。

- 34 パスポート。
- 35 住民票の「世帯主」に相当する。
- 36 イスラム系武装集団による、アルジェリアのイナメナス付近天然ガス精製プラントで発生した人質拘束事件。
- 37 在外同胞資格で滞在する韓国長期滞在者は「その他」に含まれる。
- 38 「国外転出届」と呼ぶ地方自治体もある。
- 39 届出期間は、たとえば港区では転出予定日まで、江戸川区では 14 日前からなど、自治体によって異なるが、概ね転出 14 日前から転出日までに該当する。
- 40 2021 年 12 月に筆者が港区赤坂地区総合支所および逗子市役所へ行った問い合わせに対する担当者の回答による。
- 41 一部の銀行では非居住者に対応する口座を扱う。
- 42 調査対象者のうち、唯一株を売却した IRMs がいたが、日本の所得税法上は非居住者であり、株売却は日本で獲得した国内源泉所得に該当せず、日本で所得税はかからなかった、という。チェンマイでは年金収入による生活を営む IRM が主流であり、極めて稀なケースといえる。
- 43 มาตรา 41 (41 条)：所得者は、タイにおける職務または事業、またはタイにおける雇用主の事業またはタイに所在する資産のために、前税年度の第 40 条に基づいて評価されるべきである。税金は、所得が国内または国外で支払われるかどうかにかかわらず、本条の規定に適用される(歳入省指令 P.S. 120/2002)。タイ居住者の所得は、海外で行われた義務または活動、または海外にある資産のために、前税年度に対して第 40 条に基づいて評価される。所得税は、その課税所得をタイに持ち込む際に、本条の規定の対象となる。タイに一定期間または数期間滞在し、いずれの課税年度においても合計 180 日間滞在した者は、タイに滞在したものとみなす。(仏歴 2454 年改正法(第 8 号)は 1951 年以降の課税年度に適用される)。
- 44 コロナ禍以降は、会員に対する月刊会報の配信、会員による実体験や足で得た情報ガイドブックの実費配布、相談コーナー、なんでも相談窓口にて非対面を中心に、課税対応を含む IRM 関連相談に個別対応している。
- 45 勤務先の関係で家族と離れて居住している者等については、本人の日常生活関係、家族との連絡状況等の実情をみて住所を認定することとされている(地方税法第 294 条 3,4)。
- 46 二国間、地域間の取り決め等に基づき、各々が、相手国・地域の青少年に対し、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認める制度(外務省 HP. 「ワーキング・ホリデー制度」)。
- 47 自民党の青山繁晴参院議員が代表幹事を務める党内の保守系議員グループ。
- 48 国土庁「広域リゾートエリア構想」、農林水産省「農山漁村リゾート・ゾーン整備構想」、運輸省「マリンタウン・プロジェクト」、運輸省「コンベンション整備構想」、建設省「複合リゾートカントリー整備構想」、通商産業省「余暇施設整備に関する研究会」。

- ⁴⁹日本人海外旅行者数（昭和 61 年 552 万人）を概ね 5 年間で 1,000 万人に倍増するとの目標を定めて、海外旅行を計画的かつ総合的に推進するものである。
- ⁵⁰ 東京大学教養学部教授（当時）。
- ⁵¹ 本プランは「ロング・ステイ・プラン」と記されている場合もある。本研究ではロングステイ財団「財団のあゆみ」で表記される LONG STAY PLAN に統一する。
- ⁵² 1990 年 NPO ロングステイクラブ創設など。
- ⁵³ Official development Assistance(政府開発援助)。
- ⁵⁴ 「経済協力型ロングステイ」では LONG STAY から「ロングステイ」とカタカナ表記になった。
- ⁵⁵ 現在は 35 歳以上。
- ⁵⁶ 入会金 3,000 円、年会費 4,000 円。
- ⁵⁷ タイランド・エリートは移住、レジャー、ビジネス、その他多くの特典を得ることができる会員プログラムである。2003 年 7 月 29 日、タイ内閣はタイ政府観光庁からの提案であるタイランド・エリート・プロジェクトを閣議決定し、2008 年 8 月 29 日タイ政府観光庁 100%出資のもと、「Thailand Privilege Card Company Limited」を設立した。同社により会員に対してエリートカードが発行され、VISA 発給を含む様々なサービスが提供されている。
- ⁵⁸ 2022 年 1 月 18 日現在 ZAR1=7.41 円。
- ⁵⁹ 2022 年 1 月 18 日現在 NZ\$1=77.61 円。
- ⁶⁰ 2022 年 1 月 18 日現在 US\$1=114.67 円。
- ⁶¹ 2022 年 1 月 19 日現在 1FJD=53.86 円。
- ⁶² 68 の VISA 免除措置国・地域がある（Covid-19 感染拡大以前）。
- ⁶³ IRM 誘致国ではないが、JCI 認定病院の最も多い国はアラブ首長国連邦の 205 病院であり、次にサウジアラビア 105、ブラジル 63 と続く。
- ⁶⁴ 国際輸送のための航空会社への支払いを含む、国際的なインバウンド訪問者の支出。
- ⁶⁵ 国により形式が異なり、押印や別紙、貼付、電子データなどがある。
- ⁶⁶ Alternative Quarantine（タイ政府代替隔離施設）。
- ⁶⁷ 隔離用認定ホテル SHA+の認定条件に、医療機関との提携などが含まれているもの。
- ⁶⁸ 機関隔離。
- ⁶⁹ Alternative Hospital Quarantine(タイ政府代替隔離認定ホテル)。
- ⁷⁰ 2020 年 10 月 2 日より 2022 年 9 月 30 日までの期間に限り、限定発行している。
- ⁷¹ 一般的には 6 回/年、と判断されている。
- ⁷² タイ移民法は 9 章（第 1 章移民審査委員会、第 2 章王室への出入国、第 3 章運搬手続き、第 4 章王室内での一時的滞在、第 5 章居住のための王室入国、第 6 章外国人の国外追放、第 7 章雑則、第 8 章罰則、暫定章）、92 条で構成されている。
- ⁷³ TM (TM) は入国管理局の略称である。TM で使用する申請書類には TM に続き、数字番号が定められている。

- ⁷⁴ タイ移民法第 40 条：移民法第 42 条、第 43 条および第 51 条の規定に服することを条件として大臣は、内閣の承認を得て、官報に毎年の移民割り当て数（1 国当たり 1 年 100 人を超えず、無国籍者の場合 50 人を超えない）を公表する権利を有する。移民割り当て数を定める目的においては、1 国の植民地または各自治国は 1 国として認められる。
- ⁷⁵ 婚姻に基づいた申請者は THB95,700、雇用カテゴリー申請者は THB95,700。
- ⁷⁶ タイ移民法第 47 条：王室内で居住することを許された外国人は、権限ある官吏から書面による通知受領後 30 日以内に、局長又は局長を代理する権限ある官吏から居住証明書を取得するための申請をしなければならない。
- ⁷⁷ タイでは、釈迦が入滅した翌年の紀元前 543 年を仏滅紀元元年としている。
- ⁷⁸ 引っ越しや家の取り壊しなどの理由で、住居登録証から抹消されたが次の登録先がすぐにはない場合は、その状態が解消されて住居登録証に再度登録されるまで ทะเบียนบ้านกลาง（タビアンバーンクラーン）に登録される。
- ⁷⁹ コンドミニアム持ち主など、申請者が世帯主を兼ねる場合を除く。
- ⁸⁰ 明治 37 年当時 31 歳で来タイ。日本では、日本軍参謀本部地図局に勤務していた（松本 1992:25）。
- ⁸¹ 年齢別日本人タイ入国者数構成は、25 歳未満 265,252 人、25-34 歳 314,285 人、35-44 歳 343,750 人、45-54 歳 400,008 人、55-64 歳 282,234 人、65 歳以上 181,656 人。
- ⁸² 職業別日本人タイ入国者数は専門職 213,442 人、管理職 144,631 人、事務職 187,906 人、生産・サービス関連 831,775 人、農業 3,323 人、公務員 6,109 人、主婦 70,312 人、学生 256,542 人、退職者 72,995 人、その他 57 人、無職 93 人。
- ⁸³ 一般世帯と生活保護世帯に分類されている。
- ⁸⁴ 強盗・窃盗・詐欺 1,176 件、遺失・拾得物 949 件、所在調査 176 件、その他 19,461 件。
- ⁸⁵ 事故・災害 88 人、犯罪加害 218 人、犯罪被害 1,446 人、その他 13,019 人。
- ⁸⁶ 2015 年 9 月国連で同意された、2030 年までの中期的な目標。「誰一人として取り残さない」をスローガンとし、貧困や飢餓の撲滅、森林や海洋資源の保護、気候変動への取り組み、人権への配慮など、経済・環境・社会をカバーする 17 の目標を掲げ 167 の具体的なターゲットが盛り込まれている。
- ⁸⁷ 生活保護を受給しているすべての世帯。
- ⁸⁸ Wise は 2 人の創業者 Taavet Hinrikus と Kristo Käärman の原体験を起源とする。Taavet は、当時ロンドン在住で英ポンドを使用する生活をしていていたが、給与はユーロで受け取っていた。一方で、ロンドンの Deloitte で働いていた Kristo は、英ポンドで給与を受け取っていたが、エストニアの住宅ローンを支払うため、ユーロを必要としており、2 人は銀行で海外送金をしていていたが、高い手数料と不利な為替レートに悩まされていた。そこで Taavet は Kristo のエストニアの銀行口座にユーロを、Kristo は Taavet のイギリスの口座に英ポンドを振り込むことで、不利な為替レートや不公平な手数料に余計なお金を払うことなく、すぐに必要な通貨を受け取れるようにした原体験が、Wise の起源である (Wise HP.)。

- ⁸⁹ タイの銀行で US\$専用口座を開設した場合は、US\$で受け取ることができる。
- ⁹⁰ Rapport はフランス語で「架け橋」を意味する。心理学では信頼関係を構築する意味で使用される。
- ⁹¹ International Organization for Standardization の略称。国際標準化機構。このうち通訳翻訳業界が直接関係するのは ISO/TC 37/SC 5 である。
- ⁹² 静脈注射。
- ⁹³ 互助には海外生活のための情報交換や、仲間・生きがいつくりを目的とした、会員 1,000 人規模の日本国内 NPO 団体もあるが、本研究では現地邦人団体を対象とし、国内 NPO には言及していない。
- ⁹⁴ 新興感染症とは、かつて知られていない新しく認識された感染症で局地的、あるいは国際的に公衆衛生上問題となる感染症の事である（田村 2016:39）。
- ⁹⁵ 渡航中止勧告。場合によっては、現地に滞在している日本人に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがある（外務省海外安全 HP.）。
- ⁹⁶ 感染症危険情報は、新型コロナウイルス等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報である。危険情報の 4 段階のカテゴリーを使用し、世界保健機関（WHO）等国際機関の対応や、発生国・地域の流行状況、主要国の対応等を総合的に勘案して発出する。
- ⁹⁷ Certificate of Entry の略称。
- ⁹⁸ 目に見えない乾いた微粒子(PM10・PM2.5)の浮遊による煙霧(スモッグ)。野焼きやディーゼルガソリン車両の排気ガスが主な原因。2007 年から問題視されているが、悪化を辿る(WQAI HP.)。
- ⁹⁹ 予診の結果、異なるメーカーのワクチン接種が認められないケースもある。

【参考文献】

- Active Migration Australia HP. "Investor Retirement Visa 405",
<https://activemigration.com.au/visas/retirement/investor-retirement-visa-405/#:~:text=The%20Investor%20retirement%20Visa%20is%20a%20temporary%20Visa,the%20requirements%20to%20be%20granted%20a%20subsequent%20Visa>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- Adams, Don., &Goldbard, Arlene.,1995," New Deal Cultural Programs: Experiments in Cultural Democracy", <http://wwcd.org/policy/US/newdeal.html>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- 相澤出,2018,「医療過疎地域の在宅医療における医師の知の技法と地域ケアシステムの展開—ターミナル期のケアにおけるショートステイの活用から—」,『社会学研究第102号』,東北社会学研究会,pp147-169.
- América Economía HP. "los Mejores hospitales de América Latina 2021",
<https://www.americaeconomia.com/negocios-industrias/ranking-de-los-mejores-hospitales-2021-el-futuro-que-la-pandemia-nos-esta>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- Argentina.gob.ar HP. "Obtener un permiso de Ingreso temporario como rentista y pensionado",
<https://www.argentina.gob.ar/servicio/obtener-un-permiso-de-ingreso-temporario-como-rentista-y-pensionado>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- 朝日新聞,1989年9月19日,朝刊3面,「ゆったり、海外の休日 余暇開発センターが「滞在型」へ新計画」
- 朝日新聞,1989年9月20日,朝刊3面,「浅井祥雄さん 海外滞在型プランをまとめる (顔・かお89)」
- 朝日新聞,1993年3月23日,夕刊2面,「木村尚三郎・ロングステイ財団理事 長期休息を (人きのうきょう)」
- Asian Development Bank,2020, "Aging Asia and The Pacific Lessons from Thailand's National Community-Based Long-Term Care Program for Older Persons",
<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/651546/thailand-long-term-care-older-persons.pdf>, (最終閲覧日：2022年6月24日)
- อาหารธุรกิจ ปานเสก,เลี่ยมสุวรรณ เทียนแก้ว,บุญยัง กาญจนานา และ โอภะวะ ไชย (Athonturasuk Pansek , Leamsuwan

- Thankaew , Boonyang Kanjana and Ogawa Shohei) ,2018,” รายงานวิจัยฉบับสมบูรณ์ โครงการรูปแบบของการท่องเที่ยวแบบพำนักระยะยาว เพื่อรองรับผู้สูงอายุชาวญี่ปุ่นในประเทศไทย (日本人高齢者によるタイのロングステイツーリズムモデル) ”, โครงการวิจัยประเภทงบประมาณเงินรายได้(เงินอุดหนุนจากรัฐบาล)มหาวิทยาลัยบูรพา
- Australian Government Department of Home Affair HP.” subclass 600 Visitor Visa For tourist, business visitors or to visit family for 3,6, or 12 months”,
<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing/visitor-600>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- บ้านมีสุข เนอร์สซิ่งโฮม (Baan Mee Suk Nursing Home) HP., <http://baanmeesuk-nursinghome.com/>, (最終閲覧日：2022年6月24日)
- Ballinger, Kenneth.,1936, “ *Miami Millions: The Dance of the Dollars in the Great Florida Land Boom of 1925*”, USA: The Franklin Press.
- Bank of Thailand HP., <https://www.bot.or.th/English/Pages/default.aspx>, (最終閲覧日：2022年6月24日)
- Barbados Immigration Department HP. “Special Entry Permit”,
<https://immigration.gov.bb/pages/SpecialEntryPermit.aspx>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- Bauman, Zygmunt.,2001,” *Community Seeking Safety in an Insecure World*” =奥井智之 訳,2017, 『コミュニティ -安全と自由の戦場-』, ちくま学芸文庫
- Belize Immigration, Ministry of Foreign Affairs, Foreign Trade & Immigration HP.
 ” Permanent Residence-Requirements”,
<https://immigration.gov.bz/residence/permanent-residence-requirements/>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- Benson, M.,2009,” A desire for difference: British lifestyle migration to Southwest France”,
 Michaela, Benson., & Kareia, O’Reilly., *Lifestyle migration: Expectations, aspirations and experiences*, eds. Farnham: Ashgate, pp.121-135.
- Benson, Michaela.,2011,” *The British in Rural France: Lifestyle Migration and the Ongoing Quest for a Better Way of Life.*”, Manchester University Press.
- Berelson, B.,1952,” *Content Analysis in Communication Research*”, New York, NY: Free Press
- Berry, J. W.,1980,” Comparative studies of acculturative stress” *International Migration Review*, Vol.21, pp.491-511.
- บริษัท ไทยจัดการท่องเที่ยว จำกัด (บอริสัท ไทย คัท คาาน ลอองสเตย คัมคัท タイ・ロングステイ株式会社)HP., <http://thailongstay.co.th/>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

Boyatzus,R.E.,1998,“*Transforming Qualitative Information:Thematic Analysis and Code Development*“,London:Saga Publications

Božić, Saša.,2006,“ The Achievement and Potential of International Retirement Migration research: The Need for Disciplinary Exchange” *Journal of ethnic and Migration Studies* Vol.32, No.8, Taylor & Francis Group, pp.1415-1427.

Centro Electrónico de Documentación e Información Judicial Poder Judicial de Honduras HP.,<https://www.poderjudicial.gob.hn/CEDIJ/Leyes/Documents/LEY%20PARA%20LOS%20RESIDENTES,%20PENSIONADOS%20Y%20RENTISTAS.pdf>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

แจ่มจันทร์ เถลิ้มพล และ โสภารัตน์ อรไท(Chamchan Chalernpol& Soparat Oratai),2012, “การพำนักระยะยาวของคนญี่ปุ่นในจังหวัดเชียงใหม่: การวิเคราะห์ปัจจัยกำหนดในช่วงก่อนและหลังการพำนัก (チェンマイでの日本人によるロングステイ 訪問前後の決定要因分析)” วารสารญี่ปุ่นศึกษา 29(1), pp.16-34

Champion, Tony., &King, Russell.,1993, “New Trends in International Migration in Europe,” *Geographical Viewpoint Vol.21*, pp.45-56.

地方公共団体情報システム機構 HP. 「マイナンバーカード総合サイト」, <https://www.kojinbango-card.go.jp/>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

地方税法の施行に関する取扱いについて 平成22年4月1日総税市第16号(市町村税関係), https://www.soumu.go.jp/main_content/000762836.pdf, (最終閲覧日：2022年6月24日)

ชมทวีช เชิดชาย(Chomtawat Chedchai),2003, “ทหารญี่ปุ่นในความทรงจำของชาวชุมชนชาวมอญในสมัยสงครามโลก ครั้งที่ 2” =武田浩一訳,『第二次世界大戦でのクンユアムの人々の日本の兵隊さんの思い出』, C. Chomtawat
駐日スペイン大使館 HP. 「非営利目的居住査証」, <http://www.exteriores.gob.es/Embajadas/TOKIO/ja/ServiciosConsulares/Documents/%e9%9d%9e%e5%96%b6%e5%88%a9%e7%9b%ae%e7%9a%84%e5%b1%85%e4%bd%8f%e6%9f%bb%e8%a8%bc%ef%bc%88RES%ef%bc%89.pdf>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

Consulado-Geral do Brasil em Tóquio HP. “VITEM XIV – 年金受給者査証”, http://cgtoquio.itamaraty.gov.br/ja/vitem_xiv_-_rrrrrr.xml, (最終閲覧日：2022年2月23日)

COVID International Community Support Chiang Mai HP. “Covid-19 Vaccination request form for foreigner residing in Chiang Mai Province”, <https://www.facebook.com/covid.int.cm/photos/a.103389084560822/340781860821542/>, (最終閲覧日：2022年2月24日)

Department of Vanuatu Immigration and Passport Service HP.” Special Category Visa”,
<https://immigration.gov.vu/index.php/visa-unit/special-category-visa>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

Dirección General de Migración Extranjería Nicaragua HP.”Solicitud de Residencia Permanente”,
<https://www.migob.gob.ni/migracion/tramites/solicitud-de-residencia-permanente/>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

Ecu11 HP.” Caja de Costarricense de Seguro Social”,
<https://ecu11.com/caja-de-costarricense-de-seguro-social/#ancla2>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

E-GOV.法令検索 HP.「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）」, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000067>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

E-GOV.法令検索 HP.「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000226>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

E-GOV.法令検索 HP.「国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）」, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=333AC0000000192>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

E-GOV.法令検索 HP.「国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）」, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334AC0000000141>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

E-GOV.法令検索 HP.「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）」, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=329AC0000000115>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

E-GOV.法令検索 HP.「高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）」, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=407AC0100000129>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

E-GOV.法令検索 HP.「行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）」, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=132AC0000000093>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

E-GOV.法令検索 HP.「民法（明治二十九年法律第八十九号）」, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=129AC0000000089>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

E-GOV.法令検索 HP.「民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）」, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000198>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

E-GOV.法令検索 HP.「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000033>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

E-GOV.法令検索 HP.「所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号所得税法施行令）」, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340CO0000000096>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

E-GOV.法令検索 HP.「旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）」,

- <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC000000267>, (最終閲覧日：2022年6月24日)
- E-GOV.法令検索 HP.「旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）」, <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=401M50000020011>, (最終閲覧日：2022年6月24日)
- E-Immigration Portal Tanzania HP.” Residence Permit”,
<https://eservices.immigration.go.tz/online/permit/guidelines>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- Embaixada de Portugal no Japão HP. ”Visto de residência”,
<https://toquio.embaixadaportugal.mne.gov.pt/pt/assuntos-consulares/vistos#visto-de-resid%C3%Aancia>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- Embajada de Costa Rica en Washington DC HP. ”Types of Provisionals Visas”,
<http://www.costarica-embassy.org/index.php?q=node/144#2>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- Embajada de Mexico Japon HP. 「6-c. 永住者査証（退職者、年金受給者の場合）」,
<https://embamex.sre.gob.mx/japon/index.php/ja/2018-09-19-07-11-07/2018-09-19-07-11-33/177-servicios-consulares/consular-jp-2020/consular-jp-2020-visa/540-6c>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- Embassy of the Kingdom of Tonga in China HP.” Assured Income Visa”,
<http://www.tongaembassycn.gov.to/en/going-to-tonga-en/visas-en/assured-income-visa-en>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- Embree, F. John., 1950, ”Thailand: A “loosely structured” social system” *American Anthropologist*, No.52, pp.181-193.
- EUR-Lex HP. <https://eur-lex.europa.eu/homepage.html?locale=en>, (最終閲覧日：2022年6月24日)
- European Commission HP. “Retiring abroad”,
https://europa.eu/youreurope/citizens/work/retire-abroad/index_en.htm, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- Eurostat HP. “European Labor Force Survey (EU LFS)2017 “,
<https://ec.europa.eu/eurostat/web/microdata/european-union-labour-force-survey>,
(最終閲覧日：2022年2月25日)
- Eurostat News Release,84/2020-19 May 2020, ”The 2017 results of the International

- Comparison Program”, <https://ec.europa.eu/eurostat/documents/2995521/10868691/2-19052020-BP-EN.pdf/bb14f7f9-fc26-8aa1-60d4-7c2b509dda8e>, (最終閲覧日：2022年2月24日)
- Falcon Insurance HP. “New iSmart Health O-A Plan”,
<https://www.falcon4life.com/iSmartHealthOAPlan>, (最終閲覧日：2022年1月26日)
- Fiji Embassy Washington DC. HP.” Residency”,
<https://www.fijiembassydc.com/residency.htm>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- Forbes HP. Here’s How TransferWise Has Nearly Quadrupled Revenue In Two Years, Reaching \$151 Million, <https://www.forbes.com/sites/jeffkaufman/2018/09/09/heres-how-transferwise-has-nearly-quadrupled-revenue-in-two-years-reaching-151-million/?sh=5fc363f92c69>, (最終閲覧日：2022年6月24日)
- France-Visas the official visa website for France HP.” Long-Stay VISA”,
<https://france-visas.gouv.fr/en/web/france-visas/long-stay-visa>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- 福永佳津子,2007,「地球に暮らす 困った日本人たち⑤」,日本経済新聞,2007年8月9日,夕刊8面
- 藤田結子,2008,『文化移民 越境する日本の若者とメディア』,新曜社
- 船津鶴代・今泉慎也,2018,「2017年のタイ 2017年憲法下の政党政治の抑制と国家構造改革」,『アジア動向年報』,独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所,pp283-308.
- 外務省,1968(昭和43)年度-2018(平成30)年度版『海外在留邦人数調査統計』,外務省領事局政策課
- 外務省 HP.「海外在住者と日本の医療保険、年金」,
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/kaigai/nenkin_hoken/index.html, (最終閲覧日：2022年6月24日)
- 外務省 HP.「海外在留邦人数調査統計」,
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- 外務省 HP.「ビザ 就労や長期滞在を目的とする場合 特定ビザ：特定活動（観光・保養を目的とするロングステイ）」,https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_002161.html, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- 外務省 HP.「ワーキング・ホリデー制度」,
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/working_h.html, (最終閲覧日：2022年6月24日)

- 外務省海外安全 HP.「海外で困ったら 大使館・総領事館のできること」,
https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_02.html, (最終閲覧日:2022年2月23日)
- 外務省海外安全 HP.「海外邦人擁護統計」,
https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/support.html, (最終閲覧日:2022年2月23日)
- García Héctor & Miralles Francesc,2016,” *Ikigai. The Japanese Secret to Long and Happy Life*”, UK: Penguin Random House.
- General Department of Immigration Cambodia HP. <https://immigration.gov.kh/>, (最終閲覧日:2022年2月23日)
- 宜野湾市 HP.「一時帰国の国民健康保険加入について」,
<https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/kikaku/4/2/1/3/1047.html>, (最終閲覧日:2022年2月24日)
- Gobierno Bolivariano de Venezuela Embajada en Austria HP. “VISITOR VISA Fixed Income”,<https://consulado.austria.gob.ve/en/inicio/visitor-visa-fixed-income/>, (最終閲覧日:2022年2月23日)
- Gobierno de la Republica de Honduras Instituto Nacional de Migración HP. ”Residencias”,
<http://inm.gob.hn/residencias.html>, (最終閲覧日:2022年2月23日)
- Gobierno de la Republica Dominicana Migración HP.”Pensioned Residence”,
<https://migracion.gob.do/en/servicio/renewal-of-residence-of-retired/>, (最終閲覧日:2022年2月23日)
- GOV.CO HP. Consulte su EPS, <https://www.adres.gov.co/consulte-su-eps>, (最終閲覧日:2022年6月24日)
- Gob.Pe HP.” Migraciones Peru”, <https://www.gob.pe/migraciones>, (最終閲覧日:2022年2月23日)
- Gustafson, Per., Elisabeth, Ann., &Cardozo, Laksfoss.,2017,” Language Use and Social Inclusion in International retirement Migration” *Social Inclusion Vol.5, Issue.4*, pp.69-77.
- Hall, Kelly., & Hardill, Irene.,2016,” Retirement Migration, the ‘other, story: caring for frail elderly. British citizens in Spain”, *Ageing and Society vol.36*, Cambridge University Press, pp.562-585.
- Hall, Kelly., Ono, Mayumi., & Kohno, Ayako.,2021,” British and Japanese international retirement migration and creative responses to health and care challenges: a bricolage perspective”, *Comparative Migration Studies* 2021.9-7, pp.1-18.

<https://comparativemigrationstudies.springeropen.com/track/pdf/10.1186/s40878-020-00217-x.pdf>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

Hayes, Matthew.,2015,” Moving South: The Economic Motives and Structural Context of North America’s Emigrant in Cuenca Ecuador”, *Mobilities vol.10 No2*. Taylor and Francis, pp.262-284.

東恩納寛惇,1941,『泰ビルマ印度』,講談社

High Commission of the United Republic of Tanzania HP. “Residence and Working Permit Class A, B and C”, <https://ke.tzembassy.go.tz/services/category/permits-and-registrations>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

平本照磨・財団法人余暇開発センター 海外滞在型余暇協議会、株式会社セブンシークラブ 編,1990,『アルク地球人ムック・33「ロングステイ Vol.1.」』, 株式会社アルク

Home Affairs Republic of South Africa Immigration HP.” VISAS”, <http://www.dha.gov.za/index.php/immigration-services/types-of-visas>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

Immigrate to Panama HP. <https://immigratetopanama.com/>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

Immigration Cayman Island HP.” Persons of Independent Means and Investors” <http://www.immigration.gov.ky/portal/page/portal/immhome/livinghere/independentmeans>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

Instituto Guatemalteco de Migracion HP. “Acuerdo de Autoridad Migratoria Nacional No.3-2018”, http://igm.gob.gt/wp-content/uploads/2018/10/Acuerdo_Autoridad-MIgratoria_.pdf, (最終閲覧日：2022年2月23日)

International Labour Organization HP. <https://www.ilo.org/global/lang-en/index.htm>, (最終閲覧日：2022年2月25日)

International Living HP.<https://internationalliving.com/international-living-magazine/>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

一般社団法人終活カウンセラー協会 HP. <https://www.shukatsu-csl.jp/>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

一般財団法人ロングステイ財団 HP, <http://www.longstay.or.jp>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

一般財団法人ロングステイ財団,2005-2021,『ロングステイ調査統計2005』-『ロングステイ調査統計2020-2021』,一般財団法人ロングステイ財団

- 板橋区 HP. 「住民税」,
https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1575418331594/index_k.html, (最終
閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)
- 伊藤海・田口敦子・松永篤志・竹田香織・村山洋史・大森純子, 2020, 「互助」の概念分析」,
『日本公衛誌第 67 号第 5 号』, 一般社団法人日本公衆衛生学会, pp.334-343.
- 伊藤眞, 2010, 「海外日本人社会の組織化と分節化 - タイ、チェンマイを中心に -」, 『首都
大学東京人文学報第 423 巻第 3 号』, 首都大学東京人文科学研究科, pp.1-19.
- 和泉徹彦, 2017, 「全国消費実態調査」に基づく高齢者世帯消費支出の分析」, 『嘉悦大学研
究論集 59 巻 2 号』, 嘉悦大学, pp.55-67.
- 出雲市 HP. 「市民税・県民税 海外に転出される方へ」,
https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1575418331594/index_k.html, (最終
閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)
- 鄭熙聖, 2017, 「セルフ・ネグレクト高齢者の支援ニーズに関する質的分析: 当事者視点と
Maslow の欲求階層説」, 『社会科学 123』, 同志社大学人文学研究科, pp.21-35.
- 鄭熙聖, 2018, 「独居高齢者のセルフ・ネグレクトに影響する要因とそのプロセス - 当事者
の語りに着目して -」, 『社会福祉学 第 59 巻第 1 号』, pp.56-69.
- Joint Commission International HP. <https://www.jointcommissioninternational.org/>, (最終
閲覧日: 2022 年 2 月 23 日)
- 住民票ガイド HP. 「住民基本台帳法の質疑応答について」(1971 年 3 月 31 日付自治振第
128 号通知), <https://xn--pqy41ezej.com/?p=6397>, (最終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)
- การนิคมอุตสาหกรรมแห่งประเทศไทย(กนอ.)(kaan níkhom ùtsāhākam hèn pràthêet thay タイ工業団地公社)
HP., <https://www.ieat.go.th/th>, (最終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)
- การท่องเที่ยวแห่งประเทศไทย (kaan tho`ng thîaw hèn pràthêet thay タイ観光庁)HP., ประวัติความเป็นมา (TAT
の歴史), <https://www.tat.or.th/th/about-tat/history>, (最終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)
- 柿崎一郎, 2006, 『物語 タイの歴史 微笑みの国の真実』, 中公新書
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人, 2005, 『顔の見えない定住化』, 名古屋出版協会
- 川喜田二郎, 1967, 『発想法—創造性開発のために—』, 中央公論社
- 河原雅子, 2010, 「タイ・チェンマイのロングステイヤーの適応戦略と現地社会の対応」, 『年
報タイ研究 No.10』, 日本タイ学会, pp.33-55.
- 河森正人, 2016, 「東南アジアの福祉と国家についての一考察 - タイの事例をつうじて -」,
『海外社会保障研究 (193)』, pp.43-53.
- 経済企画庁, 1986, 「昭和 61 年年度経済報告 国際的調和を目指す日本経済 昭和 61 年 8 月
15 日」, <https://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/wp-je86/wp-je86-00203.html>, (最終閱
覧日: 2022 年 2 月 24 日)

- King, R., Warnes, A. M., & Williams, A.M.,1998,” International Retirement Migration in Europe” *International Journal of Population Geography Vol.4*, Chichester West Sussex UK: Wiley, pp.91-111.
- King, R., Cera, Eralba., & Fokkema, Tineke.,2021,” New frontiers in international retirement migration”, *Ageing & Society vol. 41*. Cambridge University Press, p.1205-1220.
- 木下柰太郎,1931,『其国其俗記』,岩波書店
- 木下康仁,2003,『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践』,弘文堂
- 木曾恵子,2019,「タイの家族 – 変わりゆくかたち、つながる人々」,綾部真雄編『タイを知るための72章第2版』,明石書店, pp.253-256.
- 小林秀明,2010,『クーデターとタイ政治 – 日本大使の1035日 –』,ゆまに書房
- 国民健康保険ガイド HP.「海外で治療を受けたとき (海外療養費)」,
<http://www.kokuho.info/sikyuu-kaigai.htm>, (最終閲覧日 2022年6月24日)
- 国際協力事業団オーストラリア事務所,1992,『海外移住読本 上・下』,国際協力事業団オーストラリア事務所
- 国際政治統合研究会・金丸輝男,2000,「アムステルダム条約 (仮訳)」,『同志社法學 51(5)』,同志社法學會
- 国際連合広報センターHP. <https://www.unic.or.jp/>, (最終閲覧日: 2022年6月22日)
- 国際労働機関 HP.「漁業労働条約 (第188号) タイがアジア初のILO漁業労働条約批准国に」,
https://www.ilo.org/tokyo/information/pr/WCMS_668135/lang--ja/index.htm,
(最終閲覧日 2022年6月24日)
- 国税庁 HP.「タックスアンサーNo2875.居住者と非居住者の区分」,
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2875.htm>, (最終閲覧日: 2022年6月24日)
- 国税庁 HP.「タックスアンサーNo2878.国内源泉所得の範囲 (平成29年分以降)」,
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2878.htm>, (最終閲覧日: 2022年6月24日)
- ก่อเกียรติพิทักษ์วารังคณา และ กัญญาพันธ์ดวงพร(Korkietpitak. Warangkana, &Pinyaphund.Duangporn,)
2009, “ข้อสังเกตบางประการต่อผลทางเศรษฐกิจและสังคมจากการพำนักระยะยาวของชาวญี่ปุ่นในประเทศไทย (タイ経済及び社会に対する日本人ロングステイの効果)”, วารสารญี่ปุ่นศึกษา26(2), pp.53-70.
- 小坂雅人,2021,「私的保険による仕事と介護の両立支援」,『保健学雑誌 第648号』,日本保険学会, pp.215-238.
- 公益財団法人国際通貨研究所 HP. <https://www.iima.or.jp/>, (最終閲覧日: 2022年6月24日)

厚生労働省 HP. 「地域包括ケアシステムの5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」」, https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/dl/link1-3.pdf#, (最終閲覧日: 2022年6月24日)

厚生労働省 HP. 「介護保険制度の概要」, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html, (最終閲覧日: 2022年6月24日)

厚生労働省 HP. 「介護情報公表システム」, <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>, (最終閲覧日: 2022年2月23日)

厚生労働省 HP. 「国民健康保険の加入・脱退について」, https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21539.html, (最終閲覧日: 2022年6月24日)

厚生労働省 HP. 「民生委員・児童委員について」, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/minseii/index.html, (最終閲覧日: 2022年6月24日)

厚生労働省 HP. 「2020年海外情勢報告第2章 東及び東南アジア地域にみる社会保障施策の概要と最近の動向」, <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/21/dl/t2-04.pdf>, (最終閲覧日 2022年6月24日)

厚生労働省 HP. 「令和元(2019)年国民医療費の概況」, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-iryohi/19/index.html>, (最終閲覧日: 2022年6月24日)

厚生労働省 HP. 「参考資料 2. 平均余命の年次推移」, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life10/sankou02.html>, (最終閲覧日: 2022年2月15日)

厚生労働省政策統括官, 2019, 「国民生活基礎調査」, 厚生労働統計協会

กระทรวงการต่างประเทศ (kràsuanj kaan tàanj pràthêet praphêet タイ外務省) HP., กรมการกงสุล กระทรวงการต่างประเทศ Types of VISA (外務省領事部 査証の種類), <https://consular.mfa.go.th/th/page/cate-7394-types-of-visa?menu=5d68c88d15e39c160c00827f>, (最終閲覧日: 2022年6月24日)

กระทรวงการคลัง กรมบัญชีกลาง (kràsuanj krombanchii klaanj khâa ráksăa phayaabaan タイ財務省中央会計局) HP., รักษาพยาบาล(医療について), https://www.cgd.go.th/cs/internet/internet/%E0%B8%A3%E0%B8%B1%E0%B8%81%E0%B8%A9%E0%B8%B2%E0%B8%9E%E0%B8%A2%E0%B8%B2%E0%B8%9A%E0%B8%B2%E0%B8%A5.html?page_locale=th_TH, (最終閲覧日: 2022年2月23日)

กระทรวงสาธารณสุข กรมควบคุมโรค (kràsuaŋ sǎathaarànáśùk krom khûap khum rôok タイ保健省疾病予防局) HP., ไข้เลือดออก(Dengue 熱), https://ddc.moph.go.th/disease_detail.php?d=44, (最終閲覧日：2022 年 6 月 24 日)

กระทรวงสาธารณสุข กรมควบคุมโรค(kràsuaŋ sǎathaarànáśùk krom khûap khum rôok タイ保健省疾病予防局)HP., โรคติดเชื้อไวรัสโคโรนา 2019 (COVID-19), <https://ddc.moph.go.th/viralpneumonia/index.php>, (最終閲覧日：2022 年 2 月 23 日)

กระทรวงยุติธรรม กรมคุ้มครองสิทธิและเสรีภาพ กระทรวงยุติธรรม (kràsuaŋ yúttham krom khúmkrwəŋ siththí lé sēerii pháap タイ王国法務省権利および自由擁護局編), 2019, “แผนปฏิบัติการระดับชาติว่าด้วยธุรกิจกับสิทธิมนุษยชน ระยะที่ 1 (พ.ศ. 2562-2565) 第 1 次 National Action Plan on Business and Human Rights(仏歴 2562-2565)”, <http://reg3.diw.go.th/policy/wp-content/uploads/2020/01/download.pdf>, (最終閲覧日：2022 年 6 月 24 日)

กรมสรรพากร(タイ財務省国税局 kromsanphakon)HP., “ประมวลรัษฎากร(歳入法)”, <https://www.rd.go.th/674.html>, (最終閲覧日：2022 年 6 月 26 日)

久保智祥・石川義孝, 2004, 『『樂園』をもとめて -日本人の国際引退移動-』, 『人文地理 第 56 卷第 3 号』, 一般社団法人人文地理学会, pp.74-87.

Lévi-Strauss, Claude., 1962, “*La Pensee sauvage*” = 大橋保夫訳, 1976, 『野生の思考』, みすず書房

Libro Metodológico del Instituto Nacional de Estadística y Censos, 2015 “*BUEN VIVIR EN EL ECUADOR Del concepto a la medición*” Instituto Nacional de Estadística y Censos

李原翔・佐野秀樹, 2009, 「マイノリティの学業達成・文化変容およびカウンセリングの役割に関する海外研究の動向：適応要因と教育支援のキーワードを通して,」, 『東京学芸大学紀要』 60, pp.193-202.

Longino C.F, & Warnes, A.M, 2005, “Migration and older people.”, *In Johnson ML (ed)=Cambridge encyclopedia of ageing*. Cambridge University Press, Cambridge, pp.538-545.

毎日新聞, 1989 年 9 月 19 日, 朝刊 3 面, 「シルバー・コロンビア計画の移住型プラン変更=余暇協議会」

Malaysia Government HP. <https://www.malaysia.gov.my/portal/index>, (最終閲覧日：2022 年 6 月 24 日)

マルタ観光局 HP. <https://www.mtjapan.com/>, (最終閲覧日：2022 年 6 月 24 日)

松本逸也, 1992, 『シャムの日本人写真師』, めこん

松本勝明, 2009, 「オーストリアの介護手当制度 -介護保障における現金給付の役割-」, 『社会政策第 1 卷第 2 号』, ミネルヴァ書房, pp.77-87.

Medicare. gov. HP. <https://www.medicare.gov/>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

Miami Beach City HP. <https://www.miamibeachfl.gov/>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

Miami Beach Historical Association HP, <http://www.miamibeachhistory.org/mbhistory.html>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

Migration.gov.at Living and Working in Austria HP.” Permanent immigration”, <https://www.migration.gov.at/en/types-of-immigration/permanent-immigration/>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

南谷かおり,2019,「特集 増進する国際診療に備える 言葉の壁を乗り越える 一医療通訳と役立つツール」,『小児科診療 Vol.72.No.10.』,pp.1517(19)-1521(23).

Ministerio de Relaciones Exteriores y Movilidad Humana (MREMH) HP. <https://www.gob.ec/mremh/tramites/concesion-visa-residencia-temporal-jubilado>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

Ministry of Public Health Thailand HP, “Corona Virus Disease” <https://ddc.moph.go.th/viralpneumonia/eng/situation.php>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

三田寺裕治,2021,「言語障壁が医療サービスに与える影響と 医療通訳の有用性についての文献検討」,『淑徳大学短期大学部研究紀要 第63号』, 淑徳大学短期大学部紀要委員会, pp.13-26.

三菱東京 UFJ 銀行,2013,「タイの最低賃金の大幅引き上げの影響について」,『経済情報 No2013-15』,pp1-8.

宮本恭子,2020,「ドイツ介護政策の転換と介護の家族支援策」,『経済科学論集 第46号』, 島根大学法文学部法経学科, pp.25-55.

三好春樹,2001,『ブリコラージュとしての介護』,雲母書房

溝尾朗,2019,「健康長寿とロングステイ」,『ロングステイ調査統計 2019』,一般財団法人ロングステイ財団,pp.15.

MM2H Sarawak HP, <https://smm2h.sarawaktourism.com/>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

森田直美・吉富志津代,2020,「2.医療現場における医療通訳者との協働 2-1. 医療通訳者の立場から期待と提言」,『医学教育 51(6)』日本医学教育学会, pp.643-649.

森山治,2017,「家族介護制度についての一考察」,『実践と研究(16)』,一般社団法人石川県社会福祉士会, pp.1-11.

Mouk Yascha,2017,“*The Age of Responsibility Luck, Choice and the Welfare State*”=那須耕介・栗村亜寿香訳 2019,『自己責任の時代 -その先に構想する、支え合う福祉国家-』,みすず書房

มูลนิธิสถาบันวิจัยและพัฒนาผู้สูงอายุ (มส.ผส.) (muunlaníthí satháaban wícaý lé phátthanaaphûu sũuŋ aayú 高
齡者開発研究所)HP. “สถานการณ์ผู้สูงอายุไทยประจำปี 2563 (タイの高齢者状況仏歴 2563 年) “,
<https://thaitgri.org/?p=39772>, (最終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)

My FRS Online HP. <https://myfrsonline.com/>, (最終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)

内閣府 HP. 「経済白書 昭和 61 年年次経済報告」,
<https://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/wp-je86/wp-je86-000i1.html>, (最終閲覧日:
2022 年 6 月 24 日)

内閣府 HP. 「令和 3 年版高齢社会白書」,
https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2021/html/zenbun/s1_1_1.html, (最終閱
覧日: 2022 年 2 月 15 日)

中島マリン, 2012, 『タイのしきたり』, めこん, p34-35.

中西英樹, 2000, 「タイのロングステイ」, 『盤谷日本人商工会議所所報 462』, pp.19-23.

New Zealand Immigration HP. ” *Explore visa options for living permanently*”,
[https://www.immigration.govt.nz/new-zealand-visas/options/live-permanently/explore-
visa-options-for-living-permanently](https://www.immigration.govt.nz/new-zealand-visas/options/live-permanently/explore-visa-options-for-living-permanently), (最終閲覧日: 2022 年 2 月 23 日)

日本貿易振興機構 JETRO.HP. ビジネス短信,
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2012/09/50502a4055348.html>, (最終閲覧日: 2022 年 6
月 24 日)

日本貿易振興機構 JETRO.HP. 海外調査部バンコク事務所, 「タイ日系企業進出動向調査
2020 年調査結果」,
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/047f1d797cf3c47e/20210002.pdf, (最
終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)

日本貿易振興機構 JETRO.HP. 海外調査部ニューヨーク事務所, 「米国における医療保険制度
の概要」,
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/01168598c658e4b0/20210019.pdf, (最
終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)

日本貿易振興機構 JETRO HP. タイ 「二国間租税条約」,
https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_04.html, (最終閲覧日: 2022 年 6 月 22 日)

日本貿易振興機構 JETRO HP. タイ 「2007 年タイ王国憲法」,
[https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_1_2
007.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_1_2_007.pdf), (最終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)

日本貿易振興機構 JETRO HP. タイ 「1997 年タイ王国憲法」,
[https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_001
.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_001.pdf), (最終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)

日本貿易振興機構 JETRO HP. タイ 「税制 (個人所得税)」,

https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_04.html, (最終閲覧日:2022年6月24日)
日本放送協会・日本放送出版協会編,1997,「NHK 趣味悠々 サトウサンペイと楽しむ海外旅行術」,日本放送出版協会

日本年金機構 HP.「海外居住で現況届を提出される方、海外へ住所を移される方、海外居住で引っ越しされる方、海外居住者で海外の口座へ年金の振り込みを希望される方の手続き」,
<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/jukyu/20150129.html#cms1>,
(最終閲覧日:2022年2月23日)

日本年金機構 HP.「国民年金の任意加入の手続き」,
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/kanyu/20140627-02.html>, (最終閲覧日:2022年6月24日)

西村菜穂子,2020,「日本の国際引退移住者が直面するジレンマと政策課題 —タイ王国チェンマイへの移住を事例として—」,『公共政策志林 第8号』,法政大学大学院公共政策研究科公共政策志林編集委員会, pp.145-160.

西村菜穂子,2020,「国際引退移住者が抱える問題に対する対応策の方向性 —タイ王国チェンマイ県日本人引退移住者を事例として—」,『長期滞在型・ロングステイ観光論集 Vol.4』,長期滞在型・ロングステイ観光学会, pp.49-57.

西村菜穂子,2022,「国際引退移住における自己責任と公的支援のせめぎ合い —Covid19感染拡大下の在チェンマイ邦人 IRM の対応—」,『ロングステイ観光論集 Vol.5,6 合併号』,ロングステイ観光学会,pp28-37.

西日本新聞,2017年10月16日,朝刊 p3,「「第二の人生」タイへの移住で思わぬ事態 日本人の貧窮者が続出」

西野順治郎,1972,『日タイ四百年史』,時事通信社

西野順治郎,1996,『タイの大地と共に 星霜移り変わる半世紀』,日経事業出版社

ニッセイ基礎研究所,2011,『セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書』,平成22年度老人保健健康増進等事業

野村祥平・岸恵美子・小長谷百絵,2014,「高齢者のセルフ・ネグレクトの理論的な概念と実証研究の課題に関する考察」,『高齢者虐待防止研究 10(1)』,一般社団法人日本高齢者虐待防止学会, pp.175-187.

野津隆志,2014,『タイにおける外国人児童の教育と人権』,ブックウェイ

Official Portal Malaysia My Second Home HP.
<http://www.mm2h.gov.my/index.php/programme-overview>, (最終閲覧日:2022年2月23日)

小野真由美,2007,「ロングステイターリズム —第二の人生はマレーシアで—」,山下晋司編『観光文化学』,新曜社,pp.145-150.

小野真由美, 2012, 「日本人高齢者のケアを求めた国際移動 —マレーシアにおける国際退職移住とメディカルツーリズムの動向から—」, 『アジア太平洋討究 No.18』, 早稲田大学アジア太平洋研究センター, pp.253-267.

小野真由美, 2019, 『国際退職移住とロングステイターリズム マレーシアで暮らす日本人高齢者の民族誌』, 明石書店

押味貫之,2010, 「外国人患者受入れにおける言葉の壁」, 『日大医学雑誌 69(5)』, 日本大学医学部, pp.282-286.

欧州連合日本政府代表部 HP. 「EU における社会保障の適用調整について」, <https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/000503120.pdf>, (最終閲覧日: 2022 年 2 月 23 日)

แผนปฏิบัติการระดับชาติว่าด้วยธุรกิจกับสิทธิมนุษยชน ระยะที่ 1 (พ.ศ. 2562-2565), (phǎen pàtibàt kaan radàp chàat wáa dūay thúrakit kàp sithhìmanútsayachon ráyá thii nǎn) タイ NAP (仏歴 2562-2565 年), <http://reg3.diw.go.th/policy/wp-content/uploads/2020/01/download.pdf>, (最終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)

Philippine Retirement Authority HP. <https://pra.gov.ph/>, (最終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)

Phillimore, J., Bradby, H., Knecht, M., Padilla, B., & Pemberton, S., 2018, “Bricolage as conceptual tool for understanding access to healthcare in superdiverse populations”, *Social Theory & Health*, 17(2), pp.231–252.

Phillimore, J., Brand, T., Bradby, H., & Padilla, B., 2019. “Healthcare bricolage in Europe’s superdiverse neighbourhoods: A mixed methods study”, *BMC Public Health*, 19(1), pp1-14.

Polizia di Stato HP. “Il rilascio del permesso di soggiorno”, <https://www.poliziadistato.it/articolo/225>, (最終閲覧日: 2020 年 2 月 23 日)

Polizia di Stato HP. “Tutto ciò che devi sapere”, https://www.poliziadistato.it/articolo/225-Il_rilascio_del_permesso_di_soggiorno, (最終閲覧日: 2022 年 2 月 23 日)

ราชกิจจานุเบกษา (râatchakitcaanúbèeksăa タイ政府官報)HP., ประกาศกระทรวงมหาดไทยเรื่อง การอนุญาตให้คนต่างด้าวบางจำพวกอยู่ในราชอาณาจักรเป็นกรณีพิเศษ (王国内の一部外国人の滞在に関する特例について), http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/081/T_0009.PDF, (最終閲覧日: 2022 年 2 月 23 日)

ราชกิจจานุเบกษา (râatchakitcaanúbèeksăa タイ政府官報)HP., พระราชบัญญัติ ธุรกิจนำเที่ยวและมัคคุเทศก์ (ฉบับที่ ๒) พ.ศ. ๒๕๕๕ (phrârâatchabanyàt thúrakit nam thîaw lé mákkhúthêet chabàp thii sǎwng) 仏歴 2559 年

- タイ観光法) ,<http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2559/A/076/1.PDF> ,(最終閲覧日：2022 年 6 月 22 日)
- รัฐบาลไทย (rátthabaan thai タイ王国政府報道)HP., <https://www.thaigov.go.th/main/contents>,
(最終閲覧日：2022 年 2 月 23 日)
- Republica de Panama Migracion servicio Excelencia Contorol HP.”Residente Permanente” ,
<https://www.migracion.gob.pa/images/PAGINA%20WEB%20EFRAIN/ResidentePermanente/3%202%20Reagrupacio%CC%81n%20Familiar%20Dependiente%20de%20Residente%20Permanente.pdf>, (最終閲覧日：2022 年 2 月 23 日)
- Republica del Paraguay Ministerio del Interior Dirección General de Migraciones HP.
” Redication Rermanente” ,
<http://www.migraciones.gov.py/index.php/tramites/radicaciones/radicacion-permanente>,
(最終閲覧日：2020 年 2 月 23 日)
- Republic of Bulgaria Ministry of Foreign Affairs HP.” Visa for Bulgaria” ,
<https://www.mfa.bg/en/services-travel/consular-services/travel-bulgaria/visa-bulgaria>,
(最終閲覧日：2022 年 2 月 23 日)
- Republic of Cyprus Ministry of Foreign Affairs HP.” Types of VISAS” ,
<https://mfa.gov.cy/types-of-visa.html>, (最終閲覧日：2020 年 2 月 23 日)
- โรงพยาบาลเชียงใหม่ราม HP.(รอน phayabaan Chiang Mai Ram チェンマイラム病院), 「チェンマイラム病院で新型コロナウイルス COVID19 の検査を希望なさる方へ」 ,
<https://www.chiangmai.th.emb-japan.go.jp/files/100047813.pdf>, (最終閲覧日：2022 年 2 月 23 日)
- 裁判所 HP. 「最高裁判所第二小法廷平成 23 年 2 月 18 日集民第 236 号 71 頁」 ,
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=81080, (最終閲覧日：2022 年 6 月 24 日)
- 坂本治也,2020, 「日本人の自助・共助・公助意識の分析」, 『セミナー年報 2019』, 関西大学経済・政治研究所, pp.97-107.
- 櫻井義秀,2009, 「宗教」 = 日本タイ学会編, 『タイ辞典』, めこん, pp.24-25
- 櫻井義秀,2019, 「規範としての上座仏教」, 綾部真雄編, 『タイを知るための 72 章第 2 版』, 明石書店, pp.150-154. 「仏教僧・寺院の社会的役割」, 綾部真雄編, 『タイを知るための 72 章第 2 版』, 明石書店, pp.161-165.
- 櫻井義秀,2019,
- สำนักงานการบินพลเรือนแห่งประเทศไทย HP. (sǎmnák ñaan kaan binphon hèn pràthêet thay títtaam sathanakaan タイ民間航空局 HP.) ตามสถานการณ์ Corona2019 (Covid-19 情報追跡) ,

<https://www.caat.or.th/th/archives/47858>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

สำนักงานจังหวัดเชียงใหม่ (sǎmnák ñaan caŋwàt Chiang Mai チェンマイ県)HP.,

<http://www.chiangmai.go.th/web2556/>, (最終閲覧日 2022年6月24日)

สำนักงานคณะกรรมการสิทธิมนุษยชนแห่งชาติ. (sǎmnák ñaan khaná kammakaan sìthí manútsayachon hèngh châat タイ国家人権委員会) HP., <https://www.nhrc.or.th/Home.aspx?lang=th-TH>, (最終閲覧日：2022年6月24日)

สำนักงานหลักประกันสุขภาพแห่งชาติ (sǎmnák ñaan làk pràkan sùkkhaphâap hèngh châat タイ国家健康保険局) HP., <https://www.nhso.go.th/>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

สำนักงานประกันสังคม (sǎmnák ñaan prakan sǎŋkhom タイ労働省社会保険事務局)HP.,

<https://www.sso.go.th/wpr/>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

สำนักงานสาธารณสุขจังหวัดเชียงใหม่ (sǎmnák ñaan sǎathaarǎnásùk caŋwàt Chiang Mai タイ保健省チェンマイ県事務所) HP., ไวรัสโคโรนา (COVID-19),

https://www.chiangmaihealth.go.th/cmpho_web/coronavirus_situation.php, (最終閲覧日：2022年2月23日)

สำนักงานสาธารณสุขจังหวัดเชียงใหม่ (sǎmnák ñaan sǎathaarǎnásùk caŋwàt Chiang Mai タイ保健省チェンマイ県事務所) HP., แนวทางการแจ้งความจำนงขอรับวัคซีนโควิด-19 สำหรับชาวต่างชาติ (外国人居住者のワクチン接種登録について),

https://www.chiangmaihealth.go.th/cmpho_web/vaccine_foreigners.php, (最終閲覧日：2022年2月23日)

สำนักงานสถิติแห่งชาติ (sǎmnák ñaan sathítì hèngh châat タイ国家統計局)HP.,

<http://www.nso.go.th/sites/2014>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

สำนักงานตรวจคนเข้าเมือง (sǎmnák ñaan truat khon khâw mɯaŋg タイ入国管理局), 2019, ”ร่วมกับกฎหมายระเบียบว่าด้วยการตรวจคนเข้าเมือง (出入国法令集)”, สำนักงานตรวจคนเข้าเมือง สำนักงานตำรวจแห่งชาติ

สำนักงานตรวจคนเข้าเมือง (sǎmnák ñaan truat khon khâw mɯaŋg タイ入国管理局)HP., กานะนำและรายละเอียดสำหรับการยื่นคำขอเพื่อมีถิ่นที่อยู่ในราชอาณาจักร (ในโควตาประจำปี) 王立裁判所で永住権申請書を提出するための詳細 (四半期),

https://www.immigration.go.th/wp-content/uploads/2020/01/quota_detail.pdf, (最終閲覧日：2022年6月24日)

สำนักงานตรวจคนเข้าเมือง (sǎmnák ñaan truat khon khâw mɯaŋg タイ入国管理局)HP., พระราชบัญญัติคนเข้าเมือง พ.ศ.๒๕๖๒ (タイ移民法), https://www.immigration.go.th/?page_id=2577, (最終閲覧日：2022年6月26日)

- สำนักงานตรวจคนเข้าเมือง (sǎmnák ñaan truat khon khâw mưəŋ タイ入国管理局) HP., สถิติการเดินทางเข้า-ออกราชอาณาจักร 出入国者数統計 2545-2564), https://www.immigration.go.th/?page_id=1564, (最終閲覧日: 2022 年 2 月 23 日)
- 佐々木基一, 1987, 「シルバー・コロンビア計画」『群像』, 講談社, pp.206
- สถาบันผู้สูงอายุแมคเคน (sathǎaban phûu sũuŋ aayú McKean Senior Center) HP., <https://mckean.or.th/>, (最終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)
- สถาบันผู้สูงอายุแมคเคน (sathǎaban phûu sũuŋ aayú McKean Senior Center) HP., บ้านดอกแก้ว (Dok Kaew Garden) <https://mckean.or.th/dok-kaew-gardens/>, (最終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)
- สถาบันราชภัฏเชียงใหม่ (sathǎaban Rajabhat Chiang Mai チェンマイ・ラジャバート研究所), 1995, "ตำนานพื้นเมืองเชียงใหม่ฉบับเชียงใหม่ 700 ปี (เชียงใหม่ 700 年史)", ศูนย์วัฒนธรรมจังหวัดเชียงใหม่ สถาบันราชภัฏเชียงใหม่
- 佐藤文明, 1987, 「通産省の暴走 -尻すぼみのシルバー・コロンビア計画-」『政界往来 53(4)』, 政界往来社, pp.104-113.
- 澤田マルガレーテ, 1991, 「人の自由移動をめぐる諸問題: シェンゲン協定を中心として」『上智法學論集 34(1)』, 上智大学法學會, pp.81-102.
- Serviço de Estrangeiros e Fronteiras HP. <https://www.sef.pt/pt/Pages/homepage.aspx>, (最終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)
- 社团法人政府資料等普及調査会・調査部編, 1986, 「シルバー・コロンビア計画'92 -豊かな第二の人生を海外で過ごすための「海外居住支援事業」, 『月間政府資料= Monthly government data. (12)(149)』, 社团法人政府資料等普及調査会, pp.21-35.
- 品川区 HP. 「海外へ出国(転出)する場合の特別区民税・都民税(住民税)について」, <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/procedure/procedure-zeikin/procedure-zeikin-sinkoku/procedure-zeikin-sinkoku-kuminzei/procedure-zeikin-sinkoku-kuminzei-kozin/20190711154408.html>, (最終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)
- 新・地方自治ニュース 2017 No.1.(2017 年 4 月 10 日, 「転出届なしでの長期間出国の介護保険料取り扱い」, https://www.pppnews.org/files/la/2017/LA2017_01_170410.pdf (最終閲覧日: 2022 年 6 月 24 日)
- 新村出編, 2018, 『広辞苑 第七版』, 岩波書店, pp.762.
- 篠原勝弘, 2006, 「総領事館ほっとライン 第 29 回チェンマイ 変貌するチェンマイと在留邦人の急増」, 『世界週報 2006 年新春合併号』, 時事通信出版局, pp.80-81.
- Siriphan. Sasat., 2018, "Chapter 13. Thailand" *Research Project on Care for Older Persons in ASEAN+3 The Role of Families and Local and National Support Systems*, Chulalongkorn University ed.
- Somboon, Weerawutiwong., 2019, 『タイ国税務小冊子』, PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Limited

- 総務省 HP.「個人住民税」,
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_03.html
 (最終閲覧日:2022年6月24日)
- 総務省統計局統計トピックス No.121,「統計からみた我が国の高齢者 敬老の日にちなんで」,
<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1210.html>, (最終閲覧日:2022年2月23日)
- Strauss, A., & Corbin, J.,1998," *Basics Qualitative Health Psychology: Theories and Methods.* ", London: Saga Publications.
- 末廣昭,2009,『タイ 中進国の模索』,岩波書店
- Sunil, T. S., Rojas, Viviana., &Bradley, D.E.,2007," United States' international retirement migration: the reason for retiring to the environs of Lake Chapala, Mexico", *Ageing and Society vol.27.*, Cambridge University Press, pp.489-510.
- 住友商事株式会社 HP.「タイ・アマタ工業団地のご紹介(販売代理店 住友商事株式会社)」,
<https://sumitomocorp-indpark.com/wp/wp-content/uploads/2020/07/9ef92093586ef7b0bbcc68e0e7b2f4f3.pdf>, (最終閲覧日:2022年6月24日)
- Sutpratana, Duangkaew., 2017, 「タイ・チェンマイにおける日本人長期滞在者のライフスタイル型の移動とそのインパクト」, 琉球大学大学院人文社会科学研究所博士論文
- ストライカー ジャック,1989,「外国人の見たニッポン -シルバー・コロンビア計画-」
 『Monthly Elder9(3)』,高齢・障害・求職者雇用支援機構労働調査会, pp.36-37.
- 高橋徹,2015,『タイ 混迷からの脱出 -繰り返すクーデター・迫る中進国の罭』,日本経済新聞出版社
- 田嶋淳子,2010,『国際移住の社会学 -東アジアのグローバル化を考える-』,明石書店
- 高沢明良,1987,「現代の棄民政策「シルバー・コロンビア」」『知識 3(66)』, 彩文社, pp.140-147.
- 台北駐日経済文化代表処 HP.「停留査証 (VISITOR VISA)」,
https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/25154.html, (最終閲覧日:2022年2月23日)
- 玉井勝美,1987,「シルバー・コロンビアの愚」『文芸春秋 65(4)』,文芸春秋社, pp.324-329.
- 田村大輔,2016,「新興・再興感染症が発生した際の国、医療機関における対応 -未知の感染症への対応について-」,『Infection control (Osaka, Japan)25 巻 8 号』,pp.39-43.
- タイ国政府観光庁 HP. <https://www.thailandtravel.or.jp/>, (最終閲覧日:2022年2月24日)
- Thailand Elite HP. <https://thai-elite.jp/>, (最終閲覧日:2022年2月23日)
- タイ室東京事務局編,1942,『タイ案内』, 成武堂

- The Daily NNA タイ版,2018年12月24日,「漁業者の労働改善条約批准へアジア初、違法漁業の改善急ぐ」,pp1-2.
- The Daily NNA タイ版,2022年5月12日,「国連、日系の人権DDを支援17カ国でリスク管理能力を向上へ」,pp1-2.
- The Daily NNA タイ版,2022年5月13日,「第20回人権デューデリジェンスの動向」,pp13.
- The Daily NNA タイ版,2021年10月19日,「SDGs「日系に商機」の声 国別の達成度、タイは東南ア首位」,pp1-2.
- The Daily NNA タイ版,2022年1月7日,「事業の大胆な変革が不可避に SDGs とアジアビジネス（上）」,pp1-2.
- The Daily NNA タイ版,2022年1月10日,第06600号,「供給網管理、NGOと連携をSDGsとアジアビジネス（下）」pp1-2.
- The Official Travel and Tourism Site of Greater Miami & Miami Beach HP.
<https://www.miamiandbeaches.com/>, (最終閲覧日:2022年6月24日)
- 土屋雅子,2016,『テーマスティック・アナリシス法 —インタビューデータ分析のためのコーディングの基礎—』,ナカニシヤ出版
- 通商産業省産業政策局編,1988,『海外滞在型余暇 -国境を越える余暇の将来展望-』,通商産業省
- 東京海上日動 HP.「海外旅行保険（観光・ロングステイ・商用など）」,<https://www.tmn-hoken.jp/travel/>, (最終閲覧日:2022年1月26日)
- 東京都生活文化局 HP.「パスポート 東京都に住民登録していない方の申請（居所申請）」,
<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/passport/guide/application/0000000358.html>, (最終閲覧日:2022年2月24日)
- 富里市 HP.「個人住民税」,
https://www.city.tomisato.lg.jp/faq/faq_detail.php?co=cat&frmId=105&frmCd=2-1-0-0-0, (最終閲覧日:2022年6月24日)
- Tönnies, Ferdinand., 1887, " *Gemeinschaft und Gesellschaft: Grundbegriffe der reinen Soziologie* = 杉之原寿一訳,1957,『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト 純粹社会学の基本概念(上下)』,岩波文庫
- Tourism Council of Thailand HP. <https://www.thailandtourismcouncil.org/home-th/#>, (最終閲覧日:2022年1月24日)
- Unidad Administrativa Especial Migración Colombia HP.
https://www.cancilleria.gov.co/en/procedures_services/visa/m-pensioner-independent, (最終閲覧日:2022年2月23日)

- United States Census Bureau HP. <https://www.census.gov/>, (最終閲覧日：2022年6月24日)
- United States Census Bureau HP. "International and Domestic Migration", <https://data.census.gov/cedsci/all?q=International%20and%20Domestic%20Migration>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- United Van Lines Co. Ltd. HP. <https://www.unitedvanlines.com/>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- Urry, John., & Larsen, Jonas., 1990, "The Tourist Gaze: Leisure and Travel in Contemporary Societies" = 加太宏邦訳, 2015, 『観光のまなざし 増補改訂版』, 法政大学出版社
- US Citizenship and Immigration Service HP, "CNMI E-2 Nonimmigrant Status for Foreign Nationals with Long-Term Investor Status Questions & Answers", <https://www.uscis.gov/archive/cnmi-e-2-nonimmigrant-status-for-foreign-nationals-with-long-term-investor-status-questions-answers>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- Venture Beat HP. "TransferWise reports 75% revenue growth as customer base doubles to 4 million", <https://venturebeat.com/2018/09/10/transferwise-reports-75-revenue-growth-as-customer-base-doubles-to-4-million/>, (最終閲覧日：2022年6月24日)
- Visit Algarve Portugal HP. <https://www.visitalgarve.pt/en/default.aspx>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- WHO HP. "Corona Virus disease (Covid-19) Pandemic Situation by Region, Country, Territory & Area", <https://covid19.who.int/table>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- Williams, Allan. M., King, Russell., & Warnes, Tony., 1997, "A Place in the Sun: International Retirement Migration from Northern to Southern Europe", *European Urban and Regional Studies Vol.4(2)*, pp.115-135.
- Williams, Allan, M., King, Russell, Warnes, Anthony, & Patterson, Guy, 2000, "Tourism and international retirement migration: New forms of an old relationship in southern Europe", *Tourism Geographies* (2)1. pp.28-49.
- Winn, Marc. HP. "What is your IKIGAI? May 14, 2014", <https://theviewinside.me/what-is-your-ikigai/>, (最終閲覧日：2022年2月23日)
- Wise HP. <https://wise.com/jp/>, (最終閲覧日：2022年6月24日)
- World Bank Group, "Purchasing Power Parities and the Size of World Economies Results from the 2017 International Comparison Program", <https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/33623/9781464815300.pdf>, (最終閲覧日：2022年2月24日)

World Bank Open Data HP. <https://data.worldbank.org/>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

World Tourism Organization (UNWTO) HP. <https://www.unwto.org/>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

World Travel & Tourism Council (WTTC) HP. “Economic Impact report”,
<https://wtcc.org/Research/Economic-Impact>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

WQAI HP.” World Air quality and pollution city ranking”,
<https://www.iqair.com/world-air-quality-ranking>, (最終閲覧日：2022年2月23日)

山田昌弘,2004,「家族の個人化」,『社会学評論 54 卷 4 号』,日本社会学会, pp.341-354.

山田美和,2021,「「ビジネスと人権に関する国連指導原則」にもとづく タイの国家行動計画の策定 —なぜタイはアジア最初の NAP 策定国となったのか—」,『アジア経済第 62 巻 2 号』,アジア経済研究所, pp. 2-23.

余暇開発センター,1973,『余暇時代における産業活動の社会的位置づけ』,余暇開発センター
読売新聞,1973年1月10日,朝刊5面,「ナゾの“不良日本人”タイの人身売買“少女は養女”表現、現地報道と逆」

読売新聞,1973年1月10日,夕刊6面,「問題の人「玉本」覚せい剤密輸も 買い手の暴力団自供 福岡県警追及へ」

読売新聞,1976年9月18日,夕刊9面,「「不法出国」玉本の実刑が確定」

読売新聞,1977年2月2日,夕刊8面,「“ハーレムの玉本”実刑確定」

読売新聞,1987年4月2日,別刷 pp1,「語録 “老人輸出”困る(筆:アントニオ・マルドナド・スペインミハス市長)」

読売新聞,1987年5月11日,朝刊2面,「シルバー・コロンビア計画見直し 滞在型余暇ビザ創設 研究会報告書」

吉原直樹・今野裕昭・松本行馬,2016,『海外日本人社会とメディア・ネットワーク -バリ島日本人社会を事例として-』,東信堂

吉井千周,2018,「タイ在留邦人と日本語フリーペーパー」,『バンコク日本人商工会議所所報 670号』, 盤谷日本人商工会議所, pp.31-35.

Your online guide to government services Malta HP.” identity, citizenship and immigration”,
https://www.servizz.gov.mt/en/Pages/Identity_-Citizenship-and-Immigration/National-Identity/Expatriate-Affairs/WEB080/default.aspx, (最終閲覧日：2022年2月23日)

弓野克彦,2018,「タイにおけるロングステイとその魅力」,『バンコク日本人商工会議所所報 第 672 号』,盤谷日本人商工会議所, pp.23-28.

在チェンマイ日本国総領事館 HP.「邦人関係概要」,www.chiangmai.th.emb-japan.go.jp, (最終閲覧日：2022年2月23日)

財団法人ロングステイ財団編,1994,『ロングステイ宿泊ガイド – Guide for Long Stay Accommodations –』,財団法人通商産業調査会

財団法人ロングステイ財団編,1996a,『ロングステイ宿泊ガイド 1996 – Guide for Long Stay Accommodations』,通商産業調査会

財団法人ロングステイ財団編,1996b,『ロングステイガイドブック 1 ヶ月ほど海外に住んでみませんか』,立風書房

財団法人ロングステイ財団編,1999,『ロングステイ宿泊ガイド 2000』,NTT 出版

財団法人余暇開発センター,1991,『平成二年度大型（複合型）ニュービジネス等調査（経済協力型ロングステイ）』,財団法人余暇開発センター

在本邦インドネシア共和国大使館 HP.「ビザ 申請(本人)」,
<https://kemlu.go.id/tokyo/lc/pages/visa/4297/etc-menu>, (最終閲覧日：2022 年 2 月 23 日)

財務省 HP.「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイ国の間の条約 略称：タイとの租税（所得）条約」,
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/Thailand1990_jp_en.pdf, (最終閲覧日：2022 年 6 月 24 日)

在タイ日本国大使館 HP.「王国への越境入国の閉鎖について（タイ政府からの回答） 第 9 条に基づく決定事項（第 1 号）第三項」,
https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/news_20200401_3.html, (最終閲覧日：2022 年 2 月 23 日)

在タイ日本国大使館 HP.「タイ入国に際してのご注意（陸路入国回数の制限）」,
<https://www.th.emb-japan.go.jp/jp/news/161215.htm>, (最終閲覧日：2022 年 6 月 24 日)

在東京タイ王国大使館 HP.「ビザの種類」,
<https://site.thaiembassy.jp/jp/visa/type/>, (最終閲覧日：2022 年 2 月 23 日)

Zasada, Ingo., Alvesb, Susana., Müller, Felix, Claus., Piorra, Annertte., Bergesa, Regine & Bell, Simon,2010,“ International retirement migration in the Alicante region, Spain: process, spatial pattern and environmental impacts”, *Journal of Environmental Planning and Management Vol. 53, No. 1*, pp.125–141.

逗子市 HP.よくある質問と回答「一時帰国の際に国民健康保険に加入できますか?」,
<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/faq/faq99-01.html>, (最終閲覧日：2022 年 2 月 24 日)

謝辞

本論文は、筆者が1997年より2015年まで18年間のチェンマイ在住時に、日本人の長期滞在者が、単に数の上で増加しているだけではなく、質的にも大きな変化が起こっていることに気づき、その後、大学院博士後期課程において、その実態と問題を実証的な調査研究によって学術的に明らかにしようと試みた成果である。本研究ならびに本論文の執筆にあたっては、多くの方々にご協力、ご指導をいただいた。

インタビュー調査に応じて下さった在チェンマイ IRMs のの方々には長期間にわたって、ご自身の海外生活や信条、IRM の課題、IRMs 当事者ならではの問題解決に向かうための取り組み、IRM の発展について、貴重なご意見を賜ることができた。調査に協力下さった多くの方々の生の声とご支援によって本論文が成立していることをここに銘記し、心から感謝申し上げる。

法政大学大学院公共政策研究科教授・池田寛二先生には指導教員として本研究の実施、遂行において、多様な見地から貴重なご助言をいただくとともに、学術論文が備えるべき観点から論文の構成に至るまで詳細に、厳しくも温かいご指導をいただいたことに、心から深謝申し上げます。

法政大学大学院公共政策研究科教授・中筋直哉先生、ならびに法政大学大学院社会学研究科教授・田嶋淳子先生には博士論文の主査・副査として、ともすればタイ在住者の視点のみに囚われがちな筆者を叱咤激励し、より広い視点からご指導いただいた。両先生に対して、心から深謝申し上げます。

IRM を受け入れる現地の方々にもご多忙の中、調査へのご対応、ご協力をいただいた。ドーク・ゲーオ・ガーデン(Dok Kaew Garden)のプロジェクト・アドバイザーであるホーリー・デニー(Holly Denney)氏をはじめ、元バンコク銀行職員アナンヤー・シンスパラット(อนันยาสินสุภรัตน์)氏、ならびにタイ裁判所検事チョークチャイ・シンスパラット(โชคชัยสินสุภรัตน์)氏ご夫婦、Ranvel Tour Co. Ltd.社長ワニチャダー・ルアンソン(วนิชดาเรือนศรี)氏、ならびにご子息であるタマサート大学学生クリッサダー・ルアンソン(กฤษดาเรือนศรี)氏、本学修了生ソーポン・エムサワット(โสภณ เอ็มสุวงศ์)氏に対して、心から感謝申し上げます。

国内においても、元 IRMs および季節移動 IRMs のの方々より、これまでの IRM 経験および二拠点生活に基づく IRM、ならびに IRM を卒業(帰国)することに対する深い洞察に富んだご意見をいただいたことに、心から感謝申し上げます。

最後に、これまで筆者が思う道を進むことに対して、最大限の協力を惜しまず、粘り強く支援くださった飯塚洋一氏、飯塚晴紀氏兄弟、ならびに筆者の家族に感謝の意を捧げたい。